

令和 5 年 3 月定例会

委 員 会 会 議 録

〔 総 務 文 教 常 任 委 員 会
建 設 環 境 常 任 委 員 会
健 康 福 祉 常 任 委 員 会 〕

行 田 市 議 会

令和5年3月行田市議会定例会委員会会議録目次

◎総務文教常任委員会（3月6日）

付託案件	1
出席委員（7名）	2
欠席委員（0名）	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開 会（午前 9時29分）	3
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議案第7号について	4
休 憩（午前10時12分）	15
再 開（午前10時24分）	15
議案第7号の質疑	16
休 憩（午前11時16分）	32
再 開（午前11時28分）	32
議案第15号について	33
議案第15号の質疑	34
議案第15号の討論、採決	42
休 憩（午前11時58分）	42
再 開（午後 0時59分）	42
開議の宣告	42
議案第16号について	43
議案第16号の質疑	43
議案第16号の討論、採決	44
休 憩（午後 1時03分）	44

再 開（午後 1時05分）	4 4
議案第7号について	4 5
休 憩（午後 1時52分）	5 7

再 開（午後 2時02分）	5 7
議案第7号の質疑	5 7
散会の宣告	7 4
散 会（午後 2時56分）	7 4

※

◎総務文教常任委員会（3月7日）

付託案件	7 5
出席委員（7名）	7 6
欠席委員（0名）	7 6
説明のため出席した者	7 6
事務局職員出席者	7 6
開 議（午前 9時29分）	7 7
開議の宣告	7 7
議案第7号について	7 7
休 憩（午前10時18分）	9 0

再 開（午前10時30分）	9 0
議案第7号の質疑	9 0
休 憩（午前11時45分）	1 1 1

再 開（午前11時50分）	1 1 1
議案第7号について	1 1 2
議案第7号の質疑	1 1 4

休 憩（午前 1 1 時 5 8 分）	1 1 4
---------------------------	-------

再 開（午後 0 時 5 9 分）	1 1 4
議案第 7 号について	1 1 4
議案第 7 号の質疑	1 1 6

休 憩（午後 1 時 1 4 分）	1 1 8
-------------------------	-------

再 開（午後 1 時 1 6 分）	1 1 9
議案第 7 号について	1 1 9
議案第 7 号の質疑	1 2 1
議案第 7 号の討論、採決	1 2 3

休 憩（午後 1 時 3 2 分）	1 2 4
-------------------------	-------

再 開（午後 1 時 3 3 分）	1 2 4
議請第 2 号について	1 2 4
議請第 2 号の意見	1 2 4
議請第 2 号の討論、採決	1 2 6
閉会の宣告	1 2 8

閉 会（午後 1 時 4 9 分）	1 2 8
署名委員	1 2 9

※

◎建設環境常任委員会（2 月 2 8 日）

付託案件	1 3 1
出席委員（6 名）	1 3 2
欠席委員（0 名）	1 3 2
説明のため出席した者	1 3 2
事務局職員出席者	1 3 2
開 会（午前 9 時 3 0 分）	1 3 3

開会の宣告	1 3 3
現地視察について	1 3 3
休 憩（午前 9 時 3 2 分）	1 3 3
再 開（午前 1 1 時 0 6 分）	1 3 3
開議の宣告	1 3 3
議案第 2 8 号及び議案第 2 9 号について	1 3 4
議案第 2 8 号及び議案第 2 9 号の質疑	1 3 6
議案第 2 8 号及び議案第 2 9 号の討論、採決	1 4 0
休 憩（午前 1 1 時 2 8 分）	1 4 1
再 開（午前 1 1 時 3 0 分）	1 4 1
議案第 7 号について	1 4 1
休 憩（午後 0 時 0 2 分）	1 4 9
再 開（午後 1 時 0 4 分）	1 4 9
議案第 7 号の質疑	1 4 9
休 憩（午後 1 時 4 1 分）	1 6 0
再 開（午後 1 時 4 3 分）	1 6 0
議案第 7 号及び議案第 1 2 号について	1 6 0
休 憩（午後 2 時 0 2 分）	1 6 6
再 開（午後 2 時 0 9 分）	1 6 6
発言の申出	1 6 6
議案第 1 2 号の質疑	1 6 6
議案第 1 2 号の討論、採決	1 7 3
休 憩（午後 2 時 3 4 分）	1 7 4
再 開（午後 2 時 3 6 分）	1 7 4

議案第 7 号及び議案第 13 号について	174
議案第 7 号及び議案第 13 号の質疑	178
議案第 13 号の討論、採決	183
休 憩（午後 3 時 06 分）	183
再 開（午後 3 時 18 分）	183
議案第 7 号について	184
議案第 7 号の質疑	190
休 憩（午後 4 時 22 分）	199
再 開（午後 4 時 22 分）	200
答弁保留の答弁	200
散会の宣告	200
散 会（午後 4 時 24 分）	200

※

◎建設環境常任委員会（3 月 1 日）

付託案件	201
出席委員（6 名）	202
欠席委員（0 名）	202
説明のため出席した者	202
事務局職員出席者	202
開 議（午前 9 時 28 分）	203
開議の宣告	203
議案第 7 号について	204
休 憩（午前 10 時 27 分）	218
再 開（午前 10 時 38 分）	218
議案第 7 号の質疑	218

休 憩（午前 1 1 時 2 1 分）	2 3 1
再 開（午前 1 1 時 2 2 分）	2 3 1
議案第 9 号について	2 3 1
議案第 9 号の質疑	2 3 2
議案第 9 号の討論、採決	2 3 5
休 憩（午前 1 1 時 3 5 分）	2 3 5
再 開（午前 1 1 時 3 8 分）	2 3 5
議案第 2 7 号について	2 3 5
議案第 2 7 号の質疑	2 3 7
議案第 2 7 号の討論、採決	2 3 8
休 憩（午前 1 1 時 4 9 分）	2 3 9
再 開（午後 1 時 0 0 分）	2 3 9
議案第 7 号について	2 3 9
議案第 7 号の質疑	2 5 1
議案第 7 号の討論、採決	2 6 1
休 憩（午後 2 時 2 0 分）	2 6 2
再 開（午後 2 時 2 8 分）	2 6 2
議請第 1 号について	2 6 2
議請第 1 号の意見	2 6 2
議請第 1 号の討論、採決	2 6 4
閉会の宣告	2 6 5
閉 会（午後 2 時 4 0 分）	2 6 5
署名委員	2 6 7

◎健康福祉常任委員会（３月２日）

付託案件	269
出席委員（７名）	271
欠席委員（０名）	271
説明のため出席した者	271
事務局職員出席者	271
開 会（午前 ９時３０分）	272
開会の宣告	272
開議の宣告	272
議案第７号について	273
議案第７号の質疑	277
休 憩（午前１０時１３分）	285
再 開（午前１０時２５分）	285
議案第１７号について	286
議案第１７号の質疑	287
議案第１７号の討論	289
議案第１７号の採決	289
休 憩（午前１０時３７分）	290
再 開（午前１０時３９分）	290
議案第２０号について	290
議案第２０号の質疑	291
議案第２０号の討論、採決	298
議案第２２号について	299
議案第２２号の質疑	300
議案第２２号の討論、採決	301
議案第２３号について	301
議案第２３号の質疑	302
議案第２３号の討論、採決	304

休 憩（午前 1 1 時 2 7 分）	3 0 4
再 開（午前 1 1 時 3 4 分）	3 0 4
議案第 2 4 号について	3 0 4
議案第 2 4 号の質疑	3 0 5
議案第 2 4 号の討論	3 0 6
議案第 2 4 号の採決	3 0 7
議案第 2 5 号について	3 0 7
議案第 2 5 号の質疑	3 0 8
議案第 2 5 号の討論、採決	3 0 9
休 憩（午前 1 1 時 5 2 分）	3 0 9
再 開（午後 0 時 5 8 分）	3 0 9
議案第 8 号について	3 0 9
議案第 8 号の質疑	3 1 3
議案第 8 号の討論	3 1 8
議案第 8 号の採決	3 1 8
議案第 1 1 号について	3 1 9
議案第 1 1 号の質疑	3 2 0
議案第 1 1 号の討論	3 2 2
議案第 1 1 号の採決	3 2 2
休 憩（午後 1 時 5 8 分）	3 2 3
再 開（午後 2 時 0 9 分）	3 2 3
議案第 1 0 号について	3 2 3
議案第 1 0 号の質疑	3 2 8
議案第 1 0 号の討論	3 3 5
議案第 1 0 号の採決	3 3 5
散会の宣告	3 3 5
散 会（午後 3 時 0 4 分）	3 3 6

◎健康福祉常任委員会（３月３日）

付託案件	3 3 7
出席委員（７名）	3 3 8
欠席委員（０名）	3 3 8
説明のため出席した者	3 3 8
事務局職員出席者	3 3 8
開 議（午前 ９時２９分）	3 3 9
開議の宣告	3 3 9
議案第７号について	3 3 9
休 憩（午前１０時２３分）	3 5 2
再 開（午前１０時３４分）	3 5 2
議案第７号について続行	3 5 2
休 憩（午前１１時１７分）	3 6 2
再 開（午前１１時２４分）	3 6 2
議案第７号の質疑	3 6 2
休 憩（午前１１時５９分）	3 7 1
再 開（午後 １時００分）	3 7 2
発言の申出	3 7 2
議案第７号の質疑続行	3 7 2
休 憩（午後 １時５８分）	3 8 8
再 開（午後 ２時０９分）	3 8 8
議案第７号の質疑続行	3 8 8
議案第７号の討論	3 9 6

議案第 7 号の採決	3 9 6
閉会の宣告	3 9 7
閉 会（午後 2 時 4 1 分）	3 9 7
署名委員	3 9 9



総 務 文 教 常 任 委 員 会

3 月 6 日 (月 曜 日)

令和5年行田市議会総務文教常任委員会会議録

- 開会年月日 令和5年3月6日（月曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件 議案第 7号 令和5年度行田市一般会計予算
議案第15号 行田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例
議案第16号 行田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する
条例
議請第 2号 「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施中止又は
延期を求める意見書」の提出を求める請願
- 審査日程 【総合政策部】
議案第 7号 令和5年度行田市一般会計予算
【総務部】
議案第15号 行田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例
議案第16号 行田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する
条例
議案第 7号 令和5年度行田市一般会計予算

○出席委員（7名）

委員 長	加 藤 誠 一 委員	3 番	斉 藤 博 美 委員
副 委 員 長	福 島 ともお 委員	4 番	香 川 宏 行 委員
1 番	高 澤 克 芳 委員	5 番	江 川 直 一 委員
2 番	細 谷 美恵子 委員		

○欠席委員（0名）

○説明のため出席した者

渡 邊	直 毅	総 合 政 策 部 長
鴨 田	和 彦	総合政策部次長兼 秘 書 課 長
浅 見	知 正	総合政策部次長兼 財 政 課 長
島 田	あ か ね	総合政策部次長兼 企 画 政 策 課 長
川 上	清	広 報 広 聴 課 長
石 川	学	財 産 管 理 課 長
細 谷	博 之	情 報 政 策 課 長
横 田	英 利	総 務 部 長
菅 原	広 志	総 務 課 長 兼 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長
松 田	正	人 事 課 長
吉 田	明 夫	税 務 課 長
野 辺	博 彦	人 権 推 進 課 長
瀬 尾	昌 之	契 約 検 査 課 長
高 橋	栄 一	総 務 部 副 参 事 (工事検査担当)

○事務局職員出席者

書 記 大 澤 光 弘

午前 9時 29分 開会

△開会の宣告

○委員長 皆さん、おはようございます。

最近はよく暖かくなりました。本日は啓蟄ということで、余計春めいた感じもします。ただ、三寒四温ではないですけれども、かなり暑かったり寒かったりということで、風も吹いています。そんな中、皆さん体調を崩さないように、これからの活動に元気で向かっていきますようにご自愛していただきたいと思います。

また、本日のこの委員会につきましては、皆さんの活発な議論、そして、節度ある進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速始めさせていただきます。

ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用の上、お願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症対策のため、説明、質疑及び答弁については簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

今回、当委員会に付託されました案件は、議案3件及び請願1件であります。審査については、お手元に配付した審査日程により行います。

△開議の宣告

○委員長 それでは、総合政策部所管の議案について審査を行います。

まず、渡邊総合政策部長にご挨拶をお願いいたします。

○総合政策部長 おはようございます。

加藤委員長、福島副委員長をはじめまして、総務文教常任委員会の委員の皆様におかれましては、平素より総合政策部所管業務につきまして格別なるご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本日も審査いただきます案件は、議案第7号の令和5年度行田市一般会計当初予算のうち総合政策部が所管する部分でございます。

説明につきましては、担当課長から申し上げますので、どうぞよろしくご審査くださいますようお願い申し上げまして、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

△議案第7号について

○委員長 初めに、議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算中、総合政策部所管部分についてを議題とし、順次執行部の説明を求めます。

まず、島田企画政策課長、お願いします。

○企画政策課長 本日はどうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算中、企画政策課所管部分についてご説明申し上げます。

初めに、歳出からご説明申し上げますので、厚いほうの冊子、予算に関する説明書の79ページをお願いいたします。

2款総務費、1項1目一般管理費のうち、説明欄の一番上の◎企画政策課関係経費は、職員6人分の時間外勤務手当及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の令和3年度実施事業に係る残額を返還するものであります。

少し飛びまして、88ページをお願いいたします。

7目企画費、右側説明欄の◎行政企画費は、前年度と比較いたしまして2,629万円の増額となっております。この主な要因は、ふるさと納税の寄附額の増加を見込み、これに合わせて返礼品等の所要経費を増額したことによるものでございます。

各節のうち主なものを申し上げます。

7節の3行目、記念品費は、本丸児童公園蒸気機関車の修復事業のためのクラウドファンディング型ふるさと納税を含むふるさと納税の寄附者への返礼品代金及び送料でございます。令和5年度は、新たにクラウドファンディング型ふるさと納税の寄附金399万2,000円を見込んだこと、また、これ以外のふるさと納税については、寄附見込総額を前年度の5,000万円から1億3,543万4,000円へと大幅に増額して見込んだことから、前年度と比較いたしまして3,130万円の増額となっております。

11節の3行目、広告料は、公民連携を進める上で、さらに効果的に連携先企業等へPRを行う配信サービスに係る広告料でございます。

1行下の手数料は、クレジットカードによるふるさと納税を寄附いただく際の手数料などでございます。

91ページをお願いいたします。

12節の1行目、ふるさと納税管理業務委託料は、クラウドファンディング型ふるさと納税を含むふるさと納税の受入れ、返礼品の発送、寄附者情報の管理などの業務を一括して委託するものであります。寄附見込額の増加に伴い、前年度と比較して535万5,000円の増額となっております。

13節の2行目、OAシステム利用料は、ふるさと納税のポータルサイトやクレジットカードシステムの利用料及びデジタル版官庁速報の利用料であります。

ふるさと納税のポータルサイト等の利用料につきましては、寄附見込額に応じた額となっており、本年度は寄附見込額を大幅に増額したことから、前年度と比較して898万1,000円の増加となっております。

18節の3行目、秩父鉄道整備促進協議会負担金は、同社が実施する鉄道施設や設備の更新などの安全対策事業について、国・県及び沿線市町が連携して支援するものであります。

その下のふるさとづくり事業補助金は、ふるさとづくり基金を活用して、足袋蔵等の歴史的建築物を保存、活用しようとする者への補助であります。A・B事業、歴史的まち並み景観形成整備事業2件及びC事業、おもてなし壁面創出事業4件の合計6件分を計上しております。なお、A事業、日本遺産構成資産等建築物改修活用事業につきましては、令和4年度中に事前協議の案件がなかったことから、令和5年度予算には計上しておりません。

次の◎行政改革推進費は、前年度と比較して381万2,000円の減額となっております。この主な要因といたしましては、令和4年度の情報政策課新設に伴いまして、RPAなどに係る経費を情報政策課へ移管したことによるものでありまして、これ以外の経費につきましては例年とほぼ同額を計上しております。

次に、歳入をご説明いたしますので、戻りまして42ページをお願いいたします。

15款県支出金の中ほどの1項3目地方分権推進交付金は、本市が県から権限移譲を受けた事務の執行経費について県の基準に基づき交付されるもので、令和4年度の交付実績に基づき計上しております。

少し飛びまして、52ページをお願いいたします。

17款寄附金、1項1目ふるさと納税寄附金は、寄附実績に基づく増加見込み分に加え、本丸児童公園蒸気機関車の修復事業の財源として新たにクラウドファンディング型ふるさと納税寄附金及び企業版ふるさと納税寄附金を計上したことから、前年度よりも寄附総額が9,322万6,000円増加すると見込み計上しております。

右側説明欄をお願いいたします。ふるさとづくり基金寄附金及び1行飛んで、その他寄附

金につきましては、従来より実施しております個人のふるさと納税に係る寄附金でありまして、近年の寄附額増加を踏まえ寄附見込み総額を1億3,543万4,000円、うち1割をふるさとづくり基金寄附金として計上しております。

その他の寄附金の1行上、クラウドファンディング型ふるさと納税寄附金及び企業版ふるさと納税寄附金は、本丸児童公園蒸気機関車修復事業の財源として新たに措置するものであり、同事業に係る事業費779万2,000円の約半額ずつを計上しております。

54ページをお願いいたします。

18款繰入金、1項2目ふるさとづくり基金繰入金は、ふるさとづくり事業として、歳出にて計上いたしました6件分及び都市計画課にて実施いたします八幡通りにおけるまち並み景観形成事業2件分の財源として措置するものであります。

以上で、令和5年度一般会計予算中、企画政策課所管部分の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 次に、鴨田秘書課長、お願いします。

○秘書課長 それでは、令和5年度行田市一般会計予算のうち、秘書課の部分につきましてご説明させていただきます。

着座のまま説明させていただきます。

歳出についてご説明いたしますので、予算に関する説明書の74ページをお願いいたします。

2款総務費、1項1目一般管理費のうち、右ページ説明欄2つ目の◎秘書課関係経費は、前年度と比較いたしまして34万5,000円の減額でございます。この主な要因は、8節旅費及び18節負担金補助及び交付金の減額によるものでございます。

主なものを申し上げますと、3節の時間外勤務手当は、休日等に開催されます各種行事への市長出席に伴います運転手等の時間外勤務手当で、前年度と同額の計上でございます。

次に、8節の普通旅費は、前年度と比較いたしまして12万4,000円の減額となっております。全国都市問題会議が、令和4年度は遠方の長崎県長崎市で開催されましたが、令和5年度は青森県八戸市での開催予定となり、前年度に発生いたしました航空運賃等が発生しなくなったため減額となったものでございます。

次に、9節交際費は、前年度と同額の計上でございます。

次に、18節の負担金補助及び交付金は、前年度と比較いたしまして22万2,000円の減額となっております。埼玉県市長会の事業等がコロナ禍によりまして実施頻度が少なくなり、予算に余剰が生じたため、埼玉県市長会負担金が令和5年度に限り約2分の1となったことに

よりまして減額となったものでございます。

その他の費目につきましては、ほぼ例年どおりの計上となっております。

以上で、秘書課所管部分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 次に、浅見財政課長、お願いします。

○財政課長 それでは、着座にて財政課所管部分について説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

初めに、歳出について申し上げますので、予算に関する説明書77ページをお願いいたします。

説明欄の財政課関係経費は、財政課所管の時間外勤務手当でございます。

84ページをお願いいたします。

3目財政管理費、右ページ説明欄の主なものは、10節印刷製本費でありまして、予算書や決算書の作成費であります。

次に、少し飛びまして、262ページをお願いいたします。

11款公債費は、前年度対比1,813万3,000円の減となっております。

1項1目元金、右ページ説明欄の市債元金償還金は、前年度対比695万2,000円の減、2目利子、説明欄の市債利子償還金は、前年度対比1,118万1,000円の減となっております。元金、利子ともに償還表や借入見込額に基づき計上したものでありまして、新規借入れの減少や過去に借り入れた市債の償還が進んだことにより減額となっております。

その下の一時借入金利子は、一時的な資金不足が生じた場合に借り入れる一時借入金について利子見込額を計上したものであります。

266ページをお願いいたします。

13款予備費ですが、前年度と同額の2,000万円の計上であります。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、12ページをお願いいたします。

2款地方譲与税ですが、1項地方揮発油譲与税から3項森林環境譲与税までの各項目については、地方財政計画や交付実績を踏まえ予算額を計上しております。

1項地方揮発油譲与税は、前年度対比300万円の減、2項自動車重量譲与税は、前年度と同額となっております。3項森林環境譲与税は、森林整備や木材利用の促進などに充てる財源として譲与されるものでありまして、前年度対比30万円の減となっております。なお、令和5年度の森林環境譲与税の譲与額については、基金への積立てを予定しております。

14ページをお願いいたします。

このページの3款利子割交付金から、少し飛びまして、24ページの8款環境性能割交付金までの各交付金については、県税の一部が交付基準に基づき市町村に交付されるものであります。各交付金の予算額については、これまでの交付実績や地方財政計画等を勘案し、それぞれ見込んでおります。

それでは、各交付金の増減について申し上げますので、戻りまして14ページをお願いいたします。

3款利子割交付金は、前年度対比100万円の減となっております。

16ページをお願いいたします。

4款配当割交付金は、前年度対比1,000万円の増となっております。

18ページをお願いいたします。

5款株式等譲渡所得割交付金は、前年度対比700万円の減となっております。

20ページをお願いいたします。

6款法人事業税交付金は、前年度対比1,000万円の増となっております。

22ページをお願いいたします。

7款地方消費税交付金は、前年度と同額（訂正有）となっております。

24ページをお願いいたします。

8款環境性能割交付金は、半導体不足による自動車の減産状況または交付実績等を勘案し、前年度対比1,000万円の減となっております。

26ページをお願いいたします。

9款地方特例交付金は、国の制度変更等により、地方に負担増や減収等が生じた場合に特例的に交付されるもので、前年度対比300万円の増となっております。

1項地方特例交付金は、個人市民税における住宅ローン控除の適用に伴う減収を補てんするもので、前年度と同額を見込んでおります。

2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、中小事業者等が生産性の向上に資する先端設備等を導入した場合における、固定資産税の軽減措置に係る減収分を補てんするものであります。

28ページをお願いいたします。

10款地方交付税ですが、右ページ説明欄、普通交付税は、令和5年度地方財政計画において、交付団体ベースの一般財源総額は前年度と同水準が確保され、地方交付税の総額は、前

年度対比1.7%の増加となったことを踏まえ前年度と同額を見込んでおります。

また、特別交付税についても、交付実績を踏まえ前年度と同額を見込んでおります。

30ページをお願いいたします。

11款交通安全対策特別交付金は、交付実績を踏まえ、前年度対比100万円の減となっております。

次に、少し飛びまして、54ページをお願いいたします。

18款繰入金のうち1項1目財政調整基金繰入金5億5,000万円は、財源不足の補てんとして4億円を、物価高騰対策の財源として1億5,000万円を措置するものであります。

国の令和4年度第2次補正予算において、国税収入の増加に伴う措置として、自治体が国の経済対策に合わせた事業を実施できるように普通交付税が追加交付されました。本議会の3月補正予算においては、追加交付された普通交付税を財源として1億5,000万円を財政調整基金に積み立てる措置を行っておりますが、令和5年度当初予算においては、今回追加交付された趣旨を踏まえ、積立額を全額取り崩すことにより、物価高騰対策の一環として中学校給食費無償化事業及びプレミアム付商品券事業を実施するものであります。

5目減債基金繰入金は、令和3年度に普通交付税で措置された臨時財政対策債償還基金費に基づき交付された額について、減債基金に積み立てた上で今年度の臨時財政対策債の償還財源に充てることとされました。そのため、令和5年度分の償還の一部として減債基金からの繰入金を措置するものであります。

56ページをお願いいたします。

19款繰越金は、前年度と同額の計上であります。

60ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入の4節交付金及び助成金収入ですが、右ページ説明欄の1行目、埼玉県市町村振興協会市町村交付金は、市町村振興宝くじであるサマージャンボ及びハロウィンジャンボ宝くじの収益金の一部が均等割と人口割によって交付されるものでありまして、前年度と同額の計上となっております。

68ページをお願いいたします。

21款市債のうち、1項9目臨時財政対策債は、普通交付税の振替措置として発行するものでありまして、地方財政計画を踏まえ、前年度対比2億6,000万円の減となっております。

以上で、財政課所管部分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長 次に、川上広報広聴課長、お願いします。

○広報広聴課長 よろしくお願いいたします。恐縮ですが、着座にてご説明させていただきます。

議案第7号 令和5年度一般会計予算中、広報広聴課所管部分について、歳出からご説明申し上げますので、厚いほうの冊子、予算に関する説明書の78ページをお願いします。

2款総務費、1項1目一般管理費のうち、右ページの説明欄上から2番目の◎広報広聴課関係経費は、職員3名分の時間外勤務手当を計上したものでございます。

次に、80ページをお願いいたします。

2款1項2目文書広報費のうち、右ページの説明欄の◎広報活動費でございますが、前年に比べ53万3,000円の増額となっております。これは、紙単価の高騰による市報「ぎょうだ」印刷製本費の増額などによるものでございます。

主な内訳についてご説明申し上げますので、次の83ページをお願いいたします。

初めに、10節の需用費のうち、1行目の印刷製本費は、市報「ぎょうだ」の発行経費と写真のプリント代でございます。その下の修繕料は、車両の車検整備代でございます。

次に、11節の役務費のうち、4行目の広告料は、テレビ埼玉のデータ放送及び市のPR広告を新聞に掲載する経費でございます。

2つ下の保険料は、令和4年度に購入いたしました無人航空機ドローンに係る動産保険及び対人対物等損害賠償責任保険でございます。

次に、12節のホームページシステム保守点検委託料は、ホームページ作成管理システムの保守費用でございます。

次に、13節2行目、ホームページシステム借上料は、ホームページ作成管理システムの借上料でございます。

次に、14節の配線工事請負費は、広報広聴課のインターネットをアナログ回線から光回線に移行するための工事費でございます。

少し飛びまして、122ページをお願いいたします。

5項1目統計調査総務費のうち、右ページの説明欄の◎統計調査一般管理費でございますが、統計調査業務に携わる職員2名分の人件費及び事務費でございます。

次に、2目諸統計調査費のうち、右ページの説明欄の◎経済統計調査費でございますが、前年度と比較して386万9,000円の増額でございます。増額の要因は、5年に一度の調査であります住宅・土地統計調査の実施によるものでございます。

主なものを申し上げますと、調査員報酬費は、調査員65人分の、その下の指導員報酬は指

導員12人分の報酬であります。その下の会計年度任用職員報酬は統計調査補助要員2人分の報酬でございます。

次に、説明欄の◎教育統計調査費は、学校基本調査に係る事務経費でございます。

次に、歳入をご説明いたしますので、戻りまして46ページをお願いいたします。

15款県支出金であります。3項1目総務費委託金の5節統計調査費委託金は、説明欄に記載の各種統計調査の実施に対する委託金でございます。

62ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入、10節広告料収入のうち、右側の説明欄、市報広告料であります。市報「ぎょうだ」のうちの掲載広告料とホームページのバナー広告料を合わせて見込み、計上したものでございます。

以上で、令和5年度一般会計予算中、広報広聴課所管部分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 次に、石川財産管理課長、お願いします。

○財産管理課長 恐縮ですが、着座にてご説明いたします。

初めに、歳出についてご説明いたします。予算に関する説明書の79ページをお願いいたします。

説明欄、上から3つ目の◎財産管理課関係経費は、職員の時間外勤務手当でございます。

84ページをお願いいたします。

5目財産管理費は、前年度と比較して5,051万7,000円の増額となっております。この主な要因は、電気料等光熱費の高騰による10節需用費の増及び本庁舎の照明LED化に伴う14節工事請負費を計上したことによるものでございます。

右ページ説明欄、◎市有財産維持管理費は、市役所本庁舎や市有地の維持管理に必要な経費を計上したもので、前年度と比較して4,992万7,000円の増額となっております。

主なものを申し上げます。87ページをお願いします。

上から2行目、電気料及びその下のガス料は、本庁舎の電気料金及び冷暖房に係るガス料金で、エネルギー価格の高騰に伴いそれぞれ増額となっております。

次に、11節の4行目、保険料は、市民総合賠償保険の保険料でございまして、市有施設の瑕疵あるいは市が主催または共催する行事におきまして、利用者や参加者がけがをされた場合に対応する保険でございます。その下の火災保険料は、市有施設の火災等による損害に対応する保険でございます。

次に、12節の調査測量設計委託料は、遊休市有地を売却するため、土地の境界確定、測量を行うものでございます。

その下の公共施設マネジメント支援業務委託料は、学校跡地利活用検討事業に係るもので、2つの内容がございます。1点目は、本年度末で閉校となる太田東小学校の新たな活用策の検討に当たり、地域のニーズと民間事業者による利活用の可能性を把握するため、住民アンケート調査やサウンディング調査を実施し、活用計画を策定するための支援業務でございます。

2点目は、旧北河原小学校及び旧須加小学校の跡地活用についてございまして、本年度策定する活用計画を踏まえ、事業者選定に当たっての公募条件の整備から契約締結に至るまでの支援業務でございます。

次の庁舎総合管理業務委託料は、本庁舎の電話交換業務及び夜間警備業務でございます。

次の清掃委託料は、本庁舎の日常清掃、月1回の定期清掃及びガラス清掃業務でございます。その下の除草委託料は、本庁舎の敷地内及び当課で管理しております市有地の除草に係る経費でございます。次に、3つ下、施設機械設備保守点検委託料、以下各種委託料は、庁舎設備における法令等に基づく保守点検業務でありまして、例年どおりの計上となっております。

次に、13節の5行目、電話交換機借上料は、本庁舎の電話交換機の借上料でございます。

14節の設備改修工事請負費は、本庁舎照明LED化改修事業に係るもので、継続費を設定し、令和5年度と令和6年度の2カ年で実施するもののうち、令和5年度分の年割額を計上したものでございます。

次の◎車両管理費は、公用車の運行及び車検整備などに要する経費で、前年度とほぼ同額計上となっております。

主なものを申し上げます。89ページをお願いします。

一番上の修繕料は、車検等の法定点検に要するもの、2つ下の燃料費はガソリン代でございます。

11節の3行目、車両保険料は、自賠責保険や任意保険料でございます。

17節車両購入費は、公用車1台を購入するものでございます。

次に、左側、88ページになりますが、6目基金費は、基金の運用利子や寄附金等を見込んだものでございます。前年度と比較し1億3,500万円ほどの減となっておりますが、これは前年度当初予算におきまして、ごみ処理施設整備基金への積立金として1億5,000万円を措

置していたことによるものでございます。なお、運用利率につきましては、実績等を勘案いたしまして、平均で0.209%を見込んでおります。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入について申し上げます。戻りまして、34ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、1項1目総務使用料の右ページ説明欄1行目、行田羽生資源環境組合使用料は、本庁舎内に当組合の事務所が設置されているため、使用面積相当分の使用料でございます。

48ページをお願いいたします。

16款財産収入、1項1目財産貸付収入の右ページ説明欄1行目の交番等敷地貸付収入から6行目、一般土地貸付収入（財産管理課）までは、土地の貸付収入でございます。次に、7行下の建物貸付収入（財産管理課）は、庁舎1階に設置の周辺案内板、証明写真機、屋上に設置の太陽光発電設備等に係る建物貸付収入でございます。9行下の電柱等設置料は、市有地に設置を許可している電柱や公衆電話等の設置料収入でございます。

続いて、左側、48ページになりますが、2目利子及び配当金は、右側説明欄の財政調整基金利子、以下12基金の運用利子収入でございます。

60ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入の7節施設貸付収入ですが、右ページ説明欄の1行目、市庁舎電気料は、庁舎内に設置の自動販売機や周辺案内板等の電気使用料に係る実費相当分を見込んだものでございます。

62ページをお願いします。

10節広告料収入のうち、右ページ説明欄3行目、周辺案内板広告料は、周辺案内板設置業者からの広告料収入でございます。

次に、15節雑入ですが、65ページをお願いします。下から2行目、高圧送電線下補償料は、市有地に係る線下補償20箇所分でございます。

続いて、66ページをお願いします。

21款市債、1項1目総務債は、右ページ説明欄、本庁舎設備改修事業債で、本庁舎照明LED化改修事業の財源として地方債を措置するものでございます。歳出の施設改修工事請負費の90%となっております。

以上で、財産管理課所管部分の説明を終わります。よろしくをお願いします。

○委員長 次に、細谷情報政策課長、をお願いします。

○情報政策課長 よろしくお願いいたします。失礼いたしますが、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、情報政策課所管分の歳出予算について説明いたしますので、予算に関する説明書の79ページをお願いいたします。

説明欄、上から4つ目の◎情報政策課関係経費でございます。これは職員の時間外勤務手当及び旅費関係並びにスマートフォン講習会の開催に係る委託料を計上しております。

次に、少し飛びまして、102ページをお願いいたします。

中ほど15目の情報管理費でございますが、前年度と比較して1,462万7,000円の増額となっております。この主な要因は、自治体D Xの推進に係るシステム等利用料の増額やサーバー室空調設備の更新工事を実施することなどによるものでございます。

右ページ、説明欄の情報管理費であります。主なものを申し上げますと、11節の1行目通信料は、本庁舎と出先機関を結ぶネットワーク回線及び埼玉県自治体情報セキュリティクラウドなどに係る通信料でございます。

12節の1行目、グループウェアシステム保守点検委託料は、職員が業務で使用しているグループウェアシステムのハード機器及びソフトウェアの保守料でございます。

その3行下になります、OAシステム保守点検委託料は、基幹系システムのパソコンやプリンターなどOA機器に係る保守料でございます。

次のOAシステム改修委託料は、財務会計システムにおいてインボイス制度に対応した納入通知書などの改修を行うものでございます。

その下のR P A運用支援委託料は、シナリオ作成に加えて、職員への研修等も含めた支援について委託するものでございます。

次に、13節の1行目、OAシステム利用料は、自治体D Xの推進に係る音声認識システムやR P A、ペーパーレス会議システム及びチャットツールサービスなどの導入に伴う利用料でございます。

次の住民情報等基幹システム利用料は、基幹系システムのパッケージソフトウェアの利用料でございます。

次の財務会計システム利用料は、財務会計システムのパッケージソフトウェアの利用料でございますが、前年度に比べ232万円の増額となっております。これは、本年度実施した財務会計システムの更新に伴いクラウドシステムを導入したことによりまして、従来それぞれ計上していた保守料等について利用料に一本化したことによるものでございます。

次の住民情報等基幹システム借上料は、基幹系システム用のパソコンやネットワーク機器等のリース料でございます。

次のグループウェアシステム借上料は、職員が業務で使用しているパソコンやプリンター等に係るリース料でありまして、パソコン110台、プリンター30台の更新を予定しております。

次に、14節空調設備更新工事請負費は、サーバー室において24時間フル稼働している業務用エアコンについて、設置から8年が経過することから、耐用年数等を勘案し更新しようとするものであります。

次に、17節の庁用器具費は、自治体D Xの推進による業務効率化を図るため、紙で提出される申請書類等を読み取り、データ化するためのスキャナー2台を購入するものでございます。

105ページをお願いいたします。

説明欄の一番上、18節の埼玉県自治体情報セキュリティクラウド負担金は、国が進める情報ネットワーク強靱化対策として県が整備する県内市町村を対象とした情報セキュリティ対策の利用に係る負担金でございます。

その2行下になります。番号制度システム交付金は、社会保障・税番号制度で利用する中間サーバーの運営費について負担するものでございます。

以上で情報政策課所管部分についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 浅見財政課長。

○財政課長 すみません、先ほど説明させていただいた内容について、訂正のほうをさせていただければと思います。

先ほど私のほうで、22ページの7款地方消費税交付金、こちらについて、前年度と同額ということで説明のほうを申し上げさせていただきましたが、正しくは前年度対比5,000万円の減でございます。おわび申し上げるとともに、説明内容のほうを訂正させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前 10時 12分 休憩

午前 10時 24分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第7号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

細谷委員。

○2番 細谷委員 86ページの公共施設マネジメント支援業務委託料1,400万円、この内容について伺いたいと思います。

先ほどの説明ですと、太田東小のアンケート、サウンディング調査等ということでありま
すけれども、これはどのようなアンケートをとるのか、内容、サウンディング調査はどうい
う対象なのか、そのあたりをお願いします。

それから、もう一つ、この1,400万円の中で旧北河原小、そして旧須加小の事業者選定な
ど、支援業務ということですが、これはもうアンケートとサウンディング調査は終了
しているのかと思いますけれども、それを基に事業者選定、どこまでどのように進んでい
るのかについて伺いたいと思います。

2つお願いします。

○委員長 執行部の答弁をお願いします。

石川財産管理課長、お願いします。

○財産管理課長 お答えいたします。

86ページ、マネジメント支援業務委託料1,400万円のうち太田東小のアンケートの関係で
すけれども、アンケート内容は、本年度、旧須加小と旧北河原小で行いましたけれども、基
本的にはそのような感じで行いたいと思っていますが、アンケートの内容については学校跡
地の利活用について、どのような跡地活用がいいのかということを住民の方にお聞きした
と思っています。第一希望、第二希望、第三希望はどういう施設がいいか、そのようなもの
を、どういうものを希望したいかというのを聞いていきたいと思っています。

民間の活用についても、導入についてどのように考えていますかというところで、その辺
も伺っていききたいと思います。あとそのほか自由意見として、考えている利活用についてお
聞きしたいと思っています。

サウンディング調査についてですけれども、サウンディングは民間事業者に対して利活用
の可能性を把握するために行っていくもので、新たな事業者の把握をするため、いろいろ聞

いていきたいと思っております。どのような利活用ができそうかという可能性を確認していきたいと思っております。

続きまして、旧北河原小学校と旧須加小学校の検討状況でございますけれども、今年度は地域住民の意向と民間事業者による利活用の可能性の把握に努めたところでございまして、現在、サウンディング調査の結果も踏まえて、活用計画の案を取りまとめているというところでございます。

以上でございます。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 全く分からないですけれども、まず、最初の太田東小について、どういうアンケートをとっているんですかというんです。第一希望、第二希望、第三希望をとっています。何の第一希望ですか。具体的な話を教えてほしい。どのように使ったらいいか。自由意見、これだと答えようがないのかと思うんですよ。丸をつける形ではなくて全部空欄ですか。どのように使ったらいいですかとか、書き込ませる感じですか。そういうところを聞いています。

それから、サウンディング調査の可能性について、それは当たり前ですけれども、どのような企業に対して、どのような形で投げかけていますか。何社、どういうところ、そういうところを聞いています。

それから、旧北河原小、旧須加小について、活用案、出てきたものを取りまとめている、いつ、どのような形で結果が出てきて、アンケートの結果、どのくらい反応があったのか、そしてどのような意見があったのか。サウンディング調査もそうです。何社からどれだけの投げかけがあって、どれだけの答えがあったのか、そしてその結果がどのような結果だったのか、そこを教えてほしいんです。今、取りまとめ中、前も取りまとめ中だったような気がするんですけれども、いつまでにその結果を出すのか、そこら辺を答えてほしいと思います。お願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石川財産管理課長。

○財産管理課長 サウンディング調査の結果からお答えいたします。

旧須加小学校、旧北河原小学校のサウンディング調査の結果ですけれども、興味、関心を示してくれそうな民間事業者を、市内業者も含めて290社にダイレクトメールを郵送して広く周知したところでございます。そのほか、インターネットを通じて広く全国的に周知をし

たところでございます。周知期間は大体9月から10月頃にかけて行っております。

その結果、具体的な提案があった事業者が7社ございました。その7社に対して事業提案を踏まえて、対面による個別のヒアリング調査を実施したところでございます。

その結果ですけれども、大きく分けますと6つのジャンルに分類されておりました。1つ目は文化施設ですとか映像撮影関係、文化施設として地域コミュニティの場の施設にしたいというところ、あと複合施設として花工房ですとか、テナント企業を入居させて活用してにぎわいをつくりたいとか、複合施設としてオフィスをやりたい、フリースクール等の事業系をやりたい、そういった事業者もございました。そのほか子育て施設、子どもの遊び場ですとか、農業体験をやってみたいという事業者もおりました。また福祉関係、障がい者の交流センターも検討したいというような話がありました。

サウンディング調査についてはそんな感じでございます。

○2番 細谷委員 どの、どの施設ですか。

○財産管理課長 今、廃校になっております旧須加小学校と旧北河原小学校です。

そのほか、続きましてアンケートについてでございますけれども、アンケートはフリー記載で、これから中身を詰めていこうと思っていますけれども、フリーで全て書くのは大変だと思いますので、項目を分けまして第一希望、第二希望、第三希望ということで、どういう施設に来てもらいたいとか、どういう施設に跡地がなってほしいとかということで、項目を幾つか羅列をして、そこから選んでもらう選択方式にしたいと思っています。例えば1番としては観光交流拠点がいいんとか、2番としてカフェ、レストランがいいとか、あとは、農業加工施設がいいとか、スポーツ施設がいいとか、そういうのを幾つかこちらで質問書に記入をして、そこから選んでもらう形式にしたいと考えております。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 2つ、もう既にアンケートをとった旧須加小と旧北河原小、そしてこれからとる太田東小が一緒になっているんですよ、説明が。ちょっと分からないです。ですから、分けてやっていただきたい。

今、先ほどのダイレクトメールで290社、そのうち7社の提案は、どこの部分の、どの施設の部分なのか、ちょっと分けて説明してもらえますか。一緒になってしまっているような気がします。

旧須加小と旧北河原小の両方一緒にやっちゃっているんですか、調査を。全然違うと思うんですよ、建物が。それを分けて投げかけるサウンディング調査だってやるべきだと思う

んです。今の答え方だと一緒に聞こえるんですけれども。

○委員長 渡邊総合政策部長、お願いします。

○総合政策部長 そのサウンディング調査の旧須加小、旧北河原小、太田東小、3つやりました。といいますのは、やはり情報が、物が多いほうが民間も食いつきやすいところがありますので、3つ一緒に情報を出しました。ただ、その3つの中で、例えば、とある社は、これは太田東小だけだったら可能だと思うよということを、要は、我々はこういう廃校を3つ抱えていますよという情報は幅広にお出しをしました。その中で、この小学校については興味があるとかというふうに各社出してくださって、それを合計すると7社ということになります。そういうことでございます。

ですので、太田東小は、ある意味前もって始めておりますし、これはまだもう1年ありますから、来年度も引き続き実施をしてみたいと思っております。

サウンディング調査については、実施の状況はそういう状況でございます。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 そうしましたら分かりました。サウンディング調査290社については、その3校全て一緒にひっくるめて聞いているということですね。では、アンケートのほうは太田東小はこれから、旧北河原小と旧須加小はもう終わった、集計をしているということですね。

そうしますと、でもサウンディング調査の結果を7社がそれぞれの学校について、今言ったように6つのジャンルなんかであると。これも、今の説明だとどの学校についてこういうことを言っているのかというのが分からないですけれども。

○委員長 個別に分かる資料とか、もしあればありがたいんですが。

渡邊総合政策部長。

○総合政策部長 お答え申し上げます。

ございます。7社の結果というのをまとめた表がございまして、例えばサウンディング調査で聞いた内容というのは、修繕費を出してくれますかとか、一体として使ってくれますかとか、そういったいろいろな質問項目を各7社ごとに、あとどの小学校についてこれができると言っているのかということをまとめた表がございまして、そちらのほうを提出させていただく、ご準備させていただきます。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 そうしたら、それを見させていただきたいと思います。

次に進みますけれども、サウンディング調査と、また住民の方々のご希望というヒアリング、アンケート、こちらの比重というのをどのような形にしていくのか。聞いたからには、そのご意見をある程度取り入れていくというのも重要かと思いますが、そこら辺はどのようにお考えですか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石川財産管理課長。

○財産管理課長 市民からのニーズ、それと民間事業者からの活用提案、これを踏まえまして、どっちが比重が大きいとか、低いとかということではないですけれども、活用が見いだせる方法を検討していきたいと思っております。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 では最後に、取りあえず旧北河原小と旧須加小については、もう廃校になって1年たちます。これ、いつまでに決定するという、その計画の最終段階のところは決まっていますか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石川財産管理課長。

○財産管理課長 現在、活用計画の案がまとまっておりまして、ホームページ等で公表しておりますけれども、懇談会に参加していただいた方々ですとか、地元の自治会長さんにお示しをいたしまして見ていただいて、意見を集めたいと思っているところでございまして、あわせて北河原公民館ですとか、須加公民館に配架しております。その意見を踏まえまして、今月中には活用計画としてまとめていきたいと思っております。

今月中にとりまとめをしておりまして、来年度はその活用計画に基づいて公募条件など整理をして、跡地活用に係る提案募集を行って、民間事業者を選定していきたいというふうに考えております。

○委員長 よろしいですか。ほかに質疑はどうでしょうか。

福島委員。

○副委員長 それでは、53ページの歳入のほうで、ふるさと納税寄附金に関して幾つか質疑をしたいと思います。

こちらのふるさと納税寄附金のほうでその他寄附金の1億2,189万1,000円ということで、大分増えているのかと思います。やはり増えた要因というものは、ポータルサイト、令和4年度は1社から2社に増やしているかと思うんですけれども、そうしたことが要因として挙

げられるのかどうかというのが1点と、もう1点が、令和4年度は今の段階でもそうなりそうという感じなのかと思うんですけれども、最終的な差引き、要はふるさと納税の行田市への寄附額、経費あるいは返戻品等のものと、あとは行田市民から出てくるお金と、あとは国からの補填等含めて、令和4年度はどの程度になりそうなのか。その上で令和5年度はどのように予想しているのか、そのところをお答えいただけたらと思います。よろしくお願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

島田企画政策課長。

○企画政策課長 お答え申し上げます。

令和4年度にふるさと納税寄附金が増えた要因、どのように考えているかについてでございますが、こちらにつきましては、福島委員がおっしゃったとおりポータルサイトの拡充が1つ大きなところがあるかと思っております。

また、それだけではなくて従来より行田ならではの魅力ある返戻品の充実ということをやってきておりまして、令和4年度につきましては積極的に企業訪問ですとか、商工業者を前にした会議の際に私どもでお邪魔をしまして説明などを行ってきておりました。その結果、事業者についても昨年4月1日の時点から8事業者、品目数にして14品目増えておりまして、このような地道な取組が魅力ある返戻品ということの充実が、結果的に寄附先として選ばれた、それによって寄附額が増えたと考えております。

つまり、お品物が増えたということと、全国の皆様にポータルサイトを通じて行田の返戻品を目にさせていただく機会が増えた、その2つが大きな要因であると考えております。

続きまして、最終的な収支予想でございますが、この収支予想に当たりましては、本年1月1日現在の本市で住民登録をしていただいた方の申告に基づきます寄附金控除の額がまだ未確定でございますので、収支予想については厳しい状況となっております。その上で令和5年度どういうふうにしていくのかということでございますが、私どもといたしましてはこの返戻品の充実、あとはポータルサイトの拡充などを通じまして、より多くの皆様にご寄附を頂くことによりまして、とにかく入りを増やすことで、出を上回るような入りを増やすような取組を一生懸命やって頑張っていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 福島委員。

○副委員長 ご答弁ありがとうございました。ぜひこの方向性でやっていただけたらと

思います。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

斉藤委員。

○3番 斉藤委員 公共施設マネジメント支援業務委託料ですけれども、ちょっとよく分からないのが、住民の方からもアンケート調査を行って、いろいろ返ってきますね。自由意見が難しいというので選択方式という形もとられるのかと思いますけれども、その中で民間のほうも同時に、新たなどんな可能性があるかということで、今、7社、6項目ということで出てきていますけれども、それをどういうふうに合わせていくのか。例えば住民が選んだところでできない可能性も出てくるわけですが、やはり聞いた上では、住民もそういうことを期待してくると思うんですけれども、同時にやる意義といいますか、どういうふうに計画を立てているのかがちょっと見えないので、その辺お伺いしたいと思います。

それと、ついでにふるさと納税の話が出たのでお伺いしたいんですけれども、今度新たに本丸児童公園の機関車の修復ということでクラウドファンディング型ふるさと納税及び企業版ふるさと納税による寄附を募りということが新たに提案されたわけですが、ちょっとこの2つがよく分からないので、今までのふるさと納税と何が違うのか。多分私の予想ですと目的が決まっている、ずばり機関車の修復に使えますということでのふるさと納税なのかと、そういう違いがあるのかと思いますけれども、教えていただきたいと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石川財産管理課長。

○財産管理課長 お答えします。

マネジメント計画についてでございます。アンケートからの住民の意見とサウンディング調査からの業者の意見、これについてどういうふうに活用計画にまとめていくのかというところですが、今年度懇談会を行っておりまして、アンケート結果を懇談会に出席していただいた方々にお見せしております。皆様方の地区では、こういう形で活用したいという意見がございました。第二希望はこうでした、第三希望はこうでした、このように皆様方にお示しをして、その活用について共通認識をさせていただいております。その後、また懇談会を開きましてサウンディング調査を行いながら懇談会を開いているんですが、サウンディング調査の結果を7社で6種類についてをまた懇談会に参加していただいた方々にお示しをして、民間はこういう考えで持ってきましたけれども、住民の皆さんどう思いますかということでお聞きをしています。

その中で、民間から提出したいろいろな活用アイデアを、住民の皆さんはそれについては私たちは一件一件深掘りしていただきまして、それについてこういう活動だったらもっといいねとか、我々はここは協力できるよね、これはこの部分はちょっと難しいかな、やめてもらいたいとか、そういうようないろいろな意見がございましたので、皆さんが100%これがいいというのはないかと思えますけれども、そのような意見がありますというところを活用計画にまとめていきたいと思っております。

そのような、まとめるに当たっては、来年度公募しますけれども、業種を絞らないで、広く視野を持って検討していけるような活用計画になるのかなというふうに、今のところ、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○委員長 島田企画政策課長。

○企画政策課長 クラウドファンディング型ふるさと納税と企業版ふるさと納税の違いについてご答弁申し上げます。

こちら、先ほど斉藤委員がおっしゃったように、こちらについてはいずれも具体的な事業内容にご賛同いただいた場合にご寄附を頂くようなものになっております。ただ、制度上は両者とも異なっておりまして、クラウドファンディング型ふるさと納税につきましては、現在も実施しておりますふるさと納税の仕組みの中の1つの寄附の募集の仕方の手法になっております。現在のふるさと納税につきましては、例えば都市基盤整備に使うだとか、防災・防犯だとか、子育て支援に使うとか、分野別の使途のほうで10項目ございまして、そちらを寄附者の方に選んでいただいておりますけれども、クラウドファンディング型につきましては、そのようなちょっとふんわりした形ではなくて、SL事業とか、何々事業を実施するので、それについての寄附を募るというような仕組みの、現在やっておりますふるさと納税の1つの仕組みになっております。

他方、企業版ふるさと納税につきましては、似たような制度なのですが、こちらは国が認定をしました地域再生計画というものがございまして、それに位置づけられた、掲げられた事業について企業のほうが要件を満たして寄附をいたしますと、税制上の特例が受けられるというような仕組みになっております。ただ、こちらにつきましても具体的な事業について寄附を募るということでは差異はございません。

簡単ですが、以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○3番 齊藤委員 分かりました。そうしたら、ではお聞きします。

ふるさとづくり事業のほうにシフトします。令和4年度から手法を変えまして、A、B、C、日本遺産と歴史的まち並みとおもてなし・にぎわい創出事業ということで、ちょっとやり方を変えたということで、1年間やってきた上で今回予算を組んだわけですがけれども、今回その中で6件分、B事業2件、C事業4件ということで予算を組まれたと思いますけれども、1年間やってみての実績がどうだったから、今回この件数を組んだということをお伺いしたいと思います。まず1点。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

島田企画政策課長。

○企画政策課長 令和4年度につきましては、この制度の見直しを行っていたところもございまして、残念ながら今年度時点ではAからCの事業まで、いずれも執行はございませんでした。この現状を踏まえまして、来年度も引き続きPRを行っていきながら活用についてを推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○3番 齊藤委員 そうしますと、この6件というのも何か具体的な話があつての6件ではなくて、6件ぐらい組んでおこうということでの6件ということですか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

島田企画政策課長。

○企画政策課長 根拠につきましては、おっしゃるとおりでございます。ただ、このぐらいの事業を実施していきたいなと考えているところでございます。

以上です。

○委員長 齊藤委員。

○3番 齊藤委員 組んでおかなければ使えないということで、それはよく分かるんですがけれども、そうしますと1年間制度を変更してみてやってみて、1件もなかったということですがけれども、そうしますと、この先ほどの基金の残高というのはどうなっていますか。結局、使わないと寄附がたまる一方かと思いますので、今、残高がどうなっているのか、まず確認したいです。89ページの基金費のほうです。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

島田企画政策課長。

○企画政策課長 令和4年度の見込みの残高でございますが、5,929万5,859円と見込んでおります。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 そうしますと、寄附していただいた方はやっぱりふるさとづくりに寄附したということで、使っていただけたらと思って寄附している方ですよね。そうしますと、これをどんどんたまっていく、執行なしということは寄附者の意向には沿わないということで、その辺はどういうふうに考えていますか。また同じような内容で、ゼロ件だったけれども、また令和5年度、同じ事業を行うということで、やはり見直しを含めてどういうふうに考えているのか伺います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

島田企画政策課長。

○企画政策課長 ご指摘のとおり令和4年度につきましては、執行がないという残念な結果となっております。ただ、このふるさとづくり事業につきましては、A事業が1件出ますと補助上限額2,000万円ということにしておりまして、1回A事業が満額で執行されれば一気に2,000万円が執行されるということもございますので、その際にはこれまでご寄附いただいた皆様のご意向は反映できるものと考えております。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 そのA事業もほとんど出ていませんよね。過去10年以上やっていますけれども、たった2件ということで、ここ近年、全く使われていない寄附ということで、A事業が出ればという話で3分の2に昨年から変えていますけれども、そういうもしもの話ではなくて、きちっと寄附者の意向に沿うような制度に見直したほうが私はいいかと思います。どうでしょう。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

島田企画政策課長。

○企画政策課長 A事業につきましては、ご指摘のと通りの執行状況となっておりますが、本年度もA事業を活用したいというようなご相談、事前申請に至る前の段階のご相談ですが、ご相談はいただいております。関心はあるものと考えております。

また、足袋蔵のほうをお持ちの方にアンケート調査を実施したところ、やはり改修の費用

が多大にかかるところが悩ましいというようなご意見もいただいておりますことから、このA事業につきましては今後も執行の可能性があると考えておりますし、日本遺産を推奨していく行田市においては、この足袋蔵を核としたまちづくりというものをしっかり進めていきたいと考えておりますので、有効にいただいた寄附も活用しながらしっかりやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○3番 齊藤委員 そうしたら、87ページの12節調査測量設計委託料172万1,000円ということは、これは何か、遊休施設売却という説明がありましたけれども、具体的にどこを売却する予定なのか。

さらに、歳入の49ページのほうに一般土地貸付収入、建物貸付収入とありますけれども、要は今後、財産の処分の計画がどういうふうになっているのか、令和5年度は具体的に何か決まっているのかを含めてお伺いしたいと思います。

市有地が何件あって、貸し付けているのが何件あって、その市有地のうち、何件、今公募に出しているといった内容も併せてお聞きしたいと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石川財産管理課長。

○財産管理課長 お答えします。調査測量設計委託料についてお答えします。

こちらは4物件の調査測量を措置しております。1つ目は、現在、教育委員会で管理をしています佐間3丁目地内の埋蔵文化財センター収蔵庫、これの調査測量をしたいと思っています。そのほか、あとの3件については、現在、ホームページで売却等検討物件リストというところで公開しておりますが、そのうちの問合せがあった3物件でございます。8物件、現在公表しておりますけれども、何件か問合せいただいておりますので、問合せが多い3物件の調査測量を予定しております。

鑑定料も措置しておりますが、併せて不動産鑑定をして売却に持ち込んでいきたいというふうに考えております。

続きまして、土地の関係です。

現在、普通財産で管理しております面積でございますけれども、156件ございまして、面積約14万平方メートルでございます。当課で貸し付けております普通財産の件数70件でございます。未利用地は34件ございまして、面積は1万9,000平方メートルでございます。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 今、課長が説明いただいたのは土地の話でよろしいですか。以前、2年ぐらい前の予算委員会か何かでお伺いしたよりも市有地が増えているんですけども、それというのはどういう理由で増えるのか。それと貸付件数が70件、これは収入が入ってくる、貸しているでお金が入ってくるということだと思いますけれども、未利用地31件、これは具体的にどういうことなのか、確認させてください。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石川財産管理課長。

○財産管理課長 お答えします。

前回の予算委員会と数字が違うというところですけども、私、それがどことどこが違うか、分からないですけども、前回と同じ答弁をしているつもりですけども、現在、貸付利用実績があるのが120件、未利用地が34件です。

もう一度整理します。

貸付利用実績があるのが120件で、未利用地が34件でございます。面積的にいうと、貸付利用実績があるのが約12万平方メートルでございます。未利用地が約1万9,000平方メートルでございます。有料で貸し付けているものが、先ほど歳入でありました一般土地貸付収入で入ってきているということでございます。有料貸付は70件で貸し付けているところでございます。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 それで、一番聞きたいのは、私が調べたのは2年前だったので、課長も違ったので数字が違うのか。まず、増えることがあるんですか、その市有地というのは。前は130件ときちっと会議録に書いてありますので、その数字で、今回156件ということで、それが単純な間違いなのか、増えていることなのか、まず確認したいのと、それと処分の計画、土地の財産処分の計画がどうなっているのか、令和5年度、予算の中に含まれているのか、お伺いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石川財産管理課長。

○財産管理課長 令和3年のときに130件というふうに申し上げていたというところですけども、その経緯は、当時の開発協会が登録した土地が複数箇所あったということが判明して

いまして、財産登録上としては1件としてカウントしていたというところで、ちょっと整合がつかなかったのをそれを整理したという経緯がございます。土地の場所ごとにしっかりと件数を把握したほうが分かりやすくするために、土地の場所ごとに登録し直した土地がございます。それで156件という数字になっております。

遊休市有地の売却については、令和3年度までは鑑定評価をして公募しておりましたけれども、今年度からはあらかじめ売却ができそうな、成型が整った土地ですとか、接道がある土地ですとか、そういうところをピックアップいたしまして、測量する前にホームページで公表しております。そうしましたら、複数件問合せがありますので、問合せがあったところを翌年度に調査測量を予算措置、鑑定料を措置して、効率的に売却を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長 斉藤委員、よろしいですか。

○3番 斉藤委員 はい。

○委員長 他に質疑は。

江川委員。

○5番 江川委員 103ページ、情報管理費のところ、下から6行目のグループウェアシステム借上料4,491万9,000円についてですけれども、ここの説明でパソコン110台、プリンターが30台ということでした。そこで、お聞きしたいのが、この110台入れ替えるということなんだと思うんですが、基幹系システムとか、システムでは必要な部分を除いて、各担当の窓口ですとか担当が必要な端末として110台だと思うんですが、これが110台全て入れ替えるということなのかどうかということと、この110台について、借上料ですからリース契約なんだと思うんですが、この契約期間というのは何年なのか。その契約期間中でずっと約4,400万円ずつリース料として支払いが発生するのかというところの2点をお聞きしたいんですけれども。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

細谷情報政策課長、お願いします。

○情報政策課長 グループウェアシステムの借上料の関係ですけれども、まずこの110台というのはグループウェア用なので、職員がふだん使っているパソコンというのが、情報政策課で管理しているのが職員分で全部で540台ございます。入れた機種によって調子が悪かったりすることもあるので、分割して更新をしているような状況になっています。ちなみに、今

年度は300台入れ替えまして、来年度は110台というような感じで、何年かに区切って540台を常に更新しているような状況になっています。更新期間については通常5年間という形になっております。

○委員長 江川委員。

○5番 江川委員 そうすると、この4,491万9,000円というのは、この110台のリース料ということで、今年度入れ替えた300台のリース料はどこかに発生している、ここではないところに載っているということか。

○委員長 細谷情報政策課長。

○情報政策課長 そうですね。110台以外の部分のリース料についてもこちらのほうに含めて計上されております。

○5番 江川委員 含めて。了解です。

○委員長 よろしいですか。

○5番 江川委員 はい。

○委員長 他に質疑はありますか。

細谷委員。

○2番 細谷委員 先ほどの確認を。先ほどの旧校舎等の利活用についてですけれども、鉄筋コンクリートの建物であって、旧須加小学校は建ててから60年近くたつのかと思います。私、前に聞いたときに北小学校も同じくらいで、いわゆる子どもたち等が入るのに耐久年数を過ぎていくということで、北小学校はそういう意味で次の統合のために、校舎には入れなくなるために統合をしなければならないと教育委員会からそういう説明を受けているんですけれども、この旧須加小学校についても同じくらいの年数が経過した鉄筋コンクリート造ということで、このあたりは同じ考え方ではないんでしょうか。教育委員会の考え方と、子どもが入る施設に特化してそれがもう使えなくなるという考え方と、また別で商業施設等であれば、それは大丈夫なんだということなんではないんでしょうか。ちょっとそこら辺が分からないので教えてください。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石川財産管理課長。

○財産管理課長 お答えいたします。

耐用年数の関係ですけれども、閉校になっております旧須加小、旧北河原小につきましては、マネジメント計画上、まだ20年か25年ぐらい耐用年数は先にあります。その間に、まだ

耐用年数はありますから早めに、閉校した経緯はありますけれども、閉校してから建物は鉄筋コンクリート造ですけれども、マネジメント計画で、耐用年数はまだ24年か25年ぐらいありますから、その間、新たな活用をしていきたいと思いますということで、そういう考えで伺っております。

以上です。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 旧北河原小学校と旧須加小学校は全然建設年数が違うと思うんですね。

同じでいいんですか。全然古さが違うと思うんですけれども、今、両方同じぐらいだみたいにか聞かされたんですけれども、年数が全然違うと思いますよ。把握していますか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石川財産管理課長。

○財産管理課長 確かに、おっしゃるとおり年数は若干違うと思いますが、ちょっと手持ちのデータがないもので申し訳ございません。同じではないです。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 若干じゃなくてかなり違うんですよ。旧北河原小は新しい、20年ぐらい違うんじゃないのかと思いますよ。ですから、今、耐用年数が10年、20年は大丈夫だ、両方というふうなおっしゃり方だったんですけれども、かなり違う、旧北河原小と旧須加小は違うと思いますよ。だから、そこが一緒に同じような説明をして、私、分からないですけれども、教育委員会ではもう建物に入れないんだ、だから北小と旧須加小が多分一緒ぐらいですよ。北小はもう入れないんだ、だから廃校にしなければならないんだ、そのために統合しなければならないと教育委員会のほうから説明を受けています。ですから、そのまた別な子ども、文科省のカテゴリーと違うのかなということを聞いています。

旧北河原小と旧須加小の建物の古さは全く違うと思いますので、そのあたりはどうなんだろうかと。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石川財産管理課長。

○財産管理課長 おっしゃるとおり耐用年数の時期は違います。今、調べておりますけれども、耐用年数が来たから閉校にするとかというのではなくて、閉校になったので跡地を検討していくというようなことでございます。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 サウンディング調査とかにそのあたりを盛り込まなかったのか、今、全然、年数について把握されていないみたいですが、やはりその建物を使っていろいろなことをやっていただく企業に、その耐用年数のあたりを説明せずにサウンディング調査していたということですか。やっぱり旧北河原小と旧須加小は全然違いますよ、年数が。

北小については、そういつて鉄筋コンクリートだけれども、かなりの年数、旧須加小と同じくらいたっているわけですよ。それでも余裕がないと。もうこれ以上、子どもたちを入れるわけにはいかないと。だから廃校の方向でというのは教育委員会から聞いておりますが、企業に使っていただくものについては、そういうことは関係ないということではよろしいのかと聞いているんです。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石川財産管理課長。

○財産管理課長 失礼いたしました。耐用年数についてお答えいたします。

旧北河原小学校については2054年まででございました。旧須加小学校につきましては、マネジメント計画に掲げている耐用年数、2037年まででございました。若干ではございません。訂正させていただきます。

この耐用年数についてをサウンディング調査におきましても、このくらいの耐用年数があるんだということで、しっかり年度を示しましてサウンディング調査をやったところでございます。

以上でございます。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 そうしますと、2037年までということは、今、2023年ですから、引き算するとあと14年しか使えませんよということで、それでもよろしいですかということでサウンディング調査をしているということでよろしいですか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石川財産管理課長。

○財産管理課長 基本的にはそういうことでございます。

○委員長 よろしいですか。

○2番 細谷委員 はい。

○委員長 他に質疑ありますか。

香川委員。

○4番 香川委員 83ページの文書広報費で広報活動費の中の14節の配線工事請負費ですけれども、この金額はあれですけれども、説明でアナログ回線から光回線に替えると。今まで支障はなかったんですかね。アナログ回線は広報広聴課だけですか、残っているのは。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

川上広報広聴課長。

○広報広聴課長 アナログ回線を、ADSL回線を利用しております、それほど影響はなかったんですけれども、今、行田ケーブルの回線を利用しております、こちらは広報広聴課にあるパソコンにつなぐほかに、最近ですと隣の会議室でネットのリモート研修とか、ほかの課もうちの回線から引っ張って使ったり、ほかの課にも配線していることがございまして、今、ADSL回線撤退のお話が来ておりまして、この際、市役所に引き込む光回線を導入しようかということで計上させていただいております。

○委員長 よろしいですか。

○4番 香川委員 はい、分かりました。

○委員長 ほかに質疑。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算中、総合政策部所管部分についての審査を終了いたしました。

なお、議案第7号の討論及び採決については、明7日、議会事務局所管部分の質疑終了後に一括して行います。

暫時休憩いたします。

午前 11時 16分 休憩

午前 11時 28分 再開

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理、発言は委員長の許可を得てから、マイクをご使用の上、お願いいたします。また、説明及び答弁については簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

次に、総務部所管の議案について審査を行います。

まず、横田総務部長にご挨拶をお願いいたします。

○総務部長 皆様、こんにちは。

委員の皆様には、日頃から総務部各般にわたります事務事業の推進に格別なるご理解とご協力を賜りまして、この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。

本日ご審議いただきます案件は、議案第15号及び第16号並びに議案第7号の一般会計当初予算のうち、総務部及び選挙管理委員会所管部分でございます。

説明につきましては、それぞれ担当課長から申し上げますので、委員の皆様にはご審議のほどよろしくお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

なお、説明に当たりまして、失礼いたしまして着座にて説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

△議案第15号について

○委員長 初めに、議案第15号 行田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

菅原総務課長、お願いします。

○総務課長 委員の皆様には、日頃、総務課の所掌事務につきまして格別のご理解、ご協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

それでは、恐縮ですが着座にて説明をさせていただきます。

議案第15号 行田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例について説明申し上げます。

議案書の67ページをお願いいたします。

本案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、情報公開・個人情報保護運営審議会への諮問事項については、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認められる場合に限定されました。

このため、当審議会をより専門的な付属機関として、常設の機関から必要に応じて設置する非常設の機関に改めるほか、委員の構成、所掌事務等の規定を全面的に改めることにより、改正部分が広範囲に及ぶことから、現行条例の全部を改正するものであります。

それでは、改正内容について説明申し上げますので、68ページをお願いいたします。

第1条は、設置について、第2条は、所掌事務について規定するもので、12月定例市議会で議決いただきました、行田市個人情報の保護に関する法律施行条例で規定した実施機関に

加え、個人情報の保護に関する法律から除外されている市議会についても、当審議会に諮問できるよう規定するものであります。

第3条は、組織等について規定するもので、審議会の委員については、諮問内容に応じた知識経験者から委嘱することとし、弾力的、機動的に審議会を開催できるよう、必要最小限の委員の数として5人以内としたところであります。また、専門的な意見に対して、市民目線における考え方等を反映する趣旨から、公募の市民も委嘱できるように規定するものであります。

第4条は、審議会に会長を置くことなどについて規定するものであります。

第5条は、必要に応じて審議会へ実施機関等の職員等の出席を求め、意見を聴取できることを規定するものであります。

69ページをお願いいたします。

第6条は、審議会委員の守秘義務を規定するものであります。

第7条は、審議会の庶務、第8条は、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める旨を規定するものであります。

次に、附則ですが、施行期日及び経過措置を規定するほか、所要の改正を行うものであります。

なお、本案の改正に当たりまして、現審議会から審議会の体制や機能を改めて設置することが適当であるところのご意見をいただいていることを申し添えさせていただきます。

以上で議案第15号 行田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審査のほどお願いします。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

△議案第15号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

香川委員。

○4番 香川委員 2点ほどお伺いしたいと思います。

まず、第3条の組織ですけれども、審議内容に応じて、その都度市長が委員5人以内をもって委嘱するということですので、非常に難しいと思うんですが、知識経験者とはどのような方であって、特に公募の市民というのが、情報公開と個人情報の保護ですから、かな

り委嘱する公募の市民というのは難しいと思うんですけれども、この点についてと。

それから、第6条の守秘義務ですけれども、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない、これは組織とリンクしてくると思うんですけれども、その職を退いた後も同様とする。これ、例えば秘密を漏らしてしまった場合には、どのようなペナルティーというか、どのような措置を取ろうという考えなんでしょうか。

以上、お願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

菅原総務課長。

○総務課長 それでは、お答え申し上げます。

まず、第3条の組織についてでございますけれども、知識経験者、どんな人を想定しているのかということですが、その都度その分野に精通された方、例えばIT問題とかそういうことに関してはITコンサルタントですとか、そういった方を想定しております。その分野の研究者、そういった方たちを必要に応じて任命するというふうに考えております。

それから、公募の市民につきましては、専門的な意見につきましては知識経験者からいただくわけですが、それに対して市民目線でどのように感じられるとか、そういった意見を伺うために公募の市民という形で、必ず委嘱するものではございませんけれども、知識経験者、または公募の市民のうちから必要の都度ということですので、公募の市民の意見も必要ということであれば、その都度委嘱させていただくという規定としているものでございます。

続きまして、第6条の守秘義務につきましては、その職を退いた後も同様ということで、これを仮に秘密を漏らしてしまった場合どうするというご指摘ですが、こちらにつきましては、関係する法令等について、例えば地方公務員法ですとか、そういった罰則の規定があるもの、そういったものがあれば法令にのっとりた措置を検討していこうと考えております。

以上でございます。

○委員長 香川委員。

○4番 香川委員 今、公募の市民に関しては、必ずその内容によって委嘱するわけではないということで分かりました。

知識経験者ということで、その都度その分野に精通した方ということですが、それって当然、行田市にお住まいじゃなくても知識経験者として委嘱をされると思うんですが、

そういうのってその分野分野で何かリストみたいなものはあるんですか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

菅原課長。

○総務課長 お答え申し上げます。

そういったリストというものは、我々今手元にはございませんけれども、そういった事案が生じた場合には、そういった資料を取り集めてその分野に詳しい方、市政に関しても精通されたような方、そういった方を委嘱していこうとは考えております。現在、名簿ということでは持っておりません。

以上です。

○委員長 香川委員。

○4番 香川委員 じゃ、第6条の守秘義務ですけれども、関係法令、地方公務員法とかいうようなことだったんですが、どこまで罰せられるものですか。例えば罰金刑とかそういうのもあるんですか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

菅原課長。

○総務課長 お答え申し上げます。

具体的に、地方公務員法の規定では、罰金という形ではなくて、今条文を用意してございませんけれども、規定された罰則というものがございます。ただ、罰金という形ではなかったと記憶しております。すみません。

○委員長 香川委員、どうですか。

○4番 香川委員 どのような罰則があるのかを知りたかったんですけれども。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

横田部長。

○総務部長 香川委員の質疑に補足でご説明させていただきますが、今回、この守秘義務の規定を設けさせていただきましたけれども、今後、保護審査会の委員につきましては、非常勤特別職の扱いになります。特別職になりますと地方公務員法の適用はございません。それなので、例えば地方公務員法には、秘密を漏らした場合、我々一般職につきましては懲役を含めた罰金の規定がございしますが、非常勤特別職の場合にはそういったものがございませんので、今回この規定を設けることによりまして、特段罰則は考えられないと。ただ、この規定に準じて、秘密は守っていただくということをお願いする条文になっているものでございま

す。

以上でございます。

○委員長 香川委員。

○4番 香川委員 情報公開の個人情報保護ということで、非常に何ていうんですかね、大事な部分の条例ですから、非常勤特別職ということで秘密を漏らすということに関して、非常に何か罰則が甘いような気がしないでもないんですけれども、その点はどうですかね。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

横田部長。

○総務部長 お答え申し上げます。

香川委員のご指摘でございます、罰則が甘いのではないかとということでございますが、おっしゃるとおり、これは守秘義務の規定だけ設けて、この条例には罰則規定を設けてございません。罰則規定を設ける場合も例えば検察庁に照会かけたりとか、一定の条例で罰則を設けるには、かなりハードルの高いということがございますが、今回は設けてございません。

香川委員のご指摘はごもっともでして、非常勤特別職については、守秘義務が適用されないというのは、以前から地方公務員法の成り立ちの問題として、以前から指摘されておりました、今回、ちょっと話がずれてしまうんですが、会計年度任用職員、これを一般職の職員とした理由の一つは、罰則規定がこれまで非常勤だった場合、設けられなかったということで、それを解決するために法律が変わったということもございますが、おっしゃるとおり、非常勤特別職につきましては罰則は規定されないというのが、これ従前から指摘されていることでございます。

以上でございます。

○委員長 香川委員、どうですか。

○4番 香川委員 いいです。

○委員長 じゃ、江川委員。

○5番 江川委員 この条例が、令和5年4月1日から施行するということになっていて、第3条で、その都度市長が委嘱するということで、先ほどから説明の中でそのようなニュアンスというのが伝わってはいるんですが、常時いるわけではなくて、そういった事案が発生したときに、この招集をするという解釈でよろしいのでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

菅原課長。

○総務課長 お答え申し上げます。

こちらの規定については、委員ご指摘のとおり、その事案が発生した都度、その都度委嘱させていただいて、答申が終わった後には解職したといった形になります。これまでは任期の定めがありまして、任期2年という形でやっていただいておりますけれども、そういった任期の規定も取り除いてあります。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

斉藤委員。

○3番 斉藤委員 そもそもの話をさせていただきたいんですけれども、12月議会で個人情報の保護に関する法律施行条例ということで出てきたわけなんですけれども、その中で、この運営審議会というのがうたわれていましたけれども、今回、その審議会に特化しての条例の改正ということだと思います。

それで、12月議会の中でもいろいろと私も質疑させていただいた中で、例えばこの審議会の審議する内容について、以前は、要は個人情報の取扱いに関して目的外利用だとか、外部提供だとか、オンラインの結合だったり、全て制限があったわけですね。その制限、法律の中で制限を設けていましたけれども、その制限を超える場合ですね、目的外使用する場合にこの運営審議会に諮る必要が以前はあったわけですね。

ところが、12月議会の中でも言いましたけれども、そもそもこの制限というのがなくなっただけですね。ですから、この審議会を必要とする例が出てくるのかというのが、1つ大きな疑問として聞きたいです。

まず、この条例を廃止せずに生かすメリットというのはどういうことなのか、お伺いしたいと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

菅原総務課長。

○総務課長 お答え申し上げます。

個人情報保護に関する条例が改正されまして、これまで各自治体において、委員ご指摘のような目的外利用ですとか外部提供、オンライン結合等する場合には、審議会の意見を聞いて、例外的な規定の中で審議会の意見を聞いてという形がございました。

個人情報の収集や利用に当たっては、これまでは原則制限される事項がありましたけれども、その例外的運用の一つとして、審議会に意見を聞いて運用することが可能になったわけ

ですけれども、法律が改正されまして、これからは各自治体の運営審議会ではなくて、国の法律、またはガイドライン、Q&A、そういったものを根拠に判断をしていくことになる。それでも判断がつかない場合は、国の個人情報保護委員会に直接問合せをして、個人情報の取扱いについて運用していくというふうに法律が改正されました。

それに基づきまして、法律の施行条例を12月議会に議決いただいたわけですが、それでも、その中で今後は審議会に諮問できる事項は、個人情報の取扱いに関し定める条例、その規定を改正したり、または廃止しようとしたりするとき。安全管理措置の基準を定めようとするとき。個人情報の取扱いに関する運用上の手順やルールを定めようとするとき。個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づき意見を聞くことが特に必要であると認めるとき、そういったことに限定されたという形になっております。

今後は、そういった事案が生じた場合に、改正法の運営審議会の条例に基づきまして、必要に応じて審議をしていただくという形になるものでございます。

以上です。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 そうしますと、私が言っていた、目的外使用のための審議会ではなくなって、要は目的外使用というのはもうなくなったわけですから、全て制限がなくなったわけですが、その部分ではなくて新たに役割ができたということでもいいですか。今、安全管理だとかルールを定めようとする事だとか、もう少しその辺を、なぜこの運営審議会が必要とするのかということで、もう一度教えていただければと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

菅原課長。

○総務課長 審議会を置いておく理由ということは、先ほど申しあげましたように、法施行条例の中で4つほどこういった場合に必要があると、その部分については、これからも専門的な意見も含めて審議会から意見を聞かなくてはならないので設置しておくという……

〔「もう一度その4つをお願いします」と言う人あり〕

○総務課長 1つは、まずは法施行条例、その他個人情報の取扱いに関し定める条例、そういった条例の規定を改正したり、廃止しようとしたりする場合。安全管理措置の基準、個人情報の安全管理措置の基準を定めようとするとき。個人情報の取扱いに関する運用上の手順やルールを定めようとするとき。個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるとき。こういった場合には、これは法施行条

例の中で、審議会へ諮問することができるという規定を法施行条例の11条で規定しているものでございます。

こういったものに限定されて、審議会に諮問することができるという規定になっておりますので、こういった事案が発生した場合には、その都度設置した審議会で、専門的知見に基づいてご意見をいただいたり、公募の市民の方の市民目線での意見をいただこうとする審議会を設置するものでございます。

以上です。

○委員長 齊藤委員。

○3番 齊藤委員 そうしますと、これっていうのは前はなかったんですか。今回、新たにこの目的というか、従前からあったものなのか、今回新たに規定されたことなのかお伺いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

菅原課長。

○総務課長 お答え申し上げます。

審議会条例につきましては、これまでも改正前の規定でございました。改正前は行田市の情報公開条例に基づく情報公開制度及び行田市個人情報保護条例に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るために設置するという規定でございまして、従前から当然審議会はございましたけれども、その審議会で審議するもののうちの1つに、個人情報の収集や利用等に当たり原則制限される事項がございますけれども、そういったものの例外的な運用の1つとして、審議会に意見を聞いて運用する、取り扱うということが、審議会では適当ではないかと認められた場合には、制限を超えて収集できたり、利用ができたり、目的外利用ですとか、外部提供ですとか、そういったものができるという規定があったんですけれども、そういったものが、今後は国の法律やガイドライン、Q&A、そういったものを基準に判断していく、全国的、統一的な基準で判断されていくという形になったわけでありまして、何かその辺が個人の収集が無制限になったりとか、目的外利用が何でもできるようになるというものではございませんで、より全国的な、統一的なルールの下で行おうという形のものでございまして、その規定の中で審議会では審議できるものは限定されたわけですので、先ほど言った4つの部分については、今後も審議会では審査をしていただけるという規定でござい

以上です。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

細谷委員。

○2番 細谷委員 組織の中で、審議会委員5人以内をもってとありますが、5人以内ということは1人でもいいということになると思いますけれども、この知識経験者はITコンサルタントだったり、または公募市民であったりということでありますけれども、審議会がたった1人ということもあり得るということで解釈してよろしいですか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

菅原課長。

○総務課長 お答え申し上げます。

委員ご指摘のように、5人以内をもって組織しということですので、仮に専門的な知識を持つ方が日本において1人しかいないといった場合には、審議会を設置する意味があるのかどうかというところにまずなってくると思います。その専門的な方は日本において権威的な方がお一人しかいなければ、審議会を設けずに直接実施機関等で意見を聞いて、どういう取扱いをしていくか、そういったご相談をさせていただく。

この審議会というのを、必ず複数で我々は、2人以上5人以内というようなイメージではおります。1人の方のみの意見を聞く場合には、わざわざこの審議会を設置しなくてもいいのかという気は今しております。

以上です。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 条例で定めるからには、5人以内ということになっていると1人っていうことも解釈できるわけですね。イメージとかじゃなくて。そうしたときに、これで知識経験者が日本に1人とかそういう話じゃなくて、だって、または公募の市民というわけですからどなたでもいいわけですよ。ですよ、この書き方だと。だから、「知識経験者又は公募の市民のうちから」というふうになっていますので、別に知見がある方じゃなくてもいいですよと言っているわけですよ。だから、日本に1人いる、いないじゃなくて、どなたでもいいということを書いてあって、5人以内ということだから1人でもいいですよと読めるわけですよ。そうすると、どなたでもよくて、1人でもいいということですよと読めるということを知っているんです。そういうふうに書いてあるからと思うんです。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

菅原課長。

○総務課長 お答え申し上げます。

こちらの組織につきましては、審議会に必要な都度市長が委嘱するという形にさせていただいております。それなので、条文的には1人ということも、委員ご指摘のように可能であるとは思いますが、我々が運用していく上においては、権威的な方1人しかいなければ、委員ご指摘のように公募の市民を入れれば2人になる、そういった手法もあるかと思いますが、運用上という形では、1人の方をもって審議会を設置するといったことは今のところ想定はしておりません。

以上です。

○委員長 細谷委員、よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

△議案第15号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はございません。

これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第15号 行田市個人情報公開・個人情報保護運営審議会条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 11時 58分 休憩

午後 0時 59分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第16号について

○委員長 次に、議案第16号 行田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

菅原総務課長、お願いします。

○総務課長 よろしく願いいたします。

それでは、議案第16号 行田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

議案書の71ページをお願いいたします。

本案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、実施機関から市議会が除外されたため、現行の規定と同様に、市議会への個人情報保護に関する審査請求についても当審査会に諮問できるように改正するほか、所要の改正を行うものであります。

それでは、改正内容について説明申し上げますので、新旧対照表の3ページをお願いいたします。

第1条は、設置の規定ですが、市議会からの諮問についても応じられるよう改めるとともに、引用条項を整理するものであります。

第4条から少し飛びまして、5ページの第10条までは、用語の整理のほか、実施機関に市議会も加えることから、「実施機関」を「実施機関等」に改めるとともに、「個人情報」の用語を法律の規定に合わせて「保有個人情報」に改めるものであります。

議案書に戻りまして、72ページをお願いいたします。

附則ですが、施行期日を令和5年4月1日とするものであります。

以上で議案第16号 行田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審査のほどお願いします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第16号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

斉藤委員。

○3番 斉藤委員 これは、実施機関、行政側が要は開示・非開示ということをしめますよね、その情報について。それも不服申立てが適正なのかどうなのかということを判断するところ

ですかという確認を含めて、この審議会の目的、大変重要な審議会だと思いますので、お願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

菅原課長。

○総務課長 こちらの情報公開・個人情報保護審査会につきましては、情報公開請求や個人情報の開示請求、委員おっしゃったとおり、そういった請求があったときに、実施機関等が行った行政処分、例えば開示、不開示、一部開示などのそちらの行政処分に不服があったときに審査請求が出されて、その審査請求を審査する機関というのがこちらの審査会の位置づけになります。

以上です。

○委員長 斉藤委員、よろしいですか。

○3番 斉藤委員 はい。分かりました、思ったとおりで。

○委員長 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

△議案第16号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第16号 行田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後 1時 03分 休憩

午後 1時 05分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用の上、お願いいたします。

また、説明及び答弁については簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

△議案第7号について

○委員長 次に、議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算中、総務部所管部分についてを議題とし、順次執行部の説明を求めます。

まず、菅原総務課長兼選挙管理委員会書記長、お願いします。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長 引き続き、着座のままよろしくをお願いします。

総務課及び選挙管理委員会の関係予算につきまして、それぞれ歳出、歳入の順に説明申し上げます。

初めに、総務課関係予算について説明申し上げます。

予算に関する説明書の77ページをお願いいたします。

2款総務費、1項1目一般管理費のうち、説明欄、一番下の◎総務課関係経費は、前年度と比べ12万2,000円の減額でございます。

主なものを申し上げますと、1節委員報酬及び8節費用弁償は、行政不服審査会の委員に対する委員報酬及び費用弁償。

10節消耗品費は、関連図書の加除・追録費用などでございます。

12節弁護士委託料は、市の顧問弁護士委託料で、行政運営上の課題について、専門家による法律等に基づく指導・助言をいただくためのものがございます。

79ページをお願いいたします。

説明欄の一番上、例規管理システム利用料は、例規の検索、閲覧のほか、例規の制定、改廃事務を支援する例規支援総合システムの利用料でございます。

83ページをお願いいたします。

2目文書広報費のうち、説明欄、一番下の◎文書管理費は、前年度と比べ319万8,000円の減額でございます。

主なものを申し上げますと、1節委員報酬は、情報公開・個人情報保護運営審議会及び情報公開・個人情報保護審査会の委員に対する委員報酬でございます。

85ページをお願いいたします。

10節の1行目、消耗品費は、庁内印刷やコピー機などの印刷業務に係る消耗品等の購入に要する経費でございます。

11節の1行目、郵便料は、総務課の郵便料及び事業担当課で予算措置がない郵便を発送する場合の郵便料のほか、返信用封筒に使用する切手の購入に要する経費を一括して総務課で計上するものでございます。

12節の1行目、文書使送業務委託料は、出先機関などへ文書を使送する業務を民間事業者に委託して行うものでございます。次の文書管理システム保守点検委託料は、文書管理システムのシステムソフト及びサーバーの保守点検に要する経費でございます。

13節の1行目、文書管理システム借上料は、文書の電子化を図り、その収受、決裁、管理、廃棄までを行うシステムの借上料でございます。次のOA機器借上料は、庁内印刷用のカラー印刷機の借上料でございます。

少し飛びまして、106ページをお願いいたします。

17目諸費のうち、右ページ、説明欄、中ほどの◎栄典費は、前年度と比べ6万1,000円の減額でございます。

主なものを申し上げますと、1節委員報酬及び8節費用弁償は、功績表彰審査委員会の委員に対する委員報酬及び費用弁償でございます。

その他の各経費は、毎年11月3日文化の日に開催している記念式典に係る経費をそれぞれ計上したものでございます。

次の◎自衛官募集事務費は、埼玉県防衛協会の負担金で、前年度と同額でございます。

続きまして、歳入について説明申し上げますので、戻りまして38ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、1項1目総務費国庫負担金、1節総務管理費負担金は、右ページ、説明欄のとおり、自衛官募集事務費負担金でございます。

62ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入の一番下、15節雑入、右ページ、説明欄の1行目、事務手数料99万2,000円のうち、市政情報コーナーに設置している有料コピー機のコピー料金収入及び情報公開請求に係る事務手数料として3万円分を計上しております。

以上が総務課関係予算でございます。

続きまして、選挙管理委員会関係予算について説明申し上げますので、114ページをお願

いたします。

4 項 1 目選挙管理委員会費、右ページ、説明欄の◎選挙管理委員会費は、前年度と比べ 7,000 円の減額でございます。

主なものを申し上げますと、1 節委員報酬は、選挙管理委員会の委員に対する委員報酬でございます。

2 節一般職給から 4 節一般職共済組合負担金までは、事務局職員 1 人分の人件費でございます。

その他の費用は、選挙管理委員会事務局の運営等に係る経費を措置するものでございます。

116 ページをお願いいたします。

2 目選挙啓発費、右ページ、説明欄の◎選挙常時啓発費は、前年度と比べ 1 万円の増額でございます。

主なものを申し上げますと、7 節の 2 行目、記念品費は、市内小・中学生による選挙啓発ポスターの応募者に対する記念品の調達に要する経費でございます。

次に、3 目県知事選挙費、右ページ、説明欄の◎県知事選挙執行費は、本年 8 月 30 日に任期満了となる埼玉県知事選挙の執行に要する経費を措置するものでございます。

主なものを申し上げますと、1 節報酬は、投票所管理者、投票所立会人、開票管理者、開票立会人、会計年度任用職員の報酬。

3 節の 1 行目、時間外勤務手当は、投開票事務に従事する職員の時間外勤務手当でございます。

10 節の 1 行目、消耗品費は、選挙関連物品及び投票所の新型コロナウイルス対策用物品の購入に要する経費。その下の印刷製本費は、投票所入場券の印刷に要する経費でございます。

11 節の 1 行目、郵便料は、投票所入場券を郵送するための経費でございます。

12 節の 1 行目、掲示板設置・撤去委託料は、候補者のポスター掲示板の設置及び撤去に要する経費。その下の期日前投票所設置・撤去委託料は、期日前投票所の設置及び撤去に要する経費の令和 5 年に執行する他の選挙と按分して計上するもの。3 行下の看板等作成委託料は、候補者のポスター掲示板の作成に要する経費でございます。

13 節の 2 行目、OA 機器借上料は、投開票事務で使用する OA 機器の借上料でございます。

118 ページをお願いいたします。

4 目県議会議員選挙費、右ページ、説明欄の◎県議会議員選挙執行費は、本年 4 月 29 日に任期満了となる埼玉県議会議員の選挙の執行に要する経費を措置するものでございます。予

算措置の内容につきましては、先ほどの県知事選挙執行費と同様でございます。

なお、これら2つの選挙執行に係る経費につきましては、県から選挙費委託金としてその全額が交付されることとなっております。

次に、5目市長・市議会議員選挙費、右ページ、説明欄の◎市長・市議会議員選挙執行費は、本年4月30日に任期満了となる市長・市議会議員の選挙の執行に要する経費を措置するものでございます。

予算措置の内容につきましては、1節報酬から次のページ121ページになりますが、13節使用料及び賃借料までは、先ほどの2つの選挙執行費と同様でございます。

なお、10節の2行目、印刷製本費には、投票所入場券のほか選挙公報の印刷に要する経費を計上しております。

下段になりますが、18節負担金補助及び交付金は、選挙運動用通常はがきの郵送経費を初め、各公営費を措置するものでございます。

続きまして、歳入について説明申し上げますので、戻りまして46ページをお願いいたします。

15款県支出金、3項1目総務費委託金の4節選挙費委託金は、右ページ、説明欄のとおり、県知事選挙及び県議会議員一般選挙の執行に係る委託金と在外選挙特別経費交付金を措置するものでございます。

以上で、総務課及び選挙管理委員会関係予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長 次に、松田人事課長、お願いします。

○人事課長 着座のまま失礼いたします。

それでは、人事課所管部分について、歳出からご説明申し上げますので、予算に関する説明書の74ページをお願いいたします。

2款総務費、1項1目一般管理費のうち、右ページ、説明欄の一番上の◎総務一般管理費は、前年度と比べ2億2,425円の減額となっております。

主なものを申し上げますと、1節会計年度任用職員報酬は、育児休業等による代替職員の雇用、閉庁日における日直業務、庁舎総合案内業務及び障がい者の雇用に係る経費など、23人分を計上したものでございます。

2節の1行目、特別職給は、前年度と比べ513万2,000円の増額となっております。これは、市長給与の特例条例が本年4月30日をもって失効することによるものでございます。次の一般職給は、前年度と比べ1,012万1,000円の増額となっております。次の再任用職給は、前年

度と比べ2,382万2,000円の増額となっております。これは、本年度末をもって定年退職する職員の増員によるものでございます。

3節の1行目、会計年度任用職期末手当から3行下の再任用職期末勤勉手当までは、その職ごとの期末手当等を計上し、次の特別職その他の手当から2行下の再任用職その他の手当までは、扶養、地域、住居、通勤などの各種手当を職ごとに区分して計上したものでございます。なお、一般職その他の手当には、これまで定年退職者分の退職手当を計上していましたが、令和5年度からの段階的な定年年齢の引上げにより、定年前再任用短時間勤務を選択する職員がいない場合には、令和5年度には定年退職者が発生しないことから、当初予算には退職手当を計上しておりません。このため、前年度と比べ2億9,216万3,000円の減額となっております。

4節の1行目、会計年度任用職共済組合負担金から5行下の再任用職社会保険料までは、市が負担する社会保険料等を職ごとに区分して計上したものでございます。

8節費用弁償は、会計年度任用職員の通勤費用でございます。

77ページをお願いいたします。

次に、一番上の◎人事課関係経費は、前年度と比べ118万1,000円の増額となっております。

主なものを申し上げますと、3節時間外勤務手当は、人事課及び厚生労働省への派遣職員への支給実績を踏まえ計上したものでございます。

10節の2行目、印刷製本費は、出退勤証の再発行等に係る作成費用に加え、職員証兼名札が5年ごとの更新の年となるため、その作成費用を計上したものでございます。次の修繕料は、人事課所管のカラープリンター部品の定期交換のため、新たに計上したものでございます。

11節の2行目、手数料は、職員が病気等により休職する際の手続に必要な産業医の診断書を取得するための手数料でございます。

12節の1行目、採用試験委託料ですが、新年度も引き続き広く人材を募る観点から、就職氷河期世代を含めた社会人経験者の募集のほか、他の自治体との統一試験日程に先行して、多くの民間企業で導入されている適性検査の活用を予定しており、これら職員採用に係る教養・専門、論文及び適性試験の問題提供及び採点のための手数料で、前年度と同額の計上となっております。次の昇任選考試験委託料は、職員の課長級及び主査級への昇任選考試験に係る問題作成及び採点のための委託料でございます。次のOA機器保守点検委託料は、人事給与システムの専用サーバー及び専用パソコンなどのハードウェア機器の保守点検委託料で

ございます。次のＯＡシステム保守点検委託料は、勤怠管理システムのソフトウェア等の保守点検委託料でございます。次の撮影委託料は、職員証兼名札の更新に伴う全職員の写真撮影及び画像データの加工に係る委託料を新たに計上するものでございます。

13節人事給与システム借上料は、当該システムのソフトウェア及び専用サーバーなど機器のリース料で、リース期間の満了により、新たに長期継続契約の締結が必要なため、84万4,000円の増額となっております。

14節設備撤去工事請負費は、消防署南分署の閉鎖に伴い、職員の出退勤表を記録するタイムレコーダーの撤去費用を新たに計上するものでございます。

18節の1行目、職員厚生会交付金は、事業の中止等による決算状況を勘案して、前年度の半額である50万円の計上となっております。

その他の経費は、前年度とほぼ同様の予算計上となっております。

81ページをお願いいたします。

一番上の◎職員保健衛生管理費は、職員の安全衛生管理に関する必要経費を計上したもので、前年度と比べ7万7,000円の減額となっております。

主なものを申し上げますと、1節産業医報酬及び8節費用弁償は、産業医の報酬と費用弁償でございます。

11節手数料は、新型コロナウイルスに感染した職員が、待機期間を短縮して解除する際に必要となるPCR検査費用を新たに3人分計上するものでございます。

12節健康診断委託料は、職員の定期健康診断に係る経費でございます。

次の◎職員研修費は、職員の人材育成及び能力の向上を図ることを目的に、派遣研修や専門研修、階層別研修などへの参加及び庁内研修の実施に要する経費を計上したもので、前年度と比べ6万6,000円の減額となっております。

主なものを申し上げますと、8節研修旅費は、派遣研修や階層別研修などへの参加のため、職員が公共交通機関を利用する際の会場までの旅費を計上したものでございます。

12節研修委託料は、プレゼンテーション研修やハラスメント防止研修など、庁内研修の実施に要する委託料でございます。

18節の1行目、研修助成金は、通信教育や自主研究グループへの助成金を措置したものでございます。次の研修負担金は、行田市、加須市、羽生市及び鴻巣市の4市で構成する共同研修会並びに自治大学校や市町村アカデミーなどへの派遣研修に係る負担金でございます。

飛びまして、268ページをお願いいたします。

4の給与費明細書でございますが、これは特別職と一般職に区分して、職員数、給与費、共済費等を項目別にまとめ整理したものでございます。後ほどご覧いただきたいと存じます。

次に、歳入を説明させていただきます。

戻りまして62ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入、12節雇用保険料被保険者負担金195万7,000円は、会計年度任用職員などの雇用保険料の個人負担分を見込み計上したものでございます。

次のページをお願いいたします。

15節雑入のうち、説明欄の上から5行目、都市整備部長給与等企業会計負担金583万2,000円は、水道会計と下水道会計が負担する都市整備部長の人件費でございます。

次の行田羽生資源環境組合派遣職員給与等負担金1,122万4,000円は、本市から組合に派遣する職員の人件費に対する組合からの負担金でございます。

以上で、人事課所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

次に、吉田税務課長、お願いします。

○税務課長 着座にて失礼いたします。

それでは、税務課所管部分について細部説明を申し上げます。

初めに、歳出から説明いたしますので、予算に関する説明書の108ページをお願いします。

こちら2項1目税務総務費のうち、右ページ、説明欄の◎税務一般管理費は、税務課職員に係る人件費でございます。

次の◎税務課関係経費は、税務課職員の時間外勤務手当でございます。

次に、2目賦課徴収費のうち、右ページ、説明欄の◎賦課費の主なものについてご説明いたします。

上から3行目、10節消耗品費は、事務用品や税務関係図書の加除・追録費用等でございます。

一番下の11節郵便料は、納税通知書等の郵便料でございます。

111ページをお願いします。

上から3行目の鑑定料は、固定資産税の標準宅地に係る時点修正の鑑定料でございます。

12節の2行目、課税基本資料作成委託料は、固定資産税の土地や家屋に係る課税資料を作成するための委託料でございます。その下の電算委託料は、市税の賦課業務に係る電算処理の委託費用等でございます。3行下のOAシステム作成委託料は、現在運用している税務地

図情報システムについて、老朽化したサーバーに替えてL G W A N方式に切り替えるための費用でございます。その下のO Aシステム改修委託料は、法制化された市県民税の特別徴収税額通知の電子化に対応するための基幹系システム改修費用でございます。その下の事務従事者派遣委託料は、1月から3月の期間、給与支払報告書等の整理業務を行うための事務従事者派遣に係る費用を新たに計上するものでございます。

13節の1行目、O Aシステム利用料は、地方税電子申告支援サービス、いわゆるe L T A Xのシステム機器の利用料及び登記所からの土地家屋の所有者等の異動通知を電子データで受領する登記履歴管理システムの使用料でございます。その下の家屋評価システム借上料は、固定資産税の家屋を評価計算し、その結果を記録するためのシステムの借上料でございます。

18節の4行目、地方税共同機構負担金は、e L T A Xの運用に係る全国的な機構の負担金でございます。3行下の軽自動車税環境性能割徴収取扱費交付金は、令和4年度中に埼玉県が賦課徴収する見込額の5%を支払うものでございます。

22節還付金は、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除に係る還付金でございます。

次の◎徴収費の主なものについて申し上げます。

1節会計年度任用職員報酬は、市税等の徴収業務に従事する臨時徴収員に係る報酬でございます。

10節の1行目、消耗品費は、事務用品や徴収関係図書の加除・追録費用等で、次の印刷製本費は、催告書用封筒等の印刷費用でございます。

113ページをお願いいたします。

11節の1行目、郵便料は、催告書等の郵送料でございます。4行下の手数料は、市税の口座振替に伴い金融機関等に支払う手数料等及び預貯金等照会電子化サービス照会料でございます。

12節の1行目、市税等コンビニエンスストア収納業務委託料は、全国のコンビニエンスストアにおいて市税及び国民健康保険税を収納するための委託料でございます。次の市税電話催告業務委託料は、市税等の未納者に対して電話催告を行うための委託料でございます。次の口座振替データ処理業務委託料は、市税等の口座振替に伴うデータの受渡しについて、電送方式で安全に行うための委託料でございます。次の電算委託料は、市税の収納業務に係る電算処理の委託費用等でございます。その下のO Aシステム改修委託料は、地方税共通納税システムの対象税目拡大及び納付書Q Rコードに対応するための基幹系システムの改修費用でございます。

13節の1行目、OAシステム利用料は、e L T A Xによって電子申告をした者が地方税を電子納税するための地方税共通納税システムの利用料及び預貯金等照会電子化サービス月額基本料でございます。

22節の1行目、過誤納金還付金は、市税に係る還付金を計上したものでございます。

以上が歳出についての説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして8ページをお願いいたします。

1款市税でございますが、予算計上額は104億9,798万4,000円で、前年度と比べて3,557万4,000円の増額、率にして0.3%の増となっております。

1項1目個人市民税は41億1,362万4,000円で、前年度と比べて1億343万3,000円、率では2.5%の減となっております。内訳は、右ページの説明欄になりますが、均等割は前年度と比べて121万1,000円、0.8%の減で、その下の所得割は前年度と比べ9,921万6,000円、2.5%の減となっております。

次に、2目法人市民税は5億9,471万7,000円で、前年度と比べて8,008万1,000円、率では15.6%の増となっております。内訳としまして、均等割は前年度と比べて270万2,000円、1.2%の減で、その下の法人税割は前年度と比べて8,292万7,000円、28.1%の増となっております。

次に、2項1目固定資産税は42億9,614万3,000円で、前年度と比べて887万5,000円、率では0.2%の増となっております。内訳でございますが、土地は、前年度と比べて427万3,000円、0.3%の減。その下の家屋は、前年度と比べて4,261万3,000円、2.0%の増、その下の償却資産は、前年度と比べ2,516万7,000円、率では3.1%の減となっております。

次に、2目国有資産等所在市交付金は3,424万2,000円で、前年度と比べて92万3,000円、2.8%の増でございます。

次に、3項1目環境性能割は1,167万8,000円で、前年度と比べて91万円、率では7.2%の減となっております。

次に、2目種別割は2億5,827万円で、前年度と比べて930万6,000円、率では3.7%の増となっております。

次に、4項1目市たばこ税は5億8,163万9,000円で、前年度と比べて3,670万2,000円、率では6.7%の増となっております。

10ページをお願いいたします。

5 項 1 目都市計画税は 6 億 462 万 4,000 円で、前年度と比べて 408 万円、率では 0.7% の増となっております。

次に、6 項 1 目入湯税は 304 万 7,000 円で、前年度と比べて 5 万円、率では 1.6% の減となっております。

少し飛びまして、36 ページをお願いいたします。

13 款 2 項手数料でございますが、1 目 1 節徴税手数料の右側説明欄に税務証明手数料を計上しております。

次に、46 ページをお願いします。

15 款 3 項 1 目総務費委託金のうち、2 節徴税費委託金は、右側説明欄に個人県民税の徴収に係る県からの委託金を計上しております。

次に、58 ページをお願いいたします。

20 款 1 項 1 目延滞金加算金及び過料の延滞金は、前年度と同額を計上しております。

4 項 1 目雑入の 3 節負担金収入のうち、こちらを 1 枚めくっていただきまして、61 ページ、右側の上から 2 番目、滞納処分費負担金は、滞納処分に要する経費を換価代金から収入金として徴収するものでございます。

以上で、税務課所管の説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

次に、野辺人権推進課長、お願いします。

○人権推進課長 着座にて失礼いたします。

それでは、人権推進課所管部分について歳出からご説明いたしますので、予算に関する説明書の 96 ページをお開き願います。

2 款 1 項 12 目人権推進費は、前年度と比べ 233 万 2,000 円の増額となっております。これは、主に地域交流センターの外壁打診調査の費用及び当センターの電気料金上昇分を基に計上したこと、並びに令和 5 年度に本市を会場として開催予定の北埼玉地区人権フェスティバルに係る各種経費を計上したことによるものでございます。

なお、北埼玉人権フェスティバルは、行田市、加須市及び羽生市において会場を持ち回りで開催しており、その対象経費につきましては、県委託金により 80 万円を上限として充当されるものでございます。

右ページ、説明欄の◎人権推進費の主なものを申し上げます。

1 節委員報酬は、人権施策推進審議会委員及び隣保館運営審議会委員合わせて 27 人分の報

酬、3行下の会計年度任用職員報酬は、地域交流センター及び南河原隣保館に勤務する会計年度任用職員2人分の報酬でございます。

2節、3節及び4節は、一般職員3人分及び会計年度任用職員2人分の人件費でございます。

7節謝金は、市内全域で実施する人権同和問題地区別研修会の講師謝金や、地域交流センター及び南河原隣保館で行う各種講座の講師謝金などでございます。

8節費用弁償は、審議会委員への費用弁償及び会計年度任用職員の交通費でございます。

10節消耗品費は、北埼玉地区人権フェスティバルや人権同和問題地区別研修会などで配布する啓発品並びに地域交流センター及び南河原隣保館の消耗品等を措置したものでございます。4行下の電気料は、地域交流センターに係るものでございまして、昨今の電気料金の上昇分を見込み計上するものでございます。

11節の3行目、保険料は、地域交流センター及び南河原隣保館における行事傷害補償及び賠償責任補償の保険料でございます。

99ページをお願いいたします。

12節の1行目、調査測量設計委託料は、地域交流センターの外壁打診調査に係る費用でございます。次の講演委託料及びその下の音響操作等委託料は、北埼玉地区人権フェスティバルにおいて実施する人権講演会等に要する経費でございます。5行目の警備委託料は、地域交流センター閉館時の警備に係る委託料でございます。次の清掃委託料は、地域交流センターと南河原隣保館に係る清掃委託料でございます。次の除草委託料から12節一番下の浄化槽維持管理委託料までは、地域交流センターの維持管理に関する委託料でございます。

13節会場使用料及び次の器具・機材借上料は、北埼玉地区人権フェスティバルの会場として、教育文化センター「みらい」ホール等を使用するに当たっての所要経費等を計上したものでございます。

17節の2行目、DVD等購入費は、人権同和問題地区別研修会などで使用する人権啓発用DVDを購入するための費用でございます。

18節の1行目、人権擁護委員協議会負担金は、さいたま地方法務局熊谷支局が所管する熊谷人権擁護委員協議会に属する行田部会に係る負担金でございます。その3行下、部落解放運動団体補助金は、部落解放同盟行田市協議会及び埼玉県北同和会行田支部に対する補助金でございまして、前年度と比べ7万4,000円の減額でございます。

次に、歳入について申し上げますので、戻りまして42ページをお願いいたします。

15款県支出金、2項1目総務費県補助金の右ページ、説明欄1行目、隣保館運営事業等補助金は、地域交流センター及び南河原隣保館の運営に対する補助金でございまして、県が定める経費基準額の4分の3が交付されるものでございます。

46ページをお願いいたします。

3項1目総務費委託金、1節総務管理費委託金の右ページ、説明欄2行目、地域人権啓発推進事業委託金は、北埼玉地区人権フェスティバルの充当財源として計上するものでございます。

次に、58ページをお願いいたします。

20款諸収入、3項3目同和対策住宅資金貸付金元利収入は、滞納繰越分の収入を実績に基づき見込んだものでございます。

人権推進課所管の説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

次に、瀬尾契約検査課長、お願いします。

○契約検査課長 それでは、着座にて失礼いたします。

契約検査課所管の歳出予算からご説明申し上げますので、恐れ入りますが、予算に関する説明書の81ページをお願いいたします。

上から3番目の◎2款1項1目一般管理費の契約検査課関係経費でございます。前年度と比べ、101万8,000円の減額となっております。

主なものを申し上げますと、12節OAシステム保守点検委託料は、CADシステムの保守点検委託料、18節埼玉県電子入札共同システム負担金は、埼玉県と共同で運営しております電子入札共同システムの運営に係る経費、次の入札参加資格共同審査協議会負担金は、建設工事関係及び物品関係の入札参加資格審査の追加受付に要する経費でございます。

次に、その下の◎共通物品管理費でございます。前年度と比べ15万円の減額となっております。これは、各部署で必要とする共通物品の購入経費や共通伝票の印刷製本費などを中心に措置したもので、主なものを申し上げますと、10節共通需用費は事務用品などの購入、印刷製本費は各種封筒や納品請求書などに要する経費でございます。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、50ページをお願いいたします。

51ページの説明欄により説明させていただきます。

16款2項2目物品売払収入の説明欄、不用物品売払収入でございます。これは、不用品で売却できるものが出た場合を考慮いたしまして措置したものでございます。

次に、62ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入の9節用品等売払収入の右ページ、説明欄1行目、資源ごみ売払収入（契約検査課）でございます。これは、古新聞、古雑誌、段ボールなどの資源ごみの売払金額を見込み計上したものでございます。

以上で、契約検査課所管の説明を終了させていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後 1時 52分 休憩

午後 2時 02分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第7号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

香川委員。

○4番 香川委員 それでは、まず2点ほど質疑をさせていただきます。

81ページの職員研修費について、まずお伺いいたします。

この丸3年間、新型コロナウイルスによって、なかなか研修も大変だったと思うんですけども、令和5年度に関してはある程度通常に戻ってくると思われます。特に、石井市長は、たしか議員時代からも市長になられてからも、職員研修は大事だというふうに常々言ってきたと思います。職員のスキルアップのためにも研修はとても大事かと私も思っているところですが、来年度予算として全体で6万6,000円の減ということですが、職員研修については今までどのような成果と今後どのような成果を期待しているのか、お伺いをいたします。

それから2点目、85ページ、文書管理費の12節文書使送業務委託料、これは出先機関へ民間業者が配送するわけですが、民間業者についてはどの程度で見直しを行っているのか、まずこの2点を先にお伺いいたします。よろしくお願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

松田人事課長。

○人事課長 研修の関係についてお答え申し上げます。

職員研修費総額ですと6万6,000円減となっておりますわけですが、研修に関しましては予算上、前年度と比較しますと、庁内全体で実施する研修委託料につきましては119万円で、前年度と同額になっております。事業費全体ですと減額になっておりまして、減額の主な理由といたしますと、庁用車で行く場合には旅費は支給せず、公共交通機関を使用した場合については旅費を支給すると。原則、庁用車で行くようなことで職員は徹底しておりますので、その分がこういう減額になった理由でございます。

研修につきましては、成果といたしまして、職員全体の能力を養成する研修は庁内で行うわけですが、各事業を所管する所属において必要な能力を養成するという専門研修については、各所属で予算化を行っておるところでございます。内部研修だけではなくて、例えば埼玉県と組織している彩の国さいたま人づくり広域連合が主催する研修ですとか、費用負担がない研修もございますので、そうした研修に積極的に、階層別も含めまして、職員に参加していただいて、職員の能力の向上を成果として図っているところでございます。

以上でございます。

○委員長 次に、菅原総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長 お答え申し上げます。

文書使送業務につきまして、民間業者の見直しということですが、どれくらいの頻度で見直しを行っているかというところで、こちらにつきましては2年間の長期継続契約を行っておりますので、2年ごとに見直しを行っております。

令和4年度に見直しを行いまして、こちらが8者指名競争入札を行いまして、3者が応札しております。最も低廉な価格を提示した事業者到现在委託をしており、令和4年度、令和5年度については現行業者が執行することになっております。

以上でございます。

○委員長 香川委員。

○4番 香川委員 では、要望を含めてですが、職員研修に関しましては、特に12節の研修委託料ということでプレゼン等を行っているわけですが、こういうことを積極的に職員のほうに促していただいて、そのためにも、庁内研修とか彩の国さいたま人づくり広域連合の中で一生懸命スキルアップを図っていただけるようお願いしたいと思います。

取りあえず以上です。

○委員長 他に質疑はありませんか。

斉藤委員。

○3番 斉藤委員 それでは、今の文書使送業務委託料ですけれども、まずこれはあれですか、指名競争入札ということで安いところをお願いしているということですが、業者というのは入れ替わりというのはどうなのでしょう。前は大宮通運だったかという記憶ですが、同じところが継続して、安いからお願いしているのか、若干入替えがあるのか確認したいのと。

あと、文書の電子化を今やっていると思うんですが、まず何を運んでいるかお聞きしたいのと。そういったことで、これから運ぶものが減っていくのかどうなのか。どんどん文書が電子化されていって、メールでも、要は向こうで打ち出しすればいいというものも出てくるかと思いますが、こういったことが電子化されていって、この委託料というのはどういうふうに変わっていくのか、お伺いしたいと思います。

それと、77ページ、採用試験委託料ですけれども、令和3年度からですか。広く人材を募る観点から、就職氷河期世代を含めた社会人経験者の募集というのと、他の自治体との統一試験日程に先行して、多くの民間企業で導入されている適性検査の活用、これは令和3年からやったんですかね、新規で。

これで、どんな効果があったのか。要は、募集が増えたということなのか。継続してそれをまたやるんでしょうから、どういうことなのか。

2番目の、先行して、多くの民間企業で導入されている適性検査って何ですか、その辺お伺いします。

○委員長 執行部の答弁をお願いします。

菅原総務課長。

○総務課長 お答え申し上げます。

文書使送業務につきましての何点かご質疑がございましたけれども、まず1点目、業者の入れ替わりがあったかどうかについてでございますが、令和4年度、令和5年度の2カ年間お願いするに当たって、指名競争入札を行った結果、これまで、委員ご指摘の大宮通運さんをお願いしておったんですが、令和4年度、令和5年度は別の事業者が入っております。

次に、文書電子化に伴って、文書使送業務、現在、何を運んでいるかというところですが、主に紙媒体の連絡用文書ですとか、そのほかのものを運んでいるという形になりま

す。主に紙文書ですね。

これが、今後、電子化が進むにつれて減っていくかというご指摘ですけれども、これは電子化が進めば少なくなっていくものと認識しております。ただ、運ぶものが少なくなったから委託料も変わるのかというところについては、日数と人件費というところからも、直接結びつくものではないと考えております。

以上です。

○委員長 松田人事課長。

○人事課長 採用試験の関係についてお答え申し上げます。

総合適性検査とは何かということでございますけれども、従前、第1次試験を9月に実施の統一試験日程に先行して行っていたわけですが、令和3年度から6月に採用試験を実施しておりまして、多くの民間企業で導入されている総合適性検査、これは公務員試験の勉強が不要ということで、具体的に申し上げますと、総合適性検査、SPI3試験というんですけれども、株式会社リクルート社の商品でございまして、基礎能力検査と性格検査を行います。基礎能力検査は、コミュニケーション能力や思考力、判断力などの基礎となる能力を検査いたします。性格検査は、職務や組織への対応のしやすさ、受験者の性格の特徴が把握できる検査となっております。

学力ですね、知識の量だけではなく、この検査結果から受験者の能力や性格の特徴と、面接で確認すべき点なども一覧表で個人ごとに結果が出てきますので、面接で確認すべき点などもわかりやすく活用できるということで、面接だけでは見えにくい受験者の特徴がつかめるということで導入いたしました。

公務員試験の勉強が不要ということで、受験者に対しても受けやすい試験になっていると思います。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 募集が増えたのか。

○人事課長 募集が増えたのかどうかというところでございますけれども、令和2年度は統一試験日程の採用試験を行っておりまして、9月の試験と1月の試験で行っておりまして、年間で令和2年度は168人の方に受験していただきました。令和3年度は、前期と9月の統一試験を合わせまして260人。さらに、令和4年度につきましては、6月の前期試験、9月の後期日程、あと急な退職者等が出ましたので、3期日程ということで1月に行いましたけれ

ども、3回の試験合わせて226人でした。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 すみません。よく分からないのが、6月に前期試験というのが、それは公務員試験は不要ということで、基礎能力と性格検査というのをやりますね。これに合格すると次に進めるということでいいですか、9月の。第1次試験ということでいいですか。

そうすると、9月からの試験を受けるということはできないと。まず、この試験を合格しなければ9月の試験は受けられないということでいいんですか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

松田人事課長。

○人事課長 お答え申し上げます。

6月の試験は第1次試験で総合適性検査の試験を行いまして、1次試験に合格をすれば2次試験ということで面接と集団討論に進めます。2次試験で最終合格を出します。

9月は、1次試験は、総合適性検査ではない、日本人事の公務員試験の勉強をされた方用の統一試験の問題を使います。9月の1次試験に合格をいたしますと2次試験に進みまして、2次試験が最終試験になっております。

ですので、6月は6月で合格者を出しまして、9月は9月で合格者を出します。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 すみません。そうすると、6月の試験では公務員試験は全く受けなくてもいいということがよく分からないので、お願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

松田人事課長。

○人事課長 お答え申し上げます。

市役所の試験ですので、公務員試験といいますか、行田市役所の試験でございますので、公務員の勉強をしなくても、筆記試験が受けやすいということでございます。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 そうしますと、新たにつくった6月のほうの試験の受験者数というのはどれぐらいいるんですか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

松田人事課長。

○人事課長 お答え申し上げます。

今年度で申し上げますと、6月の1次試験の受験者は135名でございました。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 そうしますと、新たな制度によって、前は何だか9月の第4日曜日か何か、それで他市と同じ日で、かなり受験する方が減っているということで、令和3年度に新たな制度を設けたということで、そこら辺は改善したということよろしいですか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

松田人事課長。

○人事課長 9月の試験では、他の自治体も行っております統一試験日ということで、受験者が少なかったわけですが、広く受験できる機会が増えたということで、計画した人数を採用できるかということは別にして、多くの方に受験をいただいております。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 分かりました。

そしたら、もう1つ聞きたいんですけども、一般事務で、要は専門的知識を要する業務というのは、例えば思いつくだと保育士さんとかがあるかと思うんですけども、少し賃金が高いですね。その職種というのは、あと何がありますか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

松田人事課長。

○人事課長 専門試験ですね。正規職員で申し上げますと、保育士のほかに保健師、土木職、建築職、学芸員などの職種でございます。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 そうしますと、例えば保育士さんでいえば、職員名簿を見ますと、皆さん主任止まりですよ。公務員ですから昇任試験って受けられるはずなのに、一番古い方でも受けようとしなくていいですね。その要因は何なのかというところをお伺いしたいのと。

要は、保育士の地位向上ですね。庁舎から離れていますので、公務員といえどもかなり

考え方に違いがあるのかというところで、そういった働きかけってすべきではないかなと。特に、入ったばかりの保育士さんは、古い保育士さんが受けなければ、自分は受けることでできませんよね。そうすると主任止まりです。その試験を受けるというのが実行に移らないというところで、その辺どういうふうに考えていますか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

松田課長。

○人事課長 保育士の昇任の関係についてお答え申し上げます。

まず、委員おっしゃいましたけれども、主任止まりだということで、主査に上がるときに、主査級の昇任選考試験をやっておりまして、まずその試験に受かっていただかないと主査にはなれないわけですが、一般事務と平等に、所属長、あとは園長から受験の勧奨をしておりますし、内容とすると、研修も一般事務と同様に階層別の研修には行っていております。

ただ、人事課としても、昇任試験を受験するように勧奨はしているんですが、女性職員、一般事務も含めまして、女性職員の受験につながっていない状況でございます。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員、よろしいですか。

○3番 斉藤委員 取りあえずいいです。

○委員長 他に質疑はありますか。

江川委員。

○5番 江川委員 111ページ。L G W A N方式に切替えという説明があったと思うんです。

私が聞き間違ったかもしれないですけども、これから切り替えるのか、もう切り替わっている保守契約なのかというところと。これに替えることによるメリットといいますかプラス、職員の作業効率に関わるものがあるのか、これに替えることによる利点、欠点、何かありましたらお聞きしたいんですけども。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

吉田税務課長。

○税務課長 それでは、お答えいたします。

L G W A N方式に切り替えるという、これは固定資産税の関係のシステムの関係ですが、まだ切り替えてはいないです。この予算が通れば5年度に切り替えるという予定でおります。

〔「5年」と言う人あり〕

○税務課長 令和5年度です。

もう1つ、利点というところですが、今までのサーバー方式と比べて、費用面で多少コストが安くなるという、そういったところでこちらに切り替える予定ということで検討したものでございます。

以上です。

○委員長 江川委員。

○5番 江川委員 私の認識があれだったんですけれども、要はサーバー方式、庁内にあるサーバーでデータを保管していたものをクラウドというか、別な場所で管理するということでLGWAN方式を取り入れるという解釈でいいんですか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

吉田課長。

○税務課長 お見込みのとおりでございます。

○委員長 江川委員、よろしいですか。

○5番 江川委員 はい。

○委員長 次に。

香川委員。

○4番 香川委員 選挙関連ですけれども、117ページの県知事選、119ページの県議会議員選挙並びに市長・市議会議員選挙、一般質問でもやったんですけれども、前回の衆議院議員選挙においても、時間を短縮した自治体がまた増えておりましたよね。いわゆる職員の時間外勤務手当とか相対的な経費削減、あるいは負担の軽減からいけば、朝7時から夜8時までの投票というのはちょっと、行田市は山間部とかそういうのではないですけれども。

前もデータで、夜7時から夜8時までの投票数とかを見たときに、まるっきりゼロのところもある状況の中で、行田市も1時間でも早くすれば、随分経費的にも違うと思うんですよ、身体的に負担も違うし。管理者、立会人、開票管理者、開票立会人、報酬も時間外も含めて、そういうのって考えられないですか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

菅原総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長 お答え申し上げます。

選挙における時間の短縮、経費の削減も含めて、1時間でも短くできないかというご指摘でございますけれども、こちらにつきましては、地域のいろいろ考え方はあると思います。

埼玉県内でも、山間部で一部やっているところがありますけれども、これは過去の一般質問でもお答えさせていただきましたが、通常といいますか、山間部でない自治体においては、埼玉県内では現在、時間を短縮している自治体というのはございません。

ですので、行田市が独自で検討していいのではないかというご指摘かもしれませんが、なかなか国の見解が強うございます。それに対して、行田市1市で、時間短縮をしますというところは、それなりの強い理由が必要になってくるかと思います。従事者の経費の削減について、特別効果があるという認識は私もしておりますけれども、これは近隣の状況を見ながら、足並みをそろえてやっていくべきものなのかと考えております。

以上です。

○委員長 香川委員。

○4番 香川委員 山間部だけに限らず、平野部でもやっているところあります、茨城県でもね。近隣を見る、いろいろあると思いますけれども、私も調べましたから。そしたら、先陣を切ればいいのではないですか、行田市が埼玉県内、そしたら多分追随するところ出てきますよ。おお、行田市よくやったではないか、うちも1時間早めてみようではないかと思うところも出てくるのではないかというのは私の意見。ということで、結構でございます。

○委員長 いいですか。

○4番 香川委員 ありがとうございます。

○委員長 他に質疑はありますか。

斉藤委員。

○3番 斉藤委員 9ページの市民税ですけれども、令和4年度の当初予算と、個人の所得が増加ということで多く予算を組んでいて、令和5年度、今回は1億343万3,000円の減額ということですが、この要因というのは何があるのか、4年度と何が違うのか、まず1点お伺いしたいと思います。

個人というと、サラリーマンの方と個人事業主の方がいるのか。コロナの影響というのは3年間ありましたけれども、それでも令和4年度は大幅増額していて、令和5年度になると極端に減るという見込みだということですが、どういうことなのか、お伺いしたいと思います。

それと、今の選挙費用の関係ですが、それぞれ県知事選、県議会議員選挙、市長選挙、市議会議員選挙の中で、掲示板の撤去委託料、設置の委託料両方あると思いますけれども、それは指名競争入札という形を今回も取るのかどうか、その方法についてお伺いし

たいと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

吉田税務課長。

○税務課長 市民税の収入の関係でございますが、令和5年度の収入の予算を立てるに当たしまして、令和4年度のものを、市民税の調定額というのを参考にするわけですが、調定額のほうはもう1つ前の年、令和3年度の調定と比較いたしますと減少傾向であるというところから、令和5年度におきましては、まだ回復が半ばであるというようなところで、予算としましては減額としたところでございます。

以上です。

○委員長 菅原総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長 お答え申し上げます。

選挙における掲示板の設置・撤去委託料につきまして、入札の仕方でございますが、委員ご指摘のとおり、指名競争入札で行う予定でございます。

以上です。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 そうしますと、令和5年度は令和3年度の調定額を見てということですから、そうすると、令和4年度は令和2年度を見たということですね。令和2年度、令和3年度というのはそんなに、状況的にはコロナ禍であって、令和4年度は2億円増えていて、今回5年度は1億円という3億円ぐらいの差が、1年で予算の組み方で変わってきてしまうんですけれども、それっていうのは、例えばまだ令和4年度の決算が出ていないですけれども、現状に合っていますか、そこが一番心配です。

令和4年度がもうほぼ出るかなと思いますけれども、これだけ2億円というのは増えていたのか。今回の1億円減るということなんですけれども、要は大幅に見込みがずれるとよくないと思いますので、その辺、令和4年度の決算の見込みから、それは大丈夫だということか、確認したいと思います。

それと、選挙の関係ですけれども、指名競争入札ということで、この業者というのは掲示板の設置・撤去というのは市内業者でしたか。掲示板の作成がたしか茨城県の会社だったかと思いますけれども、確認させてください。要は、一番安い業者をお願いしているということだと思いますけれども、お願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

吉田税務課長。

○税務課長 令和5年度の市民税の予算につきましては、令和3年度だけではなくて、令和3年度と4年度の比較というところで見ているのはございます。

3年度、4年度で比較しまして減少というところでございますので、4年度の決算はまだこの先になりますが、予算としましては多少減少傾向というのを見まして、前年度より低く抑えたというところがございます。

以上です。

○3番 齊藤委員 ちょっと今の。

○委員長 はい。

○3番 齊藤委員 すみません。

そうしますと、令和4年度は2億円多く入るという見込みだったけれども、決算上ちょっと少なかったということを勘案して、今回反映したということでしょうか。

○委員長 吉田課長。

○税務課長 令和4年度の決算が少ないという見込みではないですよ。ですから、令和3年度と4年度の比較、これが減少傾向であるというところで予算を立てているわけです。ですから、決算とはまた別の話になるかと思います。

○委員長 菅原課長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長 掲示板設置・撤去の業者についてのご質疑です。

作成については、委員ご指摘のとおり、茨城県取手市の業者が作成をしております。設置につきましては市内業者が多かったようです。

以上です。

○委員長 齊藤委員。

○3番 齊藤委員 そうしますと、さっきの市税の関係は、決算を見て、大体この2億円というプラスということは間違いなかったですかという確認です。結果が、予算と決算がずれていないのかどうかを。だから、令和5年もそれで大丈夫ですかということを確認したつもりです。

それと、今の作成のほうで茨城県取手市ということで、それは指名競争入札の中で、市内業者も入れて、結局、茨城県の業者がすごく安かったと。できれば指名業者を使ってほしいというのは前々から言っていたわけですがけれども、どれぐらいの差があるのか。

それで、撤去、あと設置も市内業者ということですか、確認します。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

吉田課長。

○税務課長 令和4年度の予算に対して令和4年度の決算が大丈夫かどうかというご質疑だと思いますが、予算に対しては、まだ年度の途中でございますが、予算的には足りるといいますか、収入のほうที่足りるというような見込みはございます。

以上です。

○委員長 菅原課長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長 お答え申し上げます。

指名競争入札した結果、どれぐらいの差があるかというところでございますが、すみません、今、資料を探しておるんですが、具体的にどれぐらいというのは今すぐ出ないですが、委員ご指摘のとおり、指名競争入札して最も廉価だったのが市外業者だったというところでございます。

それから、撤去も含んでいるのかということでございますが、こちらは設置から撤去まで、一括してお願いしております。

○3番 斉藤委員 取りあえずいいです。

○委員長 他に質疑はありますか。

斉藤委員。

○3番 斉藤委員 59ページの同和対策住宅資金貸付金元利収入についてお伺いします。

前年度と貸付金の元利収入というのがほぼ同額なのかというところで、要は、毎回言っているんですけども、返している人はきちんと返しているわけで、返していない人というのは全く1円も返していない方もいらっしゃるというところで、これって公平性に欠けるのではないかなというところで。

だから、今回もこの予算を組んで、245万1,000円の中には新たな、今まで1円も返していないような方とか、そういった方の見込みが入っていないのではないかとということで質疑したいんですけども。要は、前年度で、徴収を定期的に行っている方と滞ってしまっている方、ここ数年全く止まってしまっている方というのはどのぐらいいるんですか。返している方というのはどういう状況ですか。毎月きちんと返しているのか、例えば訪問で行ったときに5,000円なり1万円なり返す状況なのか、どういう徴収方法をしていますか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

野辺人権推進課長。

○人権推進課長 現在、返済をお願いしている方の中身は、市役所にいらしていただいております。お納めいただいている方もいらっしゃいますし、訪問して徴収させていただいている方もいらっしゃいます。その徴収につきましても、月に1回という方もいらっしゃれば、年金月の2カ月に1度という方もいらっしゃいますし、1期ごとの額を1年に1回納めていただいている方もいらっしゃいますし、納付の頻度、また、額につきましてもそれぞれでございます。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 そうしますと、納付書というのは必ず定期的に送付されているものですか。例えば、税金でいえば市税とかであれば、必ず納付書が届いて、それが払えなければ差押えにまで至るわけですが、こちらのほうはどういうふうな徴収していますか。

○委員長 野辺人権推進課長。

○人権推進課長 これも、先ほどお話しさせていただいた納付の仕方と関係するんですけれども、納付書を年に1回交付している方もいらっしゃいますし、それは納付する方とのご相談の中でそういうふうに決めるわけですが、あとは毎月お支払いする、または2カ月に一遍お支払いするという方は、それぞれ月別の分納の納付書を12枚とか6枚とかというのを年度の当初にお送りして、それでお納めいただいている方もいらっしゃいますし、訪問の際にこちらで納付書をご用意してお伺いして、その場でお納めいただいているという方もいらっしゃいます。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 すみません。私が確認したいのは、年1回お送りする方もいるし、いないということもあるわけですね。そうすると、一番払っていない方というのは、全く納付書というのを送らないのですか。要は、借りている感覚がもうなくなりますよね、そうしますと。

市税であれば、必ず皆さん平等に、そういう納付書だったり何なり、電話だったりやるわけですが、そうしますと、先ほどの課長の説明ですと、送る人もいるし、送らない人もいるというように聞こえましたし、あと、相談の方は分納のお支払いも、毎月の分納した分の納付書なり何なりを送るということですが、そうすると、全く滞ってしまった方の対応といいますか、その辺はどうなっているのか、今聞いているんですね。

○委員長 野辺人権推進課長。

○人権推進課長 お支払いが滞っている方につきましては、納付のご相談をまずはさせていただいて、その方のご事情ですとか経済状況とか把握しながら、分納の相談をさせていただいているところでございます。そこで分納の意思を確認して、また、どのくらいの頻度でお幾らぐらいお支払いいただけるかということを確認した上で、納付書を交付するなりお渡しするなり、我々でお伺いするなりということをさせていただいているところでございます。

そうでないと、ただ納付書を送っても、納付の意思がない方にお送りしても、かなり郵便料も問題になってしまうことから、まずは納付のご意思を確認させていただいているというところでございます。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 そうしますと、今分かったのは、一律に納付書を定期的に送っているわけではないということですね。納付相談の中でということで、では、納付相談に応じない方に関しては、意思がない方に関しては郵送料ももったいないので、何も伝える手だてはないということですか。きちんと訪問をして、そこできちんとお伝えしているのかもしれないですけども、要は何というんですか、会ってくれない場合はどういうふうな対応をしているのか。それで、延々とそういうことで、払う意思が芽生えてくるのかどうかという疑問があります。

○委員長 野辺課長。

○人権推進課長 応じない方はそのままかということでございますが、これはもう粘り強く、繰り返しお電話なり訪問して納付のお願いするしかないと考えております。また、そうしたことによって、今年度につきましては、今まで納付が滞っていた方が納付を再開してくださった方もおりますし、今後、額は未定でありますが、分納に応じてくれた方、今後お納めをお約束してくれた方もいらっしゃいます。

また、今年度、納付が残っている方に、親族の方も含めてご相談させていただいたところ、1度にお納めいただいたという、完済していただいた方が2名いらっしゃいますし、また、今年度中に残りの額をお納めいただくという約束をしていただいている方もございます。繰り返しの納付相談によって、少しずつではございますが、成果を上げているというふうに認識しております。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○3番 齊藤委員 もちろん、繰り返しの納付相談は大事ですし、それがなくては徴収も難しいかと思うんですけども、納付書というか、今、自分が幾ら未償還額があるのかとか、そういうことというのは、たかが年1回でも送っていないということはどうなのかということです。その辺が、要は私甘いかと。幾ら郵送料がもったいないといいましても、大した金額ではないですよ。その辺節約するところではないかと思えますけれども、どうですか。

○委員長 野辺課長。

○人権推進課長 当然のことながら、幾ら残額があるかということはお示ししながらお伺いしたり、またお電話のときにお話しして、納付相談をさせていただいているところでございます。

○委員長 齊藤委員。

○3番 齊藤委員 それは分かりましたけれども、郵送料をけちってはいけないと思います。意味がないとかそういうことではなくて、そういったものは年に1回でも2回でも送るといふことも、それを開ける開けないは関係なく、そういったことも同時にやっていかななくてはいけないのではないかなと、その辺見直したほうがいいのではないかと私は思います。それは要望とします。

○委員長 野辺課長、どうですか。

○人権推進課長 現在まででは、電話なり訪問なりで、直接お話しすることのほうが私は有効であるとは思っておりますが、今のそれでも郵送でお送りするというご意見を今後の参考にさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○委員長 その他。

細谷委員。

○2番 細谷委員 1つだけ伺います。

8ページの固定資産税の償却資産ですけれども、具体的にどんなものになりますか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

吉田課長。

○税務課長 お答えいたします。

固定資産税におきます償却資産というのは、事業用に使っているもので耐用年数があるものの、それが償却資産というものでございます。例を挙げますと、例えば工場の中にある機械等の装置、またそのほか構築物、例えば工場の敷地のほうの舗装路面ですとか、そういった

ものがございます。また、具体的例ですと、鉄道車両等も償却資産に入ります。

以上でございます。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 そうすると、固定資産税の償却資産のところ、先ほどのお話だと約2,516万円の減額ということだったと思います、パーセンテージで3.1%ということで。そうすると、今おっしゃったような鉄道とか事業用構築物について、これだけの償却があると見込まれるということでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

吉田課長。

○税務課長 お答えいたします。

償却資産の関係につきましては、耐用年数に応じまして毎年、1年ごとに経年減価がされて、それが課税される仕組みでございますので、令和5年度におきましては特段大規模な何か、工場等の新設等は予定されておきませんので、自然減というところでこの予算としたところでございます。

以上です。

○委員長 細谷委員、よろしいですか。

○2番 細谷委員 そうすると、同じところの上の市民税の法人税のほうは、約8,292万円増ということをおっしゃったかと思います。パーセンテージで28.1%というふうに見込むということですが、こちらはどのようにして法人税のほうは増加ということで見込んだのでしょうか。

○委員長 吉田課長。

○税務課長 お答えいたします。

法人市民税の法人税割というところですが、こちらでも現在の申告の状況等を勘案しまして予算を上げたものでございます。これはあくまでも見込みになってしまうんですが、現在の状況ですね。4年度であれば、4年度の前半の修繕の状況等を勘案して、この予算になったものでございます。

以上です。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 たしか、令和元年だったと思うんですが、法人税は増額だったような、コロナの始まるところで、他市は減額予算を組んでいるのに、増加という見込みで予算

を組んだような記憶をしております。今、償却資産ということで、新規等々はない、自然減ということで約2,516万円減ということをおっしゃったかと思いますが、一方、法人税のほうは増加ということで、簡単には景気がいいというふうに見込んでいるのか、そうであれば、償却資産ではなくて、固定資産のほうも増加するのかというふうに思ったりもしますが、法人税のこの見込みというのも、約8,292万円の増ということで、こういう予測というのは、見込みというのはこれでいいとお考えですか。

○委員長 吉田税務課長。

○税務課長 法人市民税につきましては、法人税割につきましては4年度の上半期の実績とその前の年の実績を比較しまして、どのくらい伸びているのか、あるいは減少しているかというところで見込みを立てざるを得ないのでございますが、4年度の上半期につきましては、前年度と比較しまして伸びが見られましたので、こういった予算としたところでございます。以上です。

○委員長 よろしいですね。

他に質疑はありますか。

斉藤委員。

○3番 斉藤委員 市長選挙のことで市民のほうからも聞かれたので、確認したいんですけども、今回、特殊事例といたしまして、市長選挙で、行田市と同じ漢字を書く候補者がいるということで、投票所の対応ですね。例えば、公平性の観点から、その人物を連想させるものは、要は隠さなくてはいけないということがあるということをお聞きしましたので、今回、特殊な事例として、それが見込まれる中で、投票所のそういった対応といいますか、どこまでやるのかということですね、1つ。

あと、もう1つが、これは行田市の市長選挙ということで、そこを隠してしまうと何市の市長選挙かということも分からなくなってしまうという状況がございまして、その辺はどういうふうにやっていくということなのか、お伺いしたいと思います。

○委員長 菅原総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長 お答え申し上げます。

まだ候補者ではない……

○3番 斉藤委員 あ、そうですね、すみません。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長 説明会で出席された中で、そういった陣営の方がいらっしゃったということからのご指摘だと思いますけれども、こちらにつきましては現在、県の

選挙管理委員会に確認中でございます。これは、国の総務省のほうにも、現在どの程度まで対応すべきかというところを確認しておりまして、現在その返答待ちになっております。返答がありましたら、遺漏のないようにやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員、よろしいですか。

○3番 斉藤委員 はい。

○委員長 他に質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算中、総務部所管部分についての審査を終了いたします。

なお、議案第7号の討論及び採決は、明7日、議会事務局所管部分の質疑終了後に一括して行います。

以上をもって本日の審査日程を終了いたしました。

明7日は、午前9時30分から委員会を開催いたしますので、定刻までにご参集願います。

△散会の宣告

○委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後 2時 56分 散会

総 務 文 教 常 任 委 員 会

3 月 7 日 (火 曜 日)

令和5年行田市議会総務文教常任委員会会議録

- 開会年月日 令和5年3月7日（火曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件 議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算
- 審査日程 **【教育委員会】**
議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算
【会計課】
議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算
【監査委員事務局】
議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算
【議会事務局】
議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算
議請第2号 「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施中止又は
延期を求める意見書」の提出を求める請願書

○出席委員（7名）

委員 長	加 藤 誠 一	委員	3 番	齊 藤 博 美	委員
副 委 員 長	福 島 ともお	委員	4 番	香 川 宏 行	委員
1 番	高 澤 克 芳	委員	5 番	江 川 直 一	委員
2 番	細 谷 美恵子	委員			

○欠席委員（0名）

○説明のため出席した者

小 池 義 憲	教 育 部 長
福 原 智	教 育 部 次 長
石 崎 昌 稔	教 育 部 次 長 兼
長 島 浩 司	教 育 指 導 課 長
小 林 誠	教 育 総 務 課 長
野 口 啓 司	学 校 給 食 セ ン タ ー
中 島 洋 一	所 長
新 井 大	生 涯 学 習
柿 沼 誠	ス ポ ー ツ 課 長
鈴 木 紀 三 雄	文 化 財 保 護 課 長
岡 部 将 弘	教 育 文 化 セ ン タ ー
田 口 範 幸	所 長 兼
新 井 康 夫	中 央 公 民 館 長
中 村 和 則	図 書 館 長
小 卷 健 二	郷 土 博 物 館 長
蓮 沼 義 典	教 育 部 副 参 事
	教 育 支 援 セ ン タ ー
	所 長 （ 会 ）
	議 会 事 務 局 長
	監 査 委 員 事 務 局 長
	会 計 管 理 者
	副 会 計 管 理 者 兼
	会 計 課 長

○事務局職員出席者

書 記 大 澤 光 弘

午前 9時 29分 開議

△開議の宣告

○委員長 皆さん、おはようございます。

我々としては、今日2日目なんですけれども、皆さん、お疲れかもしれないですけれども、頑張って審議いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、早速、始めさせていただきます。

ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

ご連絡いたします。傍聴される方につきましては、委員会審査中は雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、審議中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用の上、お願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症対策のため、説明、質疑及び答弁については簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

審査については、お手元に配付した審査日程により行います。

それでは、教育委員会所管の議案について審査を行います。

初めに、小池教育部長にご挨拶をお願いします。

○教育部長 皆さん、おはようございます。

加藤委員長を初めといたしまして、総務文教常任委員の皆様には、日頃より教育行政の推進に格別なるご理解、ご協力、ご支援を賜り、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

本日ご審議いただく案件ですが、議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算のうち、教育委員会の所管する部分になります。

説明につきましては、この後担当する所属長から説明を申し上げますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

○委員長 ありがとうございます。

△議案第7号について

○委員長 初めに、議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算中、教育委員会所管部分についてを議題とし、順次執行部の説明を求めます。

○教育総務課長 それでは、一般会計歳出予算のうち、教育部所管部分につきまして説明を申し上げます。

予算に関する説明書の216ページをお願いいたします。

10款教育費、1項1目教育委員会費は、教育委員会の運営に係る経費であります。

次の2目事務局費のうち、右ページ説明欄の◎事務局費は、教育長のほか、教育部職員の人件費などの経常経費で、おおむね前年度と同様の計上であります。

○教育指導課長 219ページをお願いいたします。

説明欄中ほどの◎小中学校指導費でございますが、1節会計年度任用職員報酬は、授業における複数指導や補修学習指導を実施し、学力の定着を図ることを目的に配置する学力向上支援教員の報酬のほか、学校図書活動推進教員の報酬でございます。

7節委員謝金は、いじめ問題対策連絡協議会や学力・体力向上推進委員会、教科用図書採択に伴う小学校年間指導計画策定委員会などの委員謝金、その下の謝金は、部活動外部指導者謝金、不登校対策担当チーム会議謝金、教職員研修の謝金などのほか、新たに部活動の地域移行等に関する検討委員会の委員謝金を計上したものでございます。

10節の消耗品費は、児童・生徒のいじめ対策事業である学校生活についての調査、h y p e r - Q Uを実施する費用などで、その下の印刷製本費は、新入生用の相談ホットライン啓発用クリアファイルなどの費用でございます。

12節の3行目、I C T支援員派遣委託料は、学校における効果的なI C T活用について総合的に支援するため、専門性を有する支援員の配置を委託するもの、その下の水泳授業実施委託料は、プール施設の老朽化が著しい南小学校及び見沼小学校の水泳授業を民間のスイミングスクールに委託して行うものであり、新規事業でございます。

続きまして、221ページをお願いいたします。

上から4行目、18節学校応援団推進事業補助金は、学校の活性化を図るため、各小・中学校の学校応援団活動に対して補助金を交付するものでございます。

次の◎特別支援教育推進費（教育指導課）は、1節の3行目、会計年度任用職員報酬など、特別な支援が必要な児童・生徒の支援のために配置するきらきらサポーター31人分の人件費が主なものでございます。

○教育支援センター所長 次の◎特別支援教育推進費（教育支援センター）分でございますが、

7節謝金は、発達に課題のある幼児・児童に対して公認心理士と療育指導員が早期療育ステップ教室を行うための謝金であります。

○教育指導課長 次の◎人権教育指導費は、学校における人権教育に要する経費で、前年度とほぼ同様の計上でございます。

次の◎ホップ・ステップ・ジャンプ外国語教育事業費は、前年度と比較して1,104万6,000円の減額で、減額の主な要因は、外国語指導助手（ALT）の配置を見直したことによるものでございます。主な内容でございますが、1節会計年度任用職員報酬などALT10人分の人件費、また、7節謝金は、英語検定試験準会場の試験官の謝金でございます。

続きまして、223ページをお願いいたします。

12節の外国語指導助手付帯業務委託料は、ALTの研修等の付帯業務を委託するもの、18節の検定料補助金は、英語検定1級から4級までを受検する中学生の学びを支援することを目的に、検定料の一部を補助するものでございます。

○教育支援センター所長 左ページ、222ページに戻りまして、3目教育支援センター費でございますが、前年と比較して7,030万7,000円の増額となっております。この主な要因は、教育支援センターを旧星宮小学校へ移転することに係る整備費用を計上したことによるものであります。

右ページ、説明欄の◎教育支援センター管理運営費の主なものを申し上げますと、1節会計年度任用職員報酬は、センター所長や適応指導教室の指導員等の報酬であり、10節の修繕料から上下水道料までは、下忍分室に加えて旧星宮小学校の維持管理に係る費用を計上するものであります。

11節3行目、運搬料は、旧星宮小学校へ移転するための引っ越し費用であります。

225ページをお願いします。

14節設備整備工事請負費は、教育支援センターの移転に係る旧星宮小学校の整備工事であります。

○教育総務課長 左ページに戻りまして、2項1目学校管理費のうち、右ページ説明欄の◎小学校管理運営費（教育総務課）は、市内12小学校の管理運営費で、前年度と比較して5,662万8,000円の増額となっております。この主な要因は、エネルギー価格の高騰により10節の電気料及びガス料について増額を見込んだことや、12節のスクールバス運行業務委託料について太田小学校で運行を開始すること、また、忍小学校区の対象児童が増加することから令和5年度に限り市所有の車両を使用して1台納車を行うこと、また、南河原小学校区の運行

について安定した事業継続のための委託費用を計上するなど、見直しを図ったことによるものであります。

227ページをお願いいたします。

説明欄の上から2行目、13節OA機器借上料は、小学校12校で使用する複写機の入替えに伴う機器借上料を計上するものであります。

次の校舎維持管理費は、小学校の修繕や施設設備に係る管理経費で、前年度と比較して391万6,000円の減額となっております。この主な要因は、太田東小学校の閉校に伴う維持管理費用の減少によるものであります。

左ページに戻りまして、2目教育振興費のうち、右ページ説明欄の◎教育振興助成費の主なものを申し上げます。

229ページをお願いいたします。

説明欄の上から2行目、13節OA機器借上料は、令和2年度に整備した児童1人1台のタブレット端末等の借上料であります。

19節の学用品費等補助金以下は、要保護・準要保護世帯及び特別支援学級に在籍する児童に対する就学援助費であります。

○教育指導課長 次の教育振興費の13節著作権使用料は、インターネットを活用した授業における著作物の利用に係る著作権使用料、その下のOAシステム利用料は、算数、外国語、理科の3教科の指導者用デジタル教科書の使用料でございます。

○教育総務課長 左ページに戻りまして、3目学校建設費は、校舎等の新設改良工事等に係る経費を計上するもので、右ページ説明欄の◎校舎等新設改良費の主なものを申し上げますと、12節の調査測量設計委託料が忍小学校の校舎内部改修工事の設計委託業務であり、14節の小学校工事請負費は、一般工事として屋上防水工事などのほか、小学校3校の給食用エレベーター改修工事や小学校1校の高圧受変電設備改修工事を実施しようとするものであります。

左ページに戻りまして、3項1目学校管理費のうち、右ページ説明欄の◎中学校管理運営費（教育総務課）は、市内8中学校の管理運営費で、前年度と比較して3,109万4,000円の増額となっております。この主な要因は、エネルギー価格の高騰に伴う10節の電気料及びガス料の増額を見込んだことによるものであります。

231ページをお願いいたします。

説明欄の上から3行目、11節手数料は、中学校の学習用インターネット環境の改善を図るため機器の設定に係る費用を計上したもので、13節の2行目、OA機器借上料は、中学校8

校で使用する複写機の入替えに伴う借上料を計上するものであります。

次の◎校舎維持管理費は、小学校同様に、例年実施している修繕や点検業務で、内容は前年同様であります。

○教育指導課長 続いて、233ページをお願いいたします。

一番上の◎中学校管理運営費（教育指導課）は、いじめ・不登校対策事業の一環として各中学校に2人ずつ配置するさわやか相談員の人件費が主なものでございます。

○教育総務課長 左ページに戻りまして、2目教育振興費のうち、右ページ説明欄の◎教育振興助成費は、前年度と比較して906万6,000円の減額となっております。この主な要因は、13節2行目のOA機器借上料について、一部の機器のリース期間が満了したことによるものがあります。

○教育指導課長 次の◎教育振興費の13節著作権使用料は、インターネットを活用した授業における著作物利用に係る著作権使用料、その下のOAシステム利用料は、数学、外国語、理科の3教科の指導者用デジタル教科書の使用料でございます。

○教育総務課長 左ページに戻りまして、3目学校建設費は、校舎等の新設改良工事に係る経費を計上したもので、右ページ説明欄の◎校舎等新設改良費の主なものを申し上げますと、12節の調査測量設計委託料は、学校の照明LED化事業を推進するため中学校5校に係る設計委託業務であり、14節の中学校工事請負費は、一般工事として屋上防水工事などのほか、中学校1校の給食用エレベーター改修工事や中学校4校の高圧受変電設備改修工事、忍中学校のバリアフリー改修工事を実施しようとするものであります。

○生涯学習スポーツ課長 左ページに戻りまして、4項1目社会教育総務費は、前年と比較して2,332万3,000円の増額となっております。この主な要因は、今年度で閉校となる太田東小学校の施設の維持管理に係る経費を計上したことによるものであります。

右ページ説明欄の◎社会教育一般管理費は、主に人件費などの経常経費であります。

235ページをお願いいたします。

説明欄の◎生涯学習スポーツ課関係経費の主なものを申し上げますと、1節の委員報酬は、社会教育委員に係る報酬であります。

10節の修繕料、電気料、上下水道料、11節の郵便料、電話料、手数料、水質検査手数料費と12節の各種委託料、13節のAED借上料は、旧北河原小学校、旧須加小学校及び太田東小学校に係る維持管理経費を計上するものであります。

237ページをお願いいたします。

説明欄、上から4つ目の◎青少年教育費は、放課後子ども教室をはじめ、少年の主張大会などの事業費を計上するもので、18節は、ぎょうだこどもまつり補助金や青少年育成事業及び子ども会育成事業への交付金であります。

次の◎生涯学習推進費の主なものを申し上げますと、18節の行田市民大学活動支援事業補助金など、4事業及び2団体に対する補助金または交付金であります。

次の◎はにわの館管理費は、施設予約システムに係る保守点検委託料と、施設の管理運営を一般社団法人行田おもてなし観光局に委託する指定管理料を計上するものであります。

239ページをお願いいたします。

一番上の◎産業文化会館管理費は、前年度と比較して3,334万6,000円の増額となっております。この主な要因は、産業文化会館の舞台系統の空調設備を更新する工事費用を計上したことによるものであります。

12節の指定管理料は、施設の管理運営について、公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団に委託するものであります。

○文化財保護課長 左ページに戻りまして、2目文化財保護費は、前年度と比較して233万3,000円の増額でございます。増額の主な要因でございますが、国庫補助を受けて実施する予定の日本遺産活用コンテンツ開発委託料、埋蔵文化財センター倉庫の建物解体工事請負費を計上したことによるものでございます。

右ページ説明欄の◎文化財保護費の主なものを申し上げますと、1節の3行目、会計年度任用職員報酬は、市内の遺跡発掘調査や出土遺物整理を実施するための人件費でございます。

10節の6行目、電気料は、行田市埋蔵文化財センターや旧忍町信用組合店舗等に係るものでございます。

12節の1行目、文化財調査委託料は、市内の歴史的建造物の調査並びに埋蔵文化財の出土遺物の保存処理など、その下の発掘測量委託料は、発掘調査レーザー測量、発掘調査基準点測量、2行下の日本遺産活用コンテンツ開発委託料は、日本遺産構成資産活用促進のための体験型コンテンツの開発、ホームページの拡充、動画の作成、QRコード設置などの委託に係る費用でございます。

241ページをお願いいたします。

13節の3行目、器具・機材借上料は、遺跡の発掘調査に使用する油圧ショベルなどを借り上げるためのもの、17節の建物解体工事請負費は、埋蔵文化財センター倉庫の建物解体のための費用でございます。

18節の一番下、伝統芸能保存継承事業補助金は、ささら獅子舞やその他の民俗芸能の保存団体に対し、運営費や機材の修理費用等について補助するものでございます。

○生涯学習スポーツ課長 左ページに戻りまして、3目人権教育推進費は、人権同和教育に関する啓発や同和対策集会所の維持管理や事業に係る経費を計上するものでございます。

右ページ説明欄の1節委員報酬は、同和対策集会所運営委員の報酬であり、その下の会計年度任用職員報酬は、集会所指導員の報酬でございます。7節の謝金は、同和対策集会所4箇所の管理人に対する謝金や人権教育講座、集会所事業に係る講師謝金であります。

243ページをお願いいたします。

12節の一番上、講演委託料は、人権教育講演会の講師委託料であります。

○教育文化センター所長兼中央公民館長 左ページに戻りまして、4目教育文化センター費は、教育文化センターの施設維持及び管理運営に係る費用を計上するもので、前年度と比較しまして1,181万9,000円の増額となっております。増額の主な要因でございますが、電気料金やガス料金の高騰に伴うものでございます。

右ページの説明欄の◎教育文化センター費の主なものを申し上げますと、12節OAシステム保守点検委託料は、施設予約システムに係るもので、その下の施設管理委託料は、教育文化センターの施設管理をはじめ、舞台運営業務、緑地管理に係る費用でございます。

その下の清掃委託料でございますが、文化ホールをはじめ、中央公民館、図書館など、教育文化センター「みらい」全体の日常及び定期清掃に係るものでございます。

その他各委託料につきましては、各種点検業務等に係る経費を計上するものでございます。

244ページをお願いいたします。

5目公民館費は、中央公民館及び地域公民館の管理運営等に係る費用を計上するものでございます。

右ページ説明欄の◎中央公民館管理運営費は、中央公民館の管理運営に必要な経費でございまして、主なものを申し上げますと、1節の3行目、会計年度任用職員報酬は、中央公民館に勤務します会計年度任用職員5名分の報酬でございます。

12節OAシステム保守点検委託料は、施設予約システムの運用保守費であります。

13節OA機器借上料は、パソコン研修室のパソコン16台及び複写機等の借上げに係る経費を計上するものでございます。

次の◎地域公民館管理運営費は、各地域公民館の管理運営に必要な経費でございまして、前年度と比べ2,038万6,000円の増額となっております。増額の要因でございますが、電気料

金やガス料金の高騰に伴うものでございます。主なものを申し上げますと、1節会計年度任用職員報酬は、地域公民館16館の館長、生涯学習推進員、主事及び協力員の報酬でございます。

247ページをお願いいたします。

12節OAシステム保守点検委託料は、施設予約システムの運用保守費でございます。

その他各種委託料につきましては、地域公民館16館に係る清掃等の施設管理のための委託料をはじめ、各種点検業務等に係る経費を計上するものでございます。

14節設備改修工事請負費でございますが、佐間公民館及び地域文化センターの受変電設備改修に係る工事費でございます。

次の◎中央公民館振興事業費でございますが、中央公民館の主催事業を実施するための経費であります。主なものを申し上げますと、7節の2行目、謝金は、実用講座、将棋大会などの講師の謝金でございます。

次の◎地域公民館振興事業費でございますが、各地域公民館で事業を実施するための経費でございます。主なものを申し上げます。7節謝金は、主に地域公民館16館において学級や講座開設に伴う講師謝金を計上するものでございます。

249ページをお願いいたします。

◎施設維持補修費は、各地域公民館の施設設備修繕料であります。

○図書館長 左のページに戻りまして、6目図書館費でございます。

右ページ説明欄◎図書館管理運営費の主なものを申し上げますと、1節の3行目、会計年度任用職員報酬は、図書館に勤務する会計年度任用職員25人分の報酬であります。

10節の消耗品費は、主に雑誌、新聞、官報などの購入経費であります。

12節及び13節は、主に図書館業務に係るシステム保守点検やシステム利用料、借上料などの経費であります。

17節図書費は、図書資料の購入費であります。

250ページをお願いいたします。

7目視聴覚ライブラリー費は、視聴覚ライブラリーの運営に要する経費であり、右ページ説明欄◎視聴覚ライブラリー運営費の主なものを申し上げますと、17節DVD等購入費は、教育・生涯学習用のDVD等の購入費でございます。

○郷土博物館長 左ページに戻りまして、8目博物館費は、前年度と比べて772万4,000円の増額となっております。この主な要因としましては、電気料の高騰や収蔵庫の空調機工事の実

施、行田市、桑名市、白河市の友好都市合同企画展を開催することによるものであります。

右ページ、説明欄の◎博物館管理運営費のうち主なものを申し上げますと、1節の会計年度任用職員報酬は、受付、展示解説員6人と事務補助員1人の報酬でございます。

12節は、警備委託料や清掃委託料、防災機器の点検委託料など、施設の維持管理に必要な委託料を計上するものでございます。

253ページをお願いします。

最初の◎博物館振興事業費は、博物館の展示事業や普及事業などに係るものであります。主なものを申し上げますと、1節の会計年度任用職員報酬は、博物館収蔵資料の整理や保存、活用に係る1人分の報酬であります。

10節の印刷製本費は、テーマ展及び企画展の図録やポスター、チラシなどに係る印刷費を計上するものでございます。

12節の資料運搬委託料は、テーマ展及び企画展に係る展示資料の運搬費用でございます。

17節の2行目、資料購入費は、展示資料を購入するための費用でございます。

18節の4行目、3市合同企画展負担金は、行田市、桑名市、白河市の友好都市締結のきっかけとなった文政6年の三方領地替えから200年並びに友好都市締結25周年を記念して実施する合同企画展の実行委員会の負担金でございます。

○生涯学習スポーツ課長 左ページに戻りまして、5項1目保健体育総務費のうち、右ページ説明欄の◎スポーツ振興費の主なものを申し上げますと、1節委員報酬は、スポーツ推進委員とスポーツ推進審議会委員の報酬であります。

255ページをお願いいたします。

7節の3行目、褒賞品費は、市民体育祭や駅伝競走大会など各種スポーツ大会に参加した方への参加賞や記念品であります。

12節の1行目、スポーツ教室開設委託料は、市内15地区の体育協会と委託契約を締結し、地区単位で各種スポーツ教室やアウトドアスポーツ教室を実施するものであります。

13節自動車借上料は、生涯スポーツの推進を目的として実施しているウォーキング事業などにおける大型バス2台分の借上料でございます。

18節の5行目、鉄剣マラソン大会開催事業交付金は、4年ぶりに開催する大会に係る交付金であります。

○教育指導課長 次の◎学校保健費（教育指導課）の11節手数料は、教職員の定期健康診断に係る手数料でございます。

○教育総務課長 257ページをお願いいたします。

説明欄の一番上の◎学校保健費（教育総務課）の主なものを申し上げますと、1節の報酬は、内科、眼科、耳鼻科及び歯科の学校医報酬と、その下の薬剤師報酬であります。

次の学校医謝金は、児童・生徒の健康診断に係る学校医への謝金であります。

11節の2行目、手数料は、児童・生徒の定期健康診断に係る手数料や学校環境衛生に係る各種検査手数料であります。

18節の2行目、日本スポーツ振興センター共済掛金は、学校の管理下で発生した事故における治療費等の保険給付に係る共済掛金であります。

○生涯学習スポーツ課長 左ページに戻りまして、中ほどの2目体育施設費は、体育施設管理運営のための費用で、前年度と比較して1億4,573万円の減額となっております。この主な要因は、昨年度、総合体育館の空調設備改修工事と移動式バスケットゴールの更新が完了したことによるものでございます。

右ページ、説明欄の◎施設管理運営費の主なものを申し上げますと、11節保険料は、体育施設利用者に係る損害保険掛金でございます。

12節の1行目、OAシステム保守点検委託料は、体育施設の施設予約システムの運用に係る経費でございます。

その下の体育施設指定管理料は、施設の管理運営を公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団に委託するものでございます。

13節の1行目、器具・機材借上料は、市民プール両替機、総合体育館トレーニング室のトレーニング機器、富士見公園野球場スポーツトラクターに係るリース料で、その下の土地借上料は、下須戸運動場の土地借上料でございます。

14節の設備改修工事請負費は、総合体育館の非常照明用直流電源装置更新工事及びエレベーター更新工事に係る費用でございます。

17節の事業用器具費は、老朽化により修繕が不可能となった卓球台の購入や総合体育館サブアリーナ放送用ミキサーの購入などに係る費用でございます。

○給食センター所長 左ページに戻りまして、3目学校給食センター費は、学校給食センターの管理運営に係る経費を計上したもので、本年度予算額は7億3,278万円で、前年度と比較し8,649万2,000円の増額となっております。増額の主な要因は、全自動煮炊き釜ほか老朽化が著しい設備機器類の更新工事に伴うものでございます。

右ページ説明欄の◎学校給食センター管理運営費の主なものを申し上げます。

259ページをお願いいたします。

10節の4行目、賄材料費は、給食食材の購入費でございます。

12節の1行目、学校給食委託料は、調理等業務の委託料でございます。

14節の設備改修工事請負費は、全自動煮炊き釜及び連続式過熱水蒸気焼物機ほか老朽化が著しい設備の更新工事を行うものでございます。

17節の給食用器具購入費は、シンクや調理用器具消毒保管器などを購入するものでございます。

○教育総務課長 以上で教育部が所管する歳出予算についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入予算について説明申し上げますので、予算に関する説明書の34ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料の1項6目教育使用料、1節小学校使用料及び2節中学校使用料の施設使用料は、科目存置であります。

その下の3節社会教育使用料は、次のページ、説明欄に記載の各施設や設備に係る使用料及び入館料を計上するものであります。

40ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項6目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金及び2節中学校費補助金の右ページ説明欄、学用品費等補助金は、要保護の児童・生徒に対する就学援助費の2分の1の金額を、その下の特別支援教育就学奨励費補助金及び理科教育等設備整備費補助金は、歳出計上額のおおむね2分の1の金額を計上するものであります。

次の3節社会教育費補助金の右ページ説明欄、埋蔵文化財緊急発掘調査費補助金は、個人の住宅の発掘調査や遺跡出土品等の整理、保存に係るもので、事業費の2分の1の金額を計上するものであります。

その下の文化財保存活用地域計画策定費補助金は、文化財保存活用地域計画策定に係るもので、補助対象事業費の全額を計上するものであります。

その下の日本遺産活用事業補助金は、日本遺産活用コンテンツ開発に係るもので、事業費のうち500万円までは全額、それを超える部分については事業費の2分の1の金額を計上するものであります。

次に、4節保健体育費補助金の右ページ説明欄、児童生徒医療費補助金は、要保護の児童・生徒に対するもので、補助対象経費の2分の1の金額を計上するものであります。

44ページをお願いいたします。

15款県支出金、2項7目教育費県補助金、1節教育総務費補助金の右ページ説明欄、学校応援団推進事業補助金は、補助対象経費の3分の2の金額を計上するものであります。

次に、2節中学校費補助金の右ページ説明欄、いじめ・不登校対策充実事業補助金は、中学校に配置するさわやか相談員の雇用に対する補助金であります。

次に、3節社会教育費補助金の右ページ説明欄、1行目の埋蔵文化財緊急発掘調査費補助金は、発掘調査や出土品の整理作業等に係るもので、事業費の4分の1の金額を計上するものであります。

その下の地域教育力活性化事業費補助金は、放課後子ども教室事業に係るもので、事業費の3分の2の金額を計上するものであります。

その下の文化財保存事業費補助金は、県指定文化財説明板の建て替えに係るもので、事業費の2分の1の金額を計上するものであります。

48ページをお願いいたします。

16款財産収入、1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入の右ページ説明欄の建物貸付収入（教育総務課）は、小学校12校及び中学校8校の屋上に設置された太陽光発電施設に係る貸付収入であります。

次の建物貸付収入（教育支援センター）は、旧星宮小学校の屋上に設置された太陽光発電施設に係る貸付収入であります。

その次の建物貸付収入（生涯学習スポーツ課）は、旧北河原小学校、旧須加小学校及び太田東小学校の屋上に設置された太陽光発電施設に係る貸付収入であります。

52ページをお願いいたします。

17款寄附金、1項3目教育費寄附金の右ページ説明欄、教育振興費寄附金は、個人または法人からの寄附金について、これまでの実績を見込み、計上したものであります。

54ページをお願いいたします。

18款繰入金の1項4目教育振興奨励基金繰入金は、歳出10款の事務局費に計上した教育振興奨励費補助金及び奨学資金給付金の財源として、事業費と同額を基金から繰り入れるものであります。

58ページをお願いいたします。

20款諸収入、3項2目入学準備金貸付金元金収入は、貸付けに対する返済金収入であります。

次に、4項1目雑入の1節学校給食費納付金は、中学生に係る給食費無償化及び児童・生

徒数等の減少を踏まえ、前年度と比較して672万4,000円の減額計上であります。

次に、3節負担金収入の右ページ説明欄の日本スポーツ振興センター保護者掛金は、学校管理下における事故についての共済掛金に係る保護者の負担分であります。

説明欄の下から2行目の放課後子ども教室自己負担金は、放課後子ども教室に参加する児童の自己負担金であります。

その下、地域社会学習用教材費負担金は、小学校3年生及び4年生の社会科のワークや作業帳の費用を保護者に負担いただくものであります。

61ページをお願いします。

説明欄1行目の中央公民館主催事業自己負担金は、大規模事業実施に係る参加者の自己負担金であります。

次に、5節委託金収入の右ページ説明欄4行目の文化財発掘調査事務委託金は、企業などの事業用地開発に係る発掘調査費用が企業側の負担となることから、発掘調査や出土品整理に充てるための委託金を計上するものであります。

次に、7節施設貸付収入の右ページ説明欄、下から6行目の地域公民館電気料、その2行下の市民プール電気料、また2行下の総合体育館電気料、63ページに移りまして、説明欄2行目の教育文化センター電気料から3行下の学校給食センター電気料までは、それぞれ施設に設置された自動販売機に係る電気料収入のほか、教育文化センター及び中央公民館事務室の使用料収入を見込むものであります。

また、説明欄一番上の旧忍町信用組合店舗電気料は、旧忍町信用組合店舗の保存と活用を行っている団体からの電気料収入を見込むものであります。

次に、9節用品等売払収入の右ページ説明欄3行目の資源ごみ売払収入（学校給食センター）は、食材の納入により生じた段ボールのリサイクル収入であります。

その下の使用廃油売払収入は、学校給食センターで調理に使用し、回収した廃油の売却収入であります。

その下の電気売払収入（中央公民館）は、桜ヶ丘公民館に設置している太陽光発電による電気売払収入を計上するものであります。

その4行下の図録等売払収入（郷土博物館）から4行下の市史編さん刊行物売払収入までは、それぞれの売払収入を計上するものであります。

次に、15節雑入の右ページ説明欄1行目の事務手数料には、公民館など各施設におけるコピーサービスの手数料、その下の検定等事務手数料は、英語検定試験の準会場実施に伴う事

務手数料収入を計上するものであります。

68ページをお願いいたします。

21款市債、1項8目教育債、1節教育総務債の右ページ説明欄、教育支援センター整備事業債は、旧星宮小学校へ移転に伴う施設整備事業の財源として、次の2節小学校債及び3節中学校債は、歳出10款の小・中学校校舎等新設改良費に計上した学校工事請負費の財源として、次の4節社会教育債の右ページ説明欄1行目の産業文化会館設備改修事業債は、産業文化会館ホールの舞台系統の空調設備更新工事の財源として、その下の地域公民館設備改修事業債は、地域公民館2館の高圧受変電設備改修工事の財源として、次の5節保健体育債の右ページ説明欄1行目の総合体育館設備改修事業債は、総合体育館の非常照明用直流電源装置更新工事とエレベーター更新工事の財源として、その下の学校給食センター設備改修事業債は、全自動煮炊き釜及び連続式過熱水蒸気焼物機などの設備更新工事の財源として、それぞれ市債の借入を計上するものであります。

以上で、教育部所管の歳入歳出予算について説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前 10時 18分 休憩

午前 10時 30分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第7号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

江川委員。

○5番 江川委員 227ページの一番下の社会教育総務費の約2,300万円の増額というところで、太田東小学校の管理が含まれるというような説明だったと思うのですが、その中で、学校の校庭の除草作業とか、いろいろなくてはいけないかなと思うのですが、どのような管理の内容を想定した予算であるのかということが1点。

例えば、旧星宮、北河原、須加小学校が廃校になって、今度太田東小学校が加わるということで、その学校の遊具の管理というのはこの予算の中に想定されているのか。当然、学校として運営していれば、保護者もしくは教職員なども含めて、ペンキを塗ったり、いろいろ

な点検というのはできると思うのですけれども、廃校となった場合、この点は、出入りが完全にできないようにして使えないという状況にすれば別なのでしょうけれども、やはり、近所の子どもたちが遊びに来てという中で、遊具の管理を予算の中ではどのように考えているのか、これが2点目です。

3点目として、管理運営費として、当然学校には子どもたちがいて、そこで学校としての機能があれば、その管理費が当然加わる、廃校になった場合は、別な形でまた管理費がかかると思うのですけれども、この辺の差というものは予算の中ではどのような反映というか、考えているのか、この3点を伺います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

野口生涯学習スポーツ課長、お願いします。

○生涯学習スポーツ課長 お答えいたします。

太田東小学校、旧北河原小学校、須加小学校に関しての管理に関しての予算につきましては、235ページをお願いいたします。

大きな◎生涯学習スポーツ関係経費の中の、先ほどと関連してございますので続けさせていただきますが、遊具等の管理委託につきましては、中ほどの12節の中で遊具点検作業委託料として、3校の校庭内にある遊具等について管理をしていくということで計上してございます。その遊具から下、警備委託料、清掃委託料、除草委託料、剪定委託料、伐採委託料等につきましては、全て3校の施設の管理に関わるものとして計上してございます。

あと、学校の利用の形態等につきましては、基本といたしまして、体育館とグラウンドにつきましては、学校開放事業としてこれまでも太田東小学校も利用していただいておりますので、まず、その利用が滞ることのないように継続していきたいということで、主に考えております。学校の校舎につきましては、貸出しということではなく、緊急時等の避難先としての活用が考えられますので、それに必要な委託経費を計上したところでございます。

以上でございます。

○委員長 江川委員、太田東小学校の遊具の質疑があったのでしょうか。

○5番 江川委員 232ページの社会教育総務費の2,300万円がプラスされているということで、今の説明で分かりました。

3番目の管理費の差は、学校としての機能として、子どもたちの教育の場として使っていた学校と、廃校になった後の管理費はどのぐらいの差を見込んでいるのかの点についてはいかがなのでしょう。分かる範囲で。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

野口生涯学習スポーツ課長。

○生涯学習スポーツ課長 今、数字での比較というのは申し上げられませんが、取りあえず大きく違うのは、清掃委託料として計上したものにしましては、学校であった場合は、子どもたちが常に清掃等をしていただけた関係がございますので、そういった委託料というのはこれまで計上していなかったかと思うのですが、私たちが、今度は学校としてではなく生涯学習施設として管理する中においては、常時人がいるわけではないので、定期的な清掃委託をするという形で支障のない範囲の中で進めたいというところで、大きく変わってくるのは、そういった新たな委託があるということでございます。

○委員長 江川委員。

○5番 江川委員 分かりました。

当然、用途が変わって、清掃などについてはそういう形だと思うのですが、ただ、電気料とか水道料、そのほかの管理費というのは、今電気料が非常に高騰する中、大きくきいてくるのかと思います。特に、水道などは使っていないとかなりやばくなると思うので、そういったものを含めて、全体的な管理費としては若干下がるのかという想定でお聞きしました。

もう1点ですが、宣伝をするようで申し訳ないですが、中学校の場合、先日見沼中学校などを見ると、校庭のネットを突き破った枝が相当出ていたりして、今回お手伝いをさせていただいて、太田中学校の場合、非常にきれいになってということで、好事例ということでご紹介いただきましたけれども、そういった現状の学校としての機能の高木とか、はみ出した木の枝の剪定という部分については、この予算にはどのように反映されているのかを伺いたいのですけれども。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

長島教育総務課長。

○教育総務課長 まず中学校、小学校もございますけれども、それらの高木の剪定につきましては、予算書で申し上げますと、今お話がありました中学校の分でいきますと、231ページにございます。高木については伐採、剪定ということで、それぞれ委託料を計上させていただいております。これらで、危険性のあるところ、またご迷惑をかけているところを中心に実施していくということで考えております。

以上であります。

○委員長 江川委員、よろしいですか。

○5番 江川委員 はい。

○委員長 他に。

細谷委員。

○2番 細谷委員 225ページの14節施設設備工事請負費、これは教育支援センターの移転修繕、星宮小の修繕ということで7,000万円ということですが、前に聞いていた金額と大幅に上がっているのですけれども、前はたしか300万円、500万円ぐらいのことを聞いていたような気がするのですけれども、どういう形になっているのか、設計図、内訳図みたいなものがあれば、そういうものも欲しいですし、また、2つの用途、いわゆる教育センターということと発掘した埋蔵物の展示保管、そういう2種類に分かれると思うのですけれども、7,000万円を使って改装する形がどのような形になっているのか教えてほしいというのが1つ。

それから、前に、教育支援センターの教育相談等々にかかるから個別に教室を区切るという説明を受けたと思うのです。今そこに通っている子どもの人数がどれだけいるのか、そこについても分からないので教えてください。それから、教育支援センターに関わる職員の方が一体何人いるのか、どのような子どもの対応でこういう区切りを造らなければならないのか、このあたりのことも聞きたいのですけれども。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

田口教育支援センター所長、お願いします。

○教育支援センター所長 お答えします。

まず、1点目の7,000万円についてですが、前は320万円というのは、調査測量設計委託料ということで、昨年度の予算でお願いしたところでございます。今回は、調査ではなく実際の整備工事ということでございます。内訳につきまして、中の工事のほかに、外側の外構の整備とか、中庭の樹木が大変繁ってということで樹木の伐採、それから、先ほど出た遊具については除去するというので、今後の費用がかからないようにということで、そういうものもトータルで7,000万円というのが、当初から計画して、もっと多かったのですが、減らしてきたところでございます。

それから、2点目の教育相談についてでございますが、教育相談関係では、大きく、不登校関係の教育相談、それから特別支援関係の教育相談、就学相談ともいいます。そのほかの一般の相談ということで受けております。特に、通ってくるということでいいますと、不登

校関係の、今下忍分室にありますウィズ教室でございます。今年は、通級願いが出てコンスタントに通ってきているのは17名、中学生でございます。そのほかに、週1回とかいうことで、教育相談扱いで通ってきているのが20名で、トータル37名でございます。37名の今年の特徴は、小学生が増えてきているということで、小学生の場合は、ほぼ週1回のペースですが、今年は10名でございます。

それから、職員ですが、スクールソーシャルワーカーがウィズ教室に1名、本所に1名、常任相談員が2名、指導員は会計年度任用職員が8名ということで、人数については対応しております。

仕切りを造る理由ということですが、先ほど申し上げたウィズに通ってきている37名の生徒のうち、グループ指導に対応できるのは17名の通級願いが出ている子どもだけで、ほかの子どもについては、ほかの子と一緒にではお話しができないというような状況で、個別対応からスタートする関係で、それだけの教室が必要ということで、大きい教室ですと、今予定しているのは3教室です。そこを2つに仕切って6指導室に変えて対応しようと考えているものでございます。また、ウィズと別にステップ教室ということで、年長児と小学校1年生の発達に課題のあるお子さんへの指導でございますが、こちらは、保護者と子ども、それから指導員ということで、3人から4人でやりますので、大きい教室では広過ぎるのと、部屋が足りないということで、仕切りをつけて対応するところでございます。

以上でございます。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 まず、その設計図等が頂けますか。先ほどお答えいただいていたのではありませんか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

○教育支援センター所長 設計図はございますので、後ほど。

○委員長 お願いします。

細谷委員。

○2番 細谷委員 今聞いたら、グループ指導がオーケーの中学生は17人いるということです。その中学生はそれでいいのだけれども、それ以外に人と関われない子どもがいるので仕切りを造るということですが、その7,000万円の内訳は雑駁過ぎてよく分からないのですが、庭の樹木まで混ぜこぜで7,000万円ということです。

何が言いたいかというと、ステップ教室とか指導室に通う子どもというのは人数が変化す

と思うのです。今1人でしか登校できないということでそういう対応をするということですが、この7,000万円のうちどれだけ使うか分からないですが、壁を造るというのは、恒久的な壁になるのですか、それとも、いわゆる可動式とか。多分、各学校でも、保健室登校とかいろいろな形で、空き教室で登校している子もいると思うのです。ここだけは頑丈な形にする、そこまでの必要があるのかということは、私は前から言っているんです。いわゆる有効利用ということで、廃校になった学校をなるべく有効に使いましょうということがまず大前提だと思うのですが、この7,000万円という金額に驚いてしまって、320万円は調査設計費用でしたと、私はそう聞いていないです。大体そのぐらいかなと言って、調査設計と今初めて聞いたのです。ですから、7,000万円の金額でしっかりしたものを造るのかと想像できるわけです。今ある教室は大き過ぎるから3つに分けるとおっしゃいましたよね。それができてしまったら、例えば、生徒が増えたり、1人でなければ駄目だという子が増えたり、または、皆さんが普通に教室に通えるようになってグループ指導でオーケーだと、そうなるべきなのですから、そうなったときは、また壁を壊さなければならない、そのような壁を造る教室になるわけですか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

田口センター所長。

○教育支援センター所長 仕切りにつきましては、教室に充てる3教室を6つの学習室に分けるというのは、恒久的な壁と考えております。17人の集団グループ指導という説明はちょっと誤解を生んだかと思うのですが、17人を一緒に指導するというのではなくて、グループでというのは、小集団のグループで、大体2名から3名が限度でございます。10名とかというところでは、入れないというふうに拒否する子どもがほとんどでございます。また、学年が違いますので、一緒にといっても、3年生で2グループぐらいでやるとか、2年生で2グループぐらいということでやっております。なお、下忍分室は、現在は7学習室でやっております。

以上でございます。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 こういうセンターの趣旨は、やはり、社会に溶け込める、教室に溶け込めるという最終ゴールがあると思うのです。駄目なんです、ですから区切っているという話ではなく、できるだけ学校に来てもらうというところでしょう。来たら、今度は大勢の中に入れてもらう、そこをゴールにしているわけだと思うんです。違いますか。ずっと一人でいて

くださいという方針ではないと思うんです。だから、私が気になるのは、壁を造って、そこでいいですというのがセンターの方向性ではないと思うんです。だから、これをそういうふうに。では、もっと細分化していったらどうするのですかという話です。そういう意味では、ある程度、どんな頑丈なものか分かりませんが、今区切ると言っていましたので、そんな形でいいのかと。それはまた壊せばいいという話ですけども、お金のかかることです。子どもたちも流動的ですし、それこそ、生徒数も激減したりしている中で、そういうしっかりとした壁を造ってしまっていいものなのか。1つは、なぜこの教育センターがあるかという趣旨に鑑みたときに、大勢の子どもたちの中で教育を受けさせる方向に持っていくというのがまず目的ですから、ずっと一人でいてくださいという目的ではないと思うんです。ですから、教育支援センターの目的にかなっているのかというのが1つ疑問です。

それから、今申し上げましたように、では、不登校の子がもっと細分化、大勢になったら、3つに区切っただけでは足りなくなってしまうのではないですか。1人でなければ絶対駄目という子をよしとするのであれば、もっと区切らなければならないというふうになると思うので、いわゆる特殊な事情を抱えている子どもたちの心の変化、それからゴールを目指したときに、ある程度自由のきく間仕切りのほうがいいのではないかと思います。そういう意味で、毎年、毎日、登校してくる子どもと登校できなくなる子は変化するような施設ですので、そのあたりをどういうふうにお考えなのでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

田口センター所長。

○教育支援センター所長 間仕切りの中で、仕切りを動かせるような部屋も別途ございます。

それは、面接室及び研修室ということです。それから、グループに入れるように、我々もそれを狙っているわけですが、グループ自体は、センターではなく、学校復帰、学校チャレンジというふうに捉えておりますが、学校復帰の中で学校のクラスに入れるように指導していくということで考えております。

以上でございます。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 ですから、最終ゴールは学校復帰です。ただ、一足飛びにできない子たちを指導していくというのが教育支援センターの趣旨だと思うのです。ステップを一つ一つというときに、ずっと一人でいた子が、急に学校復帰はできません。ですから、そういう意味で、1人が2人のところで、2人が5人のところでという意味で、柔軟性のある仕切りに

しておかないとそれが可能なのかなと。特殊な場合だからこそ、そういう柔軟な設計にしないとまずいのではないのかと思ったので質疑しているのです。本当に、初めから入れて、人数が分かっているのであれば全く構わないのですけれども、一人でしか駄目だった子が、5人だったらいられる、最後は教室に入れる、そのようなことを少しずつ成長させるのがセンターの趣旨ですから、ずっと一人でいさせるということが目的ではないと思うし、一足飛びに教室の40人、30人の中に入れるのも、それができるのであればセンターは要らないと思うのです。ということで、広くなったり狭くなったりできるような施設というのが、教育支援センターの趣旨としては望ましいのではないかと考えているのです。そういう意味で、フィクストされた、固まった壁にできてしまっているのかということを知りたいのです。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

田口センター所長。

○教育支援センター所長 先ほど面接室や研修室の話をしたのですが、実は、個別でしか対応できないという子も、例えば、現在、下忍分室では体育館でレクリエーションをやったりするのですが、そういう際には集団に入れたりします。ということで、ある程度大きいグループにする場合の部屋としては、実は手つかずの状態で、音楽室と家庭科室については、予算の削減の意味で改修しません。ですから、そちらの部屋を使ってやるし、体育館もごさいますので、体育館等で特別活動の中でグループ化を図っていきたいと考えております。

また、予算のお話が出ましたが、固定的な間仕切りより可動式の間仕切りが高いということで、予算的にはさらに大きくなるということでございます。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 予算のことを言っているのではないです。やはり、必要であれば、それは使ったほうがいいと思います。可動式のほうが高いから固めたんだと、ちょっと話が違いますよ。可動式と私が言っているのは、今言ったように、子どもがもっと大きいところでやれるとなったときにそうしたほうがいいから言っているのであって、そのための予算は惜しまなくてもいいと思います。ただ、最初の話と今の話は答弁が変わってきているので、だから言っているのです。

今、調理室は手をつけずにやりますという話だったのですけれども、本会議場での説明は、調理室と職員室と何とかとおっしゃっていたような気がするのですけれども、そういうものは全く変更なしで、普通の一般教室の間仕切りを壁でするところだけで、あとは庭と遊具を除却する、それで7,000万円ということではよろしいですか。調理室とか体育館は全く

手つけずで、みんなが集団でやれるということによろしいですか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

田口センター所長。

○教育支援センター所長 いじらないのは、調理室ではなく家庭科室でございます。調理室はございません。それから、変更でございますが、前回説明したように、1階が文化財保護課ということでも、もともとは、1階に職員室がございました。それを2階に上げるということで、1教室を職員室に転用することで工事も入れております。

○委員長 小池部長。

○教育部長 あと、施設内をLED化しますので、照明関係の費用もかかっております。

以上でございます。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 あまりにも分からないので、費用の内訳を出してください。そして、設計図も出してください。お願いいたします。

○教育部長 これは後ほど皆さんにお配りさせていただきたいと思います。

○委員長 他に質疑は。

斉藤委員。

○3番 斉藤委員 237ページのはにわの館管理費からお伺いします。

現在、生涯学習施設として教育委員会の管轄ですけれども、指定管理者として新たにおもてなし観光局に委託をするということです。まず、このおもてなし観光局ですけれども、商工観光課と連携して観光振興の推進を目的とした団体であるということで、多少なりとも利益を考える必要がある団体だということです。ここは、生涯学習施設というのは変わらないということによろしいですか。まず、1点お伺いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

野口課長。

○生涯学習スポーツ課長 今回の指定管理は公募により行いましたけれども、生涯学習施設に変わりはございません。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 教育委員会の管轄ですから、当然そうですね。ですが、この団体が選ばれたということで、生涯学習施設の目的を果たせるのかということと、古墳公園の周辺は、この場所を含めて、さきたまテラスも一体で、観光事業としての位置づけが今行われようと

しているところです。今回、生涯学習施設であるはにわの館の目的は、この団体がやることでその役割が担保されるのかというところが非常に疑問なんです。その点をもう一度お伺いしたい。

それと、観光としてやるのであれば、ここは商工観光課が管轄するべきではないか。生涯学習施設であるから、今は教育委員会が管轄している。今まではいきいき財団が委託されていたわけですが、そこの目的をどういうふうに考えているのか。要は、あべこべになってしまっているわけです。その辺をどういうふうに考えているのか。教育委員会が言ったところで、それが商工観光課に行くかどうかは別としても、そこがすごく疑問に思うのですけれども、どうでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

野口課長。

○生涯学習スポーツ課長 今回、公募によりおもてなし観光局が指定管理をするというところの中で、観光という部分が随分表に出ているような状況になっている部分はあるかと思いますが、あくまでも、先ほど申し上げましたとおり、この指定管理を公募するに当たっては、うちのほうで所管しているはにわの館がはにわを体験する施設であるということを当然ながら表にした上での公募ですので、今後も生涯学習施設で管理していただけるものと考えております。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 当然そういう答弁しかできないと思います。これは、目的と担っている団体がずれがあるというふうに感じていますので、要望しますけれども、もし観光としてやるのであれば、条例改正して商工観光課に移管すべきと思うので、その辺要望とさせていただきます。

別のところ、257ページですけれども、体育施設指定管理委託料、これはいきいき財団ですけれども、いきいき財団が指定管理を行う中で、総合体育館は、通称西の原という場所がありまして、西のほうに駐車場があつて、その脇ですけれども、その場所は、今どういう目的の使用になっていますか。体育施設の利用になっていますか。広場のような場所があるのですけれども、そこが今どういう目的の使用になっていますか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

野口課長。

○生涯学習スポーツ課長 通称で西の原と呼ばれている場所につきましては、都市計画課で管

轄する公園施設となっております。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 公園施設ということですが、ここは体育施設ではないということではないですね。そうしますと、野口課長のほうでどの程度把握しているか分かりませんが、ここでターゲットバードゴルフの団体がずっと使用しているということで苦情があったわけです。そのことについて、分かっている範囲でいいので説明していただけますか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

野口課長。

○生涯学習スポーツ課長 今、西の原が公園施設という中で、ターゲットバードゴルフが固定利用しているということについては把握をさせていただきます。ただ、西の原で活動する状況につきましの細かなところについては、把握していない部分がございます。申し訳ございません。

以上です。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 かなり前から、この場所を専用としてターゲットバードゴルフの団体が使用しているということで、きちんと設置されていて、コースも造られていて、ターゲットバードゴルフの用具をしまう場所も設置されているということです。そうしますと、やはり、ここは公園施設という目的になっておりますので、いろいろな方がそこを使えるということに当然なってくるわけで、そこを専用として使うというのは、今はふさわしくないと思うんです。ターゲットバードゴルフも当然使えるのですけれども、問題は、専用としてしまっている、いろいろなものを設置してしまったというところに問題があると思うんです。この団体は、使用届か何かは出しているのですか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

野口課長。

○生涯学習スポーツ課長 都市計画課で書類等のやり取りはしていると思うのですが、体育施設としての申請書類等のやり取りはしておりません。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 そうしますと、何の申請もしないで専用として使っているということで、いきいき財団も当然把握はしていると思うんです。このターゲットバードゴルフの団体は、かなり会員がいて、市民の方が楽しんでやっているということに関しては、やめろ

とは言いたくないのです。ここを見た場合、起伏がありまして、ほかのことに使うというのはなかなか難しい場所だと、私も現地を確認してそう思ったのです。であれば、きちんと条例を改正して、ここをターゲットバードゴルフ専用にしなくては、現状であれば、専用として使ってはいけないというふうになっているわけですから、その辺を早急に対応してあげるということができないのかという質疑です。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

野口課長。

○生涯学習スポーツ課長 私たちといたしましても、都市計画課からもそういうお話も伺っている中で、都市計画課の担当のほうからターゲットバードゴルフ協会ともお話しして、使うことについては、公園は皆さんの公園ですという中で、特に森に囲まれた部分ということでいいのですが、やはり、ほかにも使用したい、あるいは公に使えるような状況に戻していただきたいのですということも伝えながら利用しているということではありますが、今のご意見の中で、双方と協議しながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○3番 齊藤委員 以上です。

○委員長 他に質疑はございますか。

香川委員。

○4番 香川委員 219ページ、小・中学校指導費の12節、令和5年度に水泳授業実施委託料があるわけですが、南小と見沼小のプールの老朽化ということで、令和5年度はこの2つの小学校ですけれども、他の小・中学校のプール自体もかなり老朽化しているところがあると思われるのです。私も、どちらかという民間に外部委託したほうがいいのかという立場の人間ですが、そのほうが、いろいろな意味で、安全性とか、まずは上手になるとか、そういうことも含めて外部委託するのがいいとは思っているのですけれども、まず、南小と見沼小は1年なのでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石崎教育指導課長。

○教育指導課長 質疑にお答えします。

2校については、今後も続ける。来年度、まず1年間様子を見て、課題等も出てくると思いますが、それを改善して次年度以降も続ける方向で考えております。

○委員長 香川委員。

○4番 香川委員 では、他の小・中学校が同じような老朽化になった場合には、同じような形をとっていくという理解でよろしいでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石崎教育指導課長。

○教育指導課長 何分、初めてスイミングクラブ等に業務委託するので、来年度1年やって、いろいろな課題やよい部分も出てくると思いますので、そういったものを検討して、その次の年以降、老朽化で修理費も非常にかかる、あるいは、危険で子どもたちが入れる状況ではないとか、そういったところに至ったときには、やはり考えるべきかと。教育委員会としては、業務委託する方向で動かなくてはという思いではおります。

以上です。

○委員長 香川委員。

○4番 香川委員 水泳の授業というのは、年間を通して見れば、夏場の、正直僅かな時期ということなので、当然、それを費用対効果で見るべきではないと思うのですが、まず、水が必要であるし、老朽化すれば修理が必要であるし、様々な意味で経費がかなりかかるわけです。早くから民間委託した北本市などは、駅前にスウィン北本というのがありますけれども、非常に児童・生徒の水泳の実績が高く、県内でも本当にいい記録を出しているところ。ほかのところもそうですけれども。ですから、子どもたちにいかに安全性を持って指導していくかということは、やはり、学校の先生ではなかなか難しい部分がありますので、そこは専門のインストラクターによる水泳の授業というのが、これからも非常に大切であろうと考えておりますので、やはり、経費を最小限に抑えながら、外部の民間を活用していくということをぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長 コメントはよろしいですか。

○4番 香川委員 いいです。

○委員長 他に質疑はありますか。

細谷委員。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 3点伺います。

241ページの18節の一番下の伝統芸能保存継承事業補助金75万円、さら獅子舞などと伺いましたけれども、いろいろな伝統芸能を皆さん地域でやっていらして、その保存にも様々

なおお金がかかるというふうに、私のほうでもどうにかという話を聞いたりしますが、具体的には、どのようなところに、どのような理由でその補助金を出しているのかということを伺いたいのが1点目。

241ページの公民館費、12節で清掃委託料からずっとありますけれども、16公民館と先ほど説明を受けたかと思うのですけれども、清掃委託、除草委託、剪定委託、害虫、伐採、こういうものは16公民館を全部同じようにやっているのですか。公民館の中には、清掃を公民館を利用しているサークルの方々が当番でさせられる。それがあまりにもつらいからサークル活動を辞めるという方が次々に出たという話を聞いていまして、このようなことが委託で済んでいるのであれば、そのような清掃活動は要らないのかと思うのですが、このあたりはどのような清掃、木の伐採になっているのか。植木を切ったりもさせられているということですが、これについてどのような形をとっていて、16公民館、みな同じようなことをやっているのか、やっていないところがあるのであればどうしてなのか、それについて伺いたいと思います。

もう1点、先ほどから星宮小のセンターの件もありますし、それから、233ページの一番上の会計年度任用職員、さわやか相談員、いじめ・不登校対策1,280万6,000円がありますけれども、本市において不登校児童・生徒が何人、いじめについてはどのぐらいの件数を把握しているのかについて伺いたいと思います。

その3つをお願いいたします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

中島文化財保護課長、お願いします。

○文化財保護課長 予算書241ページの伝統芸能保存継承事業補助金についてお答え申し上げます。

これにつきましては、75万円ですけれども、市及び県の指定文化財になっておりますささら獅子舞の保存団体6団体に、その活動の助成という形で10万円を出しております。ほかに、未指定なんですけれども、子どもが関わっている伝統芸能、太鼓とかおはやしの団体、10団体ほどあるのですけれども、その中の修理を希望する団体について、3団体までですが、希望があった団体に5万円まで補助をしているというのが現在の状況でございます。あくまで、指定文化財のささら獅子舞と子どもが関わっている伝統芸能団体ということに限定してやっております。

以上でございます。

○委員長 新井中央公民館長、お願いします。

○中央公民館長 それでは、お答えいたします。

まず、清掃委託料についてでございますが、地域公民館の清掃に係る費用でございます、仕様書に基づきまして、ホール、会議室などの床の清掃ですとか、ほこりの除去を行う定期清掃、それから、湯沸室ですとかトイレの便器、洗面所などの清掃を行う特別清掃、それから窓ガラスの清掃、このような清掃を行っております。定期清掃と特別清掃は月に1回、窓ガラス清掃は年に2回行っているものでございます。

それから、除草についてでございますが、除草作業については、地域公民館の除草は、基本的に各館それぞれの職員と認定クラブの人員で行っているところでございます。しかしながら、手が回らない部分につきましては、シルバー人材センターに委託しまして除草を行っているというところでございます。

それから、害虫等防除委託料でございますが、これは、蜂の巣を駆除するための予算計上でございます。

それから、伐採委託料についてでございますが、こちらは、具体的には、太田公民館の県道から見えるところにあります大きな桜の木を伐採するための予算計上でございます。

以上です。

○委員長 石崎教育指導課長、お願いします。

○教育指導課長 ご質疑にお答えいたします。

まず、いじめのほうですが、まだ令和4年度の集約はできておりません。令和3年度の状況ですけれども、いじめの認知をした件数は、小学校が175件、中学校が35件、合わせて210件が令和3年度の数でございます。それから、不登校につきましては、令和3年度が小学校32人、中学校106人、合わせて138人となっております。コロナ禍の中で、ちょっと増えている傾向がございます。

以上でございます。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 ささら獅子舞という伝統芸能のほうは分かりましたけれども、指定文化財以外のところには補助を出していないということで、自分たちでやってくださいということで、これは分かりました。

次の清掃ですが、定期清掃、特別清掃は分かりましたけれども、除草とか伐採、剪定は、大変なものはやるけれども、基本は各公民館の職員とクラブの方でやってくださいというこ

とが分かりましたけれども、ここのところをどうにか、年に2回ぐらい市のほうが面倒を見るということができないかということです。なぜかという、クラブの方にそういうのがいくと、高齢化している方が結構クラブにいらしていますので大変だ、夏の暑いときにやるみたいな形ですので、今、手が回らないところをシルバー人材センターに頼んでいますということで、多分これが31万4,000円の部分ですか。手が回らないところというのは、そうやってシルバー人材センターを使ったほうが、いろいろな意味でお互いにいいと思うのですけれども、例えば、こういうところに除草委託。これが、苦情が来ているわけです。そのためにサークル活動をやりたくないという話があって、サークルが幾つか消滅したという話があるわけです。ですから、手が回らないというのは、どういう案件をシルバー人材センターにお願いしているのか伺いたいと思います。

それから、いじめ・不登校は、かなり多いというのが分かりました。不登校が中学生106人ということで、コロナで増えた。令和3年でしたらコロナの最中ということだと思いますが、そうした場合に先ほどのセンターが機能してくるのかとも思いますけれども、そういった意味で、センターの活用というのが、不登校から一步外に出るという意味では必要になってくる、重要なところだと思うので、そこをもう少し柔軟性に富んだ形にしておかないと、逆に、子どもが柔軟性がなくなってしまうと思いますので、少し考えて設計をしていただきたいと思いますが、これは分かりました。

では、1点だけ、先ほどの除草のところについて伺いたいと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

新井館長。

○中央公民館長 それでは、地域公民館の除草につきましてお答え申し上げます。

手が回らない部分は具体的にどこなのかということですが、特にこの部分ということとは決まっておりませんが、地域公民館からも要望がございますので、そちらの部分をシルバー人材センターに委託して除草を行っている。具体的には、剪定でいいますと、恐らく、手が届かないところですか、そういった部分が該当すると思います。

もう一つ、地域公民館からの除草についての要望は、直接中央公民館に声は届いておりませんが、そのようなお話があったということです。各地域公民館にヒアリングをしまして、どのような方法で除草をしたらよいか検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 ここはぜひ検討していただいて、16公民館の維持をその方々だけに頼むというのは大変だということが今届きましたので、ぜひその辺のアンケートも取っていただきたい。駐車場等々が、水がすごく出て車から降りられないというような場所もありまして、そういう要望も私のほうに來たりしてしまして、16しかない公民館ですので、そのあたりの点検等も逐一していただければと思います。

要望があれば清掃委託をするということで受け止めてよろしいですか。要望がないから今まで分からなかったということですから、1件だけシルバーを頼んだのは要望があったからということで、要望があれば、除草はシルバーに頼んで、いわゆる公民館の構成員であるクラブの方たちはやらなくていいというふうに受け止めてよろしいでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

新井館長。

○中央公民館長 地域公民館の除草についてでございますが、基本的には、認定クラブの方にやってもらうというのが原則ですけれども、公民館によっては、除草するエリアをしっかりとクラブごとに分けて行っております。それ以外のなかなかできない部分について、担当と地域公民館の職員で調整をしまして、クラブの方たちでできない部分については委託しているというような状況でございます。

以上です。

○委員長 他に質疑はありますか。

斉藤委員。

○3番 斉藤委員 概要の37ページ、日本遺産魅力発信事業について、質疑を行った議員もいたのですけれども、もう一度お伺いしたいのが、旧忍町信用組合などの保存活動を通じて町なかのにぎわい創出を図りますということで、具体的にどうしているのか確認します。

それと、教職員、小学校、中学校、あと会計年度任用職員も含めて、非常に不足している、大変な状況だということがあります。どこの自治体でも先生を探すのがすごく大変な状況であるということですから、そういった代替教員の不足、補充に関して、会計年度任用職員も含めて、どういう形で先生を探す手だてをしているのかお伺いしたいと思います。

それと、221ページ、人権教育指導費です。自動車借上料ということで、今回この予算書を見ますと、社会科見学は前年度と同じ金額なので、コロナが何かで中止してきた、ここ2～3年はやっていないのかと思いますけれども、令和5年度も中止するということがよいの

か。

3項目について伺います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

中島課長。

○文化財保護課長 旧忍町信用組合店舗の活用についてお答え申し上げます。

ずっとやっているのですけれども、テアトルヴェール、コロナも明けてきているので、そういうイベントを積極的に展開していきたいと思っておりますし、また、日本遺産の事業に絡めて各種ツアーやイベントを開催して、そのチェックポイントに組み込んで誘客、活用に努めていきたいということがまず1点あります。また、令和5年9月21日をもって現在のカフェの運営団体の活用期間が満了するので、その後、ご活用になっていただける団体を、子育ての方が関わるということに変わりはないですけれども、子育てサークルにこだわることなく公募して、さらに活用に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 石崎教育指導課長。

○教育指導課長 代替教員を探す手だてということで、今、ちょうど新年度に向けた新しい任用ということで、大学を卒業した、採用試験には合格できなかったけれどもというような教員に声をかけているところでございます。また、退職されて、再任用という形をとらないでお辞めになったというような教員にお声がけをして、やっていただけないかというところでお話をしている。大体その2つが中心になって進めております。また、今いる校長先生方にも、誰かお知り合いがいないかということで、直接、校長先生、また教頭先生等にお話をして、知っている方などを紹介していただく、そういったところで情報収集して任用につなげるということをしております。

以上でございます。

○委員長 人権教育の車の借り上げ。

石崎課長。

○教育指導課長 お答え申し上げます。

これは現地研修会というのを予定しておりまして、昨年はコロナ禍で中止にいたしました。

今年度は、実は、教頭先生……

○3番 斉藤委員 今のは人権のほうですね。

○教育指導課長 人権教育のほうですが、昨年は中止して、今年度は、教頭先生を中心とした

管理職研修会で現地研修会を行いました。本来であれば、バスでという話もあったのですが、羽生市で行いまして、これは直接行けるということで、今年度も直接、教頭に出張をお願いして、現地に参集していただいて、そこで研修をしたという形で、バスの利用がありませんでした。もうちょっといろいろな研修地、いろいろな方面の施設とか、人権・同和問題に由来のあるようなところを今後計画して、現地研修をする形で、バスの利用を進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長 齊藤委員。

○3番 齊藤委員 文化財のほうですけれども、私は内容についてお伺いしているのです。テアトルヴェールとか、ツアー、イベントというのは分かりましたけれども、どういったことで町なかのにぎわい創出を図るのか、具体的に教えていただきたいと思います。

それと、子育てが参画するということで聞いています。子育て団体が関わらないということとはできないと思いますので、その辺をもう一度お願いします。

それと、教員不足の件で、どういった方法で探していますかということですが、直接の呼びかけということです。市内に教員免許を持っている方は結構いらっしゃるのです。具体的にいらしゃったのです。ところが、行田市は東部教育事務所ということで、春日部市なんです。そこまで行って募集しているかどうか確認することが困難だということで、教員免許を持っている市民の方がいらしゃったのですけれども、4月から熊谷市のほうにお勤めされるということです。非常に残念だと思ったのです。全国的に不足していて、もちろん行田市でも募集しているということが分からなかったと。であれば行田市に勤めたかったということをお伺いしましたので、そういったことが市民に対して告知できないのか、直接応募ということができないのか。他市ではやっている自治体があるんです。そういったことでもしないと、行田市で教員が不足しているという実態がまず分からなかったということで、大変もったいないと思ったので、どうでしょうか。

それと、人権教育、社会科見学、これは、子どもが行くバスの社会科見学ということですよ。私が聞いているのは、集会所学習の一環の同和の中の社会科見学については野口課長が答えるのかと思ったのですが、言っている場所が違ったですか。そちらで聞いたのです、すみません。人権教育推進費です。

○委員長 野口課長。

○生涯学習スポーツ課長 この自動車借上料の関係につきましては、コロナの関係で令和元年

を最後に中止しているわけですが、やはり、集会所事業を実施する上での多様な活動体験、レクリエーションによる異学年交流でコミュニケーション能力を育成するという中で、今回につきましても、計画についてはこれから細かいところは練っていきますが、一応社会科見学を実施するというので、大型バス2台を計上しているところでございます。

以上です。

○委員長 中島課長。

○文化財保護課長 旧忍町信用組合店舗の質疑についてお答えいたします。

テアトルヴェールは、実際には文化団体連合会の、例えば、絵画の団体、俳句の団体、絵手紙の団体、そういう団体にお声がけをして、1カ月ぐらいの期間展示を行うという形で、それを見に来ていただくというふうに考えております。また、ツアー、イベントというのは、例えば、NPOで毎年蔵巡りまち歩きみたいなイベントをやっておりますけれども、ああいった、蔵をそのときだけ開けるイベントみたいなものを回っていただく、そのようなものができるかと思っております。また、去年もやったのですが、クイズラリーみたいな形で、その場所に行ってクイズを解いてもらう、そういうところのチェックポイントにするとか、スタンプラリーをするとか、そういった形で人を町なかに回す中であそこに立ち寄っていただくということで人の回遊を生み出したいと考えております。

以上でございます。

○委員長 石崎課長。

○教育指導課長 先ほどの質疑ですが、斉藤委員の話を聞くと、もし行田市で任用できればというところで。ただ、この方も、行田市で任用するにしても、臨時的任用教員の登録というのが、春日部市に行ってもらわないと登録ができないのです。そこで県負担臨時的任用教員という形で認定していただけるという話なので、先に行田市が見つけてお声がけをして、春日部市まで行って登録してくださいということで、うちに任用という形になるのです。この方は、多分北部教育事務所で、登録ということで、多分熊谷市のほうが近いのですよね。そちらに行って登録して、北部の先生ということで熊谷市の任用という形になったのかと思われます。ですから、欲しかったのですけれども、そういう方をこちらでも積極的に把握して、見つける努力はしていくつもりでございます。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 まず、行田市も不足しているという実態を知らなかった。知っていれば、

多分、春日部市でも行ったと思うんです。そこを先ほどから言っていて、ですから、その部分についてどういう形でも告知できないのか。他市は、これがいいとは思いませんけれども、求人広告を出したりしているので、やはり、直接の呼びかけだと限定されてしまうので、まず広く知ってもらい、そういう努力が必要かと思います。

それと、文化財のほうですけれども、何でこれを聞いたかといいますと、まち歩き、クイズラリー、回遊性ということで、中島課長がいろいろ考えた。でも、これは毎年やっているわけですね。今回初めてやっているわけではなくて、過去も何回もやってきている。スタンプラリーとか、足袋蔵巡りとか、いろいろなことをやってきているのです。

何が言いたいかと申しますと、文化財保護課ににぎわい創出を投げかけられているということですが、そもそも、文化財保護課の目的としては、この建物を保存するということが大前提かと思うのです。ここを活用するという部分も文化財保護課にいろいろと投げかけられている中で、町なかのにぎわい創出ということが、ほかの部署との関連、ほかの部署がどういうふうに考えているのか、文化財保護課だけに任せてしまっているのか、私はすごく疑問に思うのです。文化財保護課で出してきた、今言ったテアトルヴェール、これは、はっきり言って展示なんです。写真展示とか、いろいろな展示もの。さらに、内容、この間質疑をされている議員がいましたけれども、藍染めとか、コースターづくりとか体験コンテンツ、要は、全て公民館の事業なんです。それはしょうがないのです。なぜかという、教育委員会が考えるからそうなるのです。果たして、それだけでにぎわいの創出ができるのかと疑問です。そういったところで、ほかの部署との連携といいますか、ほかの部署が考えないのはちょっと疑問に思うので、その辺をどういうふうに、連携といいますか、やっていこうとしているのかお伺いしたいと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

中島課長。

○文化財保護課長 もちろん、教育委員会だけが単独でやっているわけではなくて、例えば、花手水とか、都市計画課がやっているぬまのほとりとか、そういったイベントに合わせて事業をやるとか、例えば、旧忍の前の部分で行田音頭保存会に春祭りのイベントのときに踊っていただいたり、そういったこともやっております。あるいは、花手水のときに開けたり、そういったことも連携しながらやっていく形をとって、決してうちだけで全部やっているというわけではないです。予算的にうちが上げていることで、うちがやっている事業についてのご説明という形ですけれども、商工観光課がやっているイベントとマッチングをしながら

やっていく形。実際、文化財巡りをやっても、例えば、日曜日であれば八幡マルシェに寄ったり、もちろん、花手水の日に蔵を見て歩きましょうみたいなイベントをやっているので、そういったお互いの意思疎通というのは図っていますし、ご指摘のように、今後も積極的に図っていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員、教育委員会の担当業務を中心に、簡潔にお願いします。

齊藤委員。

○3番 齊藤委員 要は、教育委員会だけで考えると限界があるんです。私の要望としては、教育委員会は、保存がまず第一です。活用というのは、ほかの部署との連携が必要だと思います。そういった面で、ここに出ているのは、はっきり言ったら公民館事業なんです。そうしたら、忍・行田公民館が近くにあるので、そういうのではなくて、限界があるということで、要望としては、もう少し広い部署での連携を求めてにぎわいの創出を図るという考えでやっていただきたいと思います。要望とします。

○委員長 他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算中、教育委員会所管部分についての審査を終了いたします。

なお、議案第7号の討論及び採決については、議会事務局所管部分の質疑終了後に一括して行います。

暫時休憩いたします。

午前 11時 45分 休憩

午前 11時 50分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、会計課所管の議案について審査を行います。

まず、小巻会計管理者にご挨拶をお願いします。

○会計管理者 皆様、こんにちは。

加藤委員長をはじめ委員の皆様には、日頃から本市会計事務にご理解、ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

それでは、早速ですが、この後、議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算のうち会計課所管部分につきまして蓮沼会計課長よりご説明申し上げますので、ご審査のほどよろしく
お願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

△議案第7号について

○委員長 初めに、議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算中、会計課所管部分について
を議題とし、執行部の説明を求めます。

蓮沼副会計管理者兼会計課長、お願いします。

○会計課長 それでは、令和5年度行田市一般会計予算のうち会計課所管部分についてご説明
申し上げます。

初めに、歳出からご説明いたしますので、予算に関する説明書の79ページをお願いいたします。

2款総務費、1項1目一般管理費のうち、説明欄、一番下の◎会計課関係経費でございます。

3節時間外勤務手当は、会計課職員の時間外勤務手当でございます。

23節事務取扱資金は、市税や手数料等を窓口で収納している部署に対して、釣銭用資金として支出するものでございます。

次に、84ページをお願いいたします。

4目会計管理費は出納事務に係る経費で、前年度と比較して124万6,000円の増額となっております。この主な要因は、出納事務に係るインターネット回線の切替え経費を計上したことや、指定金融機関に対する公金振込手数料が増加したことによるものでございます。

右ページ説明欄の◎出納事務費の主なものを申し上げますと、1節、4節及び8節のうち費用弁償は、会計課の会計年度任用職員1人分の人件費でございます。

11節の2つ目、通信料は、公金振込等の各種エレクトロニックバンキングサービスで利用するインターネット回線等の利用料で、ISDN回線の終了に伴い新たに必要となる回線利用料を計上したことにより、10万3,000円の増額となっております。

次の保険料は、公金等の持ち運びや保管時の事故等の損害に対応するため加入する保険料でございます。

次の手数料は、出納事務に必要な各種手数料で、先ほど申し上げましたとおり公金振込手

数料の増加により、前年度と比較して90万7,000円の増額となっております。これは公金振込手数料の積算に当たり、振込件数を埼玉りそな銀行行田支店口座宛ての振込を含めたものに改めたことによるものでございます。

13節OA機器借上料は、エレクトロニックバンキングサービスで使用する端末機器の借上料で、ISDN回線から光回線への切替えに伴い必要となる性能を備えた端末機器の借り上げ経費を計上したことから、前年度と比較して7万5,000円の増額となっております。

14節配線工事請負費は、光回線の配線工事請負費で新たに計上したものでございます。

17節庁用器具費は、人事異動等に伴う出納員、現金取扱員の領収印の作成費用、18節諸負担金は、埼玉県都市出納事務協議会及び埼玉県北部ブロック都市出納事務協議会への負担金でございます。

次に、少し飛びまして、109ページをお願いいたします。

17目諸費のうち、説明欄、一番上の◎県収入証紙等購入費は、会計課において販売しております埼玉県収入証紙及び切手、収入印紙、はがき等の買受代金で、コロナ禍からの回復基調により増加傾向にある販売実績等を勘案し、前年度と比較して698万8,000円の増額となっております。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして、58ページをお願いいたします。

20款諸収入、2項1目市預金利子は、右ページ説明欄になりますが、歳計現金の預金利子で、前年度と同額の計上でございます。

次に、左ページ一番下、4項1目雑入の2節県収入証紙等売捌収入は、会計課において販売しております県収入証紙と郵便切手類等の売捌収入及び郵便切手類等の売りさばきに係る手数料収入で、前年度と比較して841万7,000円の増額となっております。これは、コロナ禍からの回復基調によりパスポート申請等に必要な県収入証紙や収入印紙の販売の増加を見込んだことなどによるものでございます。

次に、62ページをお願いいたします。

15節雑入のうち、右ページ説明欄の上から4行目、会計事務取扱資金回収金は、先ほど歳出でご説明いたしました各窓口に支出した釣銭用資金を、年度末に回収するものでございます。

65ページをお願いいたします。

説明欄の上から2行目、生命保険等事務手数料は、職員個人が加入している生命保険料を

給料から控除し、会計課において各保険会社別にまとめて支払いする事務に対して、各保険会社から支払われる事務手数料でございます。

以上で、会計課所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第7号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長 質疑の申出はございません。

質疑を終結いたします。

以上で議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算中、会計課所管部分についての審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時 58分 休憩

午後 0時 59分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、監査委員事務局の所管の議案について審査を行います。

まず、中村監査委員事務局長にご挨拶をお願いいたします。

○監査委員事務局長 委員の皆様には、日頃より監査業務をはじめ、当事務局所管業務につきましてご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

△議案第7号について

○委員長 初めに、議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算中、監査委員事務局所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

お願いします。中村事務局長。

○監査委員事務局長 それでは、監査委員事務局が所管いたします公平委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員に関する令和5年度行田市一般会計予算について説明をさせていた

できます。着座にて説明をさせていただきます。

歳出からご説明申し上げますので、予算に関する説明書の92ページをお願いいたします。

2款1項9目公平委員会費、右ページ、◎公平委員会運営費でございます。金額については前年度とほぼ同額の計上となっております。同委員会につきましては、職員に係る公平委員会制度を所管する行政委員会でございます。この運営に要する経費を計上したものとなっております。

主なものを申し上げますと、1節報酬は、委員3人分に係る報酬で、委員長は年額4万6,500円、委員は4万3,000円、8節旅費のうち、費用弁償については、委員が委員会や公平委員会連合会の総会等に参加した場合に支給されるものでございます。

少し飛びまして108ページをお願いいたします。

2項1目税務総務費の右ページ説明欄、一番下の◎固定資産評価審査委員会費でございます。同委員会は、固定資産税に係る固定資産の価格に対する不服を審査する行政委員会でありまして、この運営に要する経費を計上したものでございます。

主なものを申し上げますと、1節報酬は委員3人分の報酬でございまして、こちらは日額で委員長が1万1,000円、委員が1万円の単価となっております。8節旅費のうち、費用弁償については、委員が委員会や各種研修会等へ参加した場合に支給される費用弁償でございます。

次に、飛びまして122ページをお願いいたします。

ページの一番下になります。6項1目監査委員費でございます。こちらについては前年度とほぼ同額の計上となっております。

右ページ説明欄◎監査執行費ですが、本予算は、監査委員及び職員等事務局に要する経費を計上したものとなっております。

主なものを申し上げますと、1節報酬、委員2人分に係る報酬で、月額、識見を有する者6万8,500円、議会選出委員4万3,500円、2節一般職給は、職員3人分に係る給料、125ページをお願いいたします。

8節旅費のうち費用弁償は、委員が定期監査や各種総会等に参加した場合に支給するもの、10節需用費のうち消耗品費については、加除式図書の追録や事務用品に要する経費、12節工事監査委託料は、効果的な工事監査を実施するため、技術的、専門的な識見を有する者に調査を委託するための経費となっております。

以上で歳出についての説明を終わらせていただきます。

なお、歳入につきましては、当事務局所管で所管するものはございません。

以上で、監査委員事務局の所管に係る令和5年度行田市一般会計予算についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第7号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

斉藤委員。

○3番 斉藤委員 そうしますと、93ページの公平委員会ですけれども、まず、公平委員会というのは、その職員の申立てに基づいて、その都度開催をするということですね。それで、何回を見込んでいるのかお伺いしたいのと、それと委員会のメンバー、条件が地方税法423条に定められていると思いますけれども、メンバーはどういった方になっているのか。

それと、109ページの固定資産評価審査委員会のほうのメンバーもどういった構成になっているか、こちらも年何回、大体いつも6回ですけれども、何回。こちらは定期的ということでしょうか。お伺いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

中村事務局長。

○監査委員事務局長 まず、公平委員会に関して、93ページでございます。

委員会の開催については、不服申立て等あった都度開催と、その事案に応じて開催ということでございます。委員会の開催は全部で7回ということで見込んでございます。

それから、委員さんですけれども、現在の委員さんにつきましては、元県職の方、元市職員の方及び元教育関係の方ということで3名の方をお願いをしております。

続いて、109ページ、固定資産評価審査委員会関係になります。

こちらについても、固定資産の価格について不服があったときということでございます。こちらについてはそういった不服審査や研修会等も含めて6回ということを見込んでございます。

それから、固定資産評価審査委員の委員さんですけれども、こちらについては元市職員の方、それから土地家屋調査士の方と、あとは元JAの関係の方だったと思います。以上3名の方に委員さんをお願いしているというところでございます。

以上です。

○委員長 齊藤委員。

○3番 齊藤委員 そうしますと、公平委員会のほうが7回で固定資産のほうが6回ということで、実績に基づいて組んでいると思うんですけれども、近年どうなんでしょうかね。それが開かれているのか、ちょっと私の記憶だとあまり公平委員会は開いていないのではないかなというところがあるんですけれども、実績に基づいて、これで間に合うということだと思いますけれども、近年、3年ぐらいどうなっているのかお伺いしたいのと、あとメンバーですけれども、公平委員会、OBですね、みんな。市、県、教育関係ということで、これはやはりOBのほうがいいんですか。OBでないといけないということはないかなと。先ほどちょっと言い間違えたんですけれども、地方税法9条の2か何かで定められているのかと思いますけれども、メンバーが常にOBということですから、どうなんでしょうか。OBでなければ務まらないのかということで、固定資産のほうも市のOBが1人入っていて、JA、あと土地家屋調査士ということですから、こちらも何かずっと同じようなメンバーの肩書ですけれども、そのメンバー構成というのはいつも大体同じ、同じ職種のところから選ぶのか、広くもう少し違う分野から入れるという考えはないのかお伺いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

中村事務局長。

○監査委員事務局長 まず、公平委員会に関する開催の状況ですけれども、過去3年間程度ということでございますが、過去3年間程度に不服審査あるいは措置要求等あったことはございません。

それから、開催の回数ですけれども、これは過去等を踏まえまして、おおむね2カ月に一回、審査ができるようにというところで開催については見込んでございます。

それから、委員構成につきましては、公平委員会の公平委員につきましては公務員法に規定がございます。人格が高潔で地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する者のうちからということでございます。結果として市のOBあるいは県職という方に今お願いをしているところでございますが、公務員法に規定する能率的な事務の理解がある、あるいは人事行政に関し識見を有するということを勘案した結果、こういった方々へお願いしているものでございます。

それから、固定資産評価審査委員会に関しても、固定資産評価審査委員会の委員さんに関する要件ということではないですけれども、こちらは地方税法423条に規定がございます。固定資産評価審査委員会の委員さんにつきましては、当該市町村の住民、市町村税の納税義

務がある者または固定資産の評価について学識経験を有する方のうちから議会の同意を得て
ということでございます。本市については、3名とも住民であるということでございます。
それから、木村委員については……

○3番 齊藤委員 木村委員って誰。今回の。

○監査委員事務局長 委員さんについては議案2号、3号で提案をさせていただいていますけれども、市職員、主に税務関係等で固定資産に関し識見を有する方という認識。それからもう一人、碓井委員につきましても土地家屋調査士ということで、不動産関係に長く市内において業を営まれている。不動産関係に関して高い知識を有しているということでお願いをしているものでございます。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

○3番 齊藤委員 それで、さっきと同じ公平委員会、地方公務員法で定められているということでありましたけれども、OBということはどこにも、先ほどの説明だとないわけです。人格が高潔で民主的で能率的な事務の処理に理解がありということですが、もうずっとOBの方が選出されているという認識があるんですけれども、要はもう少し広く選ぶというか、そういうことは検討はないですか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

中村事務局長。

○監査委員事務局長 任命については市長部局のほうで行うということでございます。申し上げたとおり公務員法で民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有するところから、結果として職員の方、やはり精通しているという観点から、候補者としてお願いしているものとして認識してございます。

以上です。

○委員長 他に質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑もないようですので質疑を終結いたします。

以上で、議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算中、監査委員事務局所管部分についての審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時 14分 休憩

午後 1時 16分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議会事務局所管の議案について審査を行います。

まず、新井議会事務局長にご挨拶をお願いいたします。

○議会事務局長 委員の皆様には、日頃から円滑な議会運営にご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

引き続きまして、議会事務局所管に係る令和5年度一般会計予算につきまして、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございました。

△議案第7号について

○委員長 初めに、議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算中、議会事務局所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

新井事務局長。

○議会事務局長 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

初めに、歳出から申し上げますので、予算に関する説明書の70ページをお開き願います。

1款議会費でございますが、予算額は2億4,766万円で、前年度と比較して420万2,000円の増額となっております。増額の主な要因といたしましては、1つ目として、1節報酬から4節共済費において、令和6年4月に埼玉県市議会議長会の会長が、本市の議長がこの会長に就任するということになっております。1年間その事務局となり、業務量が増加することが見込まれることから、これに対応するため、先行して本年度、令和6年1月から会計年度任用職員1人を雇い入れるための費用を新たに計上したことであります。

2つ目としては、事務局の正規職員の人件費について、予算上ですけれども、令和4年度と比べ令和5年度が1名分増となったことによるものであります。

なお、実際、事務局の正規職員につきましては、令和3年度、昨年度、1年間だけでしたけれども、1名減という形となっており、今年度4月1日からは現状の体制に戻っているということでございます。

その他としては、議会改選に伴う経費として、印刷製本費において議会だよりの臨時号の発行、それと被服費において防災服の購入、新人議員ですけれども、この防災服の購入、そ

れと筆耕料において議場氏名標等の更新など、議員改選に伴う必要経費を新たに計上したことが増額の要因であります。

次に、歳出のうち主なものを申し上げますので、右ページ説明欄の◎市議会運営費をご覧ください。

まず、1節の1行目、議員報酬から4節の最後の行となりますけれども、労働保険料までは議長、副議長及び議員18人並びに議会事務局職員6人と、先ほど申し上げた会計年度任用職員1人、1月から3月の3カ月分となりますが、こちらの人件費であります。

なお、4節の1行目、議員共済会負担金は、負担金の率が令和4年度の32.2%から令和5年度は31.5%へと引き下げられることから、前年度と比べ68万9,000円の減額となっております。

次に、8節の1行目、費用弁償から3行目、研修旅費までは委員会の行政視察、議長会などが主催する会議や研修会へ参加した場合の議員の費用弁償及び職員の旅費であります。

次に、10節の1行目、消耗品費は新聞の購読料や事務用品の購入などに要する経費、次の印刷製本費は議会だよりなどの印刷に要する経費、3行下の被服費25万2,000円は、新人議員に防災服一式を購入するための経費であります。

次に、11節の4行目、筆耕料19万6,000円は、本会議場での議席氏名標、庁舎内3箇所に設置されている出席表示板の議員名プレート、議会参集されたときにボタンを押してつくものですが、これが3箇所に設置されております。このプレートです。それと会派控室入り口上部に掲示される会派名プレートの作成費用でございます。

次のデータ反訳料は定例会、常任委員会及び決算審査特別委員会等の会議録の反訳料であります。

次に、12節の1行目、会議録検索システムデータ作成委託料は、市議会ホームページ内の会議録検索システム用のデータ作成委託料、次のOA機器保守点検委託料は、議場内の音響映像システムの保守点検委託料であります。

次に、13節の1行目、OAシステム利用料は、本会議のインターネット中継に伴うサーバー使用料及び議会図書室に設置しているパソコンを利用して閲覧する電子書籍の利用料並びに議会のICT化に向けた会議システム、ペーパーレス会議システム、お使いいただいているモアノート、こちらの利用料などでございます。

2行下のOA機器借上料は、事務局内のコピー機のリース料や議場内の音響映像システムのリース料、それと議会のICT化に向けたタブレット端末、議員の皆様に貸与したiPa

d ですけども、こちらのリース料などであります。

次に73ページとなりますけれども、17節の1行目、庁用器具費は、老朽化した会派控室のソファの入替えを行うため、新たにソファを購入するための経費であります。

次に、18節の3行目、全国伝統工芸品振興市議会協議会負担金2万円は、経済産業大臣指定の伝統的工芸品を有する全国の地区の議会のうち、賛同する議会で構成する本協議会に加盟するための負担金を新たに計上するものでございます。

なお、本協議会は全国市議会議長会の承認を受けた協議会の1つとして位置づけられております。

その他の費目については、多少の増減はありますが、ほぼ例年どおりの計上となっております。

歳出の説明については以上でございますが、これら歳出を賄う歳入は全て一般財源となっております。歳入については議会事務局の所管はございません。

以上で議会事務局所管の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

△議案第7号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

斉藤委員。

○3番 斉藤委員 まず、71ページのデータ反訳料512万5,000円、この反訳料を委託している会社をどういうふうに決めているのか、まず1点それをお伺いします。

あと、どこの会社が今受けているのか。何という会社が受けているのか。その会社はいつからやっているのかお伺いします。

それと、73ページの庁用器具費、先ほど議員控室、老朽化したソファを入れ替える、会派のソファを入れ替えるということでしたけれども、まずこれはどういう経緯でソファを入れ替えるのか、老朽化したと言っていますので、もうそろそろということだと思いますけれども、では、今のソファは処分するのかどうするのか、その処分費がここに入っているのかどうか、含まれているのかお伺いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

新井事務局長。

○**議会事務局長** それでは、まず11節のデータ反訳料のほうでございますけれども、こちらにつきましては特命随意契約として1社と随意契約を結んでおります。会社名につきましては会議録研究所でございます。いつからというところは、私が二十数年前にいたときから会議録研究所でした。すみません、ちょっといつからというのは分かりません。

あと、庁用器具費につきましては、議員控室のほう、昭和56年だったと思いますけれども、購入をさせていただいて、既に40年が経過し、状況については議員の皆さんご承知のところ、大分、布製ですから破れたりとか、もう当然へたっていますし、そういう状況の中にあるまして、今回、買換えをするという形で予算を計上させていただきました。

現状のものにつきましては、状況的にかなり劣化が激しいものですので、売却ということは考えておらず、粗大ごみ処理場のほうに職員のほうで搬入して処分するような形で現状は考えております。

以上でございます。

○**委員長** 斉藤委員。

○**3番 斉藤委員** ソファのほうですけれども、張り替えという方法もあるんですよ。クッションを入れ替えて、いろいろな方法で、やっぱり無駄な経費は削ったほうがいいと思いますので、木の部分なんかすごくきれいだと思いますし、別にあれを張り替えて、中のクッションがへたれていれば取り替えるという方法も、税金ですから、その辺も計算したのかどうかお伺いしたいと思います。

それと、知っていて聞いたというのは、やっぱりこれずっと同じ会社ですよ。言いたいの、やっぱり特命随意契約にするという理由というのは、その業務について1社しかない場合ですね。反訳する会社っていっぱいあるんですよ。この近所でも2件ありますし、県内で見たら相当ありますので、なぜ入札しないのかなと。ずっと前の何年か前に聞いたときは、ずっとお願いしているということであってしまっているんですけれども、やっぱりそれはよくないと思いますよ。きちっと入札の規定はありますので、匿名随契をやるという理由もきちっと示されていますから、そこに合っていないのに、常に随意契約してきてしまったということで、委託は50万円以上、必ず競争入札しなさいということになっていますので、その辺も変えていかないと、要は緊張感がなくなるわけですよ。同じところにずっと、それも理由がそういう理由ということなので、その辺どういうふうに考えているのかお伺いします。

○**委員長** 執行部の答弁を求めます。

新井事務局長。

○**議会事務局長** まず、庁用器具費のほう、張り替えという形ですけれども、実はそのソファ、きれいになっていると思いますけれども、あれが張り替えだったんですね。経費的な部分で今回比べてみますと、張り替えのほうが高かったそうです。ということで、一応、過去にそのようなこともした経緯がございまして、それとの比較で今回させていただきました。

それと、データ反訳料の特命随契の関係ですけれども、委員ご指摘のとおり会議録につきましては、県内でも複数の会社さんを入れている自治体が実際ございます。会議録研究所、それと鴻巣市にあります会議録センター、それともう1社ぐらいあるみたいですが、実績としてそれらの会社さんが県内の自治体の議会の対応をされているというのは聞き及んでおります。

そういう状況において、本市議会が特命随契という形でしているんですけれども、これにつきましては前回ご答弁申し上げた部分もあろうかと思いますけれども、他のシステム、例えばデータ反訳料だけではなくてほかのものも様々、関連する予算科目が連動してきますので、これらを一体として入札にかけるところも手法としては当然あろうかと思いますし、その可能性については今後検討していかなくてはならないですけれども、リースでシステムなんかも入れていますので、それとも関連してきますので、タイミングというか、そこら辺も図っているという形で、課題という形で今認識をさせていただきました。

すみません、以上でございます。

○**委員長** 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長** 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算中、議会事務局所管部分についての審査を終了いたします。

以上をもって、議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算について、全ての部署の質疑が終了いたしました。

△議案第7号の討論、採決

○**委員長** 続いて、議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算についての討論を行いますので、討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後 1時 32分 休憩

午後 1時 33分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議請第2号について

○委員長 続いて、請願の審査に入ります。

請願第2号 「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施中止又は延期を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

事務局に請願の朗読をお願いいたします。

〔請願文書朗読〕

○委員長 朗読が終わりました。

△議請第2号の意見

○委員長 次に、意見を求めます。意見のある方は順次発言願います。

斉藤委員。

○3番 斉藤委員 もちろん私は紹介議員ですので、この請願には賛成ですが、このインボイス制度というのは10月から開始ということ言われているわけですが、一番影響を受けるのは免税店、消費税を免税されているところです。売上げが年間1,000万円以下のところに影響があるという制度です。

インボイスとは何ぞやというところで、税務署が、要は番号、登録番号のついた領収書、その請求書のことをインボイスと言うわけですが、これがないと消費税の計算、納め

るときの計算のときに経費にならないという問題があります。消費税の納税が必然的に増えてしまうということですね。このインボイス制度は売上げ、免税店、1,000万円以下の小規模な事業者とか、フリーランスの人たちへ、要は課税業者にならないと発行しないというところに問題がある。ということはどういうことが起こるかといいますと、例えば大工さんがいまして、その大工さんが1,000万円売上げがない、免税業者というときに、大手との取引のときに大手が、インボイスがないわけですから、その大工さんは。そうすると、取引しなくなるわけですね。なぜかという、その大手が消費税を受けるときに、その大工さんが出した外注費が経費にならないという問題点があるわけです。そうするとどういうことが起こるかという、その大工さんは、免税業者であるにもかかわらず消費税を払ってまでこのインボイスを取るか、もしくは大手との取引を続けたいがために、自分で大手の経費の分を、そちらの大工さんのほうで見るか、そういうことになってしまうわけですね。

ですから、このインボイス制度というのは、そういった小規模な事業者を苦しめる。大きな影響があると考えます。やはり何が問題かという、小さなところ、今、大工さんの例を挙げましたけれども、ヤクルトレディですとか、あとは新しいところ言えばウーバーイーツの配達員だとか、あとはシルバー人材センターの会員さん、高齢者がやっているシルバー人材の会員さんも対象になってしまうんですね。そういった人たちが今まで消費税を納めなかったのに、やはりこの制度によって自分たちで事務作業をして消費税の計算をして、さらに上との関係で、インボイス制度を受けなくてはならないために、課税業者にならざるを得ないという問題があるんです。

ですから、このインボイス制度というのは大きな影響を与えてしまうということで、私はやはり廃止すべきだと考え、この請願事項に賛成という意見です。

○委員長 他に意見はありませんか。

香川委員。

○4番 香川委員 このインボイス制度については、確かにネットでもいろいろ出されております。これまでにいろいろなものを見てきたんですが、参考として、全国市議会議長会意見書ボックスを拝見しても、中止を求めている自治体は6市、延期・中止が佐渡市で、ほかは延期あるいはシルバー人材センターについての安定的な運営に関する意見書とか、そういうところがほとんどで、今回の議請第2号については、請願事項として実施中止または延期を求める、ではどちらですかと。そういうことで、例えば中止を求めるとか、延期をしてくださいとか、あるいはほかのところみたいにシルバー人材センターについて運営に関する意見

書を出してください、もうちょっと考えてくださいよとかという内容で請願事項が出されるのであれば分かるんですけども、中止または延期、ではどちらなのと。だからこれは判断しようがないというのが私の意見です。

以上です。

○委員長 ほかに。

江川委員。

○5番 江川委員 私は、基本的に消費者の立場で消費税を払ったものが、今、簡易方式とかも取られていて、これまでもずっとそういうことが論議されず、制度周知と、それから支援ということで進めてきて、今後についてはそういったことも含めて消費税というものがきちっと的確に流れるべきと考えます。

以上です。

○委員長 ほかに意見はないですか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長 他に意見はないようですので、意見の開陳を終結いたします。

△議請第2号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

斉藤委員。

○3番 斉藤委員 賛成の立場で討論させてください。

議請第2号 「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施中止又は延期を求める意見書」の提出を求める請願について賛成の討論を行います。

現在、売上げが年間1,000万円以下の業者は免税事業者ですが、このインボイス制度によって請求書に番号がつけられます。ですが、インボイスがつくのは課税業者だけです。免税業者は除かれます。インボイスがなければ消費税を納める際の計算時に経費として認めないということで、一番の問題だと考えるのは、本来、免税業者である小規模零細業者や下請会社は取引先から仕事がもらえなくなります。なぜなら、元請が免税業者に出した仕事を経費として認められず、多くの消費税を払うことになるからです。消費税を税務署に余計に納めてまでインボイスのない免税業者との取引を続ける会社はありません。この制度によって、体力の弱い中小零細業者は仕事をもらうために、免税業者であるにもかかわらず、自ら課税業者になるか、大手との取引を継続するために経費にならない分を肩代わりするかというこ

とになります。

財務省の推計では、新たに課税事業者にならざるを得ない業者が、個人と法人合わせて低く見積もって161万社ということです。例えばシルバー人材センターの会員がその対象です。シルバー人材センターの会員は給料ではなく公益財団法人シルバー人材センターの下請、外注という扱いです。公益財団法人シルバー人材センターが消費税を納めるに当たって、会員の外注費が経費にならなければ大損害です。そこで会員は自ら課税業者にならなくてはならなくなります。会員は年間1,000万円どころか、せいぜい売上げ、いわゆる年収が50万円ぐらいです。結局、消費税分だけ報酬を減らすことになって、ただでさえ収入が少ないのに収入が10%減ってしまうおそれがあります。こうした人に課税業者になって消費税の申告、納税をさせる、さらにインボイス発行の事務をしろといっても、とても無理な話ということです。

以上の点から、このインボイス制度には年間売上げ1,000万円以下の多くの零細業者やフリーランスを苦しめることになるという大きな問題があるとして、インボイス制度は中止または延期させるべきと考えて、この請願に賛成とさせていただきます。

○委員長 他に討論の申出はございません。

これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議請第2号 「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施中止又は延期を求める意見書」の提出を求める請願は、採択とするに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手少数と認めます。よって、請願第2号は不採択とすべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

○委員長 なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ご異議なしと認め、さよう決しました。

なお、委員長報告の読み合わせについては、最終日、3月16日午前8時30分から第1委員会室で行いますので、時間までにご参集願います。

△閉会の宣告

○委員長 本日はこれにて閉会いたします。

午後 1時 49分 閉会

行田市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定によりここに署名する。

総務文教常任委員会委員長 加 藤 誠 一

建 設 環 境 常 任 委 員 会

2 月 2 8 日 (火 曜 日)

令和5年行田市議会建設環境常任委員会会議録

○開会年月日 令和5年2月28日（火曜日）

○開催場所 第2委員会室

○付議事件 議案第 7 号 令和5年度行田市一般会計予算
議案第12号 令和5年度行田市水道事業会計予算
議案第13号 令和5年度行田市公共下水道事業会計予算
議案第28号 行田市道路線の認定について
議案第29号 行田市道路線の廃止について

○審査日程 【建設部】

議案第28号 行田市道路線の認定について

議案第29号 行田市道路線の廃止について

議案第 7 号 令和5年度行田市一般会計予算

【都市整備部】

議案第 7 号 令和5年度行田市一般会計予算（上下水道経営課・水道課）

議案第12号 令和5年度行田市水道事業会計予算

議案第 7 号 令和5年度行田市一般会計予算（上下水道経営課・下水道課）

議案第13号 令和5年度行田市公共下水道事業会計予算

議案第 7 号 令和5年度行田市一般会計予算（都市計画課・建築開発課）

○出席委員（6名）

委員 長	小 林 友 明	委員	2 番	木 村 博	委員
副 委 員 長	小 林 修	委員	3 番	吉 田 豊 彦	委員
1 番	高 橋 弘 行	委員	4 番	吉 野 修	委員

○欠席委員（0名）

○説明のため出席した者

青 山 義 徳	都 市 整 備 部 長
斎 藤 和 也	都 市 整 備 部 次 長 兼
寺 田 定 弘	建 築 開 発 課 長
黒 澤 典 弘	都 市 計 画 課 長
橋 本 雅 至	下 水 道 課 長
加 藤 修	上 下 水 道 経 営 課 長
藤 野 賢 哉	水 道 課 長
長 谷 見 悟	都 市 整 備 部 副 参 事
吉 田 兼 弘	建 設 部 長
五 十 幡 雅 弘	管 理 課 長
山 崎 博 司	道 路 治 水 課 長
	営 繕 課 長

○事務局職員出席者

書 記 田 島 裕 介

午前 9時 30分 開会

△開会の宣告

○委員長 おはようございます。

委員の皆様並びに執行部の皆様には朝早くから当委員会にご出席くださいます、ありがとうございます。

例年のことではありますけれども、この3月定例会では条例関連などの議案のほか、新年度の当初予算が加わることから、今日と明日の2日間の日程が予定されております。結構な、相当なボリュームの議案にはなりますけれども、委員の皆様には厳正なるご審査いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

では、座って進行させていただきます。

では、ただいまから建設環境常任委員会を開会いたします。

当委員会に付託されております案件は、議案6件及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案1件並びに請願1件であります。

審査につきましては、お手元に配付いたしました審査日程により行います。

△現地視察について

○委員長 初めに、お諮りします。議案第28号及び第29号、行田市道路線の認定及び廃止については、現地視察を行った後に審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ご異議なしと認めます。よって、行田市道路線の認定及び廃止については現地視察を行いますので、危機管理課脇の西側の玄関前までご移動をお願いしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前 9時 32分 休憩

午前 11時 06分 再開

○委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

△開議の宣告

○委員長 これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用していただくようお願いい

たします。

また、新型コロナウイルス感染症対策のため、説明及び質疑並びに答弁は簡潔明瞭に行っていただき、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

初めに、建設部所管の議案について審査を行います。

まず、建設部長にご挨拶をお願いいたします。

○建設部長 本日は、委員各位におかれましては公私ともに大変お忙しい中、審査のためご参集を賜り、誠にありがとうございます。また、貴重なお時間をいただきまして、先ほどの現地視察をしていただき、重ねて御礼を申し上げます。

さて、本日審査いただきます案件は、議案第28号 行田市道路線の認定について、議案第29号 行田市道路線の廃止について及び議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算の3議案でございます。

内容は多岐にわたりますが、委員各位におかれましては、どうか慎重なる審査、そしてご指導を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

△議案第28号及び議案第29号について

○委員長 初めに、議案第28号 行田市道路線の認定について及び議案第29号 行田市道路線の廃止についてを一括議題とし、執行部の説明を求めます。

管理課、吉田課長、お願いします。

○管理課長 現地調査、ありがとうございます。

議案第28号及び第29号について、順次ご説明いたします。着座にて失礼いたします。

初めに、議案第28号 行田市道路線の認定について、議案書の99ページをお願いいたします。

本案は、道路法第8条第2項の規定に基づき、4路線の市道認定について議決をお願いするものでございます。

なお、100ページ以降に位置図を添付してございます。

また、表の右側の幅員及び延長は、参考に記載させていただきました。

表の一番上、路線名2.3-336号線、起点、行田市大字酒巻字宿裏1576番2地先、終点、行

田市大字犬塚字清水53番1地先は、埼玉県が実施する一般県道行田市停車場酒巻線の新道建設事業の着手に伴い、新道完成後、現道の一部区間を引き継ぐため、認定するものでございます。

次の6.3-652号線、起点、行田市城西5丁目4617番18地先、終点、行田市城西5丁目4617番6地先は、都市計画法に基づく開発行為により整備された道路について市に帰属されたため、認定するものでございます。

次の7.3-105号線、起点、行田市大字佐間字聖天木1252番1地先、終点、行田市大字佐間字聖天木1272番地先は、一部区間の廃止に伴い認定替えするものでございます。

次の9.3-154号線、起点、行田市大字佐間字野合1523番1地先、終点、行田市大字佐間字野合1543番地先は、さきたま古墳公園の区域拡大に伴い認定替えするものでございます。

以上、4路線の市道を認定するものでございます。

次に、議案第29号 行田市道路線の廃止について、ご説明いたします。

議案書の104ページをお願いいたします。

本案は、道路法第10条第3項の規定に基づき、4路線の市道の廃止について議決をお願いするものでございます。

なお、105ページ以降に位置図を添付してございます。

また、表の右側の幅員及び延長は、参考に記載させていただきました。

表の一番上、路線名3.3-232号線、起点、行田市大字白川戸字堤根165番地先、終点、行田市大字白川戸字堤根158番地先及び次の7.3-105号線、起点、行田市大字佐間聖天木1257番地先、終点、行田市大字佐間字聖天木1272番地先、以上2路線は、廃止しても公益上支障がないことから廃止しようとするものでございます。

次の9.3-154号線、起点、行田市大字佐間字野合1523番1地先、終点、行田市大字佐間字野合1505番地先及び次の9.3-160号線、起点、行田市大字佐間字野合1504番1地先、終点、行田市大字佐間字野合1554番地先、以上2路線は、さきたま古墳公園の区域拡大に伴い廃止しようとするものでございます。

以上、4路線の市道の廃止をするものでございます。

以上をもちまして、議案第28号及び第29号の説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

△議案第28号及び議案第29号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

どうぞ、1番 高橋委員。

○1番 高橋委員 すみません。ちょっと聞かせてください。

認定のほうで、最初のところですけども、2.3-336号線で、先ほど車の中でご説明受けたんですけども、これは県から市に移管するというお話でしたが、こういう場合はどれぐらい、行田市としては維持管理費というのは費用的には発生してくるんですか、年間で。どれぐらい予想するんですか。今度は県から行田市へ来るわけですね。維持管理費がどれぐらいかかるのか、教えてください。

○委員長 吉田課長。

○管理課長 現在の維持管理費について、県に確認したところですが、道路照明灯の電気料金として年間4万3,680円、それ以外に除草費用として年間約250万円かかっているということです。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

どうぞ、高橋委員。

○1番 高橋委員 では、これが今度、行田市としての予算から出ていくというふうになると、これに対して何か、県のほうから対案として今度は行田市のほうが経費が軽減されるような、そういうお話しはできているんですか、お願いします。

○委員長 吉田課長。

○管理課長 その辺の費用負担については、特に県のほうから補助とかそういうものはございません。

○1番 高橋委員 分かりました。

○委員長 よろしいですね。

○1番 高橋委員 はい。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

4番 吉野委員。

○4番 吉野委員 さっきの高橋委員の関連ですけども、まだ新道できてないですね。できてないうちに、これは引き継ぐけれども、できるまで県のほうで見るという、そういうのはあるんですか。何か前のときに、そういうのはあったような気がするんですけども。

○委員長 吉田課長。

○管理課長 今回は、市道認定ということですので、供用開始するまでは県のほうで維持管理はしていきます。当面は県のほうで維持管理をしていくということです。

○委員長 よろしいですか。

○4番 吉野委員 はい。

○委員長 ほかにはいかがですか。

どうぞ、副委員長。

○副委員長 バスの中でも話したんですけれども、認定の関係で、県道の場合、行き止まりになると駄目だということで、停車場酒巻線のほうですけれども、犬塚・熊谷線がここに入ってくるんですけれども、県から、要するにダブルウェイにならないようにということの中で、協議されていますけれども、要するに停車場酒巻線ではないところの県道も含めて移管されるのはなぜかということと。

さっきあったように、供用開始するまではいいということですが、供用開始というのはいつを予定しているのか、その2点についてお願いします。

○委員長 吉田課長。

○管理課長 まず、1点目につきましては、確認しましたところ、今回、市のほうで認定するところ、停車場酒巻線が全て1本になっています。違う県道は入っていないので、県道として、今、起点から終点、新しく認定するところの終点から今の県道が続いていますので、違う県道というのは入っていない。これが全て今の停車場酒巻線です。1本です。

○委員長 副委員長。

○副委員長 犬塚・熊谷線が東から西に抜けて、犬塚でしたっけ、犬塚・熊谷線でしたっけ。

○委員長 どうぞ、部長。

○建設部長 犬塚・熊谷線ではなく、上中条斎条線かと思います。

○委員長 吉田課長。

○管理課長 今回認定をかけさせていただくのが全て停車場酒巻線ということになっています。上中条斎条線は、終点のところまでで止まっています。

〔「犬塚交差点で」と呼ぶ者あり〕

○管理課長 交差点で止まっています。

○委員長 副委員長。

○副委員長 だから、なぜそういうふうになったかということは、何か決まりがあるらしいの

で、それを教えてもらいたいと思うんですけども。

○委員長 吉田課長。

○管理課長 現在の停車場酒巻線が総合公園の東からずっと伸びてくるので、先ほど見ていただいた終点のところでぶつかって曲がってくる形で、再認定、県道がなっていますので、上中条斎条線がその終点のところで止まっているものです。

○委員長 副委員長。

○副委員長 東側に、停車場線が北小の前からずっと来て、今の地図の行田市消防北分署の通りに当たっているわけで、それが今、停車場線があるわけですね。

○委員長 どうぞ、吉田課長。

○管理課長 今、小林委員がおっしゃられた部分は、もう市道に認定されています。

○委員長 副委員長。

○副委員長 だから、市道に認定されているんだから、それから北に認定すればいいんだけど、県道が含まれているっていうのは、何か決まりがあるということを聞いたので、なぜ含めたのか、それが分からないので説明願います。

○委員長 吉田課長。

○管理課長 同じことの繰り返しになってしまいますが、まず、現在の停車場酒巻線というのは、県道の一番北、今回の起点のところから下りてきまして、消防の北分署のところで下りて左に曲がって、今回の総合公園の東の道路に抜けるのに当たって新しく、先ほど申しましたように、消防北分署の南の交差点から南が市道に移管されるに伴って、県道が新しく東から、この部分が県道になりましたので、停車場酒巻線がこういう1本になりました。県道の部分、それに合わせて上中条斎条線がここで短くなっているということです。今回は、停車場酒巻線全てを認定するというので、ここまで1本ということで認定をかけるという形です。

○委員長 よろしいですか。

副委員長。

○副委員長 現在は、北小の前から今の地図の、要するに県道の交差点の一番右のところまでが市に移管されているわけですね、停車場線。それなのに今回、なぜ県道、新しい停車場線から、県道から東に持ってきて、またその残りのところの、L型にやるのが、なぜこの移管で、県道のほうについては要らないと思うんですけども。それから、停車場酒巻線、東に通ってずっと停車場酒巻線ですから、ダブルウェイって、そこだけでいいのかなと思う

んですね。なぜここが入るかっていうのが、理に合わないので、それはバスの中でも聞いていたんですけども。

○委員長 吉田課長。

○管理課長 今回、L字の短い部分を市道認定しませんが、ここの部分と直線で北に抜けるのという形で、T字で停車場酒巻線が残ってしまう形になります。なので、ここの部分、停車場酒巻線の今回の終点の部分から先の現道の部分を全て引き継いだ上で、新しく北に抜ける部分を停車場酒巻線として、完成後に新道として認定する形になるので、市のほうでここまで引き継ぐという形です。

○委員長 よろしいですか。

○副委員長 もう一回だけいいですか。

○委員長 はい、副委員長。

○副委員長 これを見てもらえばいいんですけども、この下まで引き継いでいるわけですよね、停車場酒巻線が。なぜ、上だけ引き継ぐんだったら、ダブルウェイだからいいんですけども、北進道路が北に行くのに、なぜこの間の今の県道を引き継がなくてはいけないかということです。これはここだけでいいのではないかと思うんですけども、なぜここを引き継ぐかというのが理に合わないので、それを何回か質問しているんですけども。

○委員長 部長。

○建設部長 再整理いたしますと、停車場酒巻線、現在は総合公園からずうっと北上して、犬塚交差点から右に行って、また左に曲がって羽生妻沼線になっています。そのときに、県のほうでは熊谷方面から来る上中条斎条線の終点を犬塚交差点にしたんです。終点を変更しました。ですから、上中条斎条線の終点は犬塚の交差点です。

それで、今回、新道が建設されるということなので、犬塚の交差点から右に、いわゆる逆Lの字で来ている今の行田市停車場酒巻線を市道に移管するという順番になっています。ですから、上中条斎条線がもう既に犬塚の交差点で終わっているんです。そういうことです。

○委員長 よろしいですね。

副委員長。

○副委員長 では、変わっているということの中の引き継ぎですよ。ただ、思うには、維持管理費等々かかる関係もあるので、なぜここかというのが疑問で、それは分かりました。

もう1点、供用開始までは維持管理しないということでしょうから、供用開始というのはいつですか。

○委員長 吉田課長。

○管理課長 明確な時期というのはまだ決まってないんですが、新道が供用開始されるのに合わせてのこちらが供用開始になりますので、完成後ということになります。

○委員長 よろしいですか。

副委員長。

○副委員長 では、それまでは管理は県のほうでやるということでいいですね。

○委員長 吉田課長。

○管理課長 おっしゃるとおりです。

○委員長 よろしいですか。

○副委員長 いいよ。

○委員長 ほかにいかがですか。

〔「いいですよ」と呼ぶ者あり〕

○委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第28号及び議案第29号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

まず、議案第28号 行田市道路線の認定については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決するに決しました。

次に、議案第29号 行田市道路線の廃止については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 11時 28分 休憩

午前 11時 30分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第7号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算中、建設部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

初めに、管理課、吉田課長、お願いします。

○管理課長 それでは、令和5年度一般会計予算のうち、建設部及び管理課所管につきまして、主要事業及び変更点について説明いたします。着座にて失礼いたします。

初めに、歳出から説明いたしますので、予算に関する説明書の186ページをお願いいたします。

8款土木費のうち、建設部関係は12億9,651万9,000円でございます。前年度に比べ3億6,944万8,000円、率にして39.9%の増でございます。

1項1目土木総務費は、前年度に比べ771万5,000円の減額となっております。この主な要因は、管理課関係経費の減によるものでございます。

187ページの説明欄をお願いします。

まず、1つ目の◎土木一般管理費ですが、これは管理課と営繕課の一般職員15人分及び管理課及び営繕課の会計年度任用職員3人分の人件費を計上したものでございます。

次に、2つ目の◎管理課関係経費のうち主なものといたしまして、11節出役料は、不用道路・水路敷売却時の除草、清掃、後片づけ作業及び道路上・水路内にある撤去物の除去作業などの作業員賃金でございます。4つ下の保険料は、市が管理する道路1,121キロメートルに係る道路賠償責任保険に加入する費用でございます。

12節道路台帳作成更新業務委託料は、道路改良による幅員の拡幅や開発行為による道路認定に伴い、台帳補正の委託業務に要する費用でございます。調査測量設計委託料は、現況の道路・水路と公図の大きく異なる箇所等において、官民境界を確定させるための委託業務の費用でございます。OA機器保守点検委託料は、道路台帳システム機器の賃貸借期間が7月末で満了し、市に無償譲渡されることに伴い、同機器を継続使用していくための保守点検委託に要する費用。次のOAシステム保守点検委託料は、同システムの保守点検委託に要する

費用でございます。除草委託料は、小針地内の見沼廃川敷、忍川管理用道路の市道認定及び遊歩道占用箇所、旧忍川管理用道路の市道認定及び遊歩道占用箇所と辯天門樋のポケットパークの管理除草を実施する費用でございます。

13節OAシステム利用料は、管理課窓口で使用している道路・水路境界確認資料閲覧システムのライセンスを追加購入するための費用でございます。OAシステム借上料は、道路台帳システム機器借上料で、5年リース契約最後の4カ月分を計上したものでございます。器具・機材借上料は、不用道路・水路敷売払い時の除草、清掃、後片づけ等に使用する草刈機、ダンプトラック等の器具・機材の借り上げ費用でございます。

189ページをお願いします。

15節境界杭材料費は、官民境界確認後に必要なコンクリートぐい、金属プレートを購入する費用でございます。

18節負担金補助及び交付金は、五県連合利根川上流改修促進期成同盟会会費ほか4件の負担金でございます。

次に、歳入について説明いたしますので、戻りまして、34ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、1項5目1節道路橋りょう使用料、右側説明欄、道路占用料は、市が管理する道路を占用する電柱、電線及びガス管等に係る占用料を見込んだものでございます。

2節河川使用料、右側、説明欄、水路敷使用料は、市が管理する水路敷を使用する電柱等に係る使用料を見込んだものでございます。

36ページをお願いします。

2項4目1節土木管理手数料、右側、説明欄、屋外広告物許可手数料60件分、境界確認等証明手数料200件分、道路台帳等交付手数料1,680件分の収入を見込み計上したものでございます。

少し飛びまして、48ページをお願いします。

16款財産収入、1項1目1節土地建物貸付収入、右側、説明欄、上から8行目、一般土地貸付収入（管理課）は、不用水路敷の貸付けを行っている矢場2丁目地内以下8件、1,178平方メートル分の収入を計上したものでございます。

次に、50ページをお願いします。

2項1目1節土地売払収入、右側、説明欄、土地売払収入は、不用道路敷、不用水路敷の売払金額で、本年度の相談件数に基づき、収入を見込んだものでございます。

以上で、管理課所管の説明を終わらせていただきます。慎重審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

次に、道路治水課、五十幡課長、お願いします。

○道路治水課長 それでは、議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算のうち、道路治水課に関わる予算についてご説明申し上げます。

初めに、継続費を設定しておりますので、令和5年度行田市一般会計・特別会計予算書の7ページをお願いいたします。

第2表継続費でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、踏切拡幅事業、総額1億3,000万円、事業期間は令和5年度から令和6年度までの2カ年となっております。秩父鉄道行田市駅西側、中央地内における行田市No.1踏切道の拡幅工事に対するものでございます。

以上が継続費についての説明でございます。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、予算に関する説明書の189ページをお願いいたします。

1項1目土木総務費のうち、右ページ、説明欄、2つ目の◎用地関係事務費の主なものとして、12節調査測量設計委託料は、道路用地として寄附を受ける土地の調査測量及び分筆登記に係る経費でございます。

190ページをお願いいたします。

2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費のうち、右ページ、説明欄、道路橋りょう一般管理費の主なものとして、1節から10節については、部長、道路治水課職員15名及び会計年度任用職員1名の人件費及び事務費などの経常的経費でございます。

12節OAシステム改修委託料は、工事や委託の積算業務に使用している埼玉県土木積算システムについて、埼玉県が実施するシステムの切替えに伴い、本市のシステム改修に必要な経費を計上したものでございます。

13節土木積算システム借上料は、各種委託工事設計を実施するために必要な積算システム機器などの借上料でございます。次のOA機器借上料は、工事や説明会などで使用する図面を印刷する機械の借り上げに要する経費でございます。

18節水道工事負担金は、道路工事などに伴う水道管移設工事の負担金でございます。次の4項目は、道路協会以下4団体の負担金や会費でございまして、次に、市内に33団体ある道

路河川愛護会や同連合会に対する補助金を計上したものでございます。

次に、左ページ、2目道路維持費は、本市で管理する道路や道路施設の維持・保守に要する経常的経費や生活道路の維持・補修に要する経費でございます。

右ページ、説明欄、市道維持補修費の主なものとして、10節電気料は、国道125号8箇所のアンダーパスに設置してある電気施設や駅前広場の照明灯などに要する経費でございます。ガス料は、城西ポケットパークガス灯に要するガス代。修繕料は、秩父鉄道行田市駅やＪＲ行田駅のトイレ及びエレベーター、駅前広場の照明や時計などの修繕に要する経費でございます。上下水道料は、市で管理する行田市駅やＪＲ行田駅のトイレなどに要する経費でございます。

11節出役料は、市内各所の道路補修や街路樹の剪定、側溝清掃及び汚泥処理などに要する経費を計上したものでございます。

12節調査測量設計委託料は、市内各所の舗装や側溝の修繕工事に伴う測量設計業務などに要する経費でございます。

193ページをお願いいたします。

清掃委託料は、秩父鉄道行田市駅やＪＲ行田駅のトイレやエレベーターの清掃業務に要する経費でございます。除草委託料は、市内各所の主要な道路の除草業務に要する経費で、剪定委託料は、南大通線のケヤキと低木の剪定に要する経費でございます。機械器具等保守点検委託料は、ＪＲ行田駅エレベーターの保守点検業務に要する経費でございます。道路パトロール業務委託料は、市管理の道路や附属施設の損傷箇所の早期発見及び補修を行い、安全な道路環境を創出するための道路パトロールに要する経費でございます。

13節器具・機材借上料は、市内各所の道路補修や汚泥処理、汚泥運搬に使用する各種作業車などの借り上げに要する経費を計上したものでございます。

14節工事請負費の道路舗装修繕工事請負費、幹線道路舗装修繕工事請負費及び側溝修繕工事請負費は、それぞれ市内各所の損傷した舗装や側溝の修繕工事に要する経費でございます。15節補修用材料費は、道路補修に要する砕石や加熱・常温合材などの購入に要する経費でございます。

次に、左ページ、3目道路新設改良費のうち、右ページ、説明欄の一番上の◎市道新設改良費の主なものとして、1節、4節、8節、13節、15節は、道路整備に伴う文化財発掘調査に要する経費でございます。

12節調査測量設計委託料並びに14節道路改良工事請負費、道路舗装新設工事請負費及び側

溝整備工事請負費は、市内各所における生活道路の工事に要する経費をそれぞれ計上したものでございます。

16節土地購入費は、道路拡幅に必要な用地取得に要する経費で、21節物件移転等補償料及び電柱移設補償料は、いずれも市内各所の生活道路の工事に伴う補償料を計上したものでございます。

戻りまして、その上の18節踏切拡幅事業負担金は、秩父鉄道行田市駅西側の行田市No. 1踏切道の拡幅工事に伴う秩父鉄道株式会社への負担金でございます。

一番下の◎幹線道路整備事業費の12節調査測量設計委託料及び14節道路改良工事請負費は、荒木・須加幹線道路の拡幅工事に要する経費でございます。

194ページをお願いいたします。

4目橋りょう維持費は、橋りょう長寿命化事業を実施し、利用者の安全を確保するため、橋りょうの点検委託や修繕などに要する費用でございます。

右ページ、説明欄、一番上の◎橋りょう維持補修費の主なものとして、12節橋りょう点検委託料は、橋りょうの定期点検業務に要する経費、調査測量設計委託料は、橋りょう修繕工事の調査設計業務に要する経費でございます。

14節橋りょう修繕工事請負費は、橋梁長寿命化計画に基づき、橋りょうの修繕工事に要する経費でございます。

18節橋りょう修繕事業負担金は、行田市駅跨線橋の耐震補強・修繕工事に伴う秩父鉄道株式会社への負担金でございます。

左ページ、5目橋りょう新設改良費は、老朽化した橋りょうを架け替えるために要する経費でございます。

右ページ、説明欄の上から2番目の◎橋りょう新設改良費のうち、12節調査測量設計委託料は、埼玉県が事業主体であります忍川改修事業に伴う諏訪山橋及び樋上橋の取付道路に係る調査測量業務に要する経費でございます。

14節橋りょう整備工事請負費は、大字荒木字八王子地内2-107号橋の架替工事に要する経費でございます。

18節橋りょう架換工事負担金は、忍川改修事業に伴う樋上橋の架替工事に係る埼玉県への負担金でございます。

左ページ、3項河川費、1目河川維持費のうち、右ページ、説明欄の3つ目の◎河川等改修費の主なものとして、12節調査測量設計委託料は、太井・持田地区の側溝改良工事、市内

各所の排水路改良及び出水対策事業として西小学校の校庭貯留工事の調査測量設計業務に要する経費でございます。

14節排水路整備工事請負費は太井・持田地区の側溝改良工事に要する経費、排水路改良工事請負費は市内各所の排水路改良工事に要する経費、校庭貯留施設整備工事請負費は南小学校の校庭貯留工事に要する経費を、それぞれ計上したものでございます。

次に、一番下の◎河川維持管理費は、雨水の排水機場やポンプ場、調整池などの維持管理に要する経費や、市の管理水道や河川の維持、補修等に要する経費をそれぞれ計上したものでございます。

河川維持管理費の主なものとして、10節電気料と、1つ飛んで上下水道料は、排水機場や調整池に要する経費でございます。修繕料は、これら排水機場の施設更新や修繕に要する経費でございます。

11節出役料は、管理水路の除草、しゅんせつ及び補修などに要する作業員の経費を計上したもので、通信料は、市内12箇所の排水機場の異常や水位データを遠隔で監視するための経費でございます。

12節除草委託料は、旧忍川の水路敷やみなみ産業団地内の調整池などの除草委託に要する経費でございます。自家用電気工作物保守点検委託料は、上荒井ポンプ場の自家用発電機の保守点検や、各排水機場調整池、国道125号アンダーパスの排水施設などの保守点検に要する経費を計上したものでございます。

13節器具・機材借上料は、管理水路のしゅんせつや汚泥処理等に使用する各種作業車の借り上げに要する経費を計上したものでございます。

197ページをお願いいたします。

14節設備改修工事請負費は、城西1丁目地内、上荒井ポンプ場の排水ポンプ及び制御盤の更新工事に要する経費でございます。

18節排水路改良事業負担金は、元荒川上流土地改良区が実施する下長野用水路改良工事への市負担分を計上したものでございます。

次に、201ページをお願いいたします。

4項1目都市計画総務費のうち、道路治水課所管分についてご説明を申し上げます。

説明欄、一番上の◎道路治水課関係経費は、街路事業関連団体への負担金などでございます。

左ページ、2目街路事業費のうち、右ページ、説明欄3つ目の◎県道整備促進事業調整費

は、埼玉県が実施する県道行田市停車場酒巻線バイパス以下3路線の整備を促進するため、地権者や地元代表者が中心となり活動する協議会への交付金を計上したものでございます。

次に、飛びまして、264ページをお願いいたします。

12款諸支出金、2項1目土地開発公社振興費は、土地開発公社事務費補助金でございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので、40ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項4目土木費国庫補助金のうち、道路治水課所管分の1節道路橋りょう費補助金の右ページ、説明欄の幹線道路修繕事業補助金は、幹線道路の舗装修繕計画に基づく修繕工事に対するものでございます。通学路安全対策事業補助金は、堤根地内における通学路の安全対策に関するもので、歩行スペースを確保するための側溝修繕工事に対するものでございます。狭あい道路整備事業補助金は、狭隘な生活道路の拡幅整備に対するものでございます。橋りょう長寿命化事業補助金は、橋りょうの定期点検や橋りょうの長寿命化修繕工事などに対するものでございます。踏切拡幅事業補助金は、通学路の安全対策に関するもので、秩父鉄道行田市駅西側の行田市No.1踏切道の拡幅工事に対するものでございます。幹線道路整備事業補助金は、荒木・須加幹線道路の整備に対するものでございます。

次に、2節河川費補助金の右ページ、説明欄の治水事業費補助金は、南小学校の校庭貯留工事及び西小学校の校庭貯留工事の測量設計業務に対するものでございます。

次に、飛びまして、66ページをお願いいたします。

21款市債、1項6目の土木債の道路治水課所管分、1節道路橋りょう債の右側、説明欄、道路整備事業債は、行田市No.1踏切道の拡幅工事に対するものでございます。幹線道路整備事業債は、荒木・須加幹線道路の工事に対するものでございます。橋りょう長寿命化事業債は、秩父鉄道行田市駅跨線橋の耐震補強・修繕工事に対するものでございます。橋りょう整備事業債は、大字荒木字八王子地内2-107号橋の架替工事に対するものでございます。

次に、2節河川債の出水対策事業債は、城西1丁目の上荒井ポンプ場の設備更新工事並びに南小学校の校庭貯留工事に対するものでございます。

以上で、令和5年度行田市一般会計予算のうち、道路治水課に関わる予算についての説明を終わりにします。慎重審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

続いて、営繕課、山崎課長、お願いします。

○営繕課長 続きまして、営繕課所管分について、歳出から説明させていただきます。

予算に関する説明書の189ページをお願いいたします。

8款1項1目土木総務費、説明欄、上の◎営繕課関係経費は、営繕課職員の時間外勤務手当、消耗品費、車両の保険料など、経常的経費でございます。

次に、204ページをお願いいたします。

8款5項1目住宅管理費、右ページ、説明欄の◎市営住宅維持管理費の主なものとしまして、1節の委員報酬及び8節の費用弁償は、市営住宅委員会の委員8名分の経費で、会議は年2回の開催を予定しております。

10節の電気料は、小橋住宅の受水槽の動力設備などの電気料でございます。

12節の調査測量設計委託料は、市営北部住宅を解体して3名の地権者に土地を返還するため、土地の境界確定を行う費用及び小橋住宅の給水管改修工事を行うための設計業務委託料でございます。次の住宅管理委託料は、市営住宅の管理を引き続き埼玉県住宅供給公社に委託するための費用でございます。

次に、13節器具・機材借上料は、市営住宅の住戸内に設置するガス漏れ警報器のリース料でございます。その下の土地借上料は、民間の土地に建設された市営住宅6住宅の土地の借上料でございます。

次に、14節市営住宅工事請負費は、市営住宅を適正に維持管理するための改修工事2件分の費用でございます。内訳といたしましては、1つ目が斎条住宅集会所屋根の改修工事、2つ目が勝呂住宅の電気幹線の改修工事でございます。その下の建物解体工事請負費は、耐用年数を経過し空き家となっている市営北部住宅3棟を解体するための費用でございます。

次に、21節物件移転等補償料は、老朽化した低層の市営住宅から中層の市営住宅へ住み替えを促進するための移転費用で、2件分を見込み計上したものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

恐れ入りますが、戻りまして、34ページをお願いいたします。

13款1項5目土木使用料、4節住宅使用料でございます。内訳につきましては、右ページの説明欄、公営住宅使用料としまして、現年度分の使用料及び滞納繰越分をそれぞれ見込み計上したものでございます。

次に、48ページをお願いいたします。

16款1項1目財産貸付収入のうち、右ページ、説明欄、上から11行目になりますが、一般土地貸付収入（営繕課）は、市営住宅の敷地の一部を近隣の市民に貸し出すことについて、その使用料を見込み計上したものでございます。

次に、66ページをお願いいたします。

21款1項6目土木債のうち、4節住宅債につきましては、右ページの市営住宅の改修工事及び解体工事に関する事業債でございます。

以上で、営繕課所管分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後 0時 02分 休憩

午後 1時 04分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第7号の質疑

○委員長 これより質疑を行います。

なお、質疑に当たりましては、ページ数及び項目の、何ページの説明欄の何節の項目かを明示して行っていただくようお願いいたします。

では、質疑のある方は挙手を願います。

4番 吉野委員。

○4番 吉野委員 2点ほどお聞かせください。

1点目が193ページの市道新設改良費のうち、18節、踏切拡幅事業負担金のところですが、5年度は3,650万円ですけれども、総額は幾らなのか、教えてください。

それから、負担割合というのが出てくると思うんですが、それを教えてください。

○委員長 それでよろしいですね。

執行部、答弁願います。

五十幡課長。

○道路治水課長 まず、193ページの市道新設改良費、18節踏切拡幅事業負担金についてのご質問でございます。まず、総額幾らかということでございます。全体事業費は1億3,000万円でございます。負担割合につきましては、この1億3,000万円を行田市で全額、100%負担するという形になります。

○委員長 吉野委員、どうぞ。

○4番 吉野委員 今、総額で1億3,000万円ということでお話がありましたけれども、5年、6年で継続費、先ほど説明がありましたけれども、継続費1億3,000万円ですので、全体事

業費というのは、秩父鉄道も当然出すんだと思うんですけども、1億3,000万円よりもっと多いと思うんですけども。

○委員長 五十幡課長。

○道路治水課長 全体事業費1億3,000万円で、行田市の負担分ということですけども、こちらにつきましては鉄道敷、秩父鉄道管理の敷地内を拡幅する、市で交通安全対策のために道路を広げるということでございますので、市の全額負担という形になります。

○委員長 よろしいですか。

4番 吉野委員、どうぞ。

○4番 吉野委員 理解できないんだけど、負担金だから秩父鉄道と共同事業で、市の分の負担分が1億3,000万円と理解したんだけど、違うのかな。

○委員長 五十幡課長。

○道路治水課長 負担金という形ですが、こちらにつきましては先ほどの繰り返しになりますけども、市で秩父鉄道の敷地内を拡幅するという、原因者負担ということになるんでしょうか。市で安全対策を講じる事業になりますので、市で全額負担するという形でございます。

○委員長 吉野委員、どうぞ。

○4番 吉野委員 ということは、秩父鉄道にやってもらうんだけど、お金を全部市で出す、そういうことですか。

○委員長 五十幡課長。

○道路治水課長 委員のご指摘のとおりでございます。市で全額負担をするという形になります。

○委員長 吉野委員。

○4番 吉野委員 もう1つ、次の195ページに橋りょう維持補修費で18節、橋りょう修繕事業負担金ということで、これも同じことですかね。195ページの橋りょうの負担金です。

○委員長 五十幡課長。

○道路治水課長 こちらにつきましては、跨線橋そのものは行田市の施設でございます。そうした中で、橋りょう点検等通じて、橋りょうの耐震補強及び修繕工事が必要であるという判断の中で、今回、事業に着手したいということで予算計上させていただいたものでございまして、行田市の施設ですけども、やはり鉄道の上ということで、どうしても安全上、鉄道の安全、歩行者の安全ですとか、そういう総合的に考えた中で秩父鉄道と協定を結んで負担金を支払うというような形をとらせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 吉野委員。

○4番 吉野委員 それで、あそこ全体を工事するのにどのくらいかかるんですか。

○委員長 五十幡課長。

○道路治水課長 橋りょう修繕事業負担金1億5,000万円でございます。

以上でございます。

○委員長 吉野委員。

○4番 吉野委員 これも同じ考えですか。秩父鉄道の持分というか、道路でない部分というのがあと思うんだけど、あれも一緒にやらないと意味がないと思うんだけど、どうですかね。

○委員長 五十幡課長。

○道路治水課長 市の管理している施設につきましては、跨線橋ということで階段を上がって通路と、南から行くと階段を上がりまして通路がありまして、また北口に下りる階段、そこまでが行田市の管理の施設ということになります。駅舎の部分、ホームに下りる部分につきましては、秩父鉄道管理の建物でございまして、秩父鉄道に確認したところ、今、そちらの工事修繕する予定はないということでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

○4番 吉野委員 はい。

○委員長 ほかにいかがですか。

どうぞ、1番 高橋委員。

○1番 高橋委員 すみません、関連で。

踏切拡幅で、当初予算の概要の52ページにそのことが載っているんですけども、その中国・県支出金が1,980万円と記載されているんですが、これはどういう内容ですか、分からない。

○委員長 五十幡課長。

○道路治水課長 今回の踏切拡幅事業負担金につきましては、国からの補助金を100分の55を要望してまして、そちらを見込んだものでございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 そうすると、先ほどの吉野委員の説明は、全額1億3,000万円を市が見る

と。国・県含めた形でのそういうものはないというようなことを聞いたかと思ったんですが、吉野委員もそう聞いたのかと思ったんだけど、そこら辺のところを、国・県の補助金があるなら全額市が負担するということではないかと思うんですが、そのところを教えてください。

○委員長 五十幡課長。

○道路治水課長 こちらの踏切拡幅事業につきましては、先ほど申しました国の補助金と市債を充てて事業を行いたいと考えています。先ほど言いましたように補助金につきましては、事業費の100分の55を計上させていただきまして、その裏負担分といいますか、市の負担分につきまして市債を充当していきたいというものでございます。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 では、確認ですけども、1億3,000万円は全額行田市負担ではないということでしょうか。

○委員長 五十幡課長。

○道路治水課長 踏切拡幅工事の工事費3,600万円のうちの100分の55%、1,980万円が国からの補助金でございまして、その残りの部分については市債、また市の単独費を充てるという形になります。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 私が聞きたいのは、簡単な話で、1億3,000万円のうちの中に1,980万円の国・県の支出、補助金は出ているんですかということだけです。出ていないですか。これを聞いているだけ。

○委員長 五十幡課長。

○道路治水課長 国の交付金も要望して、予算措置してまいります。

以上でございます。

○委員長 ほかにいかがですか。

どうぞ、3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 3点ほど続けて。

○委員長 どうぞ、お願いします。

○3番 吉田委員 まず、1点目に186ページの土木総務費の中で、比較増減の中に、今年度分は771万5,000円マイナスと説明があったんですけど、これはどういう部分でマイナスにな

ったのか、人員が1人欠けたのか、どういうわけで771万5,000円減ったのかを説明していただきたい。

次に、49ページの一般土地貸付収入（営繕課）の4万4,000円、看板を管理している部分を貸してあるので4万4,000円収入と説明を受けたんですけど、これはどういう部分の収入かを教えていただきたい。

それと195ページの河川維持管理費の中で、説明欄14節で設備改修工事請負費1億400万円と記載されているんですけど、どういう部分の修繕で1億400万円も予算化されているのか、その細部を教えていただきたいと思います。

以上、3点。

○委員長 3点です。それぞれ答弁願います。

吉田課長。

○管理課長 まず1点目の186ページ、771万5,000円が減額となった主な理由の部分ですが、187ページの管理課関係経費の中の12節道路台帳作成更新業務委託料、こちらで令和4年度につきましては荒木郷地裏土地改良区内の整備された道路についても道路台帳整備する必要があるので、その分を余分に計上していた分がなくなったため、通常経費として上げているので、その分減額となっているものです。

○3番 吉田委員 分かりました。

○委員長 続いて、山崎課長。

○営繕課長 続いて、2点目の49ページになりますが、一般土地貸付収入（営繕課）の内容についてでございますが、2件ほどございまして、近隣の市民へ市営住宅の土地を貸し出すということですが、1つ目が竹の花住宅の敷地におきまして、近隣の方のブロック塀が少し越境している部分が過去に判明いたしまして、その部分の土地代を頂いているというのがまず1つ目になります。

2つ目が、現在更地となっております矢場にあります矢場住宅の敷地におきまして、これも近隣の方が出入りに一部貸してほしいというようお願いをいただいております、その出入口としての使用分でございます。合算しまして4万4,000円の歳入を見込んでおります。

以上です。

○委員長 吉田委員、どうぞ。

○3番 吉田委員 ブロック塀が営繕課の管理している土地に入っているから、そうすると、それはブロック塀がかかっているうちは毎年地代というか、賃借料を頂いているんですか。

毎年幾ら頂いているのか。

○委員長 山崎課長。

○営繕課長 こちらについては、2件目の矢場の敷地と同じですが、毎年頂いております、ブロック塀の越境部分につきましては面積が5.17平方メートルという面積でありまして、地代としましては4,692円頂いております。

以上です。

○委員長 続いて、五十幡課長。

○道路治水課長 吉田委員の3つ目の質問についてお答えします。

河川維持管理費の14節、197ページの一番上、設備改修工事請負費1億400万円の内容についてでございますが、こちらにつきましては、城西1丁目にあります上荒井ポンプ場につきまして排水ポンプ及び制御盤、そちらの更新工事を行いたいと思っています。排水ポンプにつきましては耐用年数20年というところですけども、建設後約40年経過してございます。そうした中で、今回、ポンプの更新工事を行ってまいりたいというところでございます。

また、ポンプの制御盤につきましても、電気設備耐用年数15年のところ、やはり約40年という経過もございますので、そちらにつきましても今回、更新工事を併せて行ってまいりたいという内容でございます。

○委員長 吉田委員、どうぞ。

○3番 吉田委員 工事で対応されるということで、40年経過したというのは、普通は20年だけど40年も大事に使ったらもったという形ですけど、今回これを更新すれば、また30年、40年は大丈夫ですか。

○委員長 五十幡課長。

○道路治水課長 こちらの市内にあります排水施設につきましては、毎年1回保守点検を行っているところでございます。また、この上荒井ポンプ場につきましても平成13年にポンプのオーバーホールといいますか、設備の部品の交換ですとか、そういうような形で管理しているところでございます。40年もこのまま置いておくというわけではなくて、毎年、毎年の保守点検を行っていく中で、施設の管理、適切な管理に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

○3番 吉田委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかにいかがですか。

2番 木村委員、どうぞ。

○2番 木村委員 私からは、190ページ、道路維持費、2目の道路維持費のうちの14節の道路舗装修繕工事請負費、それから同じく14節の幹線道路舗装修繕工事請負費、側溝修繕工事請負費、それぞれ何本ずつ、どこのエリアで発注を考えているのか、教えていただきたいと思います。

○委員長 五十幡課長、お願いします。

○道路治水課長 市道維持補修費の193ページ、14節工事請負費のそれぞれの工事の本数と場所ということでよろしいでしょうか。

まず、道路舗装修繕工事請負費につきましては、2箇所を予定しておりまして、藤原町1丁目地内、藤原町2丁目地内を予定しているところでございます。

次に、幹線道路舗装修繕工事請負費につきましては、富士見工業団地通り線の株式会社東京軽合金製作所入り口付近から株式会社小林運送までの区間について工事を予定しているところでございます。1箇所でございます。

側溝修繕工事請負費につきましては、2箇所を予定しておりまして、北河原字熊野地内、谷郷3丁目地内を予定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

○2番 木村委員 ありがとうございます。続いていいですか。

○委員長 どうぞ、木村委員。

○2番 木村委員 195ページ、河川等改修費の14節の南小の校庭貯留施設整備工事請負費ですけれども、この8,500万円の整備内容、忍小とほぼ同じなのか、忍小は埋蔵文化財の調査もあったわけですけど、南小のこの整備内訳というのが、大まかで結構ですので教えていただければと思います。

○委員長 五十幡課長。

○道路治水課長 195ページ、河川等改修費の14節工事請負費の中の校庭貯留施設整備工事請負費の内容ということでございます。

こちらにつきましては、南小学校の校庭貯留工事の予算を計上しているものでございます。内容につきましては、校庭の表土を粘泥化を防ぐ土へ交換しまして、周囲に小さい土手といいますか、小堤を整備しまして、側溝整備、それと遊具の移設を予定しているものでございます。

以上でございます。

○委員長 木村委員。

○2番 木村委員 ということは、埋文の調査はないということでしょうか。

○委員長 五十幡課長。

○道路治水課長 南小学校につきましては、埋蔵文化財の調査はございません。

以上でございます。

○委員長 どうぞ、木村委員。

○2番 木村委員 ありがとうございます。

続いて、197ページの河川維持管理費の18節、上から3行目ですけど、排水路改良事業負担金の2,000万円、下長野と聞いたと思うんですけど、この負担金の事業ですけど、いつから始まっていつで終わるという改良事業だったかということ、それで何年に終わるのかということが分かれば結構ですけど、同じぐらいの費用負担がまたこれからも続くのか、教えていただければと思います。

○委員長 五十幡課長。

○道路治水課長 河川維持管理費の18節、197ページ、排水路改良事業負担金についてでございます。

こちら、いつから始まって、いつ完了する予定なのか。それと、費用負担についてでございます。こちらにつきましては、令和3年度から令和6年度までの4カ年計画で事業を進めているところでございます。全体事業費は1億5,500万円でございます、行田市負担分は7,750万円でございます。令和3年度につきましては1,500万円の負担でございます、令和4年度から令和6年度までにつきましては2,000万円の負担という計画になってございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか、木村委員。

○2番 木村委員 はい、ありがとうございました。

○委員長 ほかにいかがですか。

1番 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 それでは、まず建設事業費が前年度と比べると増額の予算であるということの説明があったんですけども、これはどれぐらいの増額ですか、金額ベースで。そういう説明がありまして、前年対比でどれぐらいの増額が建設事業費として上がったのか、増額分を教えてください。

○委員長 いかがですか。

五十幡課長。

○道路治水課長 建設部に關しまして、建設事業の増加分でございますが、令和4年度に對しまして約3億7,000万円の増額でございます。比較しまして約40%の事業費の増加でございます。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 この件に關しては、私、個人的な意見としては大変、40%予算が付いたというのは結構なことだと思うんですけども、このときの説明で合併特例債を活用したということの説明があったと思うんですよ。その認識というのは、今回、この40%増額の中は、この合併特例債を使っているから40%ということで上がったということでいいんですか。違う方向だったのか、その40%、3億7,000万円増額の原資は何ですか。

○委員長 いかがですか。

五十幡課長。

○道路治水課長 事業費の増額の要因でございますが、委員ご指摘のとおり合併特例債、または各事業に使えます起債を使った、さらに国庫補助金も活用をできるだけする中で、市の一般財源の持ち出しをなるべく少なくしたいという中で事業を進めているところでございます。

今回につきましては、跨線橋の負担金ですとか、踏切道の拡幅事業に対する負担金、また校庭貯留ですとか、そういう事業が多くございました中で建設事業費の全体が増となった要因と認識しております。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 それでは、今の中で確認ですけども、私個人的な認識では、今まで合併特例債は建設事業には使えないというふうな意識でいたと思ったんですね。そういう説明があったかと思うんです。だから合併特例債が使えるならば、この建設事業はもっと前倒しでできたという考えができたかと、その辺のところは部長、どうですか。全体事業、合併特例債が使えるんだったら、建設事業をもっと早くから行えば市民が喜んだと思うけど、意見を聞かせてください。

○委員長 部長、どうぞ。

○建設部長 委員ご指摘の内容は、恐らく議場での質問とかぶるのかと思います。建設事業費の増と合併特例債の關係ということですが、先ほど五十幡から話がありましてとおり、建設部としては必要な事業をやりたいというのは常日頃から感じております。今回、令和5年度

に限りましては、各種の負担金等が集中した関係で事業費が膨らむということで、それに対して起債、補助金等を活用して予算を組んだわけですが、もっと前倒して合併特例債、新市建設計画に基づいて合併特例債をもっと活用すれば、それらはもっと前倒しにできたのではないかというお話ですが、うちとして、建設部としては、このようなめじろ押しの負担金の事業につきましては計画的にやっていくと。今回、令和5年度このような形でお示しすると。その結果として、その表れとして、合併特例債がぐんと跳ね上がったと認識しております。

以上でございます。

○委員長 どうぞ、高橋委員。

○1番 高橋委員 別な項目でよろしいですか。

それでは、次にちょっと細かい話で、先ほど南小学校の校庭貯留の質疑がありました。その中で、私、この市役所の隣の忍小学校の校庭貯留を見ていたんですけども、途中で学校にもお邪魔したりして、これについての工事の学校の勉強との支障がどれくらいかと思って見ていたんですけども、全体的に校庭が使えないから運動ができない、子どもたちができないということが大変大きな問題であるなど感じておったんですけども、今回も南小で行うということは同じようなことで校庭が使えなくなるのか。仮に使えないとしたら、それはどれぐらいの期間なのか。それから、その間は子どもたちの体育はどういうふうにしているのか。教育委員会との連携はとっているのか。そこら辺のところをしっかりと教えてください。

以上です。まず、南小の校庭貯留に関してはそのようなことでお願いします。

○委員長 どうですか、執行部。

五十幡課長。

○道路治水課長 195ページ、河川等改修費の14節校庭貯留施設整備工事請負費についてでございます。こちらの工事期間につきましては、今、設計をしているところでございます。そうした中で工期の期間というのは出てくるということですが、忍小学校でいいますと文化財の発掘調査がございましたので、工事が着手できたのが夏休み前に工事に入れたということでございました。工事が現在終わるような形に整ってきているところでございまして、南小学校は文化財の発掘調査はございませんので、できるだけ早く発注して、夏休み期間を使って校庭の整備にできるだけ着手していきたいというところでスケジュール管理をしております。

教育委員会との調整につきましては、今の設計する段階で学校と教育委員会と調整しているところでございます。そうした中で、体育の授業、子どもたちの体育活動に影響が極力ないような形でこれからさらに協議を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 雨水、出水対策も確かに大事ですけども、あえて校庭に貯留管を入れることが出水対策が100%かというところ、そここのところも完璧じゃないと思うので、できる限り子どもたちの教育に差し支えない範囲内でこういう工事の計画は立ててほしいというのを、すみません、意見として言わせていただきますのでよろしくお願いします。

もう1点、よろしいですか。

○委員長 はい、どうぞ。

○1番 高橋委員 これも次のところも、先ほど他の委員のご質疑であったんですけど、秩父線行田市駅の橋りょう工事の1億5,000万円の費用です。内容については先ほど聞かせていただきましたので、1点だけ聞かせてください。これは相当最初の計画からすると遅れましたよね。当初計画から。何か話を聞いていると入札が不調であったとか、予算が足らなかったとか何かという理由で、この工事決定が遅れたと思うんですけども、もう一度そこら辺の計画から着工まで遅れた理由を説明してください。

○委員長 五十幡課長。

○道路治水課長 195ページ、橋りょう維持補修費の18節橋りょう修繕事業負担金につきましてお答え申し上げます。

跨線橋の工事が遅れた理由を、計画から工事に至るまでの経緯のご質問だと思います。こちらにつきましては、調査・測量・設計業務に当たりまして、令和3年度から令和4年度に繰越しをした事業でございます。

内容につきましては、橋りょうの耐震化を図る上で必要な業務について、さらに分析をする業務が必要になったために、内容を追加しまして事業が繰越しになったという経緯がございます。そうした中で、当初、令和3年度で設計を終わらせて、令和4年度、工事という予定でしたが、その調査・測量・設計業務が1年遅れたことで、令和5年度に工事を実施するという計画でございます。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 そうすると、設計が遅れた原因というのは何ですか。設計が遅れたいきさつというのは。

○委員長 五十幡課長。

○道路治水課長 繰り返しになって申し訳ありませんが、耐震補強工事に当たり必要な分析、調査が、業務の追加項目が発生してしまったところが要因でございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

○1番 高橋委員 はい。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

皆さん、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算の討論及び採決については、審査日程のとおり、明日審査を行います。環境経済部所管部分の審査終了後に一括して行いますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

午後 1時 41分 休憩

午後 1時 43分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第7号及び議案第12号について

○委員長 これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用していただくようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症対策のため、説明及び答弁は簡潔明瞭に行っていただき、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、都市整備部所管の議案について審査を行います。

まず、都市整備部長にご挨拶をお願いします。

○都市整備部長 本日はよろしくお願いいたします。

本日は審査日程が厳しい中、誠に恐縮ですが、一言挨拶をさせていただきます。

建設環境常任委員会の皆様には、都市整備部所管の事務事業に深いご理解をいただき、誠にありがとうございます。

また、年度末の多忙な時期にもかかわらず、都市整備部に係る議案につきまして審査をいただくことに心より感謝申し上げます。

さて、本日審査をお願いいたしますのは、議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算のうち都市整備部所管部分、議案第12号 令和5年度行田市水道事業会計予算、議案第13号 令和5年度行田市公共下水道事業会計予算の3議案でございますが、上下水道経営課、水道課、下水道課、都市計画課、建築開発課と多岐にわたる予算でございます。何とぞ慎重なる審査、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましてはこの後、担当課長から説明申し上げますので、本日はよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算中、上下水道経営課及び水道課所管部分並びに議案第12号 令和5年度行田市水道事業会計予算を一括議題とし、執行部の説明を求めます。

上下水道経営課、橋本課長、お願いします。

橋本課長。

○上下水道経営課長 それでは、議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算のうち、上下水道経営課及び水道課の所管部分についてご説明いたします。

予算に関する説明書の170ページ、下段をお開き願います。

4款衛生費のうち、3項上水道費、1目上水道事業費5,098万円は、水道事業会計への繰出金であり、前年度と比較して18万円の増額となっております。内訳でございますが、簡易水道事業債に係る元金償還金及び利子償還金並びに児童手当の給付に要する経費に充てるものでございます。

なお、これらは総務省が定めた繰り出し基準に基づき計上したものでございます。

以上で、議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算のうち、上下水道経営課及び水道課所管分の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第12号 令和5年度行田市水道事業会計予算についてご説明いたします。

合冊で調製しております令和5年度行田市水道事業会計予算書及び予算説明書、行田市公共下水道事業予算書及び予算説明書の1ページをお願いいたします。

第1条は総則でございます。

第2条は、令和5年度事業運営の目標となる業務の予定量でございます。給水戸数3万5,320戸、年間総配水量945万4,000立方メートル、1日平均配水量2万5,830立方メートル、有収率91.0%として業務の目標を定めるものでございます。

第3条は、安全・安心な水道水の供給を主な事業とする営業部門の収益的収入及び支出でございます。収入の総額は、1款水道事業収益として18億7,513万2,000円でございます。次に支出の総額ですが、1款水道事業費用として18億1,079万3,000円でございます。

第4条は、老朽管更新工事や施設更新工事などを主な事業とする建設部門の資本的収入及び支出でございます。収入の総額は、1款資本的収入として5億2,719万8,000円、支出の総額は、1款資本的支出として16億3,007万9,000円でございます。

この収支では、本文中の括弧内記載のとおり11億288万1,000円の財源不足となりますが、この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,770万9,000円、減債積立金8,000万円、建設改良積立金5億円、過年度分損益勘定留保資金1,281万3,000円及び当年度分損益勘定留保資金4億1,235万9,000円を補てんするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第5条は債務負担行為を定めるもので、水道水に必要な薬品について、それぞれの期間及び限度額を設定するものでございます。

第6条は企業債の借入限度額及び借入条件を定めるもので、老朽管更新工事などの財源の一部として4億円を限度に上水道事業債を借り入れるものでございます。利率及び償還の方法は、記載のとおりでございます。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費と交際費を定めるものでございます。

第8条は、先ほどの議案第7号における一般会計からの繰出金を補助金として計上するもので、総務省が定めた繰り出し基準に基づいて繰り入れるものでございます。

第9条は、量水器などの棚卸資産の購入限度額を定めるもので、限度額を2,200万円とするものでございます。

次からの予算に関する説明書の3ページから24ページまでは、予算に関する説明書として

添付してございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

それでは、25ページをお開き願います。

予算の詳細でございます。

初めに、収益的収入及び支出のうち、収入から申し上げます。

1 款水道事業収益は18億7,513万2,000円の計上でございます。前年度と比較し2,434万3,000円、率にして約1.3%の減少となっております。

1 項営業収益は16億3,387万円でございます。

1 項営業収益の 1 目給水収益15億7,424万3,000円は水道料金収入で、前年度と比較し397万7,000円の減額でございます。これについては、人口減少などを要因とする水道使用量の減少を勘案したものでございます。3 目その他営業収益は、口径別加入金などの収入でございます。

次に、2 項営業外収益は 2 億4,126万2,000円でございます。

営業外収益の主なものといたしまして、2 目他会計補助金は一般会計から繰り入れるもので、簡易水道事業債の利子償還金の一部や児童手当に充当するものでございます。3 目長期前受金戻入は、固定資産の取得のため交付を受けた補助金等において、減価償却見合い分として収益化したものでございます。4 目雑収益は、下水道使用料徴収事務受託手数料などでございます。

続きまして、支出について申し上げますので、27ページをお開き願います。

1 款水道事業費用は18億1,079万3,000円の計上で、前年度と比較し9,835万7,000円、率にして約5.7%の増額となっております。

1 項営業費用、1 目原水及び浄水費は 5 億2,034万4,000円でございます。増額の主な要因といたしまして、23節動力費の増額によるものでございます。

原水及び浄水費の主なものといたしましては、17節委託料は施設の設備点検委託や管理委託などに要する費用で、23節動力費は、浄水場及び各水源における電気料などの費用、24節薬品費は、水道水に必要な薬品購入の費用、29ページになりますが、31節受水費は、県営水道用水を購入するための費用でございます。

次に、2 目配水及び給水費は 2 億8,926万8,000円で、前年度と比較しまして6,145万3,000円の増額でございます。増額の主な要因といたしましては、23節動力費の増額などによるものでございます。

配水及び給水費の主なものといたしまして、17節委託料は、施設の設備点検委託や施設管

理委託などに要する費用、20節修繕費は、配水管などの漏水修繕を行うための費用、31ページになりますが、23節動力費は、主に配水場における電気料などの費用でございます。

次に、3目業務費は1億6,029万6,000円で、前年度と比較し568万1,000円の増額でございます。業務費の主なものといたしましては、17節委託料は水道料金システムに係る電算業務委託料、水道料金等の徴収事務委託料、8年の検定満期となる量水器の取替え委託料などの費用でございます。

33ページをお開き願います。

4目総係費は7,720万7,000円で、前年度と比較し639万1,000円の減額でございます。総係費の主なものといたしましては、13節備用品費で災害時の飲料水用給水袋などの購入費用、35ページになりますが、20節修繕費で水道庁舎内のエレベーター及び照明器具などの施設修繕費でございます。

5目減価償却費は5億9,946万8,000円で、前年度と比較し1,987万6,000円の減額でございます。

6目資産減耗費は1,000万円で、配水管の布設替え工事などにより除却された配水管などの減価償却未済分の費用として計上するものでございます。

37ページをお開き願います。

2項営業外費用は1億3,771万円で、前年度と比較し559万9,000円の減額でございます。

1目支払利息は、企業債の支払利息等を償還計画に基づき計上するものでございます。

4目雑支出は、特定収入に係る仮払消費税及び地方消費税相当額を措置するものでございます。

次に、3項3目過年度損益修正損は、過年度の漏水などによる還付金を計上するものでございます。

5項1目予備費1,500万円は、配給水管や施設の緊急修繕などに対応するため計上するものでございます。

続きまして、39ページをお開き願います。

資本的収入及び支出のうち、収入から申し上げます。

1款資本的収入は5億2,719万8,000円の計上で、前年度と比較し233万8,000円、率にして約0.4%の増額となっております。

1項企業債、2目建設改良費等の財源に充てる企業債4億円は、老朽管更新工事などの財源に充てるもので、前年度と同額でございます。

5 項 1 目負担金8,218万6,000円は、道路工事や忍川改修工事に伴う配水管移設工事などの負担金で、前年度と比較して108万5,000円の増額でございます。

9 項 1 目他会計補助金は、簡易水道事業における創設事業債の元金償還金の一部に充てるため、一般会計からの繰入金を補助金として計上するものでございます。

続きまして、41ページをお開き願います。

資本的収入及び支出のうち、支出について申し上げます。

1 款資本的支出は16億3,007万9,000円の計上で、前年度と比較し1 億3,647万3,000円、率にして約9.1%の増加となっております。

1 項建設改良費、1 目建設費は5 億9,709万4,000円で、前年度と比較し1 億2,213万4,000円の減額でございます。減額の主な要因といたしましては、26節工事請負費が、前年度と比較して1 億2,670万円の減額となったことによるものでございます。内訳といたしまして、右側備考欄、他事業者からの受託工事請負費、浄水場・配水場の改修工事などの工事請負費、老朽管更新工事及び舗装復旧などの配水管等布設工事請負費でございます。

2 目機械及び装置費は、新規量水器の設置費でございます。

5 目リース債務支払額は、職員が使用するパソコンのリース費用でございます。

6 目向町浄水場中央監視装置等更新事業費5 億968万円で、前年度と比較し2 億130万1,000円の増額でございます。増額の主な要因ですが、工事請負費として老朽化した向町浄水場中央監視装置等を更新するため、前年度に設定した継続費に基づき本年度5 億円計上したことによるものでございます。

43ページをお開き願います。

2 項企業債償還金、2 目建設改良費等の財源に充てるための企業債償還金は4 億7,177万7,000円で、前年度と比較し935万9,000円の増額でございます。これは、右側の備考欄にある2つの事業債について、それぞれの償還計画に基づき計上したものでございます。

6 項 1 目予備費5,000万円は、緊急的な工事のうち資本的支出となるものに対応するため計上したものでございます。

以上で、議案第12号 令和5年度行田市水道事業会計予算について、説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後 2時 02分 休憩

午後 2時 09分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△発言の申出

○委員長 この際、執行部から発言の申出がありますので、これを許します。

道路治水課、五十幡課長。

○道路治水課長 先ほど高橋委員のほうからご指摘ございました予算に関する説明書の195ページ、一番上の◎橋りょう維持補修費の18節橋りょう修繕事業負担金につきまして訂正をさせていただきますと思います。

先ほど測量設計業務から工事に至るまでの期間について、どのような経緯で遅れたのかというご指摘があったかと思います。私のほうの発言で、令和3年度から調査測量設計業務を行い、委託業務を繰り越して令和5年度に工事という計画でございますとご説明させていただきましたが、令和2年度に調査測量設計業務を行い、令和3年度に繰り越しさせていただきました。令和4年度につきましては、工事費の補助金をもらうために国への概算要望、本要望等を受けまして、令和5年度に工事の実施というスケジュールでございます。

以上でございます。

○委員長 ということでございます。ただいまの説明のとおりご了承をお願いします。

では、五十幡課長、退席願います。

では、議事を続行いたします。

△議案第12号の質疑

○委員長 これより質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

どうぞ、1番 高橋委員。

○1番 高橋委員 それでは、何点か聞かせてください。

まず、1点目です。今回説明の1ページ目の説明の中で、その資本的収入及び支出の合計、第4条のそこにそういうふうなご説明文が5行で書かれております。その中をお聞かせいただきたいんですけども、そこに減債積立金、建設改良積立金、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、こういう名称が出ているんですけども、これの残高等を含め

た明細等がどこかにこういうもの、減債積立てがまだこれだけ残っていますよとか、積立金の残高等はどこを見ればこういうのが出てくるのか、まず1点先にお聞かせください。

○委員長 いかがですか、執行部。

橋本課長。

○上下水道経営課長 ご説明させていただきます。

まず、減債積立金及び建設改良積立金、この辺の残額と申しますと、5年度の決算日時点の財政状態ということで、例えば17ページの資本の部の利益剰余金というところで、減債積立金、利益積立金、建設改良積立金及び当年度未処分利益剰余金の残額ということでこちらに記載をしてあります。

以上です。

○委員長 よろしいですか、高橋委員。

○1番 高橋委員 はい。続けて、なければ。いいですか。

○委員長 じゃ、どうぞ。

高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 すいません。それでは、続けてやらせていただきます。

25ページで、収益的収入及び支出のご説明の中で、水道料金が前年対比で397万7,000円減額というふうになっていると思います。それに対して水道料金は12%値上げをしてきているわけですけれども、これに対してはどういうふうなところで値段、この収入が減っているのか、それを1つお願いしたいのと、その対策は何か考えているのか、この2点、この水道料金の減に対してお願いいたします。

○委員長 加藤課長。

○水道課長 水道料金の減額についてでございますが、大口の水道、来年度プール等が小学校で一部中止になっておりまして、その辺を減収として見込んでおります。コロナに関しての社会活動がまだそこまで前より戻っていないというところも考えまして減額にしております。

対策については今のところ考えておりませんが、水道料金、今人口減少の何か対策等が講じられておりませんが、引き続き給水の料金を上げられるような形で検討していきたいと思っています。

以上です。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 それでは、確認させてもらいたいんですけれども、大変今行田市内、今日

も午前中に新しく家を建てたところ見学行っているわけですがけれども、世帯数は市報ぎょうだを見ると増えていきますよね。市報ぎょうだでは人口は減っていて、世帯数は増えている。世帯数増えているというのは、一戸建ての家とか何かが増えているから、そこら辺のところが原因なのかなという感じはするんだけど、それに対して水道料金というのは増えないですか。世帯数が増えても結果的には増えないということになるんですかね。今対策を言われなかったんで、そのところを……。

○委員長 どうですか。

加藤課長。

○水道課長 給水戸数は増えておりますが、人口が減っているということですので、行田市はアパート今建築のほうが多くなっておりまして、水量としてはやっぱり低い状態でございます。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

どうぞ、高橋委員。

○1番 高橋委員 ぜひこれ何か対策を打って、できる限り大口というのかな、そういうところも積極的に何か一緒にやっていかないと、企業がなくなればそれだけ水道料金が減ってしまいますので、ひとつそのところを御検討やっていただきたいと思います。

それから、次に入らせてください。

今回の支出のほう費用を見ると、電気代が合計すると1億円以上増額しているかなというふうに見させて、片方では5,642万9,000円と5,160万円ということで、合わせると1億円以上の電気代がここで乗っております。これに対しては何か対策ですか、それともこのまま水道料金が減り、電気代が1億円も増えていくということは、それは大丈夫ですか。そこを対策を聞かせてください。

○委員長 加藤課長。

○水道課長 動力費につきましては、エネルギー価格の高騰で昨年度の約2倍の計上をさせていただいておりますが、できるだけ安い事業者と契約できるように、今協議を進めているところでございます。

以上です。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 これがまた水道料金の値上げに関わってくるということになると市民の負

担が大変かなと思いますので、極力市民負担がないような状態で対策を早く打ってほしいと思います。

最後、もう一点だけお願いします。

○委員長 どうぞ。高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 32ページで口座振替手数料がのっております。手数料の中で口座振替、これが前年対比で倍になっているかな。229万5,000円増額と書いてあります。これ一遍に口座振替がこんなに値上げするとか、手数料で出てくるのか、そのところの要因聞かせてください。これどうしてこんな2倍も一遍に出てくるのか。

以上です。

○委員長 加藤課長。

○水道課長 31ページの手数料ですけれども、こちらに関しましてはINS回線の廃止に伴う切り替えがございまして、各銀行とも今後は手数料がかかるということで、その手数料を見込んだものでございます。

以上です。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 そうすると、今までも手数料を払っていたと思うんですよね。その今まで払っていた手数料が、要するに金融機関が値上げするからこれだけ手数料が増額になるということの説明ですか、それに関しては。

○委員長 加藤課長。

○水道課長 新たな通信契約になりますので、今までデータを双方向に送っていたんですけれども、そちらが廃止になりまして、新たな通信方法になりますので、そちらの新規契約と年間の手数を計上したものでございます。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

○1番 高橋委員 はい。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

3番 吉田委員、どうぞ。

○3番 吉田委員 では、私2点ほどお聞きさせていただきたいんですけれども、初めに30ページで受水費、上から4行目。県営水道用水受水費が約80万円も増加になっているんですけれども、これは県水が、県の受水量が少しプラス上がったのか、それともどういう要因で、

県水を余分に使うから上がったのか、どういう要因でこういう比較で80万円も上がったのか、その辺説明を聞きたいのと、あともう一点は、42ページでパソコンリース債務支払額が約半分以上、5割以上マイナスになっている。比較されて35万円が、前年が58万円だったんですが、リース料が今年度は22万円だったという形で下がるのはいいんですけども、どういう原因でリース料が減額になったのか、リース契約が解除になったのか、原因を教えてください。

○委員長 2点ですね。

執行部、いかがですか。

加藤課長。

○水道課長 30ページの県営水道用水受水費に関しましては値段変わっておりません。うるう年の関係で366日になりますので、1日多く計上してございます。

以上です。

○委員長 いま一つ、橋本課長。

○上下水道経営課長 リース債務支払額の関係ですが、来年度、令和5年度の途中でリース債務という形でパソコンを借りておったんですが、途中から使用料ということで、リース期間が終わりますので、使用料ということで35ページの器具借上料の中に計上してございます。

以上です。

○3番 吉田委員 35ページの器具借上料……

○上下水道経営課長 一番上ですね。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

吉田委員、どうぞ。

○3番 吉田委員 器具借上料が増えているんなら意味は分かるんですけども、これもマイナスになっているよね、265万8,000円も。この欄も、器具借上料マイナスになっています。これどういうふうに見ればいいか。

○委員長 橋本課長。

○上下水道経営課長 こちらの減額ですが、前年度、今年度までは電話設備借上料ということで352万円計上なおったんですが、こちら今回設備を更新しまして、電話借上料ということで38万2,800円で済んだということで、この分が減額をさせていただいております。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

○3番 吉田委員 はい。

○委員長 どうぞ、高橋委員。

○1番 高橋委員 先ほど私最初の質疑の中で1ページの話をしまして、改めて今答弁いただいたものから見させていただいたんですけれども、この中で建設改良積立金が金額入っていますよね。5億円でしょうか、これ。5億円でいいですか。そうすると、17ページを見ると、建設改良積立金が4億円だよ。もう5億円使えないということですか、来年度、次年度は。何かほかに積立てがここに乗ってくるのか、今年度5億円で残高が4億円というのいかがかなと思って、そこのところだけ確認させてください。

○委員長 橋本課長。

○上下水道経営課長 お答えいたします。

この5億円につきましては、向町浄水場中央監視装置の建設改良費に当たるものでして、例えば23ページの令和4年度、こちらの予定貸借対照表では9億円取っておりまして、それが5年度末では5億円使って4億円となります。また、この継続費となっておりますので、13ページ見ていただければと思うんですが、またこちらで5年度、損益勘定留保資金、まずこの4条の補てんをしたとともに、5年度で5億円、今回継続費としてまた5億円今回計上することになりますので、4億円でしたけれども、一瞬というか、9億円にまた戻るということになります。

以上です。

○委員長 よろしいですか。前年度が9億円、5億円使って当年度が4億円になりますということですね。

よろしいですか。

○1番 高橋委員 はい。

○委員長 ほかにいかがですか。

どうぞ、4番 吉野委員。

○4番 吉野委員 予算の話ではないですけれども、先ほど13ページの話が出ましたけれども、行田市にとってはかなり大きな工事を4年度にわたってやっていますけれども、ちょうど半分ぐらいですかね。4年計画で3年、4年と経過して、進捗の具合というかね、無事に着々と工事は進んでいると思うんですが、様子はどうかね。

○委員長 加藤課長。

○水道課長 令和3年、令和4年に関しましては、基盤、配電盤等の工場の制作に当たっておりまして、3月、来月ですけれども、基盤のほうが現地に到着しまして、令和5年度からは切り替え工事をやっていきたいと考えております。今工事としては順調にいております。以上です。

○委員長 よろしいですか。

○4番 吉野委員 はい。

○委員長 ほかに。

2番 木村委員、どうぞ。

○2番 木村委員 1ページ目の4条の資本的収入及び支出の支出の企業債償還金ですけれども、一番古い償還をしているもので利率がどのぐらいのものを、今高い利率を払っているのがあると思うんですけれども、それは何%ぐらいの利率のものを払っているのか分かりますか。

○委員長 いかがですか。

橋本課長。

○上下水道経営課長 残っている企業債で一番利率の高いもので年4.3%というのがまだ残っております。

以上です。

○委員長 どうぞ、木村委員。

○2番 木村委員 今は3.5%以内というのが多いんでしょうか。今借りると何%なんでしょう。

○委員長 橋本課長。

○上下水道経営課長 今年度もし企業債利用するとして、現在の利率でいくと1.2%です。

○委員長 木村委員。

○2番 木村委員 4.3%の企業債を1.2%に借り換えるということは可能なんですか。

○委員長 橋本課長。

○上下水道経営課長 企業債の借換えについてですが、まず任意の繰上償還を行いますと補償金を支払うことになりまして、繰上償還に伴って発行団体というか、そこが損失を受ける額、本来だったら借入団体が将来まで支払われる予定の額の利息相当額の現在の割引価値を補償金で支払うという形になっておりますので、上記を支払って繰上償還して新たな金融機関で

利用するということになると多額の補償金がかかることから、このまま留保資金を残しつつ、例えば国債を買ったりして資産運用していくほうが現在の金融情勢では得策であると判断させていただいて、このまま残した形を取っております。

以上です。

○委員長 木村委員。

○2番 木村委員 すばらしい回答だと思うんですけども、何か救済方法はないんですかね。

国が地方を何かいじめるような、救済ですね、要するに。救済することは今も何もやってくれないのか、その辺確認しているのかお伺いします。

○委員長 橋本課長。

○上下水道経営課長 例えば過去には平成19年度から24年度あたりにおいては、公債費の負担の軽減策として公的資金補償金免除繰上償還制度というのがございまして、そのときは5%以上の起債については補償金免除で一括償還に応じてもらえるという制度があったんですけども、現在ございません。現在、年利3%以上の起債について同制度の再導入の要望は出ておりますので、今後同制度の導入された折には利用したいと思っております。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

○2番 木村委員 了解しました。

○委員長 ほかにいかがですか。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員長 ほかに質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算の討論及び採決については、審査日程のとおり明日審査を行います環境経済部所管部分の審査終了後に一括して行いますので、ご了承願います。

△議案第12号の討論、採決

○委員長 続いて、議案第12号 令和5年度行田市水道事業会計予算について討論を行います。

討論のある方は挙手を願います。

〔「ありません」と言う人あり〕

○委員長 討論の申出はありません。

これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第12号 令和5年度行田市水道事業会計予算は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決するに決しました。暫時休憩いたします。

午後 2時 34分 休憩

午後 2時 36分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第7号及び議案第13号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算中、上下水道経営課及び下水道課所管部分並びに議案第13号 令和5年度行田市公共下水道事業会計予算を一括議題とし、執行部の説明を求めます。

まず、上下水道経営課、橋本課長、お願いします。

○上下水道経営課長 それでは、議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算のうち、上下水道経営課及び下水道課所管部分についてご説明いたします。

令和5年度用行田市一般会計予算に関する説明書の200ページをお開き願います。

8款土木費、4項都市計画費、3目公共下水道費9億6,890万円でございます。これは、公共下水道事業会計への繰出金で、前年度と比べて5,090万円の減額でございます。行田市公共下水道事業経営戦略に基づき、国の定める繰り出し基準や一般会計の財政状況などを勘案し、措置したものでございます。

以上で、議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算のうち、上下水道経営課及び下水道課所管分の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第13号 令和5年度行田市公共下水道事業会計予算についてご説明申し上げますので、令和5年度行田市水道事業会計予算及び予算説明書、行田市公共下水道事業会計予算書及び説明書の45ページをお開き願います。

第1条は総則でございます。

第2条は、事業運営の目標となる業務の予定量でございます。水洗化戸数1万9,000戸、

年間有収水量469万5,780立方メートル、1日平均有収水量1万2,830立方メートルとして業務の目標を定めるものでございます。

第3条は、下水道施設を維持し、下水をきれいな水にする営業部門の収益的収入及び支出でございます。

収入の総額は、1款下水道事業収益として17億2,847万6,000円でございます。

次に、支出の総額ですが、1款下水道事業費用として16億6,724万6,000円でございます。

第4条は、下水道管布設工事や施設更新工事などを主な事業とする建設部門の資本的収入及び支出でございます。

収入の総額は、1款資本的収入として9億1,042万5,000円、支出の総額は1款資本的支出として16億2,378万8,000円でございます。この収支では7億1,336万3,000円の財源不足となりますが、不足額につきまして、括弧内記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,349万5,000円、当年度分損益勘定留保資金5億4,987万5,000円及び当年度利益剰余金処分量1億999万3,000円で補てんいたします。

46ページをお願いいたします。

第5条は債務負担行為を定めるもので、工事の施工時期の平準化を図るため、幹枝線工事の工事請負費について期間及び限度額を設定するものでございます。

第6条は、企業債の借入限度額及び借入条件などを定めるもので、下水道管布設工事などの財源の一部として3億9,890万円、荒川左岸北部流域下水道建設負担金の財源の一部として2億1,410万円を限度に借入れをするものでございます。利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。

第7条は、一時借入金の限度額を5億円とするものでございます。

第8条は、予定支出の各項で流用することができる経費として、営業費用と営業外費用を定めるものでございます。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費として職員給与費と交際費を定めるものでございます。

第10条は、下水道事業運営のため、一般会計からの補助金について、総務省が定めた繰り出し基準に基づき繰り入れる額を定めたものでございます。

第11条では、当年度利益剰余金のうち、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補てんとして処分する額を定めるものでございます。

次の予算に関する説明書の47ページから63ページまでは各資料を添付してございますので、

後ほどご覧いただきたいと存じます。

それでは、64ページをお開き願います。

予算の詳細でございます。

初めに、収益的収入及び支出のうち、収入から申し上げます。

1 款下水道事業収益は、17億2,847万6,000円の計上で、前年度と比較し4,011万7,000円、率にして2.3%の減額でございます。

1 項営業収益、1 目下水道使用料は、下水道使用料を実績に基づき勘案したものでございます。

2 目雨水処理負担金は、一般会計から繰り入れるもので、前年度と比較し3,397万5,000円の減額でございます。減額の主な要因といたしましては、雨水処理に要する経費を実績等に基づき見直しを行った結果、減額となったものでございます。

9 目その他営業収益は、指定工事店等申請手数料及び窓口コピー手数料の収入でございますが、本年は排水設備工事責任技術者の更新手続の年度ではないため減額となっております。

次に、2 項営業外収益は、8 億315万7,000円でございます。営業外収益の主なものといたしまして、2 目他会計負担金は、企業債支払利息及び汚水や不明水の処理に要する経費などに充当するため、一般会計から繰り入れるものでございます。

3 目他会計補助金は、安定した公共下水道事業運営のため、一般会計から繰り入れるものでございます。

4 目長期前受金戻入は、固定資産の取得のための交付を受けた補助金等において、減価償却見合い分として収益化したものでございます。

8 目消費税及び地方消費税還付金は、課税売上げに係る消費税から課税仕入れ等に係る消費税額を控除して算出した結果、還付を見込んだものでございます。

続きまして、支出について申し上げますので、66ページをお願いいたします。

1 款下水道事業費用16億6,724万6,000円の計上で、前年度と比較し1,156万1,000円、率にして0.7%の増額でございます。

1 項営業費用、1 目管渠及びポンプ場費の主なものといたしましては、17節委託料で、内訳として備考欄1 目、ポンプ場汚泥処理委託料は、各ポンプ場と付随する管渠内の清掃に伴う汚泥を処理する量の実績により計上したもので、3 目のポンプ場施設管理委託料は、各ポンプ場施設等の運転管理を行う業務委託料、4 目の清掃委託料は、管渠及び緑町ポンプ場の沈砂池清掃に要する費用、5 目のポンプ場機械設備保守点検業務委託料は、各ポン

プ場の設備の保守の委託料でございます。20節修繕費は、緑町ポンプ場の雨水ポンプブラシやクーリングタワー組立ビスなどの修繕に要する費用でございます。26節工事請負費は、下水道管等が破損した際の修繕に要する工事費でございます。41節動力費は、ポンプ場で使用している高圧電力による動力費でございます。

68ページをお願いいたします。

2目流域下水道維持管理負担金は、荒川左岸北部流域下水道の汚水処理等に係る負担金でございます。

次に、3目業務及び普及促進費の主なものといたしまして、17節委託料は本市水道事業に支払う下水道使用料徴収委託料などでございます。

次に、4目総経費の主なものといたしまして、70ページになりますが、19節使用料及び賃借料は、水道庁舎の一部を下水道課の執務室として使用していることに伴う本市水道事業へ支払う施設借上料などでございます。

次に、6目は減価償却費でございます。

次に、営業外費用は、1億2,805万円の計上でございます。前年度と比較し1,483万5,000円の減額でございます。

営業外費用の主なものといたしまして、1目支払利息及び企業債取扱諸費は、建設改良費及び流域下水道建設負担金の財源として借入れを行った企業債の利息本年度返済分の計上でございます。

次に、3項特別損失は、下水道使用料に係る過年度分の過誤納還付金を計上するものでございます。

9項予備費は、100万円の計上でございます。

72ページをお開き願います。

資本的収入及び支出のうち、収入から申し上げます。

1款資本的収入は、9億1,042万5,000円の計上で、前年度と比較し2億2,464万4,000円、率にして32.8%の増額でございます。増額の主な要因といたしましては、建設改良費などの財源とするための企業債の利用を増額したことなどによるものでございます。

資本的収入の主なものといたしまして、1項1目建設改良費企業債は、建設改良費や流域下水道建設負担金などの財源に充てる企業債でございます。

3項1目国庫補助金は、藤原町地区の下水道管布設工事や下水道ストックマネジメント計画に基づくマンホール点検調査などの財源に充てる国の交付金でございます。

8 項 1 目他会計出資金は、公共下水道事業の経営基盤の強化を目的に、一般財源から繰り入れるものでございます。

続きまして、支出について申し上げますので、74ページをお願いいたします。

1 款資本的支出は、16億2,378万8,000円の計上で、前年度と比較し2億664万4,000円、率にして14.6%の増額でございます。増額の主な要因といたしましては、建設改良に伴う工事請負費や流域下水道建設負担金などが増加したことによるものでございます。

1 項 1 目建設改良費の主なものといたしまして、17節委託料は、下水道管布設工事の調査設計や下水道ストックマネジメント計画策定などの調査測量設計委託料でございます。26節工事請負費は、藤原町地区の下水道管布設工事及び緑町ポンプ場の機器等設置工事などに要する費用でございます。

2 目流域下水道建設負担金は、荒川左岸北部流域下水道建設負担金で、埼玉県が実施する流域下水道の建設事業費を負担するものでございます。

次に、3 項 1 目建設改良企業債償還金8億1,900万円は、建設改良費等の財源に充てた企業債の元金償還金でございます。前年度と比較して4,408万4,000円の減額でございます。

6 項貸付金150万円は、排水設備改造資金貸付金を計上したものでございます。

以上で議案第13号について説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

△議案第7号及び議案第13号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

1 番 高橋委員、どうぞ。

○1 番 高橋委員 ちょっと教えてください。今説明を受けた中で、一般会計からの繰出金ですね。9億6,890万円が最初にありました。それが、今説明の中で、64ページの他会計負担金がここで3つ載っていますよね。雨水処理負担金、それと2つ、他会計負担金と他会計補助金という、名前がここで違います。それと、72ページ、ここに他会計出資金が1億7,000万円載っています。どういうふうにこの金額を分けたのか、名称がまた違うのか、そこら辺のところをまず1点。

それから、もう一つ、この件に関しては5,090万円が減額という説明がありました。この繰出金ですね。これ国のほうの制度の中で減額になったということなんだという説明だった

んですけれども、この5,090万円はどういう理由で減額になっているのか、国からの指導があったのか、それ2点ほどお願いいたします。

○委員長 執行部、いかがですか。

橋本課長。

○上下水道経営課長 お答えいたします。

まずは、負担金の種類の区別ですが、まず雨水処理負担金3億5,523万3,000円、こちらはそのとおり雨水を排除する負担金ということで、雨水の場合は雨水公費ということで、自然現象ですので、広く市民に及ぶことから公費で賄うという考え方で、こちらは基準内に沿った繰入金を計上しております。

それから、営業外収益の他会計負担金1億5,784万7,000円、こちらについては、例えば分流式の下水道に要する経費や、不明水の処理等の負担金ということになりまして、こちらも国の基準に沿った基準内の繰入金ということになります。

その下の他会計補助金というのは、こちらは一般会計から繰入れ、これは基準外ということで、これは国の基準に沿っていない一般会計から賄っているもので、企業債の支払利息等に充当をさせていただいております。

それから、72ページの他会計出資金ということで、こちらは4条ということで、工事等に伴う費用について、資本金扱いということでこの資金的収入のほうに計上しているものとなっております。国の指導で金額、国の一定の基準で賄っておるのがこの雨水処理負担金、他会計負担金、他会計出資金、こちらの中の内訳で、1億7,000万円のうち1億6,308万9,000円分が国の基準によりこちらへ繰り入れているもので、それ以外の他会計補助金、他会計出資金の中の691万1,000円部分は、国の基準外で市の一般会計から頂いているものでございます。全て経営戦略に基づき繰入れを行っているものでございます。

以上です。

○委員長 どうですか、高橋委員。

○1番 高橋委員 5,090万円は。

○委員長 トータルの額の減についてですね。繰出しのトータル減が、トータルが減っているという、そういう質疑ですね。

どうぞ、課長。

○上下水道経営課長 先ほどのトータルの減ですけれども、令和3年度に定めた経営戦略に基づいて、今年度は5,090万円減額をさせていただいております。

以上です。

○委員長 どうぞ、高橋委員。

○1番 高橋委員 それでは、今やっぱりよく分からないですけれども、経営戦略という言葉が今出てきました、答弁の中に。経営戦略については、これは国の基準でこの経営戦略の数字の根拠というのは決まっているんですか。それとも、市でつくった経営戦略の中でこの数字を当てはめているのか。国の方針と経営戦略は違うと思います。そこら辺を教えてほしいのがまず1点。

それから、雨水処理負担金は、これは何か計算の基準というのか、根拠というのはあるんですか。3億5,523万3,000円の数字をつくり出す、これについてはその金額の根拠というのが法的な何か決まっていて、その中でこの雨水処理の金額は決定していきますということになっているのか、その2点再質させていただきます。

○委員長 どうですか。

橋本課長。

○上下水道経営課長 お答えいたします。

まず、国の基準で決まっているかどうかということですが、先ほどの雨水処理負担金、他会計負担金とかという基準内で繰り入れるものは国の基準で決まっております。それ以外の繰入金、基準外の繰入金というのは、国の基準で決まっておらず市で定めた経営戦略の中で繰入額を設定をさせて、財政状況に応じて設定をさせていただいております。

以上です。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 そうすると、すいません。水道料金の値上げのときこれ話したんですけれども、要するに市からの繰出金はもう決まっていて、それ以上は収入には見込めないんだと、水道会計の。だけれども、今の説明ですと、それはある程度この中で雨水処理とか何かの基準は決まっているけれども、そのほかは市の財源で数字が変化するんだというご説明だ。それは、これは万が一水道料金が不足の場合には一般財源を増やすことができるというふうに解釈できるが、いかがですか。

○委員長 橋本課長。

○上下水道経営課長 お答えいたします。

基準外の繰入れというものは、まず国の基準では決まっておりませんので、もし市で一般会計のほうから繰り入れていただく。こちら要望を出した額を繰り入れていただくことが可

能であれば、それはもちろんこちらは企業ですので、資本どこから頂いても大丈夫なので、それは大丈夫です。ただし、公営企業、独立採算制が原則になっていますので、なるべくそれを取らないようにということで努力はしていかなければならないとは考えております。

以上です。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 確認ですけれども、ではあくまでも一般会計から財源が、財力があれば持ち出せるということ、それでオーケーということでもいいんですね。それだけ確認だけです。

○委員長 橋本課長。

○上下水道経営課長 そのとおりでございます。

○委員長 よろしいですか。

○1番 高橋委員 はい。

○委員長 ほかにいかがですか。

3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 それで、1点聞きたいんですけれども、45ページの水洗化戸数というのは、ここに1万9,000戸と書いてありますけれども、前年度に比べてプラスですか、マイナスですか、戸数は。

○委員長 黒澤課長、お願いします。

○下水道課長 プラスでございます。

○3番 吉田委員 何軒ぐらいプラスになったんですか。

○委員長 黒澤課長。

○下水道課長 560戸の増になります。

○委員長 吉田委員。

○3番 吉田委員 戸数は560戸増えたわけですね。そうしますと、64ページを見ていただいて、下水道事業収益という中で、前年度予定額と今年度予定額を比較すると4,000万円マイナスになっているんですね、収入が。戸数が増えて収入がマイナスということは、どういうふうに見ればいいかな。

○委員長 黒澤課長。

○下水道課長 行田市は人口自体が減っているということもありますし、あと企業、大口の企業の下水道の使用、井戸水を使っているところが多いんですけれども、そういった使用自体も、コロナの影響ですとか昨今の物価高の影響で減少しているということもありま

して、それで収入自体が減ということで計上させていただいております。

以上です。

○委員長 どうですか。よろしいですか。

どうぞ。

○3番 吉田委員 そういうことで、人口は増えているんだけど、収入が減っているということは、普通考えれば、人口が増えていけば収入が増えるのが、普通考えられるところだけど、常識的には。ただ、企業が使わなくなったり、コロナ関係で減ったり、先ほどアパート数が増えたから、戸数は増えているけれども水道使用料は減ってきたという形で考えればいいかなという形ですか。どうですか、これ。

○委員長 水道料金に連動するという、そういうことかと思えますけれども、どうですか。

黒澤課長。

○下水道課長 そのとおりでございます。

○委員長 どうぞ、吉田委員。

○3番 吉田委員 もう一点で、70ページの営業外費用で、雑支出、この中で還付加算金というのが5万円予算で見えていますよね。前年度5万円、本年度5万円と支出で、予定としては。これは、令和4年度というのは事業で失敗、余分にもらってしまったという形で、そういうことがあっては困るんだけど、市としては前年はなかったですか。よく新聞には、加算もらい過ぎたから還付したとかというような報道がされるんですけども、そこら辺、行田市としてはどうなのでしょう。

○委員長 橋本課長。

○上下水道経営課長 この還付加算金というのは、例えば還付金が発生した場合に、還付までに要する日数は、延滞金ではないんですけども、延滞金の逆ですけども、還付までにかかる期間……

〔「利息要るね」と言う人あり〕

○上下水道経営課長 利息というか、還付日数に一定の率がありまして、その分返す額に上乗せして返さなければならないので、還付加算金ということで5万円計上させていただいております。

以上です。

○委員長 吉田委員、どうぞ。

○3番 吉田委員 今率によってとかという話ですけども、何%の率ですか。率はあるでし

ようから、決まりが。率としてはどのぐらいなのか。

○委員長 どうですか。

橋本課長。

○上下水道経営課長 すいません。率に関しては今手持ち資料がございません。申し訳ありません。

○委員長 よろしいですね。

○3番 吉田委員 後ででいいですよ。

○委員長 ほかにはいかがですか。

〔「いいですよ」と言う人あり〕

○委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第13号の討論、採決

○委員長 続いて、議案第13号 令和5年度行田市公共下水道事業会計予算について討論を行います。

討論のある方は挙手を願います。

〔「ありません」と言う人あり〕

○委員長 討論の申出はありません。

これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第13号 令和5年度行田市公共下水道事業会計予算は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決するに決しました。暫時休憩いたします。

午後 3時 06分 休憩

午後 3時 18分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第7号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算中、都市計画課及び建築開発課所管部分についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

初めに、都市計画課、寺田課長、お願いします。

○都市計画課長 これから、都市計画課所管部分、また建築開発課所管部分についてご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

それでは、議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算に係る都市計画課所管部分についてご説明申し上げます。

歳出からご説明いたしますので、予算に関する説明書の196ページをお願いいたします。

4項都市計画費、1目都市計画総務費1億9,085万7,000円のうち、都市計画課所管部分につきましては、右側説明欄をご覧ください。

説明欄◎都市計画一般管理費は、部長、課長、副参事、都市計画課計画グループ及び建築開発課職員18名分と都市計画課に配属された会計年度任用職員1名分の人件費でございます。

説明欄2つ目の◎都市計画課関係経費の主なものを順にご説明いたします。

1節委員報酬は、都市計画審議会3回分の開催に伴う委員報酬でございます。

12節立地適正化計画策定委託料は、人口減少及び高齢化社会に対応した持続可能な集約連携型のまちづくりの実現に向け、居住誘導区域や都市機能誘導区域を定め、医療、福祉、商業などの施設を誘導するための計画策定に要する経費でございます。

次の景観計画策定委託料は、忍城址や足袋蔵、神社仏閣などの歴史文化施設のほか、自然や眺望に関する景観資源を保全活用した景観まちづくりを推進していくため、景観法に基づく計画を令和5年度から2か年で策定するための経費でございます。

199ページをお願いいたします。

上から3つ目、18節埼玉県行田地方庁舎施設管理費負担金は、地方庁舎使用料、清掃等の管理費及び光熱水費に係る負担金でございます。次の足利鴻巣線新設整備促進同盟会分担金から関東国道協会会費まで8件につきましては、国道や県道などの整備促進を図るための活動を行っている各団体等に係る負担金でございます。次のまち並み景観形成事業補助金は、

引き続き八幡通り沿線のまち並み景観づくりを実施していくため、建物等の外観修景整備工事を実施した建物所有者等に対し補助金を交付するものでございます。

200ページをお願いいたします。

2目街路事業費1,362万円のうち、都市計画課所管部分は1,350万円で、前年度と比較して676万8,000円の減額となっております。減額の主な要因は、負担金補助及び交付金の減額によるものでございます。

右側の説明欄◎常盤通佐間線街路事業費のうち、12節除草委託料は、都市計画道路常盤通佐間線に係る除草に要する費用で、先行取得した土地に係る年2回分の除草費用でございます。

18節常盤通佐間線街路事業負担金は、事業主体である埼玉県が実施する街路事業費に対する負担金を計上したものでございます。

4目公園費は4億470万9,000円で、前年度と比較し1億681万6,000円の増額となっております。増額の主な要因は、各所公園整備工事請負費の増額によるものでございます。

右側説明欄◎公園維持管理費の主なものとして、1節会計年度任用職員報酬から8節費用弁償までは、都市計画課公園グループ職員4名及び会計年度任用職員7名に係る人件費でございます。

10節消耗品費は、公園施設の維持管理上必要となる消耗品や、クビアカツヤカミキリ防除薬剤等を購入するものでございます。

203ページをお願いいたします。

上から2つ目、修繕料は、公園を安全に利用できるよう補修修繕を行うための費用で、古代蓮の里の排水ポンプや各所公園の遊具などの修繕を予定しております。2つ下の電気料は、公園の園内灯や井戸ポンプなどの電気料でございます。3つ下の上下水道料は、公園の水飲みやトイレ等に係る上下水道使用料を計上したものでございます。

11節出役料は、水城公園などの園地補修や高木剪定などの緊急作業に係る経費を計上したものでございます。

12節調査測量設計委託料は、水城公園東側園地再整備事業における令和6年度施工予定分の実施設計業務や公園施設長寿命化計画の改定業務に係る経費でございます。次の施設管理委託料は、主に、忍城址及び見沼元圀公園の緑地管理業務や各所公園の高木剪定業務のほか、地元自治会などによる各所公園の管理業務に係る経費でございます。次の総合公園等指定管理料は、行田市総合公園及び富士見公園の運動施設を除く公園施設を管理するための経費で

ございます。次の古代蓮の里指定管理料は、古代蓮会館を含む古代蓮の里を管理するための経費でございます。これらの施設は、公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団が指定管理者となっているものでございます。次の清掃委託料は、公園トイレ清掃、水城公園・忍城址の園内清掃などに係る経費でございます。次の除草委託料は、主に、みなみ産業団地内の2箇所の公園や緑地帯などの除草に係る経費でございます。

13節器具・機材借上料は、主に、園地補修や高木剪定などの緊急作業の際に使用するダンプトラックや高所作業車などを借り上げるための経費でございます。

14節各所公園整備工事請負費は、主に、水城公園東側園地における橋の更新や東口広場の整備のほか、つるまき公園へのインクルーシブ遊具をはじめとした各所公園の遊具更新並びに市民プール東側の本丸児童公園に展示している蒸気機関車の修復などに要する経費でございます。次の総合公園整備工事請負費は、主に複合遊具の更新に要する経費でございます。

15節補修用材料費は、園内補修などに必要な砂や公園施設の修繕に必要な木材などの経費でございます。次の植木購入費は、主に、水城公園などの花壇に、来園者のおもてなしとして四季折々の花苗を購入する経費を計上したものでございます。

17節事業用器具費は、公園の維持管理に必要な器具を購入するための経費を計上したものでございます。

説明欄◎忍川水辺環境維持費は、主に、忍川堤防上の低木の剪定業務のほか、除草や清掃を栄町から行田地区までの忍川沿線5地区の自治会の協力をいただき実施するための報償金などでございます。

205ページをお願いいたします。

説明欄◎彩の国さきたま公園整備対策費は、県営さきたま古墳公園の拡張事業が円滑に進むよう活動している地元協議会に対する交付金などでございます。

以上で歳出予算について説明を終わらせていただきます。

続いて、歳入予算についてご説明申し上げます。

34ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、1項使用料、5目土木使用料のうち3節都市計画使用料、右側説明欄公園占用料は、公園内に設置されている東京電力及びN T Tの電柱及び支線などの占用料で、公園使用料は、水城公園や忍城址などにおける物品の販売やイベントの実施に係る使用料でございます。

40ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金のうち3節都市計画費補助金、右側説明欄の都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業補助金は、水城公園東側園地再整備事業や街区公園の公園施設更新事業に対するもので、補助率は事業費の2分の1でございます。次の立地適正化計画策定支援事業補助金は、令和4年度から着手している立地適正化計画の策定に対するもので、補助率は事業費の2分の1でございます。

48ページをお願いいたします。

16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入のうち、説明欄の上から12行目、一般土地貸付収入（都市計画課）は、長野5丁目市有地に係る貸付収入を見込み計上したものでございます。

60ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項雑入、1目雑入、4節交付金及び助成金収入のうち、説明欄上から8行目の自治総合センター地域づくり助成金は、一般財団法人自治総合センターの助成金を活用し、つるまき公園内に、障害の有無にかかわらず、全ての子どもたちが一緒に楽しく遊べるインクルーシブ遊具を設置する事業に対するものでございます。

7節施設貸付収入のうち、説明欄下から5行目、公園電気料は、忍城址、郷土博物館前などに設置されている自動販売機の電気料を見込み計上したものでございます。

62ページをお願いいたします。

9節用品等売払収入のうち右側説明欄の上から6行目、都市計画図売払収入は、都市計画図の売払いによる収入を前年度の売払い額を参考に見込み計上したものでございます。

66ページをお願いいたします。

21款市債、1項市債、6目土木債、3節都市計画債の右側説明欄、都市公園整備事業債は、水城公園東側園地再整備事業及び街区公園の公園施設更新事業に係る事業債を、次の総合公園整備事業債は、総合公園の複合遊具更新事業に係る事業債をそれぞれ計上したものでございます。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたしますので、恐れ入りますが、戻りまして、予算書の7ページ、第3表債務負担行為をお願いいたします。

一番下の行、景観計画策定業務委託は、忍城址や足袋蔵などの歴史文化施設のほか、自然や眺望に関する景観資源を保全活用した景観まちづくりを推進するための景観法に基づく計画について、令和5年度及び令和6年度の2か年で策定するものであります。事業費の予算総額は1,453万8,000円で、令和5年度歳出予算と併せて債務負担行為を設定し一括契約を締

結するものであり、債務負担行為の期間及び限度額については、表に記載のとおりでございます。

以上で議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算の都市計画課に係る歳入歳出予算及び債務負担行為についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

次に、建築開発課、斎藤課長、お願いします。

○建築開発課長 続きまして、議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算のうち建築開発課所管部分についてご説明申し上げます。

初めに、歳出予算からご説明いたしますので、予算に関する説明書199ページをお開き願います。

8款4項1目都市計画総務費、右側説明欄の◎建築開発課関係経費は、前年度に比べ15万5,000円の増額でございます。

それでは、内訳についてご説明いたします。

1節報酬の委員報酬は、行田市空き家等対策協議会に伴う委員報酬12名分の2回開催分を計上したものでございます。

8節旅費のうち費用弁償は、行田市空き家等対策協議会に伴う委員の日額費用弁償でございます。

11節役務費のうち出役料は、道路後退用地寄附採納に伴う要綱に基づき寄附を受けた建築基準法第42条第2項の規定による道路後退用地等の緊急措置として、砂利敷きや除草の費用及び行田市老朽空き家等の適正管理に関する条例に基づき、問題空き家に対して応急措置を講ずる場合に係る作業員の人件費でございます。郵便料は、通常業務に必要な郵便代金でございます。その下の保険料は、日本建築行政会議特定行政庁賠償責任保険で、市が行った建築確認検査業務の過失が原因で建物が損壊し、建築主から損害賠償請求が提起された場合に保険料が支払われるものでございます。また、その2つ下の手数料は、申請者が電子申請時にクレジット支払いを選択した際の決済手数料でございます。

12節委託料のOAシステム保守点検委託料は、現在稼働中の開発許可情報システムのバージョンアップや不具合等の修正作業を含めた保守業務に要する費用でございます。

13節使用料及び賃借料のうち1番目の著作権使用料は、空き家マップ作成時にゼンリンの地図データを利用するために要する費用、3番目の器具・機材借上料は、11節の出役料で申し上げました、寄附を受けた道路後退用地の緊急措置として、砂利敷きや除草に伴う作業や、

適正管理条例に基づき問題空き家に対する応急措置を行う場合の工事車両等の費用でございます。

14節工事請負費の道路後退用地整備工事請負費は、国庫補助を活用し、寄附を受けた道路後退用地の側溝整備やアスファルト舗装等に要する費用でございます。

18節負担金補助及び交付金のうち一番上の木造住宅耐震改修等補助金は、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断や耐震改修工事費用の一部を助成するもので、耐震診断として1件分、耐震改修として1件分及び簡易耐震改修として1件分を見込み計上したものでございます。次の老朽空き家等解体補助金は、老朽化した空き家の解体を促進するためのもので、過去の実績に基づき9件分を見込み計上したものでございます。

次のページをお願いいたします。

道路後退用地分筆補助金は、道路後退用地の寄附を受け入れるに当たり、申請者側で実施した測量及び分筆登記に要した費用の一部を補助する費用として10件分を見込み計上したものでございます。次の空き家利活用補助金は、本年度から新たに設けたもので、市内の空き家を地域の交流やにぎわいの活性化を目的として改修し、利活用するための改修費用として、国庫補助金を活用し、1件当たり200万円、1件分を見込み計上したものでございます。なお、本年度は、埼玉地区において市民生活を守る会という団体からの申請があり、1件の補助金を交付する予定でございます。

以上で歳出予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、前に戻りまして37ページをお開き願います。

13款2項4目土木手数料のうち2節開発手数料470万5,000円は、右側説明欄の開発許可等申請手数料、適合証明書申請手数料及び諸証明手数料の合計を見込み計上したもので、前年度と比べ9万6,000円の減額でございます。

3節建築手数料92万7,000円は、右側説明欄の建築確認等申請手数料及び諸証明手数料の合計を見込み計上したもので、前年度と比べ3万7,000円の減額でございます。

次に、40ページをお開き願います。

14款2項4目土木費国庫補助金、3節都市計画費補助金のうち、右側説明欄の狭あい道路整備事業補助金を見込み計上したもので、道路後退用地整備工事に対するものでございます。また、その下の空き家再生等推進事業補助金を見込み計上したもので、市内の健全な空き家

を地域の交流やにぎわいの活性化を目的として改修する工事に対するものでございます。

次に、46ページをお開き願います。

15款3項3目土木費委託金、1節都市計画費委託金9,000円は、右側説明欄の建築動態統計調査交付金を見込み計上したものでございます。

次に、60ページをお開き願います。

20款4項1目雑入、5節委託金収入7,936万5,000円のうち、右側説明欄一番上の建築確認調査事務委託金8,000円は、埼玉県が審査を行う建築確認申請等について、申請内容の一部を市が確認する事務に対する県からの委託費用を見込み計上したものでございます。

以上で議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算のうち建築開発課所管部分に係る歳入歳出予算についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第7号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

高橋委員。

○1番 高橋委員 幾つかありますので、3点ほど先にやらせていただいて、またその後続きさせていただきたいと思います。

まず、197ページ、都市計画の中で景観計画策定、先ほどの説明で、2か年の計画で1,453万円の予算規模なんですけれども、この中で説明があった景観法について、どういうことなのか、まずご説明ください。

○委員長 寺田課長。

○都市計画課長 景観法の関係なんですけれども、景観計画を策定するに当たり、景観法の第98条第1項に規定する景観行政事務を処理する市町村というのがあるのですけれども、それが景観行政団体と申します。景観行政団体になると景観計画をつくれるということが景観法に書いてございまして、景観行政団体になり、行田市がやりたい景観行政について景観計画をつくり、景観条例を定め進めていくということで、今回、予算を計上しているものでございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 そうすると、今までつくれるわけなのにつくらなかったということですね。景観法があるのに、つくれるけれども、行田市はなぜ景観法に手をつけなかったのか教

えてください。

○委員長 寺田課長。

○都市計画課長 お答えいたします。

景観法に基づく景観計画というのは、ある程度規制がかけられるわけなのですが、これまでは、協力ベースという部分で、行田らしいまち並みづくりとにぎわい創出基本計画などをつくりまして、地域の皆さんとともにまち並みづくりなどを進めておったのですが、今回、さらに規制などもかけながら景観づくりに取り組んでいきたいという中で、景観法に基づく景観計画を定めるところでございます。

以上です。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 今まで景観についてはいろいろな過程がありました。私が承知しているので、まず第一に、景観条例を行田市でつくろうと言ったのですが、そのときは、なかなか役所は動かなかった。それでは、景観条例になると強過ぎるから、ゾーンの景観のルールづくりでもやってはどうかということだったので、なぜこのルールづくりをやらなければいけなかったか。行田市には、まちづくりの中で、教育文化ゾーンとか、そういうゾーン計画はできています。それを基にして景観をつくらなければ、いろいろなところに勝手に市民が建物、または色、そういうものを造られてしまうからということで今まであったのですが、今回足袋蔵という説明があったのですが、そうすると、このゾーン計画とは関係なしで、景観法で足袋蔵とかいうもののみの景観をつくろう、ということなので、ほかには考えていないのですか。そのみですか。それを聞かせてください。

○委員長 寺田課長。

○都市計画課長 お答えいたします。

説明の中で、足袋蔵や忍城址というお話をさせていただいたのですが、それ以外にも、自然の景観ですとか、そういったものもございます。そういった意味で、行田市全域において景観まちづくりを進めていくという中で、足袋蔵を全部の市内に当てはめるとということではございません。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 景観を今まで行田市がなぜつくれなかったのかというのは、市民の理解が得られないというのが一番大きな心配ごとだったのです。つくったらそれに従わなければならない、景観法で。そうすると、市民がこれで納得するか。要するに、自分の敷地の上に建

物を造ろうといったときに、縛りが出てくる。例えば、建物の高さ、色、そういうものに対して縛りが出てくるので、なかなか市民の理解が得られないだろうということで今まで行田市では景観ができなかったのです。そのときの問題で、忍城の御三階櫓の隣に、仮にピンクの建物ができたらどうなんだという話までいったのですけれども、とうとうそれができなかった。今回聞きたいのは、これをつくることは、市民の理解は得ているということでしょうか。

○委員長 寺田課長。

○都市計画課長 お答えいたします。

景観づくりの部分につきましては、これまでも、行田らしいまち並みづくりとにぎわい創出基本計画に基づいて進めてきたわけですが、そういった部分でも市民の参画の中で進めてまいりました。新たな景観計画を策定する中では、当然、市民の皆様にも公募の委員なりに入っていただきながら、また、市民の皆様にも周知できるような機会も考えておりますので、そういった中で、周知を踏まえながら策定を進めてまいりたいと考えております。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 私は、景観条例をつくるのは賛成なんです、そういう点で心配しているので言っています。

もう1点、同じ説明の中で同じようになりますから続けますけれども、まち並み景観形成事業について、今回予算が200万円でしょうか。これは100万円が上限ということになっています。そうしたときに、補助率を聞かせてほしいのと、これにおいて何店舗予定を組んでいるのか。予定店舗、または予定する住宅について、根拠がありましたら教えていただきたいと思います。

○委員長 寺田課長。

○都市計画課長 お答えいたします。

まち並みの補助金の部分ですが、2件を予定してございます。こちらについては、補助率は3分の2で考えております。したがって、150万円の事業につきまして最大で100万円、それが2箇所ということで予定してございます。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 具体的にどこか申込みがあったのか教えてください。

○委員長 寺田課長。

○都市計画課長 お答えいたします。

具体的な申込みという部分は今はございませんけれども、継続してお話をさせていただいている地権者はいらっしゃいます。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 そうすると、この場所は、あくまでも八幡通りということに限定なのか、その確認です。

○委員長 寺田課長。

○都市計画課長 お答えいたします。

この事業に関しましては、八幡通り沿線ということでございます。

以上です。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 もう1点、関連していますので質疑させてください。

建築開発課です。先ほど、同じように、空き家を活用するということで200万円ということで予算がついているわけです。埼玉の市民生活を守る会というお話だったかと思います。幾つか聞かせてください。

この場合は、補助率はどういうふうになっていますか。200万円で、全額、10分の10なのか、そこら辺の補助率を聞かせてほしい。

もう一つ、事業内容、具体的に何にこれを活用するのか。この団体が、収入源があるのか。空き家を開発して収入を得ることになるのか。

もう1点、これは何年間使ってくださいという縛りがあるのか、義務がついているのか。1年でできなかったから退出しますというのではなく、最低何年間は使ってくださいという義務があるのか、それだけ教えてください。

○委員長 斎藤課長。

○建築開発課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、最初の補助率につきましては、事業費の3分の2を上限として補助する予定でございます。

続きまして、収入源につきましては、今回補助を活用しての事業の内容でございますけれども、高齢者ふれあいサロン及び放課後学習支援施設ということでの事業内容となっております。そのため、収入といたしましては、社会福祉協議会から5万円、寄附金として、地域

の企業からの寄附として40万円、地域からの協賛金として3万円、合計48万円を収入として見込んでいるところでございます。

続きまして、3点目の今回の補助金の縛りについてでございますけれども、今回、200万円での事業を選択した場合には、その事業を活用して施設を10年間継続して使っていただくということの縛りがございます。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 ありがとうございます。

このような収入が財源だとした場合、固定資産税はどういうふうにかかってくるのか、まず1つ教えてください。

それから、先ほどの事業内容が、高齢者ふれあい、それから放課後の学習というと、幾つか行田市でやっているほかの事業とかぶっている。例えば、高齢者ふれあいもあったと思うし、特に、放課後児童の学習であれば、学童保育と重なってくるのかと思います。そのところはしっかりと枠ができているのか。

それから、3点目、10年間、大変長いことで結構だと思うのですが、ただ、いろいろな点で10年間はとてももたないといったときに、ペナルティーというのはついているのですか。この間も、本会議の一般質問で水城公園の建物の問題がありましたけれども、そういう場合、市の補助金を使って事業を行うということは、そういうものまで、10年以内で出た場合はどうするのか、その200万円を返すのか、返さないのか、そういう場合のペナルティーはあるのか、それをしっかり確認してください。

○委員長 斎藤課長。

○建築開発課長 それでは、ご質問に順次お答えいたします。

まず最初に、固定資産税につきましては、これは賃貸ではあるのですが、空き家を所有している方がご負担していただくことになります。

続きまして、ペナルティーに関してですけれども、この期間内に事業を辞めた場合は、要綱等で、使用した年数に準じて、残年月によって計算をして返金していただくとなっております。

以上でございます。

○委員長 2点目の学童保育。

○建築開発課長 失礼いたしました。

今回の事業として、先ほど申し上げました高齢者いきいきサロンとか学習支援施設ということが既存の事業とかぶるのではないかというご指摘でございますけれども、基本的に地元中心での活動ということでございますので、市内全域を対象にしているというものでございませので、事業としては地域限定ということで、かぶらないと考えているところでございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにはいかがですか。

4番 吉野委員。

○4番 吉野委員 203ページ、各所公園整備工事請負費1億2,000万円ほどありますけれども、この間、本会議で斉藤議員が壱里山公園のトイレの話をしていまして、最終的には、市長は検討しますと答弁しましたけれども、この点の対応は、事務方としてはどういう手順で考えていますか。この間の金曜日の話ですから、対応が検討中かとは思いますが、ちょっと聞かせていただければ。

○委員長 寺田課長。

○都市計画課長 お答えいたします。

先日の答弁の件ですけれども、トイレの部分につきましては、地元から要望があるというお話も質問の中でございましたので、まずは、地域の皆様とお話をする。あと、公園利用者のニーズの把握などにも努めていきたいと考えております。

○委員長 吉野委員。

○4番 吉野委員 では、これからゼロスタートということですか。

○委員長 寺田課長。

○都市計画課長 おっしゃるとおりでございます。

○委員長 ほかにいかがですか。

木村委員。

○2番 木村委員 何点かお聞きします。

199ページの建築開発課の関係ですけれども、11節の出役料のご説明で、42条2項で発生した土地の砂利敷きなどを行う費用というお話があったのですけれども、これと14節の後退用地整備との違いはということなのでしょうか。

○委員長 斎藤課長。

○**建築開発課長** まず、出役料と14節の道路後退用地整備工事請負費の違いでございますけれども、まず、出役料につきましては、市民の要望が出て緊急に対応していかななくてはならないというところについては、出役料を使って緊急に対応するものでございます。14節の道路後退用地整備工事請負費というのは、一定の計画に基づきまして、補助金を活用して工事をしていくという違いがございます。

以上でございます。

○**委員長** 木村委員。

○**2番 木村委員** 引き続きまして、道路後退用地整備工事請負費288万円ですけれども、これは何件分ぐらいを想定しているのか教えてください。

○**委員長** 斎藤課長。

○**建築開発課長** お答えいたします。

来年度の道路後退用地整備工事につきましては、今のところ予定しておりますのが、旭町、城西2丁目地内で1件、旭町につきましては、今年度工事を行ったところの延長というところの対応でございます。城西2丁目については、後退の寄附の申込みがあったところについて、来年度、補助金を活用して、側溝整備を含めた工事に対応するということでございます。結局、件数といたしましては1件分というところでございます。

以上です。

○**2番 木村委員** では、合計2件ということですね。

○**委員長** 今言われたのは、旭町と城西2丁目。

斎藤課長。

○**建築開発課長** 件数は1件で、工事箇所としては2箇所というところを、1件の契約で、1件分の工事をするということでございます。

○**2番 木村委員** 分かりました。

○**委員長** ほかによろしいですか。

では、続いて高橋委員。

○**1番 高橋委員** まず、203ページの関係で1つお願いいたします。

説明欄で、12節調査測量設計委託料は水城公園東側でということでの話しだったかと思うのですが、これについてはどういうふうに測量設計を出すのか。入札というふうになるのか、そこをまず教えていただきたいと思います。

○**委員長** 寺田課長。

○都市計画課長 お答えいたします。

調査測量設計委託料の1,270万円の内訳ですけれども、これにつきましては、水城公園の設計業務というものと公園施設の長寿命化計画の見直しというものがございます。いずれも指名競争入札を予定してございます。

以上です。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 ありがとうございます。

同じところですが、各所公園整備工事請負費の中で、先ほど機関車の話が出ていたかと思うのですが、この部分は、予算的にはのってはい入るのですが、歳入のほうで、これはクラウドファンディングをやると書いてあったのですが、このことについては、都市計画課はどこまでつかんでいるのですか。蒸気機関車の779万2,000円ということについて、クラウドファンディングはそんなに大きく、399万円ぐらいと見ているのですが、そこら辺のところはどういうふうになっているのか教えてください。

○委員長 答弁願います。

寺田課長。

○都市計画課長 お答えいたします。

S Lの保存の関係ですが、歳入の部分につきましては、委員おっしゃるとおり、クラウドファンディングの部分と、併せて、企業版ふるさと納税を活用いたしまして財源に充てる予定でございます。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 仮の話ですが、これは予算書ですから、予算収入が不足の場合は、何か考えているのですか。

○委員長 寺田課長。

○都市計画課長 お答えいたします。

まずは、クラウドファンディング型ふるさと納税や企業版ふるさと納税で財源が確保できるように、例えば、企業版ふるさと納税であれば、企業に出向いて市の方針を説明するなりして財源確保に努めてまいりたいと思います。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 今の説明であると、企業版ふるさと納税は、返礼品はないということで理

解してよろしいですか。

○委員長 寺田課長。

○都市計画課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 分かりました。

それでは、最後にもう1点だけ聞かせてください。

201ページに戻るのですけれども、常盤通佐間線、今回1,250万円の予算がついていたかと思うのですけれども、これについて内容を聞かせてくれませんか。どこまでやるのか、事業内容をお願いいたします。

○委員長 寺田課長。

○都市計画課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、埼玉県が行う事業の負担金ということになるのですけれども、県から伺っている範囲内ですと、主に土地買収を進めるということで伺っております。

以上です。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 土地買収だとすると、結局、この1,250万円で、県は負担がなくて、市が全額負担して先行投資をするという考えなんですか。

○委員長 寺田課長。

○都市計画課長 お答えいたします。

行田市は、あくまでも、事業費の5分の1を負担するものでございます。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 土地を買い上げるということだったので、土地の場合は、今までは全額市のほうで負担して買って、この間の本会議でも話したとおり、今度、市から県が買い戻したとき、行田市の金額が持ち出しになってしまったと。買ったときの値段より県に払ったときの差額が大分出てきた。これは一般会計から買っているわけですね。こういうことが起きないように対策を練ってほしいということだったので、今の説明だと、5分の1というのはどういう関係なのか教えてください。

○委員長 寺田課長。

○都市計画課長 お答えいたします。

伺っている範囲内ですと、埼玉県が1億2,500万円の事業費を使うという中で、国庫の額を除いた額の5分の1、これが1,250万円ということで伺っております。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 そうすると、この1,250万円は土地購入費ではないのですね。1億2,500万円を県が出しているということであれば、土地の購入が、先に県が買って、それに対して市が何か負担するのか、そこをお願いします。

○委員長 寺田課長。

○都市計画課長 お答えいたします。

埼玉県が常盤通佐間線の用地を購入して、そのかかった額の5分の1が市の負担金1,250万円ということでございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 これは県道になると思うのですがけれども、なぜ行田市がこれを負担しなければならないのですか。その理由を説明してください。

○委員長 寺田課長。

○都市計画課長 お答えいたします。

この常盤通佐間線は、埼玉県において街路事業で進めてございます。街路事業で進める場合に、地方財政法によりまして、地元の自治体に負担を求めることができるということになっております。県議会の議決によりまして、その額が5分の1ということで定められているものでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかにはいかがですか。以上でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

先ほど下水道課黒澤課長から金利の関わりについて発言の申出がありますので、これを許します。

そのままお待ちください。

午後 4時 22分 休憩

午後 4時 22分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△答弁保留の答弁

○委員長 黒澤課長。

○下水道課長 下水道課の黒澤です。

先ほどの議案第13号 令和5年度行田市公共下水道事業会計予算の中の70ページ、営業外費用で、雑支出のうち還付加算金の率についてでございますが、還付加算金の率については、市の条例等の定めではなく、地方自治法第231条の3第4項により、地方税の例によりまして加算いたします。参考に、この年率は0.9%の日割り計算となっております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

よろしゅうございますね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

△散会の宣告

○委員長 以上をもって本日の議事日程は終了いたしました。

あすは午前9時30分から委員会を開き、引き続き、市民生活部及び環境経済部所管部分の議案について審査を行いますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 4時 24分 散会

建 設 環 境 常 任 委 員 会

3 月 1 日 (水 曜 日)

令和5年行田市議会建設環境常任委員会会議録

- 開会年月日 令和5年3月1日（水曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件 議案第 7号 令和5年度行田市一般会計予算
議案第 9号 令和5年度行田市交通災害共済事業費特別会計予算
議案第27号 彩北広域清掃組合規約の変更について
議請第 1号 住宅改修助成制度の実施期間延長および予算増額を求める請願
- 審査日程 【市民生活部】
議案第 7号 令和5年度行田市一般会計予算
議案第 9号 令和5年度行田市交通災害共済事業費特別会計予算
【環境経済部】
議案第27号 彩北広域清掃組合規約の変更について
議案第 7号 令和5年度行田市一般会計予算
【請願】
議請第 1号 住宅改修助成制度の実施期間延長および予算増額を求める請願

○出席委員（6名）

委員 長	小林 友明	委員	2番	木村 博	委員
副委員 長	小林 修	委員	3番	吉田 豊彦	委員
1番	高橋 弘行	委員	4番	吉野 修	委員

○欠席委員（0名）

○説明のため出席した者

吉田 悦生	市民生活部長 危機管理監兼 市民生活部 危機管理課長 事務取扱
岡村 幸雄	市民課長 地域活動推進課長 交通対策課長 南河原支所長 男女共同参画 推進センター所長
磯貝 和実	市民生活部副参事
酒井 春彦	環境経済部長 環境経済部次長 兼商工観光課長
風間 重文	農政課長
今井 良和	農業委員会 事務局長
堀口 修司	環境経済部副参事
長澤 紳介	環境経済部副参事
江森 裕一	
森原 秀敏	
間宮 秀昭	
前島 伸行	
金子 政好	
蓮見 宗徳	

○事務局職員出席者

書記 田島 裕介

午前 9時 28分 開議

△開議の宣告

○委員長 おはようございます。

委員の皆様、そして執行部の皆様には、朝早くから当委員会にご出席くださいます様誠にありがとうございます。

昨日に引き続きまして、当委員会開催させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。では、座って進行させていただきます。

では、ただいまから建設環境常任委員会を開会いたします。

本日は市民生活部及び環境経済部所管の議案について審査を行います。

審査につきましては、昨日配付いたしました審査日程により行います。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用させていただくようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症対策のため、説明及び質疑並びに答弁は簡潔明瞭に行っていただきたく、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

初めに、市民生活部所管の議案について審査を行います。

まず、市民生活部長にご挨拶をお願いいたします。

○市民生活部長 改めまして、皆さん、おはようございます。

委員の皆様には市民生活部所管事業の推進に対し、日頃より格別なるご理解とご支援を賜り、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、私たちの暮らしに大きく影響を及ぼしてきた新型コロナウイルス感染症は、本年5月に感染症法上の位置づけとして、季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられることが決定いたしました。また、今月13日にはマスク着用の考え方も見直され、徐々にではありますが、市民生活も感染症拡大前に戻れるものと期待しているところでございます。市民との関わりが深い市民生活部におきましても、市民の皆様がこれまで以上に躍動的に、そして充実した生活が送れるよう、しっかりとサポートしてまいります所存でございます。

本日は議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算のうち市民生活部所管部分及び議案第9号 令和5年度行田市交通災害共済事業費特別会計予算についてご審議を賜ります。説明につきましては、所管する課長及び所長から申し上げますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い

いたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

△議案第7号について

○委員長 初めに、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算中、市民生活部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

初めに、市民課、議員課長、お願いします。

○市民課長 市民課でございます。

失礼いたしまして、着座にて説明させていただきます。

議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算のうち、市民課所管部分についてご説明申し上げます。

初めに、歳出からご説明申し上げますので、予算に関する説明書の79ページをお願いいたします。

2款総務費、1項1目一般管理費のうち、説明欄の上から5番目の◎市民課関係経費は、市民課等の窓口において、利用者が申請書等に記入する負担を軽減する書かない窓口に係る経費を計上したもので、システムの保守費用及び利用料でございます。

112ページをお願いいたします。

3項1目戸籍住民基本台帳費は前年度と比較して5,610万1,000円の減額となっております。これは法律の改正に伴う戸籍システムの改修費用の皆減及び個人番号カードの作成に係る個人番号カード負担金の皆減などによるものでございます。

主なものを申し上げますので、115ページをお願いいたします。

上から4行目、10節印刷製本費は、印鑑登録証カードの作成や各種証明書等の写しを発行する際の改ざん防止用紙等の印刷代、個人番号カードの受け取りを通知するための専用封筒の作成費用などでございます。

11節手数料は、各種証明書等のコンビニ交付サービスに対するものや、市民課窓口及び電子申請サービスにおけるキャッシュレス決済の決済手数料、レジスターをインボイス対応とするための設定費用でございます。

12節OAシステム保守点検委託料は、住民基本台帳ネットワークシステム、戸籍システム及びコンビニ交付システムの保守費用でございます。

13節OAシステム利用料は、戸籍システムソフトウェアの利用料及びキャッシュレス決済端末の使用料でございます。

その下のコンビニ交付システム借上料は、コンビニ交付サービスに係る機器の借上料、その下のOA機器借上料は、住民基本台帳ネットワークシステム、戸籍システム、窓口の番号発券機及び有料コピー機などの借上料でございます。

17節庁用器具費は、書かない窓口の導入に伴い、利用者の手続に応じた動線を確保することにより、待ち時間の短縮や業務の効率化が図られることから、市民課窓口のレイアウトを変更するため、カウンター入替えなどの経費を計上したものでございます。

18節コンビニ交付運営費負担金は、コンビニ交付サービスの実施に伴い、人口規模に応じて定められた金額を負担するものでございます。

左ページに戻りまして、2目住居表示整備費は、住居番号表示板の作成に係る費用を計上したものでございます。

少し飛びまして、164ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項5目斎場費は、前年度と比較して201万1,000円の減額となっております。これは主に指定管理料の減額によるものでございます。

10節修繕料は、火葬炉内の耐火材等の修繕に係る経費でございます。

12節OAシステム保守点検委託料及びOAシステム作成委託料並びに13節OAシステム利用料は、火葬や式場、法要ホール等の施設利用について、オンラインにより施設の空き状況の確認や予約登録ができる斎場予約システムの導入に係るものでございます。

12節の3行目、指定管理料は斎場業務の指定管理料でございます。

以上が歳出となります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして34ページをお願いいたします。

上から3番目、13款1項3目衛生使用料、1節保健衛生使用料でございますが、右ページの説明欄、斎場使用料は、火葬のほか、式場や法要ホールなど斎場施設の使用料でございます。

36ページをお願いいたします。

2項1目総務手数料のうち2節戸籍住民基本台帳手数料、右ページ説明欄の戸籍等手数料は、戸籍や住民票の写し、印鑑登録証明書などの交付手数料でございます。

38ページをお願いいたします。

ページの中ほどになりますが、14款2項1目総務費国庫補助金のうち2節戸籍住民基本台帳費補助金ですが、右ページ説明欄の個人番号カード交付事務費補助金は、個人番号カード交付事務に係る国庫補助金で、主な内訳は、交付業務に係る職員の時間外勤務手当、交付業務に従事する会計年度任用職員3名分の人件費、交付に要するシステム機器のリース料や郵便料を見込んだものでございます。

40ページをお願いいたします。

下から2番目の3項1目総務費委託金の1節戸籍住民基本台帳費委託金、右ページ説明欄の中長期在留者住居地届出等事務市町村交付金は、中長期滞在外国人の在留届出事務に対する委託費交付金でございます。

46ページをお願いいたします。

15款3項1目総務費委託金、3節戸籍住民基本台帳費委託金、右ページ説明欄の人口動態調査費交付金は、出生、死産、婚姻、離婚等の届出に関する調査交付金で、その下の人口統計調査事務交付金は、人口統計集計調査に係る交付金でございます。

少し飛びまして、60ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入、7節の施設貸付収入、右ページ説明欄の上から12行目になりますが、斎場電気料は、斎場施設内に設置の自動販売機等の電気料でございます。

62ページをお願いいたします。

8節電話使用料ですが、各公共施設に設置されている公衆電話使用料の予算額2万1,000円のうち1,000円を斎場内に1台設置している公衆電話の使用料として計上しております。

9節用品等売払収入、右ページ説明欄の一番下の住居表示案内図売払収入は、住居表示案内図の売払収入でございます。

15節雑入、右ページ説明欄の事務手数料、予算額99万2,000円のうち、市民課ロビーに設置された有料コピー機のコピー代金収入として6万円、電子申請サービスにより申請のあった証明書を郵送するための郵便料収入として10万円を見込んだものでございます。

以上で、市民課が所管する歳入歳出予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

続きまして、地域活動推進課、酒井課長、お願いします。

○地域活動推進課長 地域活動推進課です。

地域活動推進課が所管する歳出予算について細部説明を申し上げます。

着座にて説明させていただきます。

予算に関する説明書の79ページをお願いいたします。

2款総務費、1項1目一般管理費のうち、説明欄、上から6番目の◎地域活動推進課関係経費は、地域活動推進課職員の時間外勤務手当及び湯ったりあったか元気倍增事業の経費でございます。

次に、83ページをお願いいたします。

2目文書広報費のうち、説明欄の中ほどの◎市民相談費ですが、前年度と比較して24万1,000円の増額となっております。

主な内訳につきましては、1節会計年度任用職員報酬及び8節費用弁償は、消費生活相談員2名に係る人件費で、10節消耗品費は、主に消費者被害防止に向けた啓発用物品を購入するための経費を計上したものでございます。

また、12節弁護士委託料につきましては、市民向けの無料法律相談を実施するための委託料でございます。

次に、98ページをお願いいたします。

13目自治振興費でございますが、右ページ説明欄の◎都市社会施設整備費は、前年度と比較して342万8,000円の増額となっております。これは地域にある子ども広場などの樹木や遊具等の管理に関する経費の増及び自治会集会施設に対する補助金の増によるものでございます。

主な内訳でございますが、10節修繕料は、子ども広場などに設置しているフェンスや遊具の修繕に係る経費でございます。

12節遊具点検作業委託料は、子ども広場などに設置している遊具の点検を専門業者に委託して行う経費でございます。

14節工作物設置工事請負費は、地域の要望を踏まえ、子ども広場に防球ネットを増設する経費でございます。

また、18節自治会施設建設事業費補助金は、自治会集会所の修繕等に要した費用の一部を自治会に補助するもので、内訳は、集会所の修繕費用の補助金250万円と自治会倉庫の新築費用の補助金150万円となっております。

次のページ、101ページをお願いいたします。

説明欄一番上の◎自治会振興費でございますが、前年度と比較して31万8,000円の減額となっております。

主な内訳につきましては、12節文書使送業務委託料は、自治会への市報等の配送業務を委

託する経費でございます。

次の18節自治会青年部女性部補助金は、前年度から女性部が5団体の減少により減額となっておりまして、自治会補助金は前年度とほぼ同額の計上となっております。

次の◎防犯対策費でございますが、前年度と比較して261万4,000円の増額となっております。増額の主な理由といたしましては、今般の電気料金の情勢を踏まえ、防犯灯電気料補助金を増額したことなどによるものでございます。

主な内訳でございますが、1節会計年度任用職員報酬、4節会計年度任用職共済組合負担金、会計年度任用職社会保険料及び労働保険料並びに8節費用弁償は、防犯嘱託員2名分の人件費でございます。

10節消耗品費は、自主的な防犯活動を行っている防犯パトロール団体に配布するパトロール用品や防犯啓発品等を購入するための費用でございます。

12節安心・安全情報メール配信委託料は、不審者情報や犯罪情報、また災害発生時の被害情報などを登録者に迅速にお伝えするメール配信サービスの経費でございます。

18節防犯灯設置費補助金は、自治会が行う防犯灯の新設、移設、修繕に係る経費の一部を補助するもので、次の防犯灯電気料補助金は、自治会が負担する防犯灯の電気料の全額を補助するものでございます。

左に戻りまして、14目コミュニティ費でございますが、右ページ説明欄の◎コミュニティセンター管理運営費は、前年度と比較して323万円の減額となっております。これはコミュニティセンターみずしろの外壁補修工事が完了したため、工事費の皆減によるものでございます。

主な内訳でございますが、11節手数料は、コミュニティセンターの管理運営に当たる人材派遣に係る手数料などでございます。

その下の12節OAシステム保守点検委託料から、次のページ、103ページの受水槽清掃委託料までは、コミュニティセンターみずしろ、同分館及び同南河原の管理運営に係る経常的経費を計上したものでございます。

続きまして、103ページの次の◎コミュニティ事業活動費につきましては、前年度と比較して485万9,000円の増額となっております。増額の理由につきましては、一般財団法人自治総合センターが実施する自治会集会施設の備品整備に係る助成事業において、令和4年度を超える申請があり、コミュニティ事業助成金が増額となったによるものでございます。

主な内訳でございますが、14節掲示板設置工事請負費は、コミュニティ掲示板の新設1基

分と建替え3基分の経費を計上したものでございます。

18節コミュニティ事業助成金は、先ほど説明いたしました自治会集会施設の備品整備に係る助成で、第二旭自治会、一桜親交会、荒木第四区自治会、須加第五区自治会分を見込み、計上したものでございます。

次に、106ページをお願いいたします。

17目諸費のうち、右ページ説明欄の一番下の◎市民活動支援費でございますが、前年度と比較いたしまして12万3,000円の増額となっております。

主な内訳といたしましては、1節委員報酬は市民公益活動推進委員会の委員報酬でございます。その下の会計年度任用職員報酬及び4節労働保険料、また、109ページ一番上の8節費用弁償の一部は、コミュニティセンターみずしろ内に設置している行田市市民活動サポートセンターの職員2名分の人件費でございます。

11節市民活動災害補償保険料は、市民活動団体が活動中に負った賠償責任事故や傷害事故を補償するための保険料でございます。

18節市民活動やる気応援助成金は、市内に主たる事務所を置くNPOや地域活動団体が、地域社会に役立つ事業を新たに行う場合、またはNPO法人等の活動開始期の基盤整備に係る経費に対し助成するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして34ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、1項1目総務使用料のうち、右ページ説明欄の5行目、コミュニティセンター使用料につきましては、コミュニティセンターみずしろ、同分館、同南河原の3館の使用料を見込んだものでございます。

少し飛びまして、42ページをお願いいたします。

ページ中ほどより下の15款県支出金、2項1目総務費県補助金のうち、右ページ説明欄の4行目、消費者行政活性化補助金につきましては、消費生活相談窓口の機能強化などを図ることを目的とした埼玉県の補助金で、消費生活相談員に係る報酬や費用弁償の一部、消費生活啓発用物品の購入に係る経費などが補助対象となっております。

その下の防犯環境整備推進補助金は、犯罪を起こさにくい地域環境づくりの推進を目的とした県の補助金でございまして、防犯嘱託員に係る報酬や、自主防犯活動に係る経費などが補助対象となっております。

少し飛びまして、48ページをお願いいたします。

16款財産収入、1項1目財産貸付収入のうち、右ページ説明欄の10行目、一般土地貸付収入（地域活動推進課）につきましては、地域活動推進課で所管しております三桜北部子供広場の市有地の一部を東京ガス株式会社のガス整圧室用地として貸付けを行っておりまして、その貸付収入でございます。

また、少し飛びまして、60ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入の4節の交付金及び助成金収入のうち、右ページ説明欄の上から4行目、自治総合センターコミュニティ助成金につきましては、歳出のコミュニティ事業活動費の中のコミュニティ事業助成金で説明申し上げました自治会集会施設の備品整備に対する一般財団法人自治総合センターからの助成金であり、歳出と同額の収入を見込み、計上するものでございます。

また、同ページ、7節の施設貸付収入のうち、右ページ説明欄の上から6行目、コミュニティセンター電気料につきましては、コミュニティセンターみずしろ内に設置しております自動販売機2台分の電気料でございます。

また、少し飛びまして、65ページをお願いいたします。

15節の雑入のうち、右ページ説明欄の一番下の物件移転等補償費（地域活動推進課）は、国が実施する利根川の堤防強化対策に係る事業において、酒巻子供広場が対象地となり、用地が買収されることに伴い、同広場に設置してある当課所管の遊具の撤去の必要性が生じ、同撤去に対する補償金でございます。

以上で、地域活動推進課が所管する予算の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

次に、危機管理課、岡村危機管理監、お願いします。

○危機管理監 おはようございます。危機管理課、岡村です。

失礼して、着座にて説明させていただきます。

危機管理課が所管する歳出予算について細部説明を申し上げます。

予算に関する説明書の79ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費のうち、説明欄、下から2番目の◎危機管理課関係経費でございますが、前年度と比較して248万3,000円の減額となっております。主な減額の要因は、危機管理課の使用する公用車の購入が完了したことによるものでございます。

主な内訳ですが、10節消耗品費は、市職員を対象にした救急救命講習に要する経費を計上

したものでございます。

次の修繕料は、新たに購入いたしました公用車の12カ月法定点検に係る費用でございます。

次に、飛びまして、213ページをお願いいたします。

9款消防費、1項4目水防費のうち、右ページ説明欄、一番上の◎水防管理費は、荒川の水防管理に関する経費で、主な内訳は、18節荒川北縁水防事務組合費分担金と埼玉県水防管理団体連合協議会会費でございます。

次の◎水防演習費は、行田市水防演習に係る経費でございます。

主な内訳として、3節時間外勤務手当は、水防演習に係る職員の時間外勤務手当、10節消耗品費及び食糧費は、水防演習に要する軍手、タオルや消防団員の朝食などに係る経費、12節会場設営委託料と次の除草委託料は、水防演習会場のテントなどの会場設営と除草に係る経費でございます。

次の◎災害対策費は、前年度と比較して2,668万4,000円の増額となっております。これは防災行政無線操作卓更新工事請負費及び会計年度任用職員報酬を計上したことなどによるものでございます。

主な内訳ですが、1節委員報酬及び8節費用弁償は、行田市防災会議の委員18人分の報酬及び費用弁償でございます。

2節給料、3節職員手当等及び4節共済費は、危機管理課職員7人分の人件費でございます。

7節謝金は、防災士養成講座に係る講師謝金でございます。

10節消耗品費は、職員研修用の土のう袋や防災士用のゼッケンベスト等の購入に要する経費でございます。

次の修繕料は、防災行政無線子局の蓄電池や自家発電設備の始動用蓄電池の交換などに要する経費でございます。

215ページをお願いいたします。

説明欄一番上の電気料は、防災行政無線の子局などの電気料でございます。2行下の防災備蓄品費は、主に防災備蓄倉庫に備蓄する食料や飲料水、生理用品やウェットティッシュなどの購入に要する経費でございます。

11節出役料と13節2行目の器具・機材借上料は、災害時、特に内水氾濫時の応急作業員に要する経費と、その際にポンプ機器や土のうを運搬する車両を借り上げる経費でございます。

11節、3行目の通信料は、防災行政無線の音声確認サービスや災害時用のMC Aデジタル

携帯無線機の通信などに要する経費でございます。3行下の手数料は、防災士養成講座に係る日本防災士機構に支払う受験手数料や防災士登録手数料などでございます。

12節4行目の防災行政無線保守点検委託料は、防災行政無線機器の保守点検に要する経費でございます。

13節避難情報等電話配信システム利用料は、あらかじめ登録した方の電話番号に避難情報等を一斉配信するサービスのシステム利用料でございます。

14節防災行政無線操作卓更新工事請負費は、防災行政無線の放送と同時にホームページやSNS等で情報発信できるよう、防災行政無線操作卓の更新を行うための工事費を計上したものでございます。

なお、本工事費は令和6年度までの2か年の継続事業のため、概算総額7,000万円のうち、前払い金を計上したものでございます。

次の防災行政無線設置工事請負費は、土地の売払いに伴い、借地上に設置している防災行政無線子局1基を借地から道路上へ移設するための工事費を計上したものでございます。

18節自主防災組織補助金は、自主防災組織の防災資機材等の購入に要する補助金で、過去の実績を勘案し、計上したものでございます。

次の◎防災訓練費ですが、3節時間外勤務手当は、自主防災組織を対象とした防災訓練に係る職員の時間外勤務手当、10節消耗品費は、降雨体験車による訓練に使用するレインコートやタオルなどの購入に要する経費でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして、44ページをお願いいたします。

6目消防費県補助金の右ページ説明欄、地域防災力強化事業補助金は、各地区の自主防災組織に支援する各種資機材購入に対する県の補助金でございます。

以上で、危機管理課が所管する歳入歳出予算の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

続いて、交通対策課、風間課長、お願いします。

○交通対策課長 交通対策課の風間でございます。

交通対策課の所管いたします歳出予算について説明させていただきます。

失礼ですが、着座にて説明させていただきます。

予算に関する説明書の79ページをお願いいたします。

2款総務費、1項1目一般管理費のうち、説明欄、上から7番目の◎交通対策課関係経費

は、交通対策課職員の時間外勤務手当でございます。

次に、92ページをお願いいたします。

10目交通対策費でございますが、右ページの説明欄の◎交通安全対策費は、前年度と比較して1億9,613万3,000円の減額となっております。これは主に道路照明灯の一括LED化事業が完了したことによるものでございます。

次に、主な内訳ですが、7節交通指導員謝金は、交通指導員10人分の謝金でございます。

10節消耗品費は、新1年生に配布する黄色い帽子や交通安全の立て看板等を購入するための費用を計上したものでございます。

2行下の修繕料は、道路照明灯や道路反射鏡、路面標示などの修繕費で、次の被服費は、交通指導員の制服等の経費を計上したものでございます。

その下の電気料は、市内全域に設置している道路照明灯及び児童交通公園等の電気料で、燃料調整費が上昇傾向にありますが、道路照明灯のLED化事業が完了しましたことから、補正予算等を含めた前年度予算額と比較して834万8,000円の減額計上となっております。

12節放置自転車指導委託料は、市内に整備しております自転車駐車場の整理誘導などの業務を委託するための経費でございます。

次に、12節の一番下、道路照明設備維持管理委託料は、LED化した道路照明灯を活用し、操作、維持管理、省エネルギー量を把握するための計測、検証等を行うための委託料でございます。

14節交通安全施設整備工事請負費は、道路照明灯や道路反射鏡、路面標示などの設置に要する経費でございます。

95ページをお願いいたします。

18節の2行目、交通災害共済生活保護者加入負担金は、生活保護受給者の交通災害共済加入に要する経費でございます。

3行下の交通安全対策協議会交付金及び次の交通安全協会交付金は、それぞれ交通安全関係団体の運営費を交付するもので、前年度と同額計上でございます。

その下の運転免許自主返納者タクシー利用助成費は、運転免許証を自主返納した方のタクシー利用時の助成金で、デマンドタクシーでも利用できる500円券を1人1回限り20枚交付するもので、前年度と同額の計上でございます。

次の◎地域公共交通事業費は、前年度と比較して3,487万5,000円の減額となっております。これは生活路線バス吹上線の減便効果により、補助金が減額になったことが主な要因でござ

います。

主な内訳を申し上げますと、11節郵便料は、デマンドタクシーの利用登録者証を郵送するための郵便料でございます。

18節熊谷駅・犬塚間路線バス利用促進協議会負担金は、国際十王交通株式会社が運行する熊谷駅・犬塚間路線バスの利用を促進し、地域振興を図ることを目的として、熊谷市と設置した協議会を通じて運行経費に対する補助を行うものでございます。

次の地域公共交通会議負担金は、主に地域公共交通会議委員の謝金でございます。

次の循環バス運行経費補助金は、循環バスの運行経費から運賃収入を差し引いた額を補助金として運行事業者へ支払うもので、93万1,000円の増額となっております。

次の、生活路線バス運行事業補助金は、朝日自動車株式会社が運行する吹上線を維持するために運行経費の赤字分を補填するもので、前年度と比較して3,400万円の減額となっております。これは主に令和3年3月から実施しております減便効果によるものでございます。

次のデマンドタクシー利用助成費は、デマンドタクシーの運行事業者2社に対して支払う助成金で、実績を勘案し、前年度と比較して650万円を増額計上したものでございます。

続きまして、歳入について説明申し上げますので、戻りまして、54ページをお願いいたします。

18款繰入金、1項3目交通遺児入学準備基金繰入金の説明欄、交通遺児入学準備基金とりくずしは、交通遺児入学準備金の支給に際し、基金から支給額を取り崩すものでございます。

次に、60ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入の7節施設貸付収入のうち、右ページ説明欄、上から4行目、児童交通公園電気料及び次の自転車駐車場電気料は、児童交通公園と第2壺里山町自転車駐車場に設置している自動販売機の電気料でございます。

説明欄、下から3行目、児童交通公園管理棟水道料は、児童交通公園管理棟を自治会集会所として貸しております富士見北部自治会並びに富士見西部自治会からの水道料でございます。

62ページをお願いいたします。

10節広告料収入のうち右ページ説明欄の2行目、循環バス広告料は、循環バスの車内に設置した広告付モニターへの広告掲載料収入でございます。

以上で、交通対策課が所管する予算の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

次に、南河原支所、今井支所長、お願いします。

○南河原支所長 南河原支所の今井です。

南河原支所所管の予算につきましてご説明申し上げます。

失礼ながら、着座にて説明させていただきます。

初めに、歳出からご説明申し上げますので、予算に関する説明書の90ページをお願いいたします。

2款総務費、1項8目支所費でございますが、前年度と比較いたしますと904万9,000円の増となっております。増額の主な理由ですが、一般職員の人件費が2名分から3名分へと1名分が増となったことによるものでございます。

91ページ、説明欄の◎支所費の主な内訳を申し上げます。

2節一般職給から4節一般職共済組合負担金までは、一般職員3人分の人件費でございます。

次に、10節需用費、3行目の電気料は、支所建物全体の空調設備や照明等の経費でございます。

11節役務費の3行目、水質検査手数料は、令和4年度に支所の敷地内に設置した観測井戸で採取した地下水の水質を検査するための費用でございます。

次に、12節委託料は、支所の維持管理に係る各種委託料で、説明欄の最初の警備委託料から、次のページ、3行目の浄化槽維持管理委託料までの8つの業務委託料を計上したものでございます。

次の13節使用料及び賃借料の4行目、AED借上料は、南河原学童保育室の移転に伴い、令和4年度途中から新たに借り入れたものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして34ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、1項1目総務使用料のうち、右ページ説明欄2行目の土地改良区事務所使用料、この下の保護司会使用料は、支所建物の1部屋を南河原土地改良区等の周辺地域の土地改良区の事務所として、また、支所事務室の一部を行田地区更生保護サポートセンターとして、行田地区保護司会に使用いただいている使用料でございます。

次に、60ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目、一番下の7節施設貸付収入のうち、右ページ説明欄の2行目、南河原支所電気料は、先ほど申し上げました土地改良区事務所及び保護司会が使用する電気料

の負担分と、支所ホールに設置してあります自動販売機 1 台分の電気料を見込んだものでございます。

その下の南河原支所清掃委託料は、土地改良区事務所が使用している部屋の清掃費用を計上したものでございます。

以上で、南河原支所が所管する予算についてのご説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

次に、男女共同参画推進センター、堀口所長、お願いします。

○男女共同参画推進センター所長 男女共同参画推進センターの堀口でございます。

では、これから男女共同参画推進センターの所管部分についてご説明申し上げます。

着座にて失礼いたします。

初めに、歳出をご説明申し上げますので、予算に関する説明書の104ページをお願いいたします。

16目男女共同参画推進費でございますが、右ページ説明欄の◎男女共同参画推進センター管理運営費は、前年度と比べまして164万円の増額となっております。増額の主な理由ですが、光熱費及び冷暖房設備等の修繕費や保守点検委託料の増加によるものでございます。

次に、主な内訳でございますが、1 節会計年度任用職員報酬、3 節会計年度任用職期末手当、4 節会計年度任用職共済組合負担金及び会計年度任用職社会保険料、8 節費用弁償は、会計年度任用職員 1 人分の賃金、保険料並びに通勤手当でございます。

11節通信料は、情報コーナーに設置しているインターネット閲覧用のパソコンのネット接続料などでございます。

12節OAシステム保守点検委託料は、施設予約システムに係る費用でございます。

その下の施設管理委託料は、職員が退出した後、施設が閉館となるまでの間、施設管理を委託するための費用でございます。その下の警備委託料は、施設閉館後から翌朝 8 時半までの間及び休館日の警備を委託するための費用でございます。その下の清掃委託料は、日常清掃のほか、調理室から排出される汚水からごみや油分を取り除く機器（グリストラップ）の清掃などを行うためのものでございます。

次に、4 つ下の特殊建築物定期報告委託料は、前年度と比べ 6 万 6,000 円の増額でございます。増額の理由でございますが、2 年に一度行われます特殊建築物定期調査報告委託の分が前年と比べまして増額となっているものでございます。

次に、2 つ下の冷暖房設備保守点検委託料は、前年度と比べ 21 万 9,000 円の増額ござい

ます。増額の理由でございますが、使用時間の経過に伴い、簡易点検ではなく、通常点検を行うことから増額となっているものでございます。

その他の委託料につきましては、施設の管理運営に係る経常的な経費でございまして、費目別に多少の増減はございますが、ほぼ前年度並みの計上となっております。

13節OA機器借上料は、事務室内に設置している複合機、印刷作業室内に設置している印刷機、情報コーナーに設置しているインターネット閲覧用デスク型パソコンなどの借り上げに係る費用でございます。その下の器具・機材借上料は、トイレの悪臭防止装置等の借り上げに係るものでございます。

107ページをお願いいたします。

一番上の◎男女共同参画推進事業費は、前年度と比較いたしますと2万1,000円の増額となっております。

次に、主な内訳でございますが、1節委員報酬と8節費用弁償は、行田市男女共同参画推進審議会の委員報酬及び費用弁償でございます。

3節時間外勤務手当は、男女共同参画推進センターに勤務する職員の時間外手当でございます。

7節委員謝金は、年2回開催を予定しております行田市女性活躍推進ネットワーク会議の委員謝金でございます。次の謝金は、各種講座を開催する際の講師謝金、DV相談などを行う相談員2名分の謝金でございます。

12節研修委託料は、女性活躍推進に係る各種セミナーを実施するための委託料でございます。

19節DV被害者等支援金は、ドメスティック・バイオレンスによる被害者及び同伴する子どものうち、生活に困窮している者に対して、緊急一時避難のための宿泊費と食費を支援するものでございます。各費目につきましては、多少の増減はありますが、ほぼ前年度並みの計上となっております。

続きまして、歳入の予算についてご説明申し上げます。

予算に関する説明書、戻りまして35ページをお願いいたします。

13款1項1目1節総務使用料、右側の説明欄の4つ目、男女共同参画推進センター使用料は、男女共同参画推進センターV I V Aぎょうだの学習室、研修室等の使用料収入でございます。

次に、49ページをお願いします。

16款1項1目財産貸付収入のうち、1節土地建物貸付収入、右側の説明欄の14段目、建物貸付収入（男女共同参画推進センター）は、男女共同参画推進センターV I V Aぎょうだの屋上部分に設置した太陽光発電事業の屋根貸しの貸付収入でございます。

59ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入のうち、3節負担金収入、右側の説明欄、上から2段目、男女共同参画講座自己負担金は、男女共同参画推進講座への参加者から頂く参加費でございます。

61ページをお願いいたします。

7節施設貸付収入、右側説明欄の上から7つ目、男女共同参画推進センター電気料は、施設でございます自動販売機の電気料収入でございます。

続きまして、63ページをお願いします。

15節雑入、右側説明欄の一番上の事務手数料99万2,000円のうち、男女共同参画推進センター分といたしまして、施設に設置している印刷機使用料に係る印刷代収入3万2,000円が含まれております。

以上で、男女共同参画推進センターに係る令和5年度一般会計歳入歳出予算の説明とさせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

以上で全ての説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前 10時 27分 休憩

午前 10時 38分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第7号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。

質疑に当たりましては、昨日と同様に、ページ数、節、項目等を示して行うようお願いいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

1番 高橋委員。

○1番 高橋委員 ちょっと分からないので、こういうことがあるのか、まず聞かせていただ

きたいと思います。

先ほど、39ページ、歳入の説明の中で、個人番号カード交付事務費補助金1,490万4,000円があった。最近、個人番号カードの数によって交付金の額が変わるから、各自治体が一生懸命個人番号カード取得のパーセンテージを増やしてる、そういうことが新聞等を書いてあったことがあったのですけれども、事実、この交付金というものに関しては、市民がどれぐらい個人番号カードを取ったか、そういうものに連動しているのですか。それをまず聞かせてください。

○委員長 礒貝課長。

○市民課長 お答え申し上げます。

個人番号カード交付事務費補助金につきまして、その内訳につきましては、カードの交付業務に係る事務費が対象となっております。職員の時間外勤務手当ですとか、会計年度任用職員の人件費、端末等のリース代等が補助金の対象となるものでございます。今委員がおっしゃったカード交付の数によって変わるというのは、こちらの交付金とは別に、国のほうで交付税の算定もその数を検討しているという報道がございまして、こちらの交付金とは考え方が違うものでございます。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 そうすると、実質的には、この歳入の金額には当てはまらないけれども、そういうことはあるということでしょうか。

○委員長 礒貝課長。

○市民課長 お答え申し上げます。

マイナンバーカードを交付した数が交付税に影響するかどうかというのは、国からそういうお話があるということだけでございまして、実際にそれが交付税に算定されるかどうかは、すみませんが、私のほうでは把握しておりません。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 それはどこが担当課なのですか。

○委員長 礒貝課長。

○市民課長 お答え申し上げます。

交付税につきましては、財政課が担当しております。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 改めて、歳出のほうに入らせていただきます。

まず、交通対策関係で聞かせていただきたいと思います。93ページ、下から4行目の道路照明設備管理委託料267万3,000円が計上されております。説明でいただいた資料の中に、通信機能を活用し調光リモート操作や日照データ収集と書いてあるのです。それは、どこやって、どういう仕組みで通信機能を活用しということをやっているのか。日照時間データとか、調光リモート操作、こういうものはどういう内容なのか教えてください。

○委員長 風間課長。

○交通対策課長 お答えいたします。

まず、日射量の測定ですが、今回切り替えましたのが996灯ございまして、この中に89基、親機というものがございまして、これは、それぞれの子機とクラウドでつなぐものなのですが、この親機に日射量計を設置してまして、自動的に日射量を測定して、日本気象協会に送信するという形になってございます。

リモートでの調光ですが、それぞれ親機があつて、それに子機が何灯かございまして。その間をインターネットで通信いたしまして、一灯一灯、明るさ、調光ができるというようなシステムでございまして。この調光ですが、委託事業者と我々職員、双方が操作できるようなシステムになってございます。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 調光リモートは今の説明である程度分かってきました。

もう一つの日照時間のデータ、これは親機のほうでと。それを再度聞かせてください。このデータというのは何に活用するのですか。どういうためにこのデータを取って、市民に何が活用できるのか。日照時間データの意味を。どういう意味で取って、それをどういうふう

に活用するのかお願いします。

○委員長 風間課長。

○交通対策課長 お答えいたします。

今回の事業につきましては、環境省の補助金約6,000万円を活用してございまして、その一つの要件の中に、日射量計を設置して、そのデータを計測、送信するという条件がございまして。それに基づいて設置したもので、データ自体につきましては、具体的に市としてどん

な活用をするというのは、今考えは持ち合わせてございません。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 多額の税金を使ってこれをやりましたよね。今聞いていると、行田市に得るものがないのか。送信をするだけだと。なぜ、行田市の税金を使いながらこれだけのスマート街路灯をやったのか、その意味が、ただ、LEDで電気料が安くなるというだけのことで、こうなると、この調光だとか何かは要らなかったのではないかと思うんです。行田市民に返って来ないのだから。それを聞かせてください。

○委員長 風間課長。

○交通対策課長 お答えいたします。

今回、この996基につきましては、ネットワークが構築されてございます。例えば、カメラを設置する。そのカメラの映像をパソコンで見ることができるですとか、例えば、子どもたちのランドセルにセンサーをつけて、スマート街路灯にもセンサーをつけて、そこを通過する見守りのようなサービスですとか。このシステム自体がまだ初期の段階ですので、これから、様々なこのネットワークを活用した市民サービスというものも検討できるかと考えております。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 今の説明を聞いていると、確かに、今後これが必要なのかということかと思えます。ただ、最後の説明だと、これは防犯も兼ねているかと。防犯の意味もあって、データを取ったり映像を撮ったりしているのか分かりませんが、カメラというから映像かも分かりませんね。そうすると、こういう機能を持っているということは、市民は説明が分からなかったと思うんです。この街路灯にこういう機能が乗っている。これはなるべく早く、行田市としてこれだけの費用をかけたスマート街路灯ですから、活用できるものがあればやっていただきたいと思えます。

これに関しては以上です。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 中長期在留者住居地届出等事務市町村交付金があります。これは、外国人という説明ですけれども、何名ぐらいを予定しているのか。令和4年度は何名ぐらいいたの

か、それを説明してください。

115ページで、13節使用料及び賃借料のコンビニ交付システム借上料が839万6,000円計上されていますけれども、何台ぐらいを借りているのか教えていただきたい。

続けて、その下にOA機器借上料があります。これは、借上げをしている会社自体は同じ会社で借りているのか、別会社なのか教えてください。

以上2点。

○委員長 議員課長、お願いします。

○市民課長 お答え申し上げます。

初めに、歳入の中長期在留者住居地届出等事務市町村交付金についてお答え申し上げます。

こちらは、中長期在留者の方が、入国後、住居地を定めた場合や住居地を変更した場合に、市町村を通じて法務省に届出することとされておりまして、この届出事務に対する市町村への委託交付金となっております。当該事務に係ります人件費、消耗品費等の事務費を基に交付金額が決定されるものでございます。

中長期在留者の方の人数でございしますが、令和5年1月末現在で1,837人となっております。なお、短期滞在ビザ、外交ビザ、公用ビザによります在留資格以外の3カ月を超える在留資格を有する外国人の方を中長期在留者としております。

次に、コンビニ交付システム借上料について申し上げます。

こちらにつきましては、住民記録等の基幹系と戸籍による戸籍システムに分かれておりまして、それぞれ、このシステムに係るサーバーですとか、端末等を借り上げているものでございます。

その次のOA機器借上料につきましては、システムによって業者は異なりますけれども、NECキャピタルソリューション株式会社が主に基幹系システムの借上げ業者となっておりまして、戸籍システムにつきましては、首都圏リース株式会社からリースしているものでございます。

以上でございます。

○委員長 吉田委員。

○3番 吉田委員 この借り上げる機種は何台ぐらいか分かりますか。分かったら教えてください。

○委員長 何台というのはどちら、両方とも。システムと機器のほうということですか。

○3番 吉田委員 そうです。

○委員長 では、いま一度説明をお願いします。

議員課長。

○市民課長 お答え申し上げます。

住民基本台帳ネットワークシステムにつきましては、全部で6台でございます。戸籍システムにつきましては、サーバーですとか端末等の詳細は把握しておりません。申し訳ございません。

○委員長 よろしいですか。ほかにはいかがですか。

4番 吉野委員。

○4番 吉野委員 115ページで、個人番号カードのことを聞かせてください。

今年度については、昨日まで、ポイントの関係があって、大分にぎやかというか、市民の方が駆け込みでおいでになっていたと思うのですけれども、今朝はほとんどいなかったのですけれども、昨日までのことだから集計はできていないかと思うのだけれども、2月末で交付率は結構上がったのかと思うのですけれども、どうなんですか。

あと、この予算で来年度も交付等をやると思うのですけれども、目標というか、どれくらいをめどとしてもくろんでいるのか、見通しをお聞かせください。

○委員長 議員課長。

○市民課長 お答え申し上げます。

まず初めに、マイナンバーカードの交付の状況でございます。2月末は、まだ国から集計が来ておりませんので1月末の数字となりますけれども、交付率につきましては54%、交付枚数につきましては4万2,848枚となっております。なお、1月末現在の申請になりますけれども、申請率が68.7%、申請件数につきましては5万4,535枚となっております。

次に、来年度に向けての交付の目標等についてのご質問でございますが、委員おっしゃったとおり、昨日までがマイナポイントの対象となる申請手続の期限でございました。来年度につきましては、まずは、マイナポイントがもらえる方が5月末までにマイナポイントの申込みをしなければいけないところで、その方にマイナポイントが配られるように、しっかりと交付をしたいと考えております。また、その後につきましては、国が2024年の秋をめどに保険証との一体化という報道がございまして、そういったところを市民の方からもお問合せをいただいておりますので、申請した方に対してもきちんとご説明しまして、申請いただいて、交付できるような体制をとっていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 吉野委員。

○4番 吉野委員 国の方針で、保険証で使えるということで、端末も結構、あれはどこが配っているのか分からないのだけれども、うちの地域のお医者さんでも受付に置いてあって、スイッチが入れてあるとか入れていないとかいう問題はあるのだけれども、大分普及してきて、国が早くそういう方針を出せば一気にいったんだと思うのですけれども、ここのところそういう報道があるので、大分普及が進んでいると思うのですけれども、事務のほうが結構大変かと思うのですけれども、その辺はしっかりやっていただきたいと思うのです。

これは担当ではないと思うのだけれども、さっき話をした端末の機器はどこが配布しているのか分かりますか。質問の意味が違うと思うのだけれども、分かっていたら教えてもらいたいものだけれども。

○委員長 磯貝課長。

○市民課長 お答え申し上げます。

今委員がおっしゃった機器というのは、医療機関に設置してあるマイナンバーカード読み取りの端末のことでよろしいでしょうか。そちらについては、恐らく、各医療機関が独自にご用意しているものだと思います。

以上でございます。

○委員長 吉野委員。

○4番 吉野委員 95ページ、地域公共交通事業費のことですけれども、18節のところで熊谷駅・犬塚間路線バス利用促進協議会、熊谷市と協議会を組んでいるわけですけれども、行田市の方が359万円ということで、熊谷市と案分するのだと思うのですけれども、全体額はどのくらいなんですか、教えてください。

○委員長 風間課長。

○交通対策課長 お答えいたします。

令和3年度の赤字額に基づきまして、運行に係る赤字額は、令和3年度は1,480万5,659円が犬塚線の赤字でございます。このうちの60%を行田市と熊谷市で負担するということになりました。経費の負担割合が、行田市が40、熊谷市が60ですので、熊谷市が528万7,000円の負担が予定されております。

以上でございます。

○委員長 ほかにいかがですか。

2番 木村委員。

○2番 木村委員 95ページ、運転免許自主返納者タクシー利用助成費ですけれども、これを申請して頂いた方が、頂いたのはいいんですけども、実際にどのくらいの方が利用しているのか、その辺のパーセンテージが分かったら、あるデータで結構ですので教えていただけますか。

○委員長 風間課長。

○交通対策課長 お答えいたします。

令和3年度ですが、利用率が16.52%になってございます。今年度が、12月までですが、19.78%の利用率でございます。

以上でございます。

○委員長 木村委員。

○2番 木村委員 自主返納するとタクシー券を頂けるということで、市民の方はすごく喜んでいらっしゃるのですけれども、利用率が非常に低いというのは何か理由があるのか、その辺の分析というのはしているのでしょうか。

○委員長 風間課長。

○交通対策課長 お答えいたします。

この事業自体は、本来自主返納の動機づけという目的で実施されておりますが、実際に申請される方は、運転免許証を自主返納した際に、警察で説明を受けて、行田市がこういうことをやっていますということで、来られて申請されている方がほとんどでございます。ということで、この事業を利用したいというところ、必ずしもタクシーの利用が必要かという部分で、そうではない方も申請されているのが一つの原因になっていると思われます。

以上でございます。

○委員長 木村委員。

○2番 木村委員 私は、もしかしたら聞き間違えているか、質問をし間違えたのかもしれないですけれども、市役所に、返納したのでタクシー券をくださいと言って実際にタクシー券を頂いた方が、実際にどのくらいタクシーを利用したかというというのがさっきの率でよろしいでしょうか。分かりました。では、それはそれで結構でございます。そうすると、なかなか難しいところですね。

もう一つ、107ページ、男女共同参画推進事業費のDVの相談員が2名いるということで、その方への謝金がついているわけですけれども、相談というのは年間でどのくらいあるのか、この相談員というのは、これだけを専門でやっているのか、その辺をお聞かせください。

○委員長 堀口所長。

○男女共同参画推進センター所長 相談件数でございますが、令和5年1月末現在で、面接による相談が、延べ数ですが58件ございました。内訳といたしましては、これも延べ数ですが、男性が12名、女性が46名でございます。また、電話での相談を受けておりまして、延べ数ですが9件ございました。内訳といたしましては、男性がゼロ名で女性が9名でございます。

相談員の方につきましては、社会福祉士の免許を持っている方でございます、専門員でございます。

以上でございます。

○委員長 木村委員。

○2番 木村委員 この相談をされるときに予約をして相談に来るわけですが、そのときだけ相談員というのは出勤するという形になるのでしょうか。

○委員長 堀口所長。

○男女共同参画推進センター所長 相談日は、木曜日と土曜日の週2回行っております。その日だけの勤務となっております。

以上でございます。

○委員長 木村委員。

○2番 木村委員 ありがとうございます。

次に、19節のDV被害者等支援金ですが、令和4年度に限って結構ですが、何人ぐらいの方が利用されたのか、分かったら教えてください。

○委員長 堀口所長。

○男女共同参画推進センター所長 支援金につきましては、令和4年度につきましては1件もございません。

以上でございます。

○委員長 木村委員。

○2番 木村委員 ありがとうございます。以上です。

○委員長 ほかにいかがですか。

1番 高橋委員。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 先ほどの吉野委員からの確認で、マイナンバーは今日まで受付を延長したかと思うのですが、昨日まで大分混んでしまっている、受付を1日延長しますと

いう通達が出たかと。それは聞いていないですか。

○委員長 磯貝課長。

○市民課長 お答え申し上げます。

マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限が昨日までだったのですが、昨日、インターネットを使ったオンライン申請が大変混み合っておりまして、それがつながらないという状況を踏まえまして、オンラインによるネット申請につきましては本日まで延長したと聞いております。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 分かりました。

別項目で、先ほど地域公共交通事業費の質疑が出されていましたが、まず、単純な話で、18節で熊谷・犬塚線は負担金ということ。あとは、循環バス、生活路線バスは補助金ということです。この負担金と補助金が、なぜここで違うのか。同じバスにお金を出しているのに、負担金と補助金の違いをお願いいたします。

○委員長 風間課長。

○交通対策課長 お答えいたします。

犬塚線につきましては、熊谷市と協議会を設置いたしまして、協議会を通じて国際十王交通に補助をしているという形になってございますので、協議会への負担金という形でございます。循環バスと吹上線につきましては、行田市が直接事業者に補助をしている形になってございますので、補助金という形をとらせていただいております。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 それでは、確認でもう一度聞かせてください。

先ほど、熊谷・犬塚線の中で、国際十王交通かと思うのですが、全体の金額1,480万円の中で、赤字が出ているけれども、その中で60%を行田市と熊谷市が負担するというご説明でした。そうすると、この60%は熊谷市と行田市でやっているけれども、40%はバス会社が赤字をしょっているということでいいですか。

○委員長 風間課長。

○交通対策課長 お答えいたします。

40%につきましては、補助の対象にしておりません。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 それでは、この件はこういうことで、バス会社が40%負担。今回行田市で行っている生活路線バスとか循環バスについては、要するに、企業の負担というのはないのですか。会社が赤字をしょっている金額というのはあるのですか。それを教えてください。

○委員長 風間課長。

○交通対策課長 お答えいたします。

まず、朝日自動車、吹上線ですが、令和3年度の赤字額が3,416万5,908円でございます。それに対しまして、約95.1%、3,250万円を来年度補助するものでございます。循環バスにつきましては、運行経費から運賃収入を差し引いた額を全額補助いたしております。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 確認なんですけれども、生活路線バスに関しては100%赤字をしょう、要するに、赤字額を全部行田市がしょっていて、朝日バスの会社のほうは赤字はしょっていないと、幾らかかぶるけれども、この吹上線だけの話ではなく、会社全体の事業の中で、この赤字部分というのは全然しょっていないくて、その赤字分だけを100%行田市から補助金としていただいている、そういうことでよろしいですか。それを聞かせてください。

○委員長 風間課長。

○交通対策課長 朝日バス自体も赤字ではございますが、その中から吹上線に係る経費、会社全体の1キロ当たりの運行経費、要素別単価に吹上線の営業キロ数を掛けて吹上線の経費を出します。そこから吹上線の収入を差し引いた金額が吹上線の赤字としておりまして、その中の95.1%に当たる3,250万円を補助するものでございます。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 この95.1%の根拠ですけれども、さっき言っておった3,416万5,908円について、行田市としては、どのように数字の根拠を確認しているのですか。

○委員長 風間課長。

○交通対策課長 お答えいたします。

まず、吹上線の運行経費、これは、先ほど申し上げたとおり、全社的な1キロ営業するに当たっての経費に吹上線の営業キロ数を掛けてございます。その金額が1億3,170万1,166円、

そこから運賃収入でございます9,753万5,258円を差し引いた赤字額3,416万5,908円を基に3,250万円、約95%を算出したものでございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 この後、循環バスに入るのですけれども、その前に、私は、いつも一般質問や質疑を本会議で聞いている、ここのところの数字の精査が、しっかりと、市が入って数字をどこまでつかんでいるのか。ただバス会社から、これだけの経費がかかって、収入を引いたらこの金額ですという。これは、何かしっかりした検査か監査か、そういうところは今後できますか。できないで、今までどおり会社のほうから言われたものだけを予算化するというので進んでいくのですか、それを教えてください。

○委員長 風間課長。

○交通対策課長 お答えいたします。

収入につきましては、朝日自動車からの報告に基づいて、実額把握された金額を基にしております。経費についてですが、前年度から大きく変わったものですか、そういったものについては、問合せをして、また訪問して、確認はさせていただいております。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 そちら辺のところをしっかりお願いしたいと思います。

もう一つの循環バスも、今までもいろいろな補助金がどんどん増額していった、当初から見ると大幅に循環バスの経費が膨らんでいるということになります。これも、数字の中身をどこまで市がつかんでいるのか。今回本会議の質疑でもありましたけれども、これはどういうふうに精査しているのですか。この数字の中身の精査。これを教えてくださいませんか。

○委員長 風間課長。

○交通対策課長 お答えいたします。

まず、補助金申請の際に添付される収支予算書の内容の詳細については、聞き取りをいたしております。また、年度末に、決算実績報告書で前年度と比較して増減などが多かったりするものについて、そういう疑問点については、全て問合せをして確認しております。また、訪問して帳簿類などを確認したこともございます。運賃収入につきましては、協定を結んでおりまして、毎月詳細な報告を受けております。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 ありがとうございます。

その辺は、今後ともしっかりとお願いしたいということと、循環バスについて、今年度は1億円以上の予算がついています。しかし、当初の説明では、吹上線の生活路線は減便をしたということで、3,400万円近く、前年から大幅に予算が減っています。そういう理由を見ると、このままいくと、循環バスの補助金も、必要がないものは減便をする、または廃止するということの必要性が出てくるのかと。よく、空気を運んでいるようなバスだ、誰も乗っていないというようなお話を聞かせてもらおうと、私の個人的な意見ですけれども、観光循環バス……

○委員長 高橋委員、申し訳ないが、質疑なので個人的な意見はなるべく控えてください。

○1番 高橋委員 分かりました。では、そういうことで見直しのほうも進めていただきたいと思いますと思っています。市内循環バスに関しては、以上でございます。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

続いて、高橋委員。

○1番 高橋委員 最後に、地域活動推進課のことで。

先ほど、101ページで自治会補助金事業のお話がありましたけれども、今年度は、自治会長手当というのはどのように考えているのか聞かせていただきたい。自治会長手当がなくなったということで、いろいろなご意見がありますので、今年度はどういうことをお考えなのか聞かせていただきたいと思います。

○委員長 酒井課長、お願いします。

○地域活動推進課長 ご質問にお答え申し上げます。

今年度の補助金につきましては、昨年度と同様、自治会運営費と自治会長活動交付金、旧の補助金の形態を一本化した形でお出しすることは違いございません。なお、自治会長活動交付金につきましては、各地域で各種課題をお持ちの方は認識しておりまして、先週あたり、自治会のほうに、自治会連合会から各地域の自治会長活動交付金の在り方について各地域の状況の調査をまとめた資料を配布して、来年度の自治会長活動交付金について地域でどう取り扱うか、資料をお示しして、各地域に適切な対応をするようお願いをしたところでございます。

以上でございます。

○1番 高橋委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。ほかにいかがですか。

〔「よろしいです」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算の討論及び採決については、この後審査を行います環境経済部所管部分の審査終了後に一括して行いますので、ご了承を願います。
暫時休憩いたします。

午前 11時 21分 休憩

午前 11時 22分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第9号について

○委員長 議案第9号 行田市交通災害共済事業費特別会計予算を議題とし、執行部の説明を求めます。

交通対策課、風間課長、お願いします。

○交通対策課長 交通対策課が所管いたします議案第9号 令和5年度行田市交通災害共済事業費特別会計予算についてご説明いたします。

着座にて失礼いたします。

初めに、予算書の16ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を定めるもので、歳入歳出それぞれ3,755万2,000円とするものでございます。前年度と比較して849万3,000円の増額となっております。

それでは、歳出から説明申し上げますので、予算に関する説明書の361ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、前年度と比較して2万3,000円の増額となっております。主な内訳ですが、右ページの説明欄、1節、4節及び8節は、交通災害共済事業に係る会計年度任用職員の人件費でございます。

7節報償金は、共済会費の取りまとめをお願いしております各自治会にお支払いする謝礼金でございます。

10節印刷製本費は、共済加入申込書や封筒などの作成に要する経費でございます。

22節共済会費還付金は、申込み者が重複加入していた場合等の共済会費の過年度分還付金でございます。

363ページをお願いいたします。

2款1項1目事業費は、右ページ説明欄に記載のとおり、18節共済見舞金でございまして、事故に遭われた会員に支払う医療見舞金、後遺障害見舞金、死亡見舞金でございます。

365ページをお願いいたします。

3款1項1目交通災害共済基金費は、前年度と比較して1,004万3,000円の増額となっております。これは、右ページ説明欄に記載のとおり、24節交通災害共済基金積立金でございまして、前年度からの繰越金1,000万円と基金の運用利子11万8,000円を基金に積み立てるものでございます。

367ページをお願いいたします。

4款1項1目予備費は、前年度と同額計上となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして、351ページをお願いいたします。

1款1項1目共済会費収入は、交通災害共済会費収入として、実績を勘案の上、3万7,000人分を計上したものでございます。

353ページをお願いいたします。

2款1項1目負担金は、生活保護者交通災害共済会費として、生活保護受給者数を勘案の上、860人分を計上したものでございます。

355ページをお願いいたします。

3款1項1目利子及び配当金は、交通災害共済基金の運用に伴い生じる利子でございます。

357ページをお願いいたします。

4款1項1目繰越金は、前年度繰越金でございます。

359ページをお願いいたします。

5款1項1目市預金利子は、前年度と同額計上でございます。

その下の2項1目雑入は、会計年度任用職員に係る雇用保険料被保険者負担金でございす。

以上で、議案第9号の細部説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

△議案第9号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

1 番 高橋委員。

○1 番 高橋委員 364ページの共済見舞金についてお聞かせいただきたいと思います。

市民の方が加入していて、交通事故においてけがをした。これは、申請するのに必要な書類があるかと思うのですが、必要なものを教えてください。けがをなさって、市のほうに見舞金を請求したいというときに、こういう書類を用意してくださいという。

○委員長 風間課長。

○交通対策課長 お答えいたします。

請求は、事故証明書、あるいは救急車出動証明書といった公の証明、それと、通院実日数が分かる医師の診断書、会員証。自転車の単独転倒事故ですとか、そういった警察に届出のない事故、公の証明が添付できない場合は、自認書を添えて請求をいたします。診断書につきましては、相手のいる場合、相手の保険会社の診断書の写しでも受け付けております。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1 番 高橋委員 確認なんですけれども、警察等の証明書がない場合、要するに、単独でやった、そういう人は理由書を書けばいいということなんですけれども、単独でも、医者 of 証明書は必要な場合があるのですか。

○委員長 風間課長。

○交通対策課長 お答えいたします。

診断書は、必ず提出していただく書類となっております。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1 番 高橋委員 そうすると、診断書は単独でも必須条件だということになりますね。単独で、仮に足の指を骨折した場合には、この制度からいくと見舞金は幾らぐらいに当てはまるのですか。

○委員長 風間課長。

○交通対策課長 お答えいたします。

事故証明等の公の証明を添付できない場合には、通院日数、入院日数もそうなんです、7日未満の場合は1万4,000円、7日以上の場合は、上限が2万円ということで規定してございます。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 通院ということは、1日でもオーケーなのか、医者診断書がなくても、何か必要なものがあれば、診断書がなくて1日通院でも1万4,000円というのが該当するということになるのですか。

○委員長 風間課長。

○交通対策課長 お答えいたします。

診断書は、必ず請求の際に添付していただきまして、1日でも通院すれば1万4,000円という形に規定されてございます。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 医者診断書というのは、市ではお幾らぐらいかかるかつかんでいますか。

○委員長 風間課長。

○交通対策課長 お答えいたします。

説明させていただく中では、5,000円ぐらいはかかってしまうというようなお話はさせていただいております。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 これは、私のほうで市民の方からご相談を受けた内容で、今確認しているのですけれども、結局、足の指を骨折して、入院にはならない。要するに、自宅で療養してくれと。骨折だから毎日行くこともない。そういうときに、5,000円使って診断書を添えて、病院へ行くのにデマンドを使って往復するということ、最低でも1,000円かかります。そうすると、診断書をもらって見舞金を請求するには6,000円かかってしまいますよね。

○委員長 高橋委員に申し上げます。今お聞きしていることは、この事業費予算と直接の関わりはないですから、事業課のほうで相対で確認をいただければと思いますので、そのようにご了解いただきます。

○1番 高橋委員 分かりました。では、これで切ります。

○委員長 そのようにお願いいたします。

ほかにはいかがですか。質疑はございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第9号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第9号 令和5年度行田市交通災害共済事業費特別会計予算は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決するに決しました。暫時休憩いたします。

午前 11時 35分 休憩

午前 11時 38分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第27号について

○委員長 これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は、委員長の許可を得てからマイクを使用していただくようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症対策のため、説明及び答弁は、簡潔明瞭に行っていただき、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、環境経済部所管の議案について審査を行います。

まず、環境経済部長にごあいさつをお願いいたします。

○環境経済部長 委員の皆様には、環境経済部の諸事業に対しまして、多大なるご支援を賜りまして厚く御礼申し上げます。

本日は、彩北広域清掃組合規約の変更及び令和5年度一般会計予算につきましてご審査賜ります。

なお、環境課長の近藤でございますが、病気療養中のため、環境課の所管部分に関しましては、副参事の金子からご説明を申し上げます。

では、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

では、これより議事に入ります。

初めに、議案第27号 彩北広域清掃組合規約の変更についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

環境経済部、金子副参事、お願いします。

○環境経済部副参事 大変恐縮ですが、着座にて説明をさせていただきます。

議案第27号 彩北広域清掃組合規約の変更について細部説明を申し上げます。

議案書の96ページをお願いいたします。

本案は、彩北広域清掃組合の規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により議決を求めるものであります。

今回の改正につきましては、令和2年3月23日付で鴻巣市から提出されたごみ処理負担金の見直しについての要望を踏まえ協議を重ねた結果、同組合の経費の支弁方法を変更することについて合意が図られたことから、地方自治法第286条第1項の規定に基づく協議を行うため、本案を提出するものであります。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますので、新旧対照表の30ページをお願いいたします。

第3条は、「別表」を「別表第1」に改めるものでございます。

次に、第15条中第2項を「前項の負担金は別表第2に掲げる負担金の割合をもって構成市が負担する」に改め、第3項は全文を削除するものであります。

次に、「別表」を「別表第1」に改め、新たに別表第2として経費及び負担金の割合について規定するものであります。これまで、負担金の割合については、運営管理に係る経費について、平等割100分の30、人口割100分の70でございました。これを平等割100分の15、ごみ量割100分の85とするものであります。

31ページをお願いいたします。

また、新たに組合が購入した土地及び組合が建設した焼却施設等の建物並びに組合敷地内に埋め立てた一般廃棄物及び焼却灰等の処分に係る経費を加え、負担金の割合を平等割100分の30、人口割100分の70とするものであります。

備考の1は、ごみ量割の基礎となるごみ量の期間を規定し、備考の2は、人口割の基礎となる人口の期間について規定するものであります。

戻りまして、議案書の97ページをお願いいたします。

附則でございますが、第1項は施行日を令和5年10月1日からとするものであります。

第2項は、経過措置について規定するものであります。

以上で、議案第27号の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

△議案第27号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

高橋委員。

○1番 高橋委員 確認で聞かせてください。先ほど、別表第2の中で、運営管理に係る経費が、今回は平等割が100分の15になり、ごみ量割が100分の85と書いてあります。そうすると、この割合になると、行田市と鴻巣市の平等割はどういう数字が出てくるのですか。それと、ごみ量割も行田市と鴻巣市はこういう違いが出てくる、それを教えていただければと思います。

○委員長 江森部長。

○環境経済部長 お答え申し上げます。

変更後の負担割合で申し上げますと、現在のごみ量割を見直しますと、年間で約4,600万円ほど行田市の負担が増えて、鴻巣市の負担が減る。なお、この規約につきましては令和5年10月1日の施行でございますので、令和5年度につきましては、その半分が差額ということで、2,300万円程度の差があるものと考えております。

以上です。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 そうすると、平等割で15とか、ごみ量割で85という細かい数字は出るのですか。今言ったのは、行田市の金額がこれだけ増えますという額だったか。半年だからおよそ2,300万円、これが1年になると令和6年度になると4,600万円ということになるのかという説明だったと思います。私が聞いているのは、平等割とごみ量割、これでどのぐらいの差が出てくるのかと思ったのです。

○委員長 江森部長。

○環境経済部長 お答え申し上げます。

令和5年度の試算で申し上げますと、平等割30%が6,298万5,600円、これが30%の平等割

の合計額。これが2分の1ずつになりますので、行田市、鴻巣市がそれぞれ3,149万2,800円ずつということになります。平等割が15%の場合は合計3,406万5,600円で、行田市、鴻巣市ともに1,703万2,800円、それぞれ同額ですが、平等割はこのようになるというふうに試算してございます。

以上です。

○委員長 よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

4番 吉野委員。

○4番 吉野委員 単純な質問だけでも、これは10月1日から施行になっているのだけでも、どうしてなのですか。例えば、4月1日とか、時間的な問題があるのですか。

○委員長 江森部長。

○環境経済部長 お答え申し上げます。

この規約変更でございますが、両市の市議会で議決を頂戴した後、法定上の協議を両市で行って、その後、埼玉県知事に届け出て許可を得て、初めて効力が発生いたします。速やかに手続を行いますが、4月1日の時点で許可が下りているかどうかというのは確定してございません。そういった手続、それから、今回、令和5年当初予算は、現在の規約の額での予算措置となっておりますので、10月ということで、6月の補正等で予算を確保して10月1日の適用の日を迎えたいという予定でございます。

以上です。

○委員長 よろしいですか。ほかにはいかがですか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第27号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第27号 彩北広域清掃組合規約の変更については原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決するに決しました。
暫時休憩いたします。

午前 11時 49分 休憩

午後 1時 00分 再開

○委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第7号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算中、環境経済部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

初めに、環境課所管部分について。

金子副参事、お願いします。

○環境経済部副参事 大変恐縮ですが、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算のうち、環境課所管部分につきましてご説明申し上げます。

歳出からご説明いたしますので、予算に関する説明書の94ページをお願いいたします。

11目環境対策費は、前年度に比べ511万円の減額でございます。これは環境基本計画策定業務委託料の減額などによるものでございます。

主なものを申し上げますと、右ページ説明欄の1節委員報酬は、環境審議会委員11人、産業廃棄物処理施設等設置調整審査会5人分に係る報酬でございます。

7節報償品費は、主にクビアカツヤカミキリ駆除事業に係る報償品の購入費用等でございます。

12節環境基本計画策定業務委託料は、次期計画となる第3次環境基本計画の策定業務委託料でございまして、来年度に策定を完了する予定でございます。その下の化学分析委託料は、市内5つの河川の水質調査を実施するものでございます。その下のダイオキシン類調査委託料は、大気と土壌におけるダイオキシン類の分析調査を市内3箇所それぞれ実施するものでございます。

97ページをお願いいたします。

説明欄、18節の一番下、合併処理浄化槽設置補助金は、単独処理浄化槽及びくみ取便槽から合併処理浄化槽への転換促進を図るため、設置などに係る費用の一部を補助するものでござ

ざいます。

次に、飛びまして、162ページをお願いいたします。

4目環境衛生費は、前年度に比べ20万2,000円の減額でございます。

主なものを申し上げますと、右ページ説明欄の7節報償金は、春と秋の年2回実施するごみゼロ運動に伴う運搬作業やごみ集積所の管理指導に対する報償金でございます。

18節の地区衛生協力会交付金は、市内186地区の衛生協力会に対する交付金でございます。その下の衛生協力会連合会補助金は、連合会の活動に対する補助金でございます。

164ページをお願いいたします。

1目清掃総務費は、前年度と比較して160万7,000円の増額でございます。これは人件費等によるものでございます。

主なものを申し上げますと、右ページ説明欄の1節から4節までは、環境課職員15人分、会計年度任用職員1人分に係る人件費でございます。

167ページをお願いいたします。

18節の3行目、行田羽生資源環境組合負担金は、新ごみ処理施設の整備を行っている同組合に係る負担金でございます。

次に、左ページに戻りまして、2目塵芥処理費は、前年度と比較して982万7,000円の増額でございます。これは、一般廃棄物の収集運搬に係る委託料の増額、粗大ごみ処理場の電気料の増額及び施設運転管理業務委託の契約更新に伴い、設計額を計上したことなどによるものでございます。

右ページ説明欄の◎塵芥処理事業費のうち主なものを申し上げますと、7節奨励金は、PTAや子ども会などが行う資源物の集団回収に対する奨励金、その下の買上金は、各地区衛生協力会に対する資源物の買上金でございます。

11節の一番下、手数料は、不法投棄されたテレビや洗濯機、冷蔵庫など、家電リサイクル法の対象品に係る処理手数料でございます。

12節資源物収集委託料は、集積所240箇所の資源物を、缶・瓶類は月2回、紙・布類は月1回の収集運搬について委託するものでございます。

その下の可燃ごみ収集委託料は、集積所1,418箇所の可燃ごみを、市街地は週4回、その他の地域は週3回の収集運搬について委託するものでございます。

その下の不燃ごみ収集委託料は、集積所1,340箇所の不燃ごみを週2回の収集運搬について委託するものでございます。

その下の粗大ごみ等収集委託料は、集積所218箇所の粗大ごみ及び有害ごみの収集運搬について委託するものでございます。

その下の公共施設等廃棄物収集委託料は、公共施設55施設の可燃・不燃ごみの収集運搬について委託するものでございます。

18節彩北広域清掃組合負担金は、小針クリーンセンターの運営・維持管理を行っている同組合に係る負担金でございます。

その下の生ごみ処理機器購入費補助金は、ごみ排出量の削減に向け、家庭から出る生ごみの自家処理を促進するため、コンポスト及び生ごみ処理機器などの購入費用に対し補助するものでございます。

次の◎粗大ごみ処理施設管理費のうち主なものを申し上げますと、10節の3行目修繕料は、粗大ごみ処理場の老朽化に伴う破砕機などの修繕及びインボイス対応に係る機器の改修費用でございます。その下の電気料は、事務所を含む粗大ごみ処理場の運転、維持管理に係る電気料でございます。

169ページをお願いいたします。

11節の一番下、手数料は、粗大ごみ処理場で処理することのできない破砕不適物、困難物などの処理を専門業者に依頼するものでございます。

12節一般廃棄物処理委託料は、破砕処理後の不燃物を処分するための委託料でございます。

その下の廃乾電池等処理委託料は、搬入された廃乾電池及び蛍光管の処分を委託するものでございます。

その下の破砕廃棄物運搬委託料は、破砕処理後の不燃物を寄居町にある県の最終処分場まで運搬するための委託料でございます。

その下の施設運転管理委託料は、粗大ごみ処理場の運転管理に係る委託料で長期継続契約でございます。

13節器具・機材借上料は、粗大ごみ処理場内で使用する油圧ショベル1台と深ダンプ2台に係るリース料でございます。

次の◎長善沼整備事業費のうち主なものを申し上げますと、12節の除草委託料は、最終処分場等の除草を年2回実施するもの、その下の水質検査委託料は、地下水2地点及び浸出水1地点の水質分析調査を委託するものでございます。

左ページに戻りまして、3目し尿処理費は、前年度に比べ1,355万9,000円の増額でございます。これは環境センター処理施設における電気料の増額、施設運転管理業務委託の契約更

新に伴い設計額を計上したこと及び受入槽内の防食工事などによるものでございます。

右ページ、説明欄の◎し尿処理事業費のうち主なものを申し上げますと、12節のし尿処理委託料は、生活保護世帯に係るし尿処理を委託するものでございます。

次の◎し尿処理施設管理費のうち主なものを申し上げますと、10節の3行目、修繕料は施設の老朽化に伴う機器などの修繕を行うものでございます。

その下の電気料は、事務所を含む環境センターの運営、維持管理に係る電気料でございます。

その下の上下水道料は、主に希釈処理後の放流水を下水道に流すための下水道使用料でございます。

171ページをお願いいたします。

11節の2行目、手数料は、受入槽の防食工事に伴い処理フローの変更を行うため、これを制御するシステムのプログラム変更の手数料でございます。

12節資源リサイクル委託料は、搬入されるし尿等に含まれるし渣の再資源化処理に係る委託料でございます。

その下の施設運転管理委託料は、環境センターの運転管理に係る委託料で、長期継続契約でございます。

14節設備改修工事請負費は、環境センター処理施設における2つの受入槽の防食工事を実施するものでございます。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、ページを戻りまして、36ページをお願いいたします。

2項2目衛生手数料の2節清掃手数料のうち、右ページ、説明欄の許可申請手数料は、一般廃棄物の収集運搬業者の許可申請に係る8件分の更新手数料、その下の諸手数料は、粗大ごみ処理場に搬入される事業系ごみに係る処理手数料を見込んだものでございます。

38ページをお願いいたします。

2項1目総務費国庫補助金のうち、1節総務管理費補助金、右ページ、説明欄の循環型社会形成推進交付金は、合併処理浄化槽への転換設置に係る国庫補助金で、補助率は2分の1でございます。

42ページをお願いいたします。

2項1目総務費県補助金の1節総務管理費補助金のうち、右ページ、説明欄の2行目、浄

化槽整備事業補助金は、合併処理浄化槽への転換設置に係る県補助金で、補助額は1基につき20万円でございます。

その下のクビアカツヤカミキリ防除対策事業補助金は、主に樹木の伐採など、市の防除対策に係る県補助金で、補助率は2分の1以内でございます。

46ページをお願いいたします。

3項1目総務費委託金、1節総務管理費委託金のうち、右ページ、説明欄の環境保全交付金は、アライグマの個体分析や公害関係事務を市が処理することに対する交付金でございます。

48ページをお願いいたします。

1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入のうち、右ページ、説明欄の上から7行目、一般土地貸付収入（環境課）は、長善沼のメガソーラー発電事業に係る土地の貸付収入でございます。

その8行下、建物貸付収入（環境課）は、太陽光発電事業に伴う環境センターの屋根貸し収入でございます。

下から2行目、一般廃棄物最終処分場敷地貸付収入は、最終処分場の一部に係る彩北広域清掃組合からの土地の貸付収入でございます。

その下の一般廃棄物処理施設敷地貸付収入は、新ごみ処理施設整備の事業用地に係る行田羽生資源環境組合からの土地の貸付収入でございます。

次に、少し飛びまして、60ページをお願いいたします。

7節施設貸付収入のうち、右ページ、説明欄の10行目、環境課電気、ガス、水道料は、忍城おもてなし甲冑隊の事務所として使用している環境課2階部分の貸付収入でございます。

その下の環境課電気料は、環境課内の自動販売機に係る使用料でございます。

62ページをお願いいたします。

9節用品等売払収入のうち、右ページ、説明欄の2行目、資源ごみ売払収入（環境課）は、前年度に比べ473万3,000円の増額で、資源リサイクル事業で回収する缶・瓶及び紙・布類などの売払収入でございます。

66ページをお願いいたします。

1項3目衛生債の1節清掃債、右ページ、説明欄のし尿処理施設設備改修事業債は、環境センター内の2つの受入槽内の防食工事に係る合併特例債でございます。

以上で環境課所管の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

続いて、商工観光課、森原課長、お願いします。

○商工観光課長 着座にて説明させていただきます。

それでは、商工観光課所管部分につきまして、歳出から説明させていただきます。

172ページをお願いいたします。

1 目労働諸費、右ページ、説明欄の◎労務対策費のうち、2 節から4 節は、職員1 人分の人件費でございます。

18 節の4 行目、行田市中小企業退職金共済会補助金は、行田市中小企業退職金共済会に対する運営補助でございます。

180ページをお願いいたします。

1 目商工総務費は、前年度と比較して500万3,000円の増額でございます。右側説明欄、2 節から4 節は職員9 人分の人件費となっております。

180ページにお戻りください。

2 目商工業振興費は、前年度に比べ3,076万3,000円の増額となっております。主な要因といたしましては、プレミアム付商品券の実施等によるものでございます。

右側、181ページの説明欄のうち、主なものを申し上げますと、18 節の1 行目、商工会議所事業補助金、1 つ下の商工会事業補助金は、行田商工会議所及び南河原商工会の運営に対する補助金でございます。

その下の小規模事業対策補助金は、行田商工会議所が実施いたします企業の安定経営に向けた各種研修やセミナーの開催、経営税務相談等の事業の実施に当たり、費用の一部を補助するものでございます。

3 つ下の電灯料補助金は、市内商店会及び街路灯組合12団体に対し、街路灯電気料の8 割を補助するもので、電気料の高騰分の増額を見込んだものとなっております。

2 つ下の商店街等施設整備事業費補助金は、埼玉県が実施する商店街等施設整備事業補助金の活用の募集に対しまして、商店街街路灯のLED化及び防犯カメラの設置を、それぞれの商店街及び商店会から要望をいただいておりますことから、提案が採択された場合に必要となる予算を計上しているものでございます。

5 つ下の住宅改修資金補助金は、市民が市内事業者を利用して住宅等の改修を行う際に工事費用の一部を補助するものでございます。

その下の起業家支援助成金は、市内空き店舗を活用して事業を営んでいる方に対する店舗

の家賃及び改修費用の助成を行うものでございます。

183ページ、説明欄をお願いします。

一番上になります。企業立地奨励金は、令和5年度において奨励金の対象となる4つの事業所に対する費用を計上したものでございます。

その下のプレミアム付商品券事業補助金は、地域経済の活性化を目的に、市内店舗で利用可能なプレミアム付商品券を今年度、令和4年度と同様、発行総額2億6,000万円にて実施するものでございます。

182ページに戻りまして、3目観光費は、前年度に比べ4,926万6,000円の減額となっております。主な要因といたしましては、4月にオープンを予定しておりますさきたまテラスの駐車場及び観光物産施設の整備の終了によるものでございます。

右側、183ページをお願いします。

説明欄のうち主なものを申し上げますと、12節の1行目、観光関連施設管理業務委託料は、J R行田駅前観光案内所、忍城バスターミナル観光案内所及びさきたまテラスゾーンの管理運営を委託するものでございます。

12節の一番下、緑地管理業務委託料は、さきたまテラスゾーンの敷地部分、道路に隣接するのり面の芝生部分について管理業務を委託するものでございます。

18節の2行目、行田おもてなし観光局補助金は、本市の観光行政の主軸を担う行田おもてなし観光局に対する補助金でございまして、経営的な視点に立った観光事業の推進に対して補助を行うものでございます。

185ページをお願いします。

説明欄の◎桜維持管理費は、武蔵水路等に植樹した桜の消毒や伐採など、維持管理に要する経費でございます。

184ページに戻りまして、4目商工センター費は、前年度と比較して3,245万8,000円の増額となっております。主な要因といたしましては、商工センター照明のLED化によるものでございます。

右側、185ページ、説明欄の12節指定管理料は、公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団へ支払う指定管理料でございます。

14節の1行目、施設改修工事請負費は、商工センター駐車場の改修に伴う費用でございます。

その下の設備改修工事請負費は、商工センター照明LED化工事に伴う前払金でございま

す。

以上が歳出となります。

続きまして、歳入について説明申し上げますので、戻りまして34ページをお願いいたします。

4目商工使用料は、前年度と同額計上でございまして、右側、35ページ説明欄中ほどに記載してあります商工センター内に事務所を置いている行田商工会議所から労働基準協会までの6団体からの使用料を見込んだものでございます。

44ページをお願いいたします。

5目商工費県補助金のうち、右側、45ページの説明欄、商店街等施設整備事業費補助金は、中心市街地に位置する商店会の商店街街路灯のLED化整備に対する県の補助金でございます。

48ページをお願いいたします。

1目財産貸付収入のうち、右、49ページ、説明欄の下から9行目、建物貸付収入（商工観光課）は、商工センターの屋根貸しによる太陽光発電事業に伴う貸付収入でございます。

飛びまして61ページをお願いいたします。

1目雑入のうち、4節になりますが、説明欄の2行目、外国人観光客受入体制整備事業補助金は、さきたま古墳群に設置してある観光案内板の張り替え及び多言語化に対する埼玉県外国人観光客誘致推進協議会からの交付金で、補助率は2分の1でございます。

同じく1目雑入の7節のうち、61ページの説明欄の下から11行目、商工センター電気、ガス、水道料から2つ下の商工センター清掃委託料は、商工センターの施設貸付けに伴う行田商工会議所などの受益団体からの負担分を見込んだものでございます。

その下の観光案内所電気料は、JR行田駅前観光案内所及び忍城バスターミナル観光案内所に設置しております自動販売機の電気料を見込んだものでございます。

63ページをお願いいたします。

一番下になりますが、15節雑入の説明欄の3行目、損失補償還付金は、市の融資制度に係る返済において、万一未償還が生じた場合に代位弁済を行うこととなっておりますが、これを行った場合の損失補償還付収入を見込んだものでございます。

66ページをお願いいたします。

5目商工債、右側、説明欄の商工センター設備改修事業債は、商工センターLED化事業に対するものでございます。

以上で、商工観光課所管の説明とさせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

次に、農政課、間宮課長、お願いします。

○農政課長 着座にて説明させていただきます。

それでは、引き続き、農政課関係の、まず歳出予算につきましてご説明申し上げます。

予算に関する説明書の174ページをお願いいたします。

2目農業総務費は、前年度に比べ499万4,000円の減額計上となっております。これは、人事異動による給与高低差によるものでございます。

右ページの説明欄の◎農業一般管理費は、農業委員会事務局職員、農政課職員13人分の人件費でございます。

174ページにお戻りください。

3目農業振興費は、前年度に比べ478万円の増額計上となっております。この主な要因は、負担金補助及び交付金の増額などによるものでございます。

右ページの説明欄の◎農業振興費のうち主なものを申し上げますので、177ページの説明欄をお願いいたします。

13節器具・機材借上料は、農業用素掘り用排水路のしゅんせつに使用する作業機械及びダンプトラック等の借上料でございます。

次に、18節の上から5行目、農業再生協議会交付金は、米の生産調整、担い手育成の事務を行う行田市農業再生協議会への交付金でございます。

6つ下の田んぼアート米づくり体験事業推進協議会補助金は、田んぼアート事業を開催する費用を補助するものでございます。

その下の行田はちまんマルシェ実行委員会補助金は、八幡通り沿いの若葉保育園駐車場で毎週日曜日に開催するイベントに対して補助するものでございます。なお、令和5年度に一般財団法人地域活性化センターの助成金を活用し、運営方法の見直しや商品開発、PR強化などを実施する予定となっております。

3つ下の新規就農総合支援事業費補助金は、認定新規就農者の経営開始や経営発展のために必要となる資金を支援するものでございます。

2つ下の攻めの農業支援事業補助金は、農業振興を図るため、特産品として期待できる農産物の生産、6次産業化や観光農園開設のほか、既存の生産方法を改善するための新たな取組を行おうとする農業者等に対し、その一部を補助するものでございます。なお、令和5年

度からは特産農産物の生産団体を対象といたしまして、補助上限額の引上げを予定しております。

その下の環境保全型農業支援事業補助金は、自然環境の保全に資する生産方式を導入し、環境保全に効果の高い営農活動を行おうとする農業者に対し補助するものでございます。

その下の経営継承・発展等支援事業補助金は、担い手から経営を継承し発展させるための取組を行おうとする農業者に対し、補助するものでございます。

176ページにお戻りください。

4目園芸振興費及び5目畜産業費は、前年度と同額となっております。

178ページをお願いいたします。

6目農地費は、前年度に比べ884万9,000円の増額計上となっております。この主な要因は、委託料並びに負担金補助及び交付金の増額などによるものでございます。

右ページ、説明欄の◎土地改良費のうち主なものを申し上げますと、12節認定農用地台帳作成委託料は、多面的機能活動組織の対象区域に係る認定農用地台帳整備業務の委託料でございます。

次に、14節土地改良事業工事請負費は、斎条笠替地区の堰改修工事を国の農業水路等長寿命化・防災減災事業を活用して実施しようとするものでございます。

次に、18節負担金補助及び交付金の5行目、元荒川上流土地改良区土地改良事業（建設事業費）負担金は、同改良区が実施する幹線農業用排水路整備事業の市負担金でございます。

2つ下の県営ほ場整備事業負担金は、鴻巣・行田地区及び池上地区のほ場整備事業における市負担金でございます。

その下の県営基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金は、県営基幹水利施設の補修整備事業の負担金でございます。内容につきましては、上須戸堰の転倒堰の製作費及び中条星宮地区の堰上げゲート2箇所、地下水機場1箇所の実施設設計費を負担するものでございます。

その下の土地改良事業補助金は、大里用水土地改良区など5つの土地改良区の施設補修整備事業の補助金でございます。内容につきましては、大里用水土地改良区の前谷地区における京田堰の塗装及び補修など、市内5地区における土地改良施設の補修整備の補助でございます。

その下の多面的機能発揮促進事業補助金は、農地や農業用道路・水路の適切な保全管理を図るための活動を地域ぐるみで行う組織への補助金でございます。

次の◎農業用道路及び農業用排水路整備事業費のうち主なものを申し上げますと、11節出役料は、市内各所の用排水路及び農道の緊急的な補修を行うための賃金でございます。

次に、12節の調査測量設計委託料は、用排水路整備工事及び水田貯留設備整備工事に伴う設計委託料でございます。

次に、14節の1行目、農道整備工事請負費は、未舗装の農道を舗装する農道舗装工事費でございます。

その下の農道補修工事請負費は、農道の補修工事費でございます。

その下の用排水路整備工事請負費は、市内各所の用水路及び排水路の整備工事費でございます。

その下の水田貯留設備整備工事請負費は、田んぼダムの整備工事費でございます。

以上で、歳出についての説明を終わりにさせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして44ページをお願いいたします。

4目農業費県補助金の2節農業振興費補助金の右ページの説明欄をお願いいたします。

農業経営基盤強化資金利子助成金は、認定農業者が受けた融資に対する利子に係る県助成を見込んだもので、助成率は2分の1でございます。

次の新規就農総合支援事業費補助金は、認定新規就農者への補助金を見込んだもので、補助率は経営開始資金事業に係るものが10分の10、経営発展支援事業に係るものが4分の3でございます。

次の環境保全型農業支援事業補助金は、環境保全型農業支援事業に対する補助金を見込んだもので、補助率は4分の3でございます。

次の経営所得安定対策推進事業費補助金は、米の生産調整、担い手育成の各種事務を行う行田市農業再生協議会の事業に対する補助金を見込んだもので、補助率は10分の10でございます。

次に、3節農地費補助金の右ページ、説明欄をお願いいたします。

土地改良事業費補助金は、斎条笠替地区の堰改修工事への補助金を見込んだもので、補助率は補助対象経費の100分の64でございます。

次の多面的機能支払交付金は、農地や農業用道路・水路を適切に保全管理することを目的とした地域の団体事業への補助金及び多面的機能活動組織の対象地区の認定農用地台帳作成委託業務への補助金を見込んだもので、補助率は団体事業に係るものが4分の3、認定農用

地台帳作成委託業務に係るものが10分の10でございます。

少し飛びまして、60ページをお願いいたします。

4節交付金及び助成金収入のうち、右ページ、説明欄の3行目、経営継承・発展等支援事業補助金は、担い手から経営を継承し発展させるための取組を行おうとする農業者への補助金を見込んだもので、補助率は2分の1でございます。

4つ下の地域活性化センター交流促進事業助成金は、農業振興費の歳出のところでご説明申し上げました行田はちまんマルシェ事業への助成金を見込んだものでございます。

次に、5節委託金収入のうち、右ページ、説明欄の一番下の農地中間管理事業委託金は、農地中間管理機構からの事務委託金を見込んだものでございます。

62ページをお願いいたします。

9節用品等売払収入のうち、右ページ、説明欄の8行目、農業振興地域計画図売払収入は、農業振興地域計画図の売払いを見込んだものでございます。

66ページをお願いいたします。

1項4目農業債の1節農業債の右ページ、説明欄をお願いいたします。

かんがい排水路整備事業債は、斎条地区の国庫補助事業における堰改修及び市内各所における用排水路の整備に対するものでございます。

その下の水田貯留設備整備事業債は、田んぼダムの整備に対するものでございます。

以上をもちまして、農政課関係予算の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

続きまして、農業委員会事務局、前島局長、お願いします。

○農業委員会事務局長 着座にて失礼いたします。

174ページをお願いいたします。

1項1目農業委員会費でございますが、前年度と比較いたしますと80万円の増額となっております。主な要因といたしまして、OAシステム改修委託料の計上によるものでございます。

右ページ、説明欄、◎農業委員会運営費のうち主なものをご説明いたします。

1節委員報酬は、農業委員13名及び農地利用最適化推進委員20名の報酬でございます。

次に、12節、2行目、OAシステム改修委託料は、市が管理している農地台帳システムのデータを国が運営している農業委員会サポートシステムにデータを移行させる機能を追加改修する委託料でございます。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、36ページをお願いいたします。

2項3目農業手数料でございますが、右ページの説明欄の諸証明手数料は、農家証明書、除外証明書などの発行手数料でございます。

44ページをお願いいたします。

2項4目農業費県補助金のうち1節農業委員会費補助金は、農業委員会設置費等に関わる県補助金でございます。

60ページをお願いいたします。

4項1目雑入のうち5節委託金収入でございますが、右ページの説明欄の上から3行目、農業者年金事務委託金は、独立行政法人農業者年金基金から農業者年金事務を受けている収入でございます。

以上で、農業委員会所管の歳入歳出予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で全部の説明が終わりました。

△議案第7号の質疑

○委員長 続きまして、質疑を行います。

質疑のある方はそれぞれ順次挙手をお願いしたいと思います。

1番 高橋委員。

○1番 高橋委員 それでは、大変重要な、177ページで幾つか聞かせてください。

農業関係、今、ご説明いただいて大変興味がありまして質問します。

まず、18節、上から5行目、農業再生協議会交付金、これ、もう一度協議会の内容を教えてくださいませんか。この協議会は何をやっているのか。

○委員長 間宮課長、お願いします。

○農政課長 お答え申し上げます。

農業再生協議会の事業内容でございますけれども、一番は経営所得安定対策推進事業を行っておりまして、農家の営農計画書を毎年出していただきますので、その計画書の申請書の印刷や配付、また回収等の取りまとめを行っております。また、その計画書のデータ化も作成しておりまして、そのデータに基づきまして、例えば水稻をどのくらいの面積とか、麦を

どのくらいの面積というのがありますので、その現地の確認等も行っております。

○委員長 以上でよろしいですか。

高橋委員。

○1番 高橋委員 それでは、今の内容ですけれども、この営農計画ですけれども、これによって何か農業者のほうの利点というのはどういうものが生まれてくるんですか。これをつくることによって、先ほどのデータだけで知らせるだけということになるのか、それを基にして何か農業者が得るものはどういうことがあるんですか。

○委員長 間宮課長。

○農政課長 お答えいたします。

営農計画書を出していただきまして、その計画に基づきまして、先ほど言いました経営所得安定対策事業におきまして、例えば畑作物の直接支払交付金や、あとは米や畑作物の収入減少影響緩和交付金といった、そういう補助対象事業もありますので、そちらの対象になるものを協議会のほうで確認しまして、交付対象者は認定農業者、認定新規就農者になるんですけれども、そちらの方の補助が受けられるように調整等を行っております。

以上です。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 ありがとうございます。

それでは、同じようなことで、同じページで18節の下から4行目の攻めの農業支援事業補助金、6次産業化・観光農園等のご説明がありました。行田市としては今後、観光農園という言葉が出てきているんですけれども、これに対して何か具体的に、観光農園をやるんだ、どこかで、今もやっていると思うんですけれども、これは何か具体的にこういうことがあるのかどうか、観光農園で。それを含めて、6次を含めた形でのこの具体的な内容があるならば示してくれませんか。

○委員長 どうですか。

間宮課長。

○農政課長 お答え申し上げます。

攻めの農業の支援事業の補助の交付要綱の中で、補助対象事業の1つの例としまして、新たに観光農園などを開設しようとする事業というのがあるんですけれども、現時点ではそちらの事業の相談等はこちらでは受けておりませんので、実績はございません。

以上です。

○委員長 はい、どうぞ。

○1番 高橋委員 私、実績を聞いているのではなくて、観光農園という言葉が出てきたので、大変いいことだと思っているんですよ。米作だけにこだわらず、お米だけでなく、それでこれを積極的に行田市が引っ張っていくんだ、開設していくんだと、そういうことがいかなのかと思って確認をしてみたんですが、別に今のところ、何か具体的にこの場所で、ある場所で何か具体的にそこで試験的だとか、実験的に何かやろうとか、そういうことの考えというのは、今のところ具体的なものはないということよろしいですか。

○委員長 どうですか。

間宮課長。

○農政課長 お答えいたします。

市でということよろしいですか。市ではなくて。

推進しようとしているということで、この補助金の交付要綱に一例として、対象事業として出ているわけですが、現在は相談は受けていることはあるんですけども、まだ具体的には観光農園の開設までは至っているものはございません。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 ありがとうございます。こちらの当初予算の概要という、ここにも64ページでその件が一番上に載ってしまして、その文章の中では、観光農園の前に市民農園という言葉も入っているんですね。市民農園、それから観光農園の開設とここに説明が入っていたので、何か具体的にあるのかと思ってお聞きしたんですけど、分かりました。ぜひ攻めてください。お願いします。

それともう一つ、すみません。その下に環境保全型農業支援、これも私は大事かと思って聞いていて、これは行田市としては取り組まなければならないところで、これは行田市としても、環境保全の農業支援というのは大変興味が私はあって、具体的に何か市ではこういう計画があるというような、ないですか、もう一度内容を聞かせてください。

○委員長 間宮課長。

○農政課長 お答えいたします。

この環境保全型農業支援事業につきましては、国のみどりの食料システム戦略の中で環境保全型農業等の推進を図っておりますので、本市としても特色ある農業の推進ということで取り組むこととしておりますので、現状ですと1団体が、令和4年度については1団体の方が環境保全型農業に着手していただいております、今後、令和5年度以降についてはまた

新たにという相談を受けておりますので、そちらの相談を受けている団体に対しましても、市で支援をしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長 どうぞ、高橋委員。

○1番 高橋委員 大変ありがとうございます。現在、令和4年度で1団体、具体的にどういう事業を行っているかというのを分かる範囲内で教えてください。環境保全型というのはどういう形で行田市で展開しているのか。

○委員長 間宮課長。

○農政課長 お答えいたします。

令和4年度の1団体の方は、カバークロップというのがありまして、レンゲソウを使用した炭素貯留効果の高い取組を有機農業として行っている団体があります。1団体、そういうことを行っている団体があります。

以上です。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 結局、攻めの農業を含めた形で、こういうところで環境保全もやるわけですけど、要は農業者、またはそれに従事する人が元気が出てこない、継続性がないと思うんですね。継続はできない。そこら辺の指導的な、コンサルみたいな人はこういうことについて携わって指導しているんですか。どうなんですか。それはその団体のお任せという形、何か専門家が入って、コンサルが入って指導しているんだとか、そういうことはない。

○委員長 江森部長。

○環境経済部長 お答えいたします。

まず、攻めの農業でございますが、国などの補助金が当たらないところで、市独自の補助金として攻めの農業という形で補助を実施しまして、特色ある農産物であるとか、それからスマート農業、こういったものには直接国の補助金とかがない部分でございまして、そういったところを当てて農業経営の基盤強化を目的として行っているものでございます。

環境保全型のほうは、減農薬、化学肥料や化学農薬を少なく使う、それから先ほどのカバークロップ、堆肥、そういったものを使って、環境にやさしい農業を推進する、そういったことで化学肥料を減らすことによって農産物の付加価値を高める、そういったことを目的としております。そちらに関しましては、加須農林振興センターに指導員がいらっしゃいますので、そういった方の助言も受けながら農家の相談に応じているところでございます。

以上でございます。

○1番 高橋委員 分かりました。

○委員長 ほかにはいかがですか。

2番 木村委員、どうぞ。

○2番 木村委員 まず、97ページの18節の最後のところの合併処理浄化槽設置補助金ですけど、3,000万円強の予算がついておりますが、今年度の実績はどのくらい現在あるのか、分かる範囲で教えていただけますか。

○委員長 金子副参事、お願いします。

○環境経済部副参事 お答えいたします。

令和4年度ですが、令和5年1月末現在で42基の申請をいただいております。

以上でございます。

○委員長 木村委員、どうぞ。

○2番 木村委員 そうすると、その補助金の合計は42基で幾らになりますか。

○委員長 金子副参事。

○環境経済部副参事 合併処理浄化槽は、人槽によって設置転換費が変わってきます。5人槽で1基当たり35万2,000円、7人槽で43万2,000円、処分費については、単独処理浄化槽が1基当たり9万円、くみ取便槽の場合が6万円、それから、配管でございますが、こちらについては10万円というような形でそれぞれ積み上げておりまして、全体総額42基分、現時点ではちょっと数字を持ってございません。

以上でございます。

○委員長 木村委員。

○2番 木村委員 すみません、突然聞いて、失礼しました。

それでは、3,000万円強の予算はどういう根拠で、3,000万円強の予算が補助金として予算化されているのか、教えてください。

○委員長 金子副参事。

○環境経済部副参事 お答えいたします。

令和5年度につきましては、50基分の補助を見込んでございまして、5人槽が15基、7人槽が33基、10人槽が2基という形で積算をそれぞれさせていただいております。

○委員長 木村委員、どうぞ。

○2番 木村委員 分かりました。ありがとうございました。

次の質問を続けてさせてもらっていいですか。171ページですけれども、12節で施設運営管理委託料が3,200万円ほど見ておりますが、これは先ほどの説明だと環境センターの運営管理費ということですから、環境センターの運営管理費というのは単年度でやっているものなのではないでしょうか。複数年度で委託を出していて、これが今年度の予算ということでしょうか。

○委員長 金子副参事。

○環境経済部副参事 お答えいたします。

この施設運営管理委託料につきましては、長期継続契約でございまして、これは平成18年に長期継続契約ができる条例がございまして、その役務の提供という中でやってございます。現在が令和4年度末の契約期限でございますので、令和5年、6年で2カ年の履行期間として長期継続契約として実施するものでございます。

以上でございます。

○委員長 木村委員、どうぞ。

○2番 木村委員 失礼しました。18年から長期ができるようになって、長期というのは2年のことですね。それ以上のことはできないというわけですね。

○委員長 金子副参事。

○環境経済部副参事 行田市の実施要領では、2年から5年を標準とすると、委託の内容、こういったもので期間のほうはそれぞれ管理者のほうで設定させていただいております。長期継続契約になりますので、契約年数は3カ年でございます。今年度中に契約をして、準備行為をすると、履行期間が令和5年度、令和6年度の2カ年という形になります。

以上でございます。

○委員長 木村委員、どうぞ。

○2番 木村委員 よく分かりました。ありがとうございました。

最後の質問ですけれども、そのページの14節ですが、ちょっと聞き逃してしまったと思うんですけれども、設備改修工事請負費の、これは一本の内容なのか、数本の内容なのか、内容について分かったら教えてください。

○委員長 金子副参事。

○環境経済部副参事 こちらは環境センター内の受入槽というのが2つございます。環境センターについては、まず、し尿をくみ取ったバキュームカーから環境センターに搬入されて、受入槽に、2つあるのですが、どちらかいずれかに入れます。その後に貯留槽というところ

に移して、希釈をして、下水道の放流基準に合致させた後に放流水槽から下水道に流すというシステムでございまして、今回この14節の工事費については、一本の工事で受入槽の2つ、片方ずつ、こちらのほうを防食塗装するものでございます。基本的には、まず剥がして、防食モルタルで腐食コンクリートの面を均して、プライマーを塗って、3回ほど塗装をさせていただいて、最終的に仕上げをする、このような工事を1つの工事として実施する予定でございます。

以上でございます。

○2番 木村委員 分かりました。ありがとうございました。

○委員長 ほかにはいかがですか。

3番 吉田委員、どうぞ。

○3番 吉田委員 2つ聞かせてください。95ページでダイオキシン類調査委託料が132万円計上されていますけれども、説明では3カ所分という形で説明は聞いたのですけれども、1カ所は約44万円だと思うのですけれども、この3カ所というのはどここの場所ですか、それが1点。

あと、もう1点が177ページで、経営継承・発展等支援事業補助金というのが300万円計上されていますけれども、経営継承という形で説明があったのですけれども、親がやっていて、子どもが農業を継承した場合にも、こういう場合にも継承補助金というのは出るのか、どういう条件が必要なのか、この補助金を受けるのに、継承で、そこをもう少し詳しく説明いただきたいと思います。

以上2点。

○委員長 金子副参事。

○環境経済部副参事 お答え申し上げます。

ダイオキシン類の調査の場所についてということでございますが、大気については1年で2回、夏と冬に実施してございます。場所については行田市役所、それから南河原支所、今年度については荒木公民館について年2回、大気について実施しているところでございます。

土壌については年1回でございまして、今年度は見沼元塚公園、持田南公園、熊谷境でございます。それから、つるまき公園、長野工業団地の中、ここの3カ所について実施しているところでございます。

以上でございます。

○委員長 続いて、間宮課長。

○農政課長 お答えいたします。

経営継承・発展支援事業の補助対象者の要件でございますけれども、先代事業者からの経営に関する主宰権の移譲を受けた後継者ということで、先ほどおっしゃっていた親子とか、第三者とか、そういう関係は問わないことになっております。1つ、経営発展計画ということで、どういうふうに行っているかというその計画を策定するなどの要件がございます。その計画を策定するような要件を満たした者が対象者ということになります。

以上です。

○委員長 吉田委員。

○3番 吉田委員 その要件というのはどういう要件があるのですか。要件というのはこういう条件があるから受けられますよ、こういう要件がなければ駄目ですよとか、要件が何かあると思うんですけれども。

○委員長 間宮課長。

○農政課長 お答えいたします。

先ほどの申し上げたとおり、その後の経営発展計画を策定するというのが要件となっております。

以上です。

○委員長 ほかにいかがですか。

4番 吉野委員、どうぞ。

○4番 吉野委員 1つだけ、181ページの住宅改修資金補助金ということで1,000万円計上してありますけれども、令和4年と比べると300万円ほど増額になっておりますけれども、増額した理由というか、いきさつをちょっと教えてください。

○委員長 森原課長。

○商工観光課長 こちらについては令和3年度から実施したものでございますが、要望等もかなりいただいております。また、締め切った後に申請できるかという問合せをいただいた中で増額したものであります。この増額の300万円という理由ですけれども、今年度、令和4年度については、令和3年度に実施したもののうち、新型コロナウイルスの影響を受けて部材の遅れ等で申請期限に間に合わなかったものが約35件ありまして、それに見合う金額を見込んだもので300万円の増額となっております。

以上です。

○委員長 吉野委員、どうぞ。

○4番 吉野委員 大分好評だというお話ですけれども、この審査に不具合かもしれないですけれども、来年度以降はどうするのですか、来年というか6年度以降は、ちょっと違うのだけれども。

○委員長 森原課長。

○商工観光課長 現時点においては、こちらは令和3年度から5年度の時限立法となっております。こうした期間内の状況を十分に踏まえて、また、事業の継続の必要性や効果等も十分に踏まえた上で慎重に検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○委員長 吉野委員、どうぞ。

○4番 吉野委員 時限立法という言葉が出たのだけれども、初めて聞いたのだけれども、どういうことなのですか。

○委員長 森原課長。

○商工観光課長 これは令和3年度において予算措置をお願いしたときに、ごめんなさい、ちょっと説明が足りなかったかもしれないのですけれども、こちらの事業については新型コロナウイルスの影響で苦慮されている建築業界に対する支援ということで始めたものでございまして、そうした支援の期間から3年が適当であると判断して、時限立法としたものでございます。

以上です。

○委員長 吉野委員。

○4番 吉野委員 立法と言うから何か国の制度があるのかなと思ったけれども、それではなくて、市独自の事業という、そういう意味ですね。

○委員長 森原課長。

○商工観光課長 おっしゃるとおりでございます。

○4番 吉野委員 分かりました。

○委員長 ほかにいかがですか。

高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 環境課のほうにお聞きいたします。171ページの上から3段目、12節の資源リサイクル委託料、先ほど若干説明いただきました。もう一度、どういう内容の委託をしているのか、再度説明していただけますか。

○委員長 金子副参事。

○環境経済部副参事 お答えいたします。

環境センター内に入ってくるし尿ですが、こちらは夾雑物、主にトイレットペーパーですが、どうしても、そういったものが入ってきます。これはし渣というのですが、それを寄居町にある業者のほうに運ぶ委託でございます。そこで再資源化をするということでございます。

以上でございます。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 そうすると、寄居町に持って行って、その寄居町の業者が再資源化するというのでいいですね、そういう説明だったですよ。それと、今はよく肥料とか、農産物の、リンだとか、そういう話題が出ていますよね、そこから肥料化されていくんだと、新しい農業の肥料として活用できるというのが今このところから生まれてきています、新しく。今、日本は海外から肥料を購入しているわけですが、どうにかして国内でこれを作っていこうと、そういうところのこの資源委託料というのはリサイクル、そういうところまで兼ねてそこはやっているのですか、そうではなくてですか。

○委員長 金子副参事。

○環境経済部副参事 まず、先ほど申し上げた寄居町の民間企業でございますが、中間処理場でございまして、ここで焼却します。この焼却灰を茨城県鹿島市のほうに持っていきましてスラグ化をしていると、最終的に路盤材等に使われているということでございます。

以上でございます。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 もう1点、申し訳ありません。商工観光のほうで、183ページの観光事業費の12節です。観光関連施設管理業務委託料、先ほどの説明の中にもあったかなと思うんですが、その中でさきたまテラスゾーンの委託というのですか、何か仕事等ということになっているかと思うんですが、具体的にこの委託のさきたまテラスゾーンの仕事の分野を教えてください。どういうことをやることによってこの委託料が出ていくのか。

○委員長 蓮見副参事。

○環境経済部副参事 お答えいたします。

こちらの委託料の中のさきたまテラスゾーンの業務内容でございますが、駐車場の管理、それからクレーム対応、あと、交通警備員の配置などがこちらに含まれているものでございます。

以上でございます。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 そうすると、これは誰か一人常駐、要するに、そこに職員または頼んだ委託された業者が、そこに月曜日定休だったか分からないけれども、定休日があったですけれども、定休日以外の日はその駐車場運営または交通整理を含めた形で、そういう方の仕事としてここに委託されたということによろしいですか。常時いるんだと、人が。

○委員長 蓮見副参事。

○環境経済部副参事 お答えいたします。

委員がおっしゃるとおりでございまして、こちらのほうの整理等の委託はお願いしているところでございますが、1日の時間といたしますと3時間ずつ、2人で6時間のこちらの駐車場の委託をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○1番 高橋委員 分かりました。

○委員長 ほかにはいかがですか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

以上をもちまして議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算中、当委員会所管部分について、全ての部署の質疑が終了しました。

△議案第7号の討論、採決

○委員長 続いて、議案第7号について討論及び採決を行います。

討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。

これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算中、当委員会所管部分については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午後 2時 20分 休憩

午後 2時 28分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議請第1号について

○委員長 続いて、請願の審査に入ります。

議請第1号 住宅改修助成制度の実施期間延長および予算増額を求める請願を議題といたします。

事務局に、請願の朗読をお願いいたします。

〔事務局朗読〕

○委員長 ありがとうございました。

△議請第1号の意見

○委員長 続いて、意見を求めたいと思いますので、意見のある方は順次ご発言をお願いいたします。

皆さんに一通りお伺いしましょうか。順番でよろしいですか。高橋委員、大丈夫ですか。

1番から2番、3番とお願いしたいと思います。

高橋委員、どうぞよろしく。

○1番 高橋委員 改めて請願文書を今聞かせていただきました。文書の中身に関しては、私自身特別に異論を言うわけではございませんので、それについての私の意見としては進めていただければ結構かなと思います。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

続いて、2番、木村委員、お願いします。

○2番 木村委員 私は、先ほど吉野委員が質問して、答弁があったように、既に700万円の予算を40%増しの1,000万円に、市民の声を聞いて40%上乘せした予算を令和5年度につけていらっしゃる。最初から3年間で、コロナ禍の対応として住宅業界の、建設業界の方に少しでも役に立っていただこうということで、3カ年ということやってきたわけです。

それに対して今回の請願は6年度以降も続けてくださいということと、年度を通して受付ができるだけの予算を確保してくださいという、業界からしたらこういう要望は分かるのですが、一業種に対してだけ市が偏って予算をつけるというのは到底無理な話かと思いついて、コロナ禍で大変な思いをしている業界はまだたくさんあると思いますので、そのままこれを受け入れてしまうのはどうかと。これを議会で賛成することによって、反対にバランスが悪くなってしまうのではないかと、いわゆる予算に対して審査をするのは、審議をするのは議会の務めでありますけれども、これをもって予算を迫るようなことを議会がしているのかなという思いがありますので、私としては、気持ちは分かりますけれども賛成しかねると思っております。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

続いて、3番 吉田委員、お願いします。

○3番 吉田委員 私の考えは、この文書に賛成する部分とどうかなという部分があるのですが、先ほど説明の中で3年の時限立法という形で、もう来年度で終わるという形で聞いたのですが、ここに6年度以降も実施してくださいとか、続けてくださいとかと、私はまた新たに令和6年度、新たにまた予算化してくださいというなら私は賛成ですが、この内容自体は私は賛成ですよ、コロナ関係で市民の生活も大変困窮しているところもありまして、そういうことを考えますと、私も実際こういう関係の仕事をしているわけですが、そういう中でかなり市民の声も聞いております。申し込んだけれども予算がなくなっちゃったとかと、それは予算の枠はあるのだからしょうがない、また改めてそういう時期が来るかも分からないから、そのときにまた申し込んでくださいよとか、それでは工事を延ばすんですかとかというのはあるのですが、そのときを待っていてもらってもいいし、延ばせないものなら予算がないのだからご理解賜りたいということでお話ししているのですが、こういう市民に出していくというのは私はできる範囲では賛成という形で、予算増額というのは私はクエスチョンがあるのですが、この事業としては継続していただきたいというのは私の本音のことですので、だから、粛々と私は賛成します。

○委員長 ありがとうございます。

続いて、4番 吉野委員、お願いします。

○4番 吉野委員 先ほど私のほうで質問しましたが、3年から5年の時限対策ということで、コロナの影響により仕事量が減った住宅事業者に対する救済手段という位置づけで

始めたものですが、3年から5年です。6年度以降はどうするんですかと聞いたら、今後検討していきますと言っていましたので、あえて請願をオーケーというか、出す必要もないかなと思っています。

○委員長 ありがとうございます。

最後に、副委員長、お願いします。

○副委員長 私も、事業者がコロナで困っているのでも仕事を増やすということはいいいのですが、仕事の業種によっても多々あると思いますし、また、来年度、市としても空き家対策の中でリフォームみたいな、そういうような同様な補助金もありますし、やはり先ほど言った下水道の浄化槽の補助金とか多々あると思いますので、その辺も含めてある程度、たくさん業種が補助金がありますから、これの時限的なものに対して、先ほどの吉野委員の質問が答えだと思いますけれども、私も吉野委員と同じなのだと思いますけれども、今後検討するというにしていますので、その辺も含めて他の補助金とか、多種いろいろな業種とかがありますので、その辺は先ほどの回答のとおり検討するというにしていれば、わざわざこの請願については今回出す必要はないかと思います。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。よろしいですか、意見は。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

△議請第1号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議請第1号 住宅改修助成制度の実施期間延長および予算増額を求める請願は、採択とするに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手少数と認めます。よって、議請第1号は不採択すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましては、ご

一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。なお3月16日最終日の読み合わせにつきましては、午前8時30分から議長室で行いますので、委員各位は時間までにご参集をお願い申し上げます。

△閉会の宣告

○委員長 以上をもちまして建設環境常任委員会を閉会といたします。

皆さん、大変お疲れさまでございました。

午後 2時 40分 閉会

行田市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定によりここに署名する。

建設環境常任委員会委員長 小 林 友 明

健 康 福 祉 常 任 委 員 会

3 月 2 日 （ 木 曜 日 ）

令和5年行田市議会健康福祉常任委員会会議録

- 開会年月日 令和5年3月2日（木曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件
- 議案第 8号 令和5年度行田市国民健康保険事業費特別会計予算
 - 議案第10号 令和5年度行田市介護保険事業費特別会計予算
 - 議案第11号 令和5年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計予算
 - 議案第17号 行田市障害者福祉センター条例を廃止する条例
 - 議案第20号 行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 - 議案第22号 行田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 - 議案第23号 行田市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例
 - 議案第24号 行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 - 議案第25号 行田市国民健康保険条例の一部を改正する条例
（審査依頼分）
 - 議案第 7号 令和5年度行田市一般会計予算
- 審査日程
- 【消防本部】
- 議案第 7号 令和5年度行田市一般会計予算
- 【健康福祉部】
- 議案第17号 行田市障害者福祉センター条例を廃止する条例
 - 議案第20号 行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 - 議案第22号 行田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 - 議案第23号 行田市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例
 - 議案第24号 行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 - 議案第25号 行田市国民健康保険条例の一部を改正する条例
 - 議案第 8号 令和5年度行田市国民健康保険事業費特別会計予算
 - 議案第11号 令和5年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計予算

議案第 10 号 令和 5 年度行田市介護保険事業費特別会計予算

○出席委員（7名）

委員 長	梁 瀬 里 司	委員	3 番	橋 本 祐 一	委員
副 委 員 長	田 中 和 美	委員	4 番	町 田 光	委員
1 番	柴 崎 登美夫	委員	5 番	野 本 翔 平	委員
2 番	村 田 秀 夫	委員			

○欠席委員（0名）

○説明のため出席した者

松 浦 由 加 子	健 康 福 祉 部 長
増 田 勉	健康福祉部次長兼 保 険 年 金 課 長
藤 倉 敬 士	福 祉 課 長
上 野 浩 二	子 ど も 未 来 課 長
柴 崎 英 明	高 齢 者 福 祉 課 長
大 木 宏 之	健康福祉部副参事
木 村 昌 明	消 防 長
堀 一 夫	消 防 本 部 次 長
吉 澤 宏	消 防 本 部 次 長 兼 消 防 署 長
野 口 祥 和	消 防 総 務 課 長
服 部 昌 彦	予 防 課 長
山 口 謙 一	消 防 本 部 副 参 事

○事務局職員出席者

書 記 高 橋 優 太

午前 9時 30分 開会

△開会の宣告

○委員長 皆さん、おはようございます。

3月議会ということで、本日は、常任委員会のほう、大変ボリュームがありますので、皆様方には慎重にご審議いただいて、スムーズな議事進行にご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまから健康福祉常任委員会を開会いたします。

当委員会に付託されております案件は、議案9件及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案1件であります。

審査につきましては、お手元に配付いたしました審査日程により行います。

初めに、消防本部所管の議案について審査を行います。

まず、消防長にごあいさつをお願いいたします。

○消防長 皆さん、おはようございます。

委員長を初め、委員の皆様には、日頃消防業務の推進に当たりましてご理解とご指導を賜り、誠にありがとうございます。

本日ご審議いただく案件は、議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算の消防本部所管部分及び関連歳入部分でございます。細部説明は担当課長が行いますので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。また、発言時はマイクを使用していただくようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、説明、質疑及び答弁は簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

なお、議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算の討論及び採決については、あす審査を行います健康福祉部所管部分の審査終了後に一括して行いますので、ご了承願います。

△開議の宣告

○委員長 それでは、これより議事に入ります。

△議案第7号について

○委員長 初めに、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算中、消防本部所管部分についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

消防総務課、野口課長、お願いいたします。

○消防総務課長 それでは、議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算中、消防本部所管の歳出予算につきまして細部説明を申し上げますので、予算に関する説明書の206ページをお開き願います。

9款消防費、1項消防費のうち、4目水防費の水防管理費、水防演習費、5目災害対策費を除く消防本部所管部分について説明を申し上げます。

初めに、1目常備消防費ですが、右ページ説明欄の◎消防本部及び消防署運営費は、前年度と比べ1,815万7,000円の増額となっております。

主なものを申し上げますと、2節、3節、4節は職員102人分と再任用職員6人の人件費でございます。

次に、8節旅費の2行目、研修旅費は、埼玉県消防学校、消防大学校、救急救命士の養成及び専門教育訓練等の研修に伴います旅費並びに日当であります。

続いて、10節需用費の1行目、消耗品費につきましては、前年度まで3目消防施設費の消耗品として計上しておりました救急用消耗品及び救助用消耗品等を常備消防費に組み入れたことから、418万1,000円の増額となっております。

その4つ下、被服費は、防火服更新事業としまして、防火性能の低下した防火服一式を令和3年度から4年間で順次計画的に更新するため、令和5年度更新の25人分の費用を含め計上しております。

その下、電気料は、消防本部庁舎を含む各署所の電気料でございますが、前年度と比べて298万9,000円の増額であり、その下の燃料費は、消防団車両を含む消防本部で所管する車両の燃料費、各署所で使用するLPガス、灯油の購入費でありまして、こちらも前年度に比べ71万2,000円の増額であり、ともに原油価格の高騰に伴う増額計上となっております。

11節役務費の3行目、通信料は、消防通信指令回線の利用料、救急活動用タブレットの通信利用料等であります。

その3つ下、手数料は、消防職員の定期健康診断、B型肝炎抗体検査、ワクチン接種等の手数料でございます。

12節委託料の1行目、救急救命処置事後検証業務委託料から3つ下の救急救命士病院実習

委託料につきましては、救急業務で救急救命士が行う救命処置を円滑に実施するため医療機関において行う実習等の委託料でございます。

次に、209ページをお願いいたします。

1行目の産業廃棄物処理委託料は、新規の科目となりますが、これは、消防本部が保有するコンビニに設置するためのAED38基が令和6年2月で今回の耐用年数が終了することから、廃棄に係る経費を計上したものでございます。

13節4行目、OAシステム利用料は、前年度に比べ51万6,000円の増額ですが、これは、新たに導入いたします災害現場中継システムで使用する映像配信用ライセンス5拠点分と、視聴用ライセンスの利用料であります。

その下、OA機器借上料は、消防本部で使用している消防長オンラインシステム用のパソコンが老朽となったことから新たにリースとして入れ替えるもので、そのリース料を計上するものになります。

その3つ下、AED借上料は、12節委託料の中で説明させていただきましたが、令和6年2月でコンビニAEDの本体耐用年数が終了することに伴い、新たにリースとして入れ替えることから、令和5年度分のリース料2カ月分を計上したものでございます。

次に、17節の1行目、事業用器具費は、前年度に比べ451万5,000円の増額ですが、これは、災害現場中継システムの導入に必要な災害対応ドローン及び周辺機器一式ほか、防水型ヘルメットカメラなど必要な備品を購入するものでございます。

18節負担金補助及び交付金の5行目、救急救命士救急訓練事業負担金は、救急救命士の養成、スキルアップのための教育訓練負担金であります。

その下、消防通信指令事務協議会負担金は、熊谷市消防本部と共同運用しております高機能消防指令センターの消防通信指令設備運用に係る経費の負担金であります。

その2つ下、研修負担金は、職員の消防学校や消防大学校への入校負担金などのほか、ドローンオペレーター1名分の養成費30万円を含む研修負担金となっております。

その他の科目につきましては、前年度とほぼ同様の計上となっております。

次に、2目非常備消防費ですが、右ページ説明欄の◎消防団活動費は、前年度と比べ108万円の増額となっております。

主なものを申し上げますと、1節の1行目、団員報酬は消防団員270人分の水火災警戒出動、教育訓練等に伴う出動報酬及び年額報酬を見込み計上したものでございます。

7節の4行目、退職団員報償金は、行田市非常勤消防団員に係る退職団員報償金の支給に

関する条例に定める退職報償金支払額表により支出するもので、過去5年間の最大支出額を計上しており、令和4年度に支出額が最高額となったことから、同額を計上したものでございます。

10節の2行目、被服費は、消防団員の制服、活動服等の被服を給貸与するための購入費であります。

211ページをお願いいたします。

18節、説明欄の1行目、退職報償掛金は、行田市消防団員等公務災害補償等共済基金への掛金で、基本団員270人分を計上したものでございます。

その他の科目につきましては、前年度とほぼ同様の計上となっております。

次に、3目消防施設費ですが、右ページ説明欄◎消防施設整備費は、前年度と比べ3,603万1,000円の増額となっております。

主なものを申し上げますと、10節需用費の1行目、消耗品費は、前年度と比べ468万1,000円の減額ですが、これは、先ほど1目常備消防費の10節消耗品費で説明させていただきましたが、科目の見直しにより救急用消耗品及び救助用消耗品などの購入費を常備消防費に組み入れたことによるもので、この科目での消耗品といたしましては、管理車両のタイヤ、バッテリーなどの購入費を計上しております。

その下の修繕料は、管理車両、消防庁舎、消防・救急活動用資機材等の故障等に伴う修繕費で、そのほか、管理車両の車検や12カ月点検などの整備代も含まれております。

次に、11節役務費の上から5行目、手数料は、主に、施設の設備等に係る安全基準指針等により求められる点検、検査で、空気ボンベ及び酸素ボンベの耐圧試験検査、消防車両のポンプ機能点検、救急救助用資機材の点検などに係る手数料となっております。

12節委託料の2行目、施設機械設備保守点検委託料は、高機能消防指令センター運用に伴う通信指令設備の行田市単独分の保守管理業務委託料でございます。

次に、13節使用料及び賃借料のAED借上料は、消防署本署及び分署庁舎に設置のAEDと消防車両及び消防団の車両に積載しております、合わせて13台のAEDリース料になります。

14節工事請負費の2行目、設備更新工事請負費は、熊谷市、行田市消防通信指令センターに設置されております、市民からの問合せに自動で対応する災害案内、テレドームが、令和5年6月をもってサービスが終了することから、代替システムに更新するための行田市単独部分の工事請負費でございます。

その下、工作物撤去工事請負費は、消防団西部４分団及び南部７分団庁舎敷地内に設置されています火の見櫓の老朽化による倒壊などが懸念されることから、解体工事を行うものでございます。

17節備品購入費の１行目、事業用器具費は、主に、空気ボンベや消防用ホース、救助資機材などの購入費で、前年度と比べ1,500万円の減額となります。これは、令和５年度は、この科目における消防車両更新に伴う積載資機材の購入がないことによるものでございます。

その下、車両購入費は、前年度に比べ5,915万円の増額となります。これは、令和５年度に更新する消防署本署に配備の災害対応特殊化学消防ポンプ自動車の購入費が前年度の車両購入費を上回ったことによるものでございます。

次に、18節負担金補助及び交付金の消火栓設置負担金は300万円の増額ですが、これは、令和５年度の消火栓設置数を前年度より１基増やし、２基の新設設置を計画するものでございます。

その他の科目につきましては、前年度とほぼ同様の計上となっております。

次に、４目水防費ですが、説明欄◎水防活動費は、機能別消防団員等に係る水防活動及び運営費で、前年度とほぼ同額の計上となっております。

以上で消防本部所管の歳出予算の細部説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入に移らせていただきます。

申し訳ありませんが、前に戻っていただき36ページをお願いいたします。

13款５目１節消防手数料は、右ページ説明欄許可手数料として、令和５年度の危険物施設等の設置または変更許可申請及び完成検査申請等に伴う許可手数料を見込み積算し、計上しております。

次に、40ページをお願いいたします。

14款２項国庫補助金、５目１節消防費補助金は、消防署本署に配備する災害対応特殊化学消防ポンプ自動車を更新するため、緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用するもので、充当額を計上したものでございます。

続きまして、48ページをお願いいたします。

16款財産収入、１項１目財産貸付収入、１節土地建物貸付収入のうち、右ページ説明欄の下から７行目、建物貸付収入（消防本部）は、消防本部庁舎の屋上に太陽光発電設備のパネルを設置したことによる屋根貸しの収入と自動販売機設置に係る公有財産の貸付けによる消防本部に設置の自動販売機４台中３台分の設置に対する賃貸借料であります。

次に、60ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入、4節交付金及び助成金収入のうち、右ページ説明欄の上から5行目、消防団員安全装備品整備等助成金は、消防団員の装備品購入に際し、前年度同様、消防団員等公務災害補償等共済基金からの消防団員安全装備品整備等助成事業の充当を予定するものでございます。

左ページに戻りまして、7節施設貸付収入のうち、右ページ説明欄の下から7行目、消防庁舎電気料は、講習会等の来庁者や消防職員用の福利厚生として、消防署本署、分署に設置されています自動販売機6台分の電気料と消防本部敷地内に設置されています都市整備部水道課管理の第2水源用取水ポンプに係る行田市水道事業会計からの電気使用料を歳入として計上させていただいたものでございます。

次に、62ページをお願いいたします。

11節消防団員退職報償金は右ページ説明欄の消防団員退職報償金でございまして、非常備消防費の18節負担金補助及び交付金の中で計上しております退職報償金掛金に対し消防団員等公務災害補償等共済基金から充当されるもので、過去5年間の最大額を計上しております。

次に、66ページをお願いいたします。

21款1項市債、7目1節消防債は、右ページ説明欄の消防施設整備事業債として、消防署本署の災害対応特殊化学消防ポンプ自動車の購入に対し合併特例債を活用し、また、災害対応ドローンの機体及び周辺機器の購入に対し緊急防災・減災事業債を活用するため計上しております。

以上で議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算の消防本部所管部分につきまして説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

△議案第7号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

1番 柴崎委員。

○1番 柴崎委員 それぞれ説明ありがとうございました。

何点か質疑をいたします。

209ページの事業用器具費でドローンが1基分ということです。それについて、ドローン

の活用ということで、どのような現場でどのような形で使って、その通信はどうして、誰に役立てていくのかというのを教えていただきたいと思います。

以上です。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

野口課長、お願いいたします。

○消防総務課長 まず、このドローンにつきましては、災害対応を早期に把握し、俯瞰的な視点から現場の指揮命令系統を確立するために使用いたします。隊員の活動状況を把握したり、安全管理を行ったり、あと、複数の端末、カメラを使いまして被害状況を多角的・俯瞰的に見るということを目的に購入いたしました。

○1番 柴崎委員 まず、通信として、ドローンを飛ばして、その状況をいろいろ指揮命令系統で送りますよね。それについてどのような対応というか、ドローンの情報をどのように生かして。例えば、風向きとか、火災の場合、結構重要な情報があると思うのですけれども、その場合、こっちにも広がる可能性があるからこうしろ、ああしろという、その指揮命令が出るのかということをお聞かせください。

○消防総務課長 失礼しました。

ドローンにつきましては、基本的に上空から俯瞰するので、災害状況の早期把握、全体像が把握できるため、どちらのほうに火災が広がる、そういった情報を早期に把握できるところが、ドローンを購入する大きな目的となります。

○委員長 木村消防長、お願いいたします。

○消防長 補足になりますけれども、今回入れるシステムに関しては、ドローン1基と周辺機器ということで、各隊員のヘルメットにつけられるヘルメットカメラというのがございまして、それを現場等へ持ち込むことによって、いち早く災害状況が分かる。その飛ばすシステムとしましては、携帯電話等にアプリを入れることによって、5拠点がまず見られるようになっています。もちろん、現場の指揮本部で火災の状況等を把握することができ、その結果に基づいて指揮が取れるということでございます。また、その拠点を消防本部なり、市の災害対策本部ができる場合があるとするならば、そこにあることによって災害現場をリアルタイムで確認できるということでございます。

以上でございます。

○委員長 1番 柴崎委員。

○1番 柴崎委員 そうしますと、状況を把握することがまず第一の目的だと思うのですけれ

ども、やはり、火災というのは、延焼を食い止める、火元を消すというのが第一なのですが、けれども、あとは、燃え広がらない、延焼を食い止めるという役割も果たし、ひいては、消防団員の安全。例えば、崩れるとか、そういうことも見られるようになるのですか、どうでしょう。

○委員長 木村消防長。

○消防長 お答え申し上げます。

ドローンにもカメラがつきますけれども、火災現場の上空ですと、火災の上昇気流等で、火災をリアルタイムで使うということは、遠目からでしたら可能だと思います。しかしながら、隊員についているヘルメットカメラについては、隊員が近くにおりますので、もちろん、そういった情報を取るためには有効なものとして認識しております。ですから、そういったところで収集した情報も踏まえて、指揮隊が指揮を執るということになります。

以上でございます。

○委員長 1番 柴崎委員。

○1番 柴崎委員 ということは、ヘルメットカメラということについては、かなり有効な役割を果たす。隊員の命を守るということに寄与すると理解してよろしいでしょうか。

○委員長 木村消防長。

○消防長 そのとおりです。災害状況はもとより、先ほどありましたけれども、隊員の安全管理にも有効な手法であると認識しております。

以上でございます。

○1番 柴崎委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。他にございますか。

2番 村田委員。

○2番 村田委員 ドローンの質疑ですので、私も関連して。

今回、新しくドローン1基と周辺機器、また、オペレーター養成の研修ということで予算が計上されているのですが、私は詳しくないので初歩的なことになってしまいますけれども、このドローンは高額ですが、金額的にはどの程度のものなのか、機能的に標準的なものなのか、その辺の機種についてもう少しご説明いただきたいのと、研修というのは、どちらに委託して、どんな形でどんな内容の研修を行うことになるのか、そのところをお願いいたします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。野口課長。

野口課長。

○消防総務課長 まず、規格についてでございますが、特にドローンの規格というのは示されておられませんけれども、今回検討しているドローンにつきましては、総務省消防庁が示す消防防災分野におけるドローン活用の手引に準じたものの購入を考えております。機体の性能につきましては、防風・防水性能及びGPS等による飛行制御機能を有しているもの、搭載するカメラは、防水性能を有し、動画撮影が可能で、撮影した動画を現場活動に有効に活用できるほか、真夏や真冬といった環境下での動作も安定し、情報セキュリティー機能が万全なものを検討しております。

オペレーターの養成研修につきましては、ドローンの安全な運行のため、専門的な知識や操縦技術が必須と考えておりますことから、研修につきましては、国の登録講習機関に登録されている民間ドローンスクールにて、学科と実技を含め3日間程度のカリキュラムを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。

規格的な機能の点ですけれども、GPS機能とか防水機能とか、一般的なのかと思うのですけれども、この金額の妥当性というところで、恐らく、ピンからキリまでいろいろなタイプがあつて、購入する特別仕様の部分もあるのかと思うのですが、そのところで、今回予算計上しているものが行田市の消防として使うのに妥当なのかという視点から、先ほどの説明を、そういう趣旨からの答弁をお願いできればと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

木村消防長。

○消防長 村田委員のご質問にお答え申し上げます。

当本部が購入を検討しているものは、現在国や警察が使っているものでございまして、基本的には、国産品のものを検討しております。国産も、現在3機種出ているという情報を受けておりまして、機種によっては、既にデモ等で実機を確認しております。そういった観点から、当市の状況を踏まえ、現在購入を検討している機種が妥当と考えております。なぜ国産かと申しますと、以前は主に中国製が多かったのですが、やはり、情報セキュリティーの関係がありまして、国からもそういった示しが出ていたところでございまして、自衛隊ですとか警察関係が国産のものに切り替えているという情報も受けまして、当本部といたしまし

ては、既に1年ほど前から検討を重ね、国産が軌道に乗っているといいますか、いろいろな
方面で検証されているというところも踏まえてこういった検討をしております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。他にございますか。

町田委員。

○4番 町田委員 209ページ、消防団員の報酬が今年度から個人に振り込まれることになっ
たと思うのですが、振込み手数料というのはどこに記載されているのでしょうか。個
人に対して振り込んでいると思うので、270人分。あと水防団もそうなのですが、その費
用はどこに掲載されているか。聞き落としたらごめんなさい、教えてほしいのですが、

○委員長 執行部の答弁を求めます。

野口総務課長。

○消防総務課長 手数料につきましては会計課のほうで支払っております。

○4番 町田委員 分かりました。

○委員長 他にございますか。

橋本委員。

○3番 橋本委員 先ほどのドローンに戻りますが、オペレーターは何人研修予定なのかお願
いいたします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

野口総務課長。

○消防総務課長 答弁いたします。

オペレーターは、今年度1名の研修を予定しております。今後、3カ年に載せていますの
で、継続的にオペレーターを養成していきたいと考えています。

以上です。

○委員長 橋本委員。

○3番 橋本委員 お休みがあったりするので1人では足りないと思うのですが、本年
度は1人。最終的には何人ぐらいを予定しているのか、計画していたらお願いいたします。

○委員長 野口課長。

○消防総務課長 職員の実費でございますが、5名ほどドローンを飛ばす資格を持った職員が
おりますので、それに伴って、新規に職員を養成しますので、一応3年を1つの区切りとし
て現在考えております。

○委員長 橋本委員。

○3番 橋本委員 オペレーターもいろいろ種類があつて、飛ばせる大きさ、規模、機種があると思うのですけれども、活用しようとしている機種に対応できる免許までなのか、それとも、もっと高性能のものがあるかどうか分かりませんが、今後、その機種を飛ばせるような免許を取得するのか、その辺を伺いたいと思います。

○委員長 野口課長。

○消防総務課長 お答え申し上げます。

免許に当たりましては、国が示す1等無人航空機操縦士とか、1等、2等のコースがありますけれども、一応、2等をドローンスクールの総合コースで受講と考えております。1等になるには、追加講習として、さらに技能講習とか実地講習とかありますので、それを含めて検討は考えております。

○委員長 橋本委員。

○3番 橋本委員 ありがとうございます。

ドローンのほうはそれで結構です。

209ページに移ります。

AEDについてですけれども、市で設置しているAEDがたくさんあるかと思うのですけれども、まず、その数と、ほかの部署が管轄しているAEDがあるのか、AEDについては、全てが消防のほうで管理しているのか、その辺を聞かせていただきたいと思います。

○委員長 野口課長。

○消防総務課長 市で保有しているAEDというのは、数的には150はあったと思っているのですけれども、消防本部で所管しているAEDにつきましては、コンビニAEDと先ほど説明しました13台になりますので、全部で47台のAEDを管理している状況になります。

○委員長 橋本委員。

○3番 橋本委員 ということは、他のAEDについてはほかの部署が担当しているという解釈でよろしいでしょうか。

○委員長 野口課長。

○消防総務課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員長 橋本委員。

○3番 橋本委員 消防のほうで47台。廃棄料というのにもかかってしまうのですけれども、47台で、AEDというのは年間どのぐらいの予算がかかるものなのでしょうか。

○委員長 野口課長。

○消防総務課長 コンビニAEDにつきましては、当初、寄附金をいただいたときに買った38台で、それが令和6年2月で本体の耐用年数を迎えることで、それを廃棄するということになります。それをもって、47台全てをリースに変えるというところで、1台につき3,000円というところで見積もっております。

○委員長 橋本委員。

○3番 橋本委員 月3,000円掛ける47掛ける12という形。ありがとうございます。

仕組みで1点だけお聞きしたいのですが、あれはバッテリーが入っていて、そのバッテリーを時々チェンジするのか、コンビニエンスストアでしたら、コンビニエンスストアのどこかの電源から常に充電をするような仕組みになっているのか、その辺を知りたいのですけれども。

○委員長 野口課長。

○消防総務課長 AEDのバッテリーにつきましては、組込み型になっております。ですので、バッテリーに関しては、定期的な交換が必要になります。今後リースで契約を検討しておりますので、それはリース料に含まれるということになります。

○委員長 橋本委員。

○3番 橋本委員 ということは、コンビニエンスストアに設置しているところの電源は使っていないということで、そして、設置に対しては、その場所の厚意というか、設置料とか、そういうものは発生していないのでしょうか。

○委員長 野口課長。

○消防総務課長 コンビニAEDにつきましては、各コンビニ事業者と協定を結びまして設置しておりますので、そういったものは一切かかりません。

○委員長 橋本委員。

○3番 橋本委員 ありがとうございます。

消防団活動費ですが、退職報償金が令和4年度が最高額だったということで計上しているようですが、これは、団員の方の高齢化が進んでいるということが一つの要因なのかお尋ねします。

○委員長 野口課長。

○消防総務課長 令和4年度が、退職団員が一番多くなりまして、また、階級が上の方が辞められたので退職金が高額になってしまったことで、額が少し上がったということになってお

ります。令和4年度が18名の退団がありまして、それまでは、平成30年度に15名の退団、それが今までの最高額だったということになっています。

○委員長 橋本委員。

○3番 橋本委員 年齢統計でいくと、例えば、今から何年間は退団者が増え続けるとか、何年を境に少しずつ減っていくとか、そういう統計というのはあるのでしょうか。例えば、ここ何年かが、たまたま年齢の巡り合わせで多くなったとか、今後増えてしまうのかというところは、把握していただきたいと思います。

○委員長 野口課長。

○消防総務課長 退団者につきましては、年齢制限的なものがありますので、それに関してはこちらで把握できるのですが、途中で辞める方に関しては把握ができないものですから、その辺のところは、こちらとしては、過去最高のところを予算要求しているという状況になります。

○委員長 吉澤消防署長。

○消防署長 先ほどの消防団の関係ですけれども、行田市消防団員任命に関する内規で、定年というか、退団の勧告ということになっておりまして、団長、副団長は70歳の任期満了日まで、その他の団員、分団長までの方は67歳に達した年度末の日を定年みたいな形で退団の勧告としますので、分団長は67歳になっている方がだんだん増えてきているのは事実ですので、これからこれに対して新しい団員を入れるような形で、検討していきたいと思います。

○委員長 橋本委員。

○3番 橋本委員 ありがとうございます。

退職団員報償金について、退職者の報酬金がかなり多いのかということで理解してお聞きしたのですが、途中退団ということもあつたりするので、なかなか難しいと思うので、報償金については理解しました。ありがとうございます。

以上です。

○委員長 他に質疑はございますか。

柴崎委員。

○1番 柴崎委員 211ページの車両購入費の中で9,515万円の計上がされていますが、化学車を購入ということですが、その化学車というのは、どのような性能を有していて、どの規模の火災に有効なのか。性能の面をお聞かせ願えますか。

○委員長 野口課長。

○消防総務課長 お答え申し上げます。

来年度更新いたします化学消防ポンプ自動車Ⅱ型の機能といたしましては、水で消火ができない危険物などの火災に対して薬剤での消火活動が行える機能のほか、水と薬剤に圧縮空気を送り込む装置を搭載し、大量の泡を発生させ包み込み、消火することができる機能を有しております。加えて、可搬式の放水銃で大量放水することができる機能を備えております。また、この化学消防ポンプ自動車Ⅱ型ですが、緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用し購入しますことから、緊急消防対応車両としても基準を満たした実装を有しております。本市における全ての火災に出動することを前提にしておりますので、災害出動で一番頻度の高い車両となっております。

以上です。

○委員長 1 番 柴崎委員。

○1 番 柴崎委員 消防の車両から、手持ちのホース、あとは放水銃のようなものがあるかと思うのですけれども、そういうものもついている車両ということによろしいですか。

○委員長 野口課長。

○消防総務課長 今回は、可搬式の放水銃、車ではなくて、移動ができる放水銃という形を考えています。

以上です。

○1 番 柴崎委員 分かりました。ありがとうございます。

○委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 10時 13分 休憩

午前 10時 25分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、健康福祉部所管の議案について審査を行います。

まず、健康福祉部長にご挨拶をお願いいたします。

○健康福祉部長 改めましておはようございます。

健康福祉常任委員会の皆様には、日頃より健康福祉部所管の事務事業の推進に格別のご理

解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたびの委員会では、令和5年度一般会計予算を初め、3本の特別会計予算、6本の条例改正・廃止案についてご審議をいただくこととなっております。一般会計の予算規模は、3款民生費が約119億4,800万円で、前年度比では3.4%の増、全体予算の43.9%を占める大きな予算となっております。この後、順次担当課長よりご説明させていただきますが、健康福祉部の事業は対象者も幅広く多種多様でございますので、委員の皆様方には、疑問点やご意見などがあれば、遠慮なくお聞かせいただきたいと存じます。

なお、増田保険年金課長におきましては、明日3日、忌引のため、議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算のうち保険年金課所管部分につきまして主幹の内田及び大崎が説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

実質的に、本年度も残すところ1カ月となりました。委員の皆様方におかれましては、改めてこれまでのご指導に感謝申し上げますとともに、今後ますますの健勝を祈念し、挨拶とさせていただきます。2日間、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。また、発言時はマイクを使用していただくようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、説明及び答弁は簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

△議案第17号について

○委員長 初めに、議案第17号 行田市障害者福祉センター条例を廃止する条例を議題とし、執行部から説明を求めます。

福祉課、藤倉課長、お願いいたします。

○福祉課長 皆様、おはようございます。本日はよろしくお願いいたします。

議案第17号 行田市障害者福祉センター条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

議案書の73ページをお願いいたします。

本案は、令和4年度をもって行田市障害者福祉センターを廃止したいので、条例を廃止しようとするものでございます。

行田市障害者福祉センターは、昭和58年に開設し、障害者の社会的自立更生に必要な就労指導、生活指導等を行うための施設及び障害者福祉団体が各種会合等を行うための施設として運営してまいりました。しかしながら、近年では、同センターが行ってきた作業訓練等と同様のサービスを提供する民間の障害福祉サービス事業所が充実してきたほか、同センターで行われた障害者福祉団体の各種会合等が総合福祉会館を中心に行われる等、他に代替する機能や施設の整備が進んでまいりました。また、施設は築40年を経過して老朽化が著しく、公共施設マネジメント計画において民間の活用を優先的に検討し2025年度までに除却とされております。そうした中、今般全ての利用者が他の民間の障害福祉サービス事業所へ移行することとなったことから、今年度末をもって同センターを廃止し、本条例を廃止しようとするものでございます。

議案書の74ページをお願いいたします。

附則でございますが、本条例の施行期日を令和5年4月1日とするものでございます。

以上で議案第17号 行田市障害者福祉センター条例を廃止する条例についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

△議案第17号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2番 村田委員。

○2番 村田委員 まず、この市のセンターの利用状況は、過去3年、あるいは5年とか、過去の利用者数を教えていただきたいのと、廃止する理由の1つに民間の同様の施設が充実してきたという説明でありましたけれども、その民間の同種の施設の定員数の推移、増加数、この辺を教えていただきたいのです。民間施設での申込みの状況を把握されているのか、待ち状況が発生していないのだろうか、その点も併せてお聞きしたいと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

藤倉課長、お願いいたします。

○福祉課長 ご質疑にお答えいたします。

まず、利用者の推移ということでございますが、過去5年間といたしまして、平成30年度と31年度に関しましては、利用者数は11名、令和2年度から令和4年度までに関しては7名

でございます。

次に、民間の同様の施設の定員数等でございますけれども、まず、3種類の類似の施設がございます。1つは生活介護というもので、常に介護を必要とする人に、昼間に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的な活動や生産的な活動の機会を提供するというものですけれども、こちらが、10年前と比較いたしますと5事業所、定員にして115名の増となっております。次に、就労継続支援B型というものがございます。こちらは、一般企業等での就労が困難な方に就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行うものでございまして、こちらは雇用契約等はございません。こちらは、10年前と比較いたしますと3事業所、定員48名の増となっております。もう一つでございますが、就労継続支援A型というものがございます。こちらは、一般企業での就労が困難な方に雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行うものでございまして、2事業所、定員40名の増となっております。

次に、利用に対して待機状況があるかに関しては、こちらは特に発生はしておりません。

以上でございます。

○委員長 2番 村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。

民間の施設も、順調にと言っているかどうか分かりませんが、増えているということが分かりました。

それから、2025年度までに除却の計画ということですが、除却後の敷地の活用については、どのような想定なり構想、予定があるのかお伺いします。

○委員長 執行部の説明を求めます。

藤倉課長。

○福祉課長 お答えいたします。

敷地の利用は、現在のところまだ決まっておりません。今後、関係課等と協議の上、進めていきたいと存じます。

以上でございます。

○委員長 2番 村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。

町なか、住宅地の中にある施設だったと思いますので、活用といってもなかなか難しいところもある一方で、立地的にはいいところなので、ニーズに合った活用を考えていただきたい

い。福祉に関係する機能を期待するのですけれども、最後に、今回の条例廃止に当たって、育成会とか、関係する事業者の団体との協議をされたのか、その点を伺いたいと思います。

○委員長 藤倉課長。

○福祉課長 お答えいたします。

育成会の方及び保護者の方に関してでございますが、育成会の会長に経緯を説明させていただいて、ご理解はいただいたところでございます。また、家族に対しても、説明会を通じて、センターの今後の方針ですとか、安心して移行できるような支援等についてご説明させていただきました。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。他に質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第17号の討論

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

それでは、村田委員から討論をお願いいたします。

○2番 村田委員 執行部の説明では、民間の類似の施設が充実してきたということで、それが充実してきたということは確認できましたけれども、やはり、市として、障害者の地域活動を支援する場、これは多様な場があつていいのかと。その意義はとても大きいわけですから、市のセンターの廃止には反対いたします。

○委員長 これをもって討論を終結いたします。

△議案第17号の採決

○委員長 次に、採決いたします。

議案第17号 行田市障害者福祉センター条例を廃止する条例は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 10時 37分 休憩

午前 10時 39分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ご連絡いたします。傍聴される方につきましては、委員会審査中の雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくご聴取のほどお願い申し上げます。なお、審査中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

△議案第20号について

○委員長 次に、議案第20号 行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部から説明を求めます。

子ども未来課、上野課長、お願いいたします。

○子ども未来課長 それでは、議案第20号 行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げますので、議案書の80ページをお願いいたします。

国が定める基準である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容についてご説明いたしますので、新旧対照表の18ページをお願いいたします。

第6条は、用語の整理でございます。

第7条の2は、国の基準において、家庭的保育事業者等が、児童の安全確保に関する計画を策定すること、職員への安全計画の周知及び研修、訓練を実施すること、保護者への周知を行うことなどを義務づける改正がなされたことを踏まえ、規定するものでございます。

19ページをお願いいたします。

第7条の3は、国の基準において、家庭的保育事業者等が自動車の運行に当たって、点呼等による所在確認を行うことを義務づける改正がなされたことを踏まえ、改正するものでございます。

第10条は、社会福祉サービスを必要とする児童等の社会参加への支援が進むよう、国の基準において家庭的保育事業所等が他の社会福祉施設等を併設する際に、保育に支障のない限り設備及び職員を共用できる改正がなされたことを踏まえ、規定するものでございます。

第13条は、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定の削除に伴い国の基準におい

て懲戒権に関する規定が削除されたことを踏まえ、削除するものでございます。

20ページをお願いいたします。

第14条は、感染症等の予防及び蔓延防止のための必要な措置について、国の基準において具体的な内容を規定する改正がなされることを踏まえ、規定するものでございます。

戻りまして、議案書の82ページをお願いいたします。

附則でございますが、本条例の施行期日を令和5年4月1日とするものでございます。ただし、懲戒権に関する規定である第13条の改正規定の施行期日は公布の日からとするものでございます。

なお、経過措置といたしまして、改正後の第7条の3第2項の規定の基準について、ブザー等の児童の見落としを防止する装置の設置及び使用に困難な事情がある場合には、令和6年3月31日までの間、代替的な措置を講じることとして差し支えない旨を規定するものでございます。

以上で議案第20号の説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第20号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2番 村田委員。

○委員長 2番 村田委員。

○2番 村田委員 幾つか質疑させていただきたいのですが、まず、表題にも家庭的保育事業等とありますけれども、「等」というのはどういうものなのか、具体的にどういう事業所、それぞれ、市内での施設数、こちらを教えてくださいたいのが1点。

2点目は、第7条の2、安全計画の策定ですけれども、これはどういう内容のものなのか、計画内容です。これが国とか県から示されるのか、あるいは、民間の保育所、事業所へ市が示すことになるのか。内容と、そういう標準例的なものを示す予定があるのか、この点をまず伺いたいと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

上野課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

まず、家庭的保育事業等とは具体的にどのような事業所かということでございますが、家

庭的保育事業等とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅型保育事業及び事業所内保育事業の4種類のことでございます。本市においては、家庭的保育事業が2つ、小規模保育事業が3つ、合計5つの施設が該当となります。本市においては、居宅型保育事業と事業所内保育事業は該当がございません。

次に、第7条の2に規定されている安全計画はどのような計画なのか、また、具体的に作成すべきことを示した標準例などが示されているかということでございますが、安全計画につきましては、家庭的保育事業等の設備の安全点検の実施に関すること、保育士等の職員や児童に対し、保育施設内での保育時はもちろんのこと、散歩などの園外活動や保育所などが独自にバスなどによる送迎サービスを実施している場合におけるバスなどの運行時など、施設外における活動、取組などにおいても安全確保ができるようにするため、そういった指導に関すること。安全確保に係る取組等を確実にを行うためにも、職員への研修や訓練に関することなどを計画的に行うためのものとされております。

安全計画の標準例ですけれども、既に、国から「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」という通知が発出されておまして、こちらにつきましては、既に、該当の家庭的保育事業等に周知は行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長 2番 村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。

家庭的保育事業等というのは、そういう種類分けのところのわけですね、分かりました。これは市が所管している施設で、現在所管している保育所とか幼稚園は、県が規定するという理解でよろしいのか確認です。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

お見込みのとおりでございます。

以上です。

○委員長 2番 村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。

条文の個別のところでは何か伺いたいのですが、第7条の3ですけれども、家庭的保育事業者とか小規模保育事業者の場合、7条の関係で新たに規定する自動車を運行しての独自の事業とか、実際にやっているのか。その頻度ですとか、その実態といいますか、実情といい

ますか、市内の状況をお答えいただきたいのが1つ。

もう一つは、2項で「日常的に運行するときは」とあるのですけれども、わざわざこういうことを書いてあるのがよく分からないのですけれども、どのような自動車の運行形態を言っているのか。何か特段の意味があるのか。

もう一つ、ブザーその他の云々という装置ですけれども、大人がブザーを押すのか、どういう形で見落としが発見できるのか、こういう装置ですというのがあると思うのですけれども、ブザーだとちょっとイメージが湧かないのですが、そこをお願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

上野課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

まず、第7条の3の自動車を運行する場合ということでございますが、市内では該当の事業所はございません。そもそも、日常的に運行するときということで、どのようなものを想定しているのかということでございますが、送迎等で日々車を使っている場合を想定しておりまして、その場合であっても、車の規模が3列以上のシート配列になっているもの。要は、運転席と後ろの席だけであれば見落としはないでしょうということで、3列目以降がある場合は今回の規定の対象になってくるのですけれども、そういった形のいわゆるバスのようなもので運行するときには該当になります。結果として、行田市では該当はないのですが、そういったものを想定してございます。

その次に、ブザーで見落としということでございますが、国のほうから示されておりますのは、子どもが降りたときの確認の仕方として、エンジンが停止した後に、運転者などに車内の確認を促す車内向けの警報、「車内確認を行ってください」というアナウンスが流れるようなものが想定されておりまして、車内をずっと確認しまして、確認が終わったらそのブザーを押すと止まる。「車内を確認してください」とずっと鳴り続けていて、終わった後に運転者の方がボタンを押すと止まるということが、国のほうで示されているものでは想定されております。ちなみに、自動検知式、センサータイプのももありまして、ブザー等というのは、センサータイプのものでいいですということになっております。センサータイプのものは、児童・園児なりが置き去りにになっていたときに、動きを感知してセンサーが反応して、外部に向かって警報を鳴らすというものが想定されているところでございます。

以上です。

○委員長 よろしいですか。他にございますか。

橋本委員。

○3番 橋本委員 新旧対照表の20ページの衛生管理等というところで、職員に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならないとありますけれども、この予防、もしくは研修というのは、どのように指導していったりするのかお尋ねします。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

こちらの予防等につきましては、改正前は「必要な措置を講ずる」ということで、さらっと表記されておったのですけれども、それを細かく明示するという形で今回規定がなされたところですが、既に、今までも、予防等につきましては保育指針等でいろいろ定めがありまして、日常的にその指針に基づいて対応しているところでございます。ですが、さらに、安全基準なりいろいろな計画をつくる中で、定期的にするようにということで今回規定されましたので、それをさらに明示的に取り組んでいく形になっておりまして、今までやっていなかったということではなく、今までやっていたものが確実に取り組まれるようにということになったところでございます。

以上でございます。

○委員長 橋本委員。

○3番 橋本委員 現状、どのようにこのような研修とか訓練を行っているかは今のお答えの中にはなかったのですけれども、具体的にあれば教えていただきたいのですが、例えば、保健所の方に来ていただいて衛生の講習をしていただくとか、民間機関などの講師をお呼びして研修または訓練をするとか。

また、定期的というのは、1年に1回なのか、2年に1回なのか、1年に2回なのかというところの具体的な指針というか、ある程度の目安というものがあればお聞かせ願いたいと思います。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

まず、研修については、内部研修でございまして、先ほど委員がおっしゃられたような外部の、保健所の方に来ていただくとか、民間機関に来ていただくということは、通常はございません。あくまでも内部で、保育士たちが集まって研修しているというところでございます。

この頻度ですけれども、特段決まっているわけではないですが、今は新型コロナ対策ということで出ておりますが、今までも、冬場の時期になりますと、ノロウイルスとかロタウイルス、またインフルエンザとか、いろいろ流行がありますので、それらの始まる頃には、国・県を通じていろいろ通知、注意喚起がありまして、そうした際には、保育所内で確認をして対応していると承知しております。

以上でございます。

○委員長 橋本委員。

○3番 橋本委員 ということは、各施設にお任せしているという状況だとは思うのですけれども、市から、定期的に、例えば、1年に1回は必ずやってくださいとか、訓練・研修をした結果を報告してくださいということはないのですか。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 現状、今委員がおっしゃられたような、年に1回必ずやるようにということを知することはございませんが、都度都度、通知等、感染症の流行の時期になりますと、注意喚起はさせていただいております。また、その結果について、現状は、特に報告を求めているところではありません。

以上でございます。

○3番 橋本委員 ありがとうございます。

○委員長 他にございますか。

田中副委員長。

○副委員長 第13条で調査に係る議決などをしてはいけないという項目が削除となっているその背景というか、そこを改めて教えてください。

第13条が、あえて条例の中では削除となっている理由を詳しく教えていただければと思います。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 形式的な形で、13条を削除という形で残したということについて、背景として、懲戒権をなくしたということについてのご質疑ということによろしいですか。

○副委員長 懲戒権はいけないというか、あつてはならないことで、それが、あえて改正内容でうたっている。改定後には削除ということで、ここではということだと思うのですが、うたっていないことをどう理解すればいいのか。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

懲戒権の規定につきましては、もともと民法に規定がございまして、親がしつけを行うときの根拠になっているのではないかとということで、それ自体が云々ではなかったのですが、それを理由にして親が虐待をする、行き過ぎたしつけということで、保護者が児童に対して虐待を行っている背景になっているのではないかとことから議論されまして、国において、この規定は現状にそぐわないので削除しましょうということで、まず民法のほうを削除するような形になりまして、それを受けて、児童福祉法なり条例なりで規定があったのですが、それらも併せて懲戒権に関する規定は削りましょうという形になって、今回に至ったという経緯でございます。

以上でございます。

○委員長 田中副委員長。

○副委員長 ありがとうございます。

子どもの人権が守られていく中で、時代にそぐわないというか、そういう意味合いということで理解すればよろしいということでしょうか。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 そのような理解でございます。

以上でございます。

○副委員長 ありがとうございます。

○委員長 他にございますか。

村田委員。

○2番 村田委員 3点ほど伺いたいと思います。

1点目ですけれども、第10条の規定の中で、他の社会福祉施設と併せて設置した場合の基準で、ほかの保育に支障がない場合に限り職員、施設の併用を認めるという趣旨だと思うのですが、この支障の有無の確認というのはどのように行うかということ伺いたいのですけれども、事前に、市に対して何か届出などを行うのか、あるいは、市がそれに基づいて現地を見るとか、確認を行うのか、どのように行うのかという要件と方法です。それと、市内にこういうケースがあるのか、そこも併せて。

2つ目ですけれども、ブザー設置等に戻りますけれども、財政的に困難な場合、あるいは、こういう規定を設けた場合には、設置費用などの助成が政策誘導的にされることは多いかと思うのですが、今回の場合は、こちらの助成というのは、国・県、あるいは市で予定されて

いるのか。

最後ですけれども、この施行日ですけれども、4月1日ということで、先ほどの説明では、国から既に通知が出されているということですから、制度、基準が変わりますというアナウンスはされているようですが、市からの周知についてはどういう状況なのかをお願いします。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 順次お答えいたします。

まず、第10条の規定についてでございますが、先にお答えいたしますと、市内にこのような事業所は今のところございません。いわゆるインクルーシブ保育、特別な配慮が必要なお子さんと、そうではない、いわゆる普通のお子さんを一緒に保育するような形をやりとした場合に第10条の規定が該当してくるわけなのでございますが、もしそういった事業をやりたいということで家庭的保育事業者等からお話が合った際には、事前にその内容等について確認をしていきたいと考えております。

家庭的保育事業の認可権者は市なので、市に対して話が来るはずですので、その際に内容については確認いたしますし、届出そのものは、家庭的保育事業等については市ですけれども、障害を持っているお子さん等の対応については別の所管がやっておりますので、そういった事業をやりたいという話があれば、相談に乗りますし、確認もしますが、このための届出を子ども未来課が受けるというのは、想定はございません。もし、これが実際に動き出せば、市が行う指導監査等の機会が毎年ありますので、そういったところで適切な対応が行われているのか確認をしていく形になると考えております。

続きまして、ブザー等の設置につきまして、財政的に何かということですが、今回の議会の一般会計の補正予算（第11回）におきまして、保育対策総合支援事業費補助金というのがあるのですが、その中の35万円は、こちらの保育所等の送迎バス置き去り防止対策として安全装置を装備するための費用として予算措置したところでございますが、この条例の家庭的保育事業等には該当がございませんので、こちらに使うわけではないですが、財政措置としては、別に取ってはおります。この条例の該当ではございません。

続きまして、周知ですけれども、国が定める基準であります家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準において、自動車を運行する場合の所在確認の規定を加える改正が令和4年12月28日に公布されたところでございまして、この公布を既に該当の事業所には周知してございます。該当といっても、実質、運行しているところはないわけですが、ちなみ

に、家庭的保育事業等ではなく、認定こども園で該当がありましたので、そちらのほうには周知を行って、既に、取付けに向けていろいろな準備を行っている」と承知しております。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。

今説明を聞きながら、補正予算のところで確認しようと思ったのですが、間に合わないのと同ってしまいますけれども、先ほどのご説明の中で、家庭的保育事業等の施設のための経費ではないけれども35万円を算出していると思うのですが、それは、民間の事業所に対する助成も含まれるものなのか、公立のものだけなのか。要は、民間に対しても助成が予定されているのかということを確認したいです。

以上です。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

市内では、私立の保育園、認定こども園しかバスを運行しているところはありません。公立3園はバスを運行しておりませんので、対象にはなっておりません。民間の認定こども園で2台分のバスの補助として、1台17万5,000円ですが、これを合計35万円ということで、補正予算には措置させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第20号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第20号 行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決するに決しました。

△議案第22号について

○委員長 次に、議案第22号 行田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部から説明を求めます。

子ども未来課、上野課長、お願いいたします。

○子ども未来課長 それでは、議案第22号 行田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げますので、議案書の85ページをお願いいたします。

本案は、国が定める基準である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容についてご説明いたしますので、新旧対照表の22ページをお願いいたします。

第6条の2は、国の基準において、放課後児童健全育成事業者が児童の安全確保に対する計画を策定すること、職員への計画の周知及び研修、訓練を実施すること、保護者への周知説明を行うことなどを義務づける改正がなされることを踏まえ、規定するものでございます。

第6条の3は、国の基準において、放課後児童健全育成事業者が自動車の運行に当たって、点呼等による所在確認を行うことを義務づける改正がなされることを踏まえ、規定するものでございます。

第12条の2は、国の基準において、放課後児童健全育成事業者が感染症や非常災害に関する業務継続計画を作成すること、職員への業務継続計画の周知及び研修、訓練を実施することなどを努力義務とする改正がなされることを踏まえ、規定するものでございます。

23ページをお願いいたします。

第13条は、感染症等の予防及びまん延防止のための必要な措置について、国の基準において具体的な内容を規定する改正がなされることを踏まえ、規定するものでございます。

戻りまして、議案書の87ページをお願いいたします。

附則でございますが、本条例の施行期日を令和5年4月1日とするものでございます。

なお、経過措置といたしまして、改正後の第6条の2の規定の適用について、令和6年3月31日までの間、努力義務とするものでございます。

以上で議案第22号の説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第22号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2番 村田委員。

○2番 村田委員 2点ほど伺いたいと思います。

1点目は、先ほどの議案第20号で大体分かったのですが、確認的に伺いたいのですが、この条例で示している安全計画、これも既に国から示されているということでしょうか。

2点目は、条文ですが、第6条の3で規定されていますが、事業所外で活動する、そういう取組のために車を仕立てて、その場合、点呼をしてくださいということだと思うのですが、市内で、実際に学童保育で施設外活動などをやられているものなのか、どういう状況なのか教えていただければと思います。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 順次お答えいたします。

安全計画につきましては、先ほどの議案第20号と同じような内容になってございます。こちらについては、放課後児童クラブ等の設備の安全点検の実施に関すること、放課後児童支援員や職員など利用者に対し、事業所施設内での活動はもちろん、遠足等があれば、そういったときの活動や放課後児童クラブなどが独自にバスなどによる送迎サービスを実施している場合には、バスなどでの運行時における活動、取組においても、安全確保ができるようにするため指導すること、安全確保に係る取組等を確実にを行うための放課後児童クラブ等職員への研修や訓練に関することなどを計画的に行うために安全計画をつくるべきとされたところでございますが、2つ目のご質疑にも関係するのですが、現状ですと、子どもの施設外での活動、取組等の移動のために自動車を使用しているということは、行田市の場合はございません。送迎につきましては、バスなどを使って送るということは行田市ではありませんで、お迎えは、全て保護者が直接お子さんをお迎えに来ておりますので、送るということとは現状ございません。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑はございませんので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第22号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔発言する者なし〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第22号 行田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決するに決しました。

△議案第23号について

○委員長 次に、議案第23号 行田市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部から説明を求めます。

子ども未来課、上野課長、お願いいたします。

○子ども未来課長 それでは、議案第23号 行田市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げますので、議案書の88ページをお願いいたします。

本案は、行田市みずしろ学童保育室の移転に伴い条例の一部を改正しようとするものでございます。

行田市みずしろ学童保育室は、現在児童センター内で運営しておりますが、児童の移動に際しての安全性の観点から、行田市立忍小学校の校舎内に移転し、併せて、その名称を変更するとともに、それに伴い、現在忍小学校の敷地内にある行田市忍学童保育室の名称を変更しようとするものでございます。

改正内容についてご説明いたしますので、新旧対照表の24ページをお願いいたします。

第2条の表中、改正前の最終行にある行田市みずしろ学童保育室について、改正後の1行目に、名称を行田市忍第一学童保育室、位置を忍小学校の行田市本丸7番20号として追加するとともに、これに伴い、改正前の1行目にある現行の行田市忍学童保育室について、名称を行田市忍第二学童保育室に変更するものでございます。

戻りまして、議案書89ページをお願いいたします。

附則でございますが、本条例の施行期日を令和5年7月21日とするものでございます。

以上で議案第23号の説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第23号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

3番 橋本委員。

○3番 橋本委員 学童保育室を忍小学校内に移すというところで、理由として、移動に危険が伴うということだったのですけれども、ほかに理由はありますか。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 もともと、学校敷地内にない学童につきましては、調整がつき次第学校内に設置するというところで、既に取り組んできていたところございまして、それが、先ほど説明させていただいた安全性の観点からということございまして、今回調整がつきましたので、忍小学校内に移転させていただくとなってございます。ただ、委員の皆様もご承知かと思いますが、児童センターの空調設備に不調がございまして、そちらの対応もきっかけにはなっております。

以上でございます。

○3番 橋本委員 ありがとうございます。

○委員長 他にございますか。

2番 村田委員。

○2番 村田委員 移転後は忍小学校の校舎内に設置されるという説明だと思うのですけれども、そうしたときの面積の確保、現状より大きくなったり小さくなったり、変更はあるのか。それから、部屋の状況といたしますか、普通の空き部屋を専用で使うことになるのか、それとも、日中に小学生が使うのと併用の形になるのか、あるいは、ほかの小学校の例であるから聞いているのですけれども、図工室とか特別教室なのか、それとも別棟を造るのか、どういう校舎内の利用方法なのか。これまでの例でも、場合によっては、改修とか一部必要になる場合もあったかと思うんです。その辺は今回どうなのか、それが1つ目。

それから、2つ目は、今度、第一と第二に分かれるわけですが、これは学年で分ける形にするのか。現にある学童はプレハブみたいな別棟だったかという記憶なのですが、現状と今後の第一と第二の区分について教えてください。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

上野課長。

○子ども未来課長 順次お答えいたします。

まず、このたび移設する、忍第一学童保育室になるわけですが、そちらの面積ですけれども、現在みずしろ学童保育室が70.8平米で、今回移設する先で、小学校と調整させていただいて学童として使わせていただく面積は78.8平米ということでございまして、面積的には1割程度多くなるというところであります。場所ですけれども、忍小学校南校舎の1階の一番東側、現在は教材等を置くということで活用されている部屋でございまして、こちらを学童保育室の専用施設として使わせていただくものでございます。ですので、この南校舎1階東側の1教室、現在は教材室でございますが、こちらを学童保育室の専用施設として改修をさせていただく形になります。

改修の内容といたしましては、建築工事として、建具の改修、床のビニールシート張り、ミニキッチンの新設、カーテン新設、ひさしの新設、門扉の改修など、また、電気設備工事としましては、既存の施設から配線工事を行うもの、電話等の配管、インターホン、センサーライトなどの新設、機械設備工事としましては、給排水工事ですとか換気設備工事ですとか、そういったものを予定しております。

続きまして、このたび忍第一と第二となった場合、どのような区分け、区分をするのかということでございますが、忍小学校の中にこのたび忍第一ができる形になりまして、既にあります戸建ての学童保育室、現状の忍学童保育室、このたび第二学童保育室になるわけですが、基本的に、校舎内の学童保育室、今度新しくつくるところがこれに該当するわけですが、こちらは、学年が上のお子さんをお預かりする予定でございます。戸建てのほうは低学年のお子さんをお預かりする。これにつきましては、既に、東小ですとか北小ですとか、そういったところでも同じような取扱いとなつてございます。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 分かりました。ありがとうございます。

北河原や星宮地区から忍小に通っている児童がいるかと思うのですが、これらの人の帰宅方法とか、その辺は特段大きな変更はない、保護者の方への新たな負担とかはないということよろしいのか確認です。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 該当の方は学童は使っていらっしゃらないという認識ですけれども、もと

もと、学童は保護者が常にお迎えですので、これによって保護者の負担が新たに増えるということはないものでございます。

以上でございます。

○委員長 大丈夫ですか。

他にございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第23号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔発言する者なし〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第23号 行田市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 11時 27分 休憩

午前 11時 34分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第24号について

○委員長 次に、議案第24号 行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部から説明を求めます。

保険年金課、増田課長、お願いいたします。

○保険年金課長 本日はよろしくお願いいたします。

それでは、議案第24号 行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げますので、議案書の90ページをお願いいたします。

本案は、地方税法施行令の一部改正に伴い国民健康保険税の賦課限度額の引上げを行うため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

賦課限度額の引上げにつきましては、平成25年12月に設置された持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律において、国は、持続可能な医療保険制度を構築するため必要な措置を講ずることとされており、保険税負担の公平を図る観点から、これまで、平成26年度ないし平成28年度、平成30年度ないし令和2年度及び令和4年度の税制改正において賦課限度額の引上げが行われてきたところでございます。このたびの条例改正は、令和4年度税制改正に基づき、医療分の賦課限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金分の賦課限度額を19万円から20万円に引き上げるもので、今回変更のない介護分17万円を加えた賦課限度額の合計は、99万円から102万円になるものでございます。

改正内容についてご説明いたしますので、新旧対照表の25ページをお願いいたします。

第2条は、第1項第1号は用語の整理でございます。第2項は医療分の賦課限度額を63万円から65万円に、第3項は後期高齢者支援金分の賦課限度額を19万円から20万円に引き上げるものでございます。

26ページをお願いいたします。

第3条第1項は用語の整理でございます。

第20条は、国民健康保険税の減額についての規定でございますが、第2条と同様に賦課限度額を改めるものでございます。

附則第2項は用語の整理でございます。

戻りまして、議案書の91ページをお願いいたします。

附則でございますが、本条例の施行期日を令和5年4月1日とするものでございます。

なお、経過措置といたしまして、改正後の規定は、令和5年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものとなります。

以上で議案第24号の説明を終わります。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第24号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2番 村田委員。

○2番 村田委員 それでは、2点ほど伺います。

1点目、今回の賦課限度額の改定ですけれども、近隣自治体の状況、今議会で改定予定とか、そういう自治体もあるのかないか、直近のもので近隣自治体の状況を教えてください。

2つ目ですけれども、この賦課限度額の本市での引上げの推移です。先ほど、何回かの法律施行令の改正に伴ってという説明もありましたけれども、実際の行田市における賦課限度額の改定、引上げの推移について教えてください。

以上です。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

増田課長。

○保険年金課長 それでは、県内他市の状況についてご説明いたします。

昨年11月時点でございますが、既に法定限度額102万円の市が6市、本市と同様に99万円の市が本市を含め33市でございます。この33市については、いずれも今年度中に法定限度額に改正予定と伺っております。なお、その他1市については、96万円でございますが、本年度中に99万円に改正を予定していると伺っております。

もう一つの行田市の賦課限度額の引上げの推移についてでございますが、年度ごとの賦課限度額を申し上げさせていただきます。平成30年度から申し上げます。平成30年度が89万円、平成31年度が93万円、令和2年度が96万円、令和3年度が99万円、令和4年度が99万円でございます。例年、税制改正から1年遅れの条例改正となっております。

以上でございます。

○委員長 再質疑ありますか。

○2番 村田委員 ないです。

○委員長 他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第24号の討論

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

討論の申出がありますので、発言を許します。

2番 村田委員。

○2番 村田委員 私は、本条例の一部改正案に反対として討論に参加いたします。

国民健康保険ですけれども、保険税という名称を使っていますけれども、仕組みは、まさに社会保障制度なのです。リスクを保険料として分かち合う仕組みの保険であるわけで、先ほど質疑で伺いましたけれども、例年の引上げで、本会議の質疑でも、夫婦共働きの場合、子どもさんが2人という4人世帯で1,023万5,000円ですか。これは、普通にある生活として、決して裕福なお金持ちの世帯ということではないと思うのです。そういう世帯から年額100万円を超える負担というのは、社会保障としての機能を損なうものではないか、このように思わざるを得ない。したがって、反対の意見として討論に参加させていただきました。

以上です。

○委員長 これをもって討論を終結いたします。

△議案第24号の採決

○委員長 次に、採決いたします。

議案第24号 行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決するに決しました。

△議案第25号について

○委員長 次に、議案第25号 行田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部から説明を求めます。

保険年金課、増田課長、お願いいたします。

○保険年金課長 続きまして、議案第25号 行田市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてはご説明いたします。

議案書の92ページをお願いいたします。

本案は、健康保険法施行令の一部改正に伴い出産育児一時金の支給額の引上げを行いたいので、条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容についてご説明いたしますので、新旧対照表の28ページをお願いいたします。

出産育児一時金は、出産に要する経済的負担を軽減するため、保険給付費として一定の金額が支給される制度でございます。現在の支給額は、本人支給分の40万8,000円に産科医療補償制度の掛金1万2,000円を上乗せした総額42万円でございますが、今般、国の審議会に

において、令和5年4月から全国一律で総額50万円に引き上げるべきとされ、これを受けて改正された健康保険法施行令において本人支給分が40万8,000円から48万8,000円に改められました。これを踏まえ、第6条第1項の出産育児一時金の額を40万8,000円から48万8,000円に改めるものでございます。

戻りまして、議案書の93ページをお願いします。

附則でございますが、本条例の施行日を令和5年4月1日とするものでございます。

なお、経過措置といたしまして、改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金については、従前の例によるものとするものでございます。

以上で議案第25号の説明を終わります。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第25号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2番 村田委員。

○2番 村田委員 それでは、2点ほど伺いたいと思います。

1点目、過去の例ということですが、直近、例えば3年で、市内の年間の出産件数、今年度分は分からないでしょうが、過去の数字で規模を知りたいものですから伺います。

2点目は、この給付増の財源内訳、財源はどういうふうになるのか。全額保険税からになるのか、あるいは、国や県、市からの別枠、一般財源の拠出なり、そういう形が財源の中に含まれるのか、その点を伺いたいと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

増田課長。

○保険年金課長 それでは、年度ごとの出産件数を申し上げます。令和元年から申し上げますと、令和元年度が53件、令和2年度が45件、令和3年度が26件でございます。令和4年度、2月末現在の出産件数につきましては26件となっております。

続きまして、国・県の財源からの負担ですが、今回引き上げの8万円についても、現在の出産育児一時金と同様、3分の2は地方交付税措置となります。残り3分の1が市財ということになります。それに加えて、令和5年度に限ってということだと思っておりますが、1件当たり5,000円が国から追加で補助されるという予定になっております。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。

確認ですけれども、今年度に限って国が1件5,000円追加というのは、市の一般財源の負担に対する補助ですよね。国保加入者に対する上乗せ助成ではない。そこを確認です。

○委員長 増田課長。

○保険年金課長 現在、国からの通知では、市に対する補助というふうになってございます。

○委員長 よろしいですか。他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第25号の討論、採決

○委員長 続いて討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第25号 行田市国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決するに決しました。暫時休憩いたします。

午前 11時 52分 休憩

午後 0時 58分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第8号について

○委員長 次に、議案第8号 令和5年度行田市国民健康保険事業費特別会計予算を議題とし、執行部から説明を求めます。

保険年金課、増田課長、お願いいたします。

○保険年金課長 それでは、議案第8号 令和5年度行田市国民健康保険事業費特別会計予算についてご説明申し上げます。

薄いほうの予算書の12ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ82億5,577万3,000円と定めるもので、前年度と比較して7,867万2,000円の減額計上となっております。

第2条は、一時借入金の限度額を前年度と同額の8億円とするものであります。

第3条は、歳出予算の第2款保険給付費及び第3款国民健康保険事業納付金における各項間の予算の流用について定めるものであります。

次に、厚いほうの予算に関する説明書の296ページと297ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書の総括表となりますが、歳入歳出合計82億5,577万3,000円は、前年度と比較して7,867万2,000円の減額計上でございます。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、315ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、前年度と比較して1,949万1,000円の減額となっております。

支出の主なものでは、右側説明欄の1節会計年度任用職員報酬は職員3人分の人件費、2節一般職給は国保担当職員8人分の人件費、4節は会計年度任用職員及び国保担当職員の共済費等、11節の3行目審査支払手数料は、埼玉県国民健康保険団体連合会に支払うものでございます。

次に、2項1目賦課徴収費は、支出の主なものでは、右側説明欄の1節会計年度任用職員報酬は1人分の人件費で、318ページの11節郵便料及び12節電算委託料は、国保税納税通知書等の作成と発送に係る経費でございます。

次に、3項1目運営協議会費は、国民健康保険運営協議会の運営に係る経費を計上したものでございます。

319ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項療養諸費は、前年度と比較して511万9,000円の減額、ページの中ほどの2項高額療養費は、前年度と比較して845万6,000円の増額となっております。

3項1目葬祭費は、被保険者が死亡した際、1件当たり5万円を支給するものでございます。

321ページをお願いいたします。

4項移送費は、前年度と比較して2万9,000円の減額でございます。

5項1目出産育児一時金は、被保険者の出産に際し世帯主に対し1件当たり50万円を支給

するものでございます。

次に、6項1目傷病手当金は、実績を勘案し、前年度と比較して53万円の増額でございます。

323ページをお願いいたします。

3款の国民健康保険事業費納付金は、埼玉県に納める納付金で、県は、保険給付費等の必要な費用を見込み、市町村ごとに納付金の額を決定しております。この納付金は、埼玉県から示された仮算定の医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分に係る金額を計上したものでございます。1項の医療給付費分が前年度と比較して7,045万6,000円の減額、2項の後期高齢者支援金等分は3,131万6,000円の増額、3項の介護納付金分は1,879万9,000円の減額計上となっております。

325ページをお願いいたします。

4款1項共同事業拠出金は、退職者医療該当受給者リストを作成するための拠出金でございます。

327ページをお願いいたします。

5款保健事業費は、被保険者の健康増進等のために実施する事業でございます。

1項1目特定健康診査等事業費は、特定健康診査及び特定保健指導に係る経費で、前年度と比較して553万1,000円の増額でございます。

右ページ説明欄の主なものでは、12節特定保健指導委託料は、生活習慣病の発症リスクの高い方を対象として保健指導を行うもの、次の健康診査委託料は、特定健診を実施するための経費で4,400人分を計上したもの、次の健康診査受診勧奨業務委託料は、受診勧奨通知の作成や電話勧奨業務に要する経費でございます。

次に、2項1目保健衛生普及費は、前年度と比較して316万5,000円の減額でございます。

次に、2目疾病予防費は、前年度と比較して482万1,000円の減額でございます。主なものでは、18節健康診断助成金は、人間ドック、脳ドックなどの受検見込み者880人分の計上、次の生活習慣病重症化予防事業負担金は、糖尿病の重症化を予防し、人工透析への移行を防ぐ事業を埼玉県国民健康保険団体連合会と県内52市町が共同で実施するための負担金でございます。

329ページをお願いいたします。

6款1項1目国民健康保険基金費は、基金の利子を積み立てるものでございます。

331ページをお願いいたします。

7款1項1目利子は、一時借入金に係る利子の支払いに要する経費で、前年度と同額でございます。

333ページをお願いいたします。

8款1項の償還金及び還付加算金は、保険税の還付金や国・県支出金の償還金などで、前年度と比較して5万円の減額でございます。

335ページをお願いいたします。

9款1項1目予備費は、前年度と同額計上でございます。

歳出は以上となりますが、続いて歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして、299ページをお願いいたします。

1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税は、前年度と比較して3,297万4,000円の減額、次の2目退職被保険者等国民健康保険税は、前年度と比較して120万8,000円の増額計上でございます。

301ページをお願いいたします。

2款1項1目負担金は、科目存置でございます。

303ページをお願いいたします。

3款1項1目災害臨時特例補助金は、大規模災害の被災者等の一部負担金及び保険税の減免額の一部が交付される補助金で、科目存置でございます。

305ページをお願いいたします。

4款県支出金、1項1目保険給付費等交付金のうち、1節の普通交付金は、歳出の保険給付費である療養給付費や療養費、高額療養費などを賄うもので、給付実績等に基づき見込んだ金額を計上したもの、その下の2節特別交付金は、保険者努力支援特定健診等負担金などの合計額で、実績を勘案し計上したものでございます。

次の2目財政安定化基金交付金は、災害などの特別な事情により保険税の収納不足分が生じた場合などに交付されるもので、科目存置でございます。

307ページをお願いいたします。

5款1項1目利子及び配当金は、基金の利子でございます。

309ページをお願いいたします。

6款1項1目一般会計繰入金は、前年度と比較して3,000万円の減額となっております。

311ページをお願いいたします。

7款1項1目繰越金は、前年度と比較し4,436万9,000円の減額でございます。

313ページをお願いいたします。

8 款の諸収入は、保険税の延滞金や第三者行為納付金などを計上したものでございます。

以上で議案第 8 号の説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第 8 号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

野本委員。

○5 番 野本委員 出産育児一時金についてお聞きします。2 点あります。

今回50万円をもらうということで改正されたのですが、出産にかかる費用が50万円を下回っている場合にも、出産をする方が差額について受け取ることができるのかが1 点です。

もう1 点は、分かればいいですが、例えば、行田市内で出産を行える病院という于行田中央病院がありますが、受け取れる金額が50万円に上がったとして、出産にかかる費用自体も上がる可能性もあるのではないかと思います。出産にかかる費用が、そもそもどれくらい上がっているのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

増田課長。

○保険年金課長 まず、1 つ目の50万円を下回った場合の差額についてですが、これは現物給付ということで、50万円以下の場合は、病院のほうにお支払いして、50万円までの差額につきましては、本人の申請によりまして、本人へお支払いするようになっております。

もう一つの出産育児一時金の現状については分からないのですが、これについては、令和4 年1 月から12 月までの出産について平均を出させていただきますと、45万3,000円という状況でございます。

以上でございます。

○委員長 再質疑ありますか。

○5 番 野本委員 大丈夫です。

○委員長 他にございますか。

村田委員。

○2 番 村田委員 4 点ほど伺いたいと思うのですが、1 点目は、予算書の309ページ、繰入金金の2 番の未就学児均等割保険税繰入金ですけれども、ここに出ているのは一般会計からの

繰入金というところの整理で入っているのですけれども、国や県からの交付金というのがあるかと思っているのですけれども、それが予算書のどこに入っているのか。ないのでしたらないということで、仕組みを整理して答弁をお願いしたいと思います。

2点目が、315ページ、一般管理費ですけれども、316ページの2番で一般職が2人減ということのようだけれども、これは、執行体制、組織のほうはどのように変わっていくのか。別のページの資料を見ますと管理職手当が半額になっているようだけれども、組織としてどういう体制に、どういう職員が減ることになっての予算なのか伺います。

3点目ですけれども、319ページ、保険給付費の2番の高額療養費、これは、昨年度に続いて今年度も額が大幅に増になっているのですが、この背景、要因はどのように捉えてこういう積算にしているのか。

もう1点が、同じく319ページ、保険給付費、葬祭費では、市の一般財源が全額ですよ。高額療養費では国の全額支出になっていたり、あるいは、出産育児一時金では市の財政負担が3分の1。ページは変わりますが、321ページの傷病手当ですと全額国・県が財源になっているのですが、これらのいろいろな手当の財源の構成が違うのですが、何か統一的なルールがあると思うのですが、その辺のルールを教えてください。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

増田課長。

○保険年金課長 まず、1つ目の未就学児均等割保険税繰入金の補助についてでございます。

まず、補助につきましては、国から2分の1、県から4分の1交付をされておりますが、その交付先は一般会計となります。予算書で申し上げますと、国のほうが、38ページの14款国庫支出金、1項2目民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金の上から2つ目の国民健康保険税未就学児均等割負担金に国からの負担金分ということで2分の1が入ってまいります。それと、42ページをご覧くださいなのですが、15款県支出金、1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金の6行目、国民健康保険未就学児均等割負担金、これは県から4分の1負担分が一般会計に歳入されます。そして、この国・県からの負担金に加えて、市の負担分としまして4分の1が加えられたものが一般会計から国保特会に繰り入れられるという立てつけになっております。

続きまして、2つ目の一般管理費の職員の関係でございますが、人件費が減っているということでございました。令和5年度の人件費につきましては、令和4年度、現在の職員数8名分を人事課が積算し、計上しております。ということで、現状に変更がございませんこと

から、職員体制が変わるというものではございません。

続きまして、3つ目の高額療養費の関係でございますが、高額療養費の計上につきましては、コロナの影響による受診控えがあった令和2年度を除いた3カ年の伸び率を推計しております。全体の被保険者数は減少しておりますが、高額療養費に該当する件数や医療費が増加しております。特に、65歳以上の高齢者の方の高額医療費が年々増加傾向にあります。これは、高齢化により医療を必要とする機会が多くなったことや、慢性化や治療の長期化のため高額医療費に該当する方が増加している状況になっていることが原因と考えられております。

4つ目の充当の関係でございますが、2款の保険給付費は、主に歳入の保険給付費等交付金が特定財源として充当されます。保険給付費等交付金の対象となる保険給付は、国のガイドライン及び埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金交付要綱で定められております。低所得者等医療対策補助金と葬祭費、出産育児一時金は、医療費とは異なるため、交付金対象ではなく、財源は一般財源となっております。また、出産育児一時金は、一般会計からの繰り出し対象経費として、3分の2が地方交付税措置の対象となっているため、特定財源の内訳では、その他ということで充当しております。傷病手当金につきましては、医療費ではありませんが、コロナウイルス感染による手当金であり、特別交付金の対象となっているため、国・県支出金が財源となっております。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。

最後の給付費のそれぞれが細かくて分かりにくいのですけれども、葬祭費とか低所得者対策というのは、一般の経費とは違うから、財源構成も、異なるルールで、県の要綱に基づいてやっているという整理で了解しました。

315ページの職員の削減の関係です。人事部門での積算、考え方に基づいて予算計上しているということですが、先ほど申し上げましたが、337ページに職員手当等の内訳というのがありまして、管理職手当が100万円から50万円、半分になっていることで推測しますと、管理職の方が少なくとも1人は減るのかと想像できるわけですが、この時点で具体的な人事のことはないかと思うのですが、予算で計上されているのに、本体の姿がもう少し説明されてもいいのかと思ったものですから、加えてご説明いただけるものがあればお願いします。

○委員長 増田課長。

○保険年金課長 予算計上は令和4年の現状の職員体制でやっているのですが、令和3年度の時点では主幹が2人体制ということでありまして、令和4年度時点で1名体制になってございます。そういうことで、管理職手当については減らしていることになります。現状1名ということでお話しをしたのですが、実際は、もう1人再任用職員が配置されておりますので、令和4年度の予算では2人分の人員が減るような形でのっているのですが、再任用職員の予算については、一般会計、人事課の予算でついておりますので、来年度の予算としましては、現状の職員が賄えるような予算が確保されていると認識しております。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 分かりました。2人は減るけれども、人事課の予算で再任用職員2名分が充てられる予定で、実人数的には現勢確保ができるということ、337ページの管理職手当の減については、私の読み方の勘違いで、今年度というのは令和4年度、まさに今の年度で、前年度というのは令和3年度の記述であるということによろしいのか、そこを確認。そういう整理ですね。

○委員長 増田課長。

○保険年金課長 そのとおりでございます。

先ほど申し上げましたが、管理職手当は、主幹1名の減ということになります。予算上は、主幹1名が減、現状の人数は維持されると見込んでおります。

○委員長 他に質疑はございますか。

村田委員。

○2番 村田委員 引き続き、何点か続けて申し上げます。

1点目ですけれども、予算書321ページ、傷病手当金についてですけれども、今年度に比べて予算額をかなり増やしていただいているようですが、これは今年度実績を踏まえての積算ということでいいのか。今年度の給付状況、件数、あるいは金額を改めて伺いたいと思います。

2つ目が、323ページ、保険事業費納付金で後期高齢者支援金分が3,000万円超えです。大幅に伸びていて、介護のほうが逆にマイナスになっているのですが、これはどのような要因、背景があつての積算なのか。

それから、関連して、後期高齢者支援金分というのは、本体事業の一般被保険者医療給付費分の4割にも達しているのです。所得の低い層の人たちの多い国保制度の中で、負担

がさらに増えてしまうように心配するのですけれども、こうした制度としての問題意識はお持ちなのか。今回の予算書づくりでもそうなのですが、国へのこうした改善等の要望等の行為はやっていらっしゃるのか、その点を伺いたいと思います。

最後は、特定健康診査事業について2点ほど伺いたいと思います。

概要では17ページ、予算書で328ページ。

1点目が、市の一般財源が、今年度194万6,000円あったと思うのですが、今回はゼロになっているのですが、この理由を教えてください。

次に、健康診査受診勧奨業務委託料、これは今年度の予算が300万円だったかと思うのですが、3倍、急増しているのですが、この理由を教えてください。

以上です。

○委員長 増田課長。

○保険年金課長 まず、傷病手当金の件数等の見込みでございますが、実績を踏まえた積算になっております。

続いて、今年度の給付の状況でございますが、1月末時点ではございますが、32件、131万5,337円の給付額ということになってございます。

続きまして、後期高齢者支援金分の伸びが大変大きい一方で介護納付金分はマイナスとなっている。どういう要因かということですが、後期高齢者支援金分及び介護納付金分は、国が示す係数等を参考に、県が県全体の必要額の総額の推計を行いまして、被保険者数、1人当たりの後期高齢者支援金、また介護納付金を被保険者数に乗じて算出しています。国が示す係数は毎年変動しております。今回の後期高齢者支援金が大幅に増えているというのは、後期高齢者支援金に対する国の示す係数が大きくなっているためでございます。これは、後期高齢者の医療費が増えている状況を示したものでございます。また、介護納付金は、介護保険料を納める40歳から64歳までの被保険者の減少が要因となっていると考えております。

続きまして、後期高齢者支援金分の負担額は一般被保険者医療費分の約4割に達している。こうした方の負担額がさらに増えてしまうと思うが、制度としての問題意識は持っているのかということでございますが、後期高齢者支援金は、後期高齢者医療制度の財源となっており、今後も、後期高齢者人口の増加により1人当たりの保険給付費増加により、被保険者の負担がさらに増えていくという構造的な問題があるということは認識しております。そういったことから、国等へ要望していくのかということでございますが、本市といたしましては、埼玉県国保協議会や全国自治体市長会などにおいて、国民健康保険の財政基盤の充実強化、

国庫負担の引上げなどのさらなる財政支援措置について要望を行っております。引き続き、機会を捉えて要望をしてまいります。

次に、特定健康診査等事業費の関係でございます。

市の一般財源が、今年度は196万円ほどあったが、それがゼロになっている理由でございますが、国の保険者努力支援制度の対象となる事業を実施することで、事業費は10分の10交付されるようになります。令和5年度は、そういった対象事業を実施し、特別交付金を財源として見込んでいるため、市の一般財源を使わない形での見込みをしているところでございます。

もう一つの健康診査受診勧奨業務委託料が300万円から996万円に急増している理由についてでございますが、令和3年度及び4年度は、健診の受診勧奨事業について、埼玉県が受診勧奨費を負担し、事業を実施してございました。それが、令和5年度から埼玉県の方針が変更となりまして、県の費用で受診勧奨ができなくなりました。そのため、市の費用で受診勧奨を実施する、その事業費分として696万円を増額計上しているためでございます。

以上でございます。

○委員長 大丈夫ですか。

他に質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第8号の討論

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

討論の申出がありますので、発言を許します。

2番 村田委員。

○2番 村田委員 私は反対の立場で討論に参加いたします。

予算書を見まして、各事業実施について実行を確保する予算としているように思いますが、高過ぎる国保税、これに対します保険税を引き下げる市独自の対策、努力というものが十分に行われていない積算内容であるという判断の下、反対いたします。

○委員長 これをもって討論を終結いたします。

△議案第8号の採決

○委員長 次に、採決いたします。

議案第8号 令和5年度行田市国民健康保険事業費特別会計予算は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決するに決しました。

△議案第11号について

○委員長 次に、議案第11号 令和5年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計予算を議題とし、執行部から説明を求めます。

保険年金課、増田課長、お願いいたします。

○保険年金課長 続きまして、議案第11号 令和5年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計予算について説明申し上げます。

薄いほうの予算書の22ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億9,414万5,000円と定めるもので、前年度と比較して7,726万5,000円の増額計上でございます。

次に、歳出から説明いたしますので、厚いほうの予算に関する説明書の437ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、前年度と比較して8万7,000円の増額となっております。増額の要因は、右側説明欄、12節電算委託料が増額計上となったことによるものでございます。

次に、2項1目徴収費は、前年度と同額でございます。

439ページをお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度と比較して7,717万8,000円の増額となっておりますが、この要因は、被保険者数の増加により保険料等負担金の増を見込んだもので、埼玉県後期高齢者医療広域連合の試算金額に基づき計上したものでございます。

441ページをお願いいたします。

3款1項償還金及び還付加算金は、保険料の還付金及び還付加算金で、前年度と同額でございます。

443ページをお願いいたします。

4款1項1目予備費は、前年度と同額計上でございます。

歳出は以上となりますが、続いて歳入について説明申し上げますので、戻りまして、427

ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料は、広域連合による保険料賦課算定見込額に基づき計上したもので、前年度と比較して6,045万8,000円の増額となっております。

429ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目証明手数料は、科目存置でございます。

431ページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目事務費繰入金は、広域連合の通知に基づいて計上したもので、前年度と比較して893万4,000円の増額、次の2 目保険基盤安定繰入金は、保険料軽減分に係る一般会計からの繰入金で、前年度と比較して778万6,000円の増額でございます。本繰入金は、4 分の 3 の金額が県負担金として一般会計に収入され、これに残る 4 分の 1 の金額を加えて一般会計から本特別会計に繰り入れられるもので、広域連合の通知に基づき決定したものでございます。

433ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目繰越金は、前年度と比較し 8 万7,000円の増額でございます。

435ページをお願いいたします。

5 款諸収入は、保険料の延滞金や還付金などでございます。

以上で議案第11号の説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第 1 1 号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

村田委員。

○2 番 村田委員 2 点ほどお伺いいたします。

1 つは、歳入の保険料の関係で、427ページ、保険料が前年度に比べて6,000万円強の増額になっているわけですが、その要因、保険料に関わって変更、改定事項が何かあったのか、もしあったのであればその内容について。そうではなくて、人数が増えるだけとか、そういうことなのか、その理由、背景を教えてください。

もう 1 点が、歳出の439ページ、連合会納付金ですが、これも7,700万円ほど、大きな金額での増額で積算されているのですけれども、広域連合の計算に基づいてということのようですが、昨年、受診時の自己負担が 2 割になる層の人が拡大したりとかありまし

た。それは、逆に言えば、それだけ経費が少なくなるわけですね。給付金額が減る、つまりは納付金額の減にもつながるのかと思うのですが、その点での自己負担が2割に拡大の影響は、行田市の予算ではどのくらい見込んでいるのか、あるいはいないのかを含めてお願いします。

○委員長 増田課長。

○保険年金課長 それでは、1点目の保険料が6,000万円強の増額の理由ということでございますが、まずは、保険料につきましては、令和5年度においては、改定はございません。要因といたしましては、団塊の世代が75歳以上となり始めたことによりまして、被保険者が増加しているということが原因であります。令和4年度と5年度の被保険者数を申し上げますと、令和4年度は1万2,796人、令和5年度は1万3,675人と879人増を見込んでいるところでございます。

もう1点の納付金7,700万円増についてでございますが、まず、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、こちらの内訳といたしましては、徴収した保険料、そして広域連合を運営するために必要な経費、これは事務費とか人件費になりますけれども、各市町村負担分である共通経費負担金、それと保険料軽減者に対する保険料軽減公費負担分である保険基盤安定負担金の3つの合計ということになりますので、自己負担2割拡大によることでの影響はないものと考えております。

この増額の要因でございますが、保険料については、団塊の世代が75歳以上となり始めたことによる被保険者の増加に伴うところが6,045万8,000円増、事務費については、令和6年度に実施される標準保険システムの更改に対応するための費用及び窓口負担2割稼働に係る委託料、郵便料の増によるものが893万4,000円増、保険基盤安定負担金については、被保険者の増及び保険料軽減の所得割判定基準の見直しにより778万6,000円の増となっており、納付金全体として7,717万8,000円の増となっているところでございます。

先ほどの窓口負担2割の影響についてでございますが、こちらは医療給付に係るため、一般会計の後期高齢者医療給付費負担金に該当いたします。ページで申し上げますと139ページの後期高齢者医療給付費負担金、こちらの見込額は、被保険者の推計に過去5年間における医療給付費の平均伸び率と2割負担導入による影響を勘案して広域連合が算出をいたしております。こういったことで、2割負担導入のみの影響額をお示しするのが難しい状況でございます。なお、令和5年度の本市の負担金の前年度と比較して、288万円の減額となっております。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 分かりました。

私の最初の質疑については、保険料の改定はなく、人口増が要因であるという点は理解しました。

2つ目に尋ねました点については、決論的に言うと、受診時の窓口負担2割の影響は、439ページの連合会納付金では出てこなくて、後期高齢者医療事業費の18の負担金、こちらで、明確にこの金額ですという形では出ないけれども、仕組み上、理論的にはこの中で影響が出てくるものだという理解でよろしいでしょうか。分かりました。

○委員長 他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第11号の討論

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

討論の申出がありますので、発言を許します。

2番 村田委員。

○2番 村田委員 私は、反対の立場から討論をさせていただきます。

この間のいろいろな制度の、改悪とあえて言わせていただきますけれども、そうした中で保険料が増えて、窓口負担も拡大されたわけです。市民生活が困難な中で、やはり、保険料等の負担軽減を国・県にきちんと求めて、仕組み上可能な、市独自の対策ができるものがあれば、それをしっかりと行うよう予算措置をしていただきたい。それが確認できませんでしたので反対と申し上げます。

○委員長 これをもって討論を終結いたします。

△議案第11号の採決

○委員長 次に、採決いたします。

議案第11号 行田市後期高齢者医療事業費特別会計予算は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午後 1時 58分 休憩

午後 2時 09分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第10号について

○委員長 次に、議案第10号 令和5年度行田市介護保険事業費特別会計予算を議題とし、執行部から説明を求めます。

高齢者福祉課、柴崎課長、お願いいたします。

○高齢者福祉課長 それでは、議案第10号 令和5年度行田市介護保険事業費特別会計予算についてご説明いたしますので、薄いほうの予算書の19ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ70億1,322万円と定めるもので、前年度と比較して7,233万1,000円の増額計上となっております。

第2条は、一時借入金の限度額を定めるもので、前年度と同額の2億円とするものであります。

第3条は、歳出予算の流用について定めるもので、第2款保険給付費については、各項間の流用を可能とするものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますので、厚いほうの予算に関する説明書の391ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、前年度と比較し1,363万8,000円の増額となっておりますが、これは、主に人件費の増によるものでございます。

主なものを申し上げますと、1節会計年度任用職員報酬から4節の一番下の行、地方公務員災害補償基金負担金までは、会計年度任用職員2名分及び職員8名分の人件費、12節の1行目、介護保険事業計画等策定委託料は、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第9期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に係る費用、13節OAシステム利用料及びOA機器借上料は、主に基幹系システムの介護保険資格管理業務に係る所要額を計上したものでございます。

次に、2項1目賦課徴収費は、主なものでは、394ページの右側説明欄、11節の1行目、

郵便料及び12節電算委託料は、介護保険料の賦課徴収業務に係る所要額を計上したものでございます。

3項1目介護認定審査会費は、主なものでは、1節委員報酬は、介護認定審査会の委員報酬で、要介護度判定のために年間147回の開催などを見込んだもの、次の8節費用弁償は、その費用弁償でございます。

次に、2目介護認定調査費は、主なものでは、1節会計年度任用職員報酬は介護認定調査員の報酬で、11節一番下の手数料は、要介護度判定に必要となる主治医意見書の作成手数料、12節要介護認定調査委託料は、要介護認定更新時の認定調査の一部を居宅介護支援事業者等に委託しているため、その委託料を措置したものでございます。

次に、4項1目趣旨普及費は、介護保険制度の普及を目的としたパンフレットなどの作成費用でございます。

395ページをお願いいたします。

2款1項1目介護サービス等諸費は、要介護と認定された方への保険給付費でありまして、実績を勘案し、前年度と比較し8,188万円の増額となっております。

主なものでは、18節、1行目、居宅介護サービス給付費は、前年度と比較し6,787万7,000円の増額、1つ飛んで、地域密着型介護サービス給付費は、前年度と同額、1つ飛んで、施設介護サービス給付費は、前年度と比較し2,074万8,000円の増額、2つ飛んで、居宅介護住宅改修費は、前年度と比較し308万1,000円の減額、次の居宅介護サービス計画給付費は、居宅介護支援事業者が作成するケアプラン作成に対する給付費でありまして、前年度と比較し335万2,000円の減額となっております。

次に、2項1目介護予防サービス等諸費は、要支援と認定された方への保険給付費でありまして、実績を勘案し、前年度と比較し944万5,000円の減額となっております。

主なものでは、18節、1行目、介護予防サービス給付費は、前年度と比較し1,081万9,000円の減額、1つ飛んで、地域密着型介護予防サービス給付費は、前年度と同額、2つ飛んで、介護予防住宅改修費は、前年度と比較し168万9,000円の増額、次の介護予防サービス計画給付費は、前年度と比較し5万9,000円の増額となっております。

次に、3項1目審査支払手数料は、埼玉県国民健康保険団体連合会へ支払う審査手数料で、前年度と比較し18万2,000円の減額となっております。

4項高額介護サービス等費は、前年度と比較し140万7,000円の減額となっております。

397ページをお願いいたします。

5 項高額医療合算介護サービス等費は、前年度と比較し 3 万 2,000 円の増額、次の 6 項特定入所者介護サービス等費は、低所得者が施設サービスを利用した場合の居住費と食費について負担の軽減を図るものでございまして、実績を勘案し、前年度と比較し 3,413 万 5,000 円の減額でございます。

399 ページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金は、基金の利子を計上するものでございます。

401 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス及び通所型サービスの費用が主なもので、実績を勘案し、前年度と比較し 1,373 万 2,000 円の増額となっております。

主なものでは、12 節介護予防・生活支援サービス事業委託料は、委託により実施する訪問型サービス及び通所型サービスの費用で、18 節 1 行目、介護予防サービス費負担金は、要支援認定者及び事業対象者が利用する訪問型サービス及び通所型サービスの所要額で、埼玉県国民健康保険団体連合会へ支払うものでございます。

次に、2 目介護予防ケアマネジメント事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスのみを利用する要支援認定者及び事業対象者のケアプラン作成費であり、前年度と比較し 136 万 3,000 円の増額となっております。

次に、3 目一般介護予防事業費は、前年度と比較し 73 万 6,000 円の減額となっております。

主なものでは、7 節謝金は、地域のいきいきサロン等で実施する各種介護予防講座の講師謝金、11 節 2 行目、手数料は、介護予防講座の講師派遣手数料、12 節介護予防事業委託料は、介護予防のための各種出前講座及び介護予防教室を実施するための委託料でございます。

次に、2 項 1 目包括的支援事業費は、前年度と比較し 15 万 8,000 円の減額となっております。

主なものでは、7 節 1 行目、委員謝金は、地域包括支援センター運営協議会委員及び地域包括支援センター相談協力員に対する謝金、2 行目の謝金は、自立支援型の地域ケア推進会議における専門職アドバイザーの謝金等として措置したもの。

404 ページの 12 節 1 行目、地域包括支援センター運営委託料は、高齢者の総合相談や権利擁護事務、ケアマネジャーへの支援業務などを行う地域包括支援センター 5 箇所の運営委託料、13 節 O A システム利用料及び O A システム借上料は、地域包括支援センターシステムに係る費用でございます。

次に、2目任意事業費は、前年度と比較し539万8,000円の増額となっております。

主なものでは、12節の3行目、緊急通報サービス事業委託料は、独り暮らし高齢者の安心を確保するため、24時間対応で緊急通報が可能なサービスの委託料で、令和5年度より一般会計から介護保険事業特別会計へ移行したものの。12節の5行目、高齢者等配食サービス事業委託料と19節紙おむつ給付費は、それぞれ所要額を見込み計上したものでございます。

次に、3目在宅医療・介護連携推進事業費は、地域包括ケアシステムを構築するための核となる在宅医療と介護の連携推進のための費用であり、前年度と比較し73万5,000円の減額となっております。

主なものでは、7節1行目、委員謝金は、主に在宅医療・介護連携推進協議会において、在宅医療と介護の連携推進に向けた個別具体的な課題を協議、解決していくために設置されている作業部会の委員謝金、12節在宅医療・介護連携支援センター運営委託料は、在宅医療を希望する方やその家族からの相談を受け、関係職種につなぐほか、ケアマネジャーからの相談対応業務などを行うために市医師会に委託して設置している当該センターの運営費でございます。

次に、4目生活支援体制整備事業費は、前年度と比較して41万2,000円の増額となっております。

主なものでは、12節生活支援体制整備事業委託料は、高齢者の生活支援サービスの提供体制整備のために設置している生活支援コーディネーターに係る業務等を市社会福祉協議会へ委託するため措置したものでございます。

405ページをお願いいたします。

5目認知症総合支援事業費は、前年度と比較し25万8,000円の増額となっております。

主なものでは、12節認知症カフェ事業委託料は、認知症の方やその家族を支援するため社会福祉法人等に委託して実施する認知症カフェの運営費用で、市内10箇所を予定しているものでございます。

407ページをお願いいたします。

5款1項1目利子は、科目存置であります。

409ページをお願いいたします。

6款1項償還金及び還付加算金は、賦課更正等に伴う過年度分過誤納金の還付金及び国・県等の負担金の返還金などで、前年度と同額でございます。

411ページをお願いします。

7款1項1目予備費は、前年度と比較し100万円の増額でございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入について申し上げますので、戻りまして、373ページをお願いいたします。

1款1項1目第1号被保険者保険料は、第1号被保険者の自然増などを見込み、前年度と比較し1,905万1,000円の増額でございます。

375ページをお願いします。

2款1項1目督促手数料は、科目存置でございます。

377ページをお願いいたします。

3款1項1目介護給付費負担金は、前年度と比較し703万円の増額で、国の負担割合は居宅サービス等給付費の20%及び施設サービス等給付費の15%相当額とされております。

次に、2項1目調整交付金は、所得段階別加入割合、後期高齢者加入割合などを加味し交付されるもので、前年度と比較し1,546万7,000円の減額となっております。

その下の2目地域支援事業交付金は、前年度と比較し558万3,000円の増額となっており、国の負担割合は、介護予防・日常生活支援総合事業費の25%及び包括的支援事業・任意事業費の38.5%相当額とされております。

その下の3目保険者機能強化推進交付金は、前年度と比較し482万4,000円の増額、4目保険者努力支援交付金は、前年度と比較し433万2,000円の増額で、いずれも自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組を支援するための交付金でございます。

379ページをお願いいたします。

4款1項支払基金交付金は、第2号被保険者の負担分について社会保険診療報酬支払基金から交付を受けるものでございまして、前年度と比較し1,379万8,000円の増額となっております。

381ページをお願いいたします。

5款1項1目介護給付費負担金は、前年度と比較し490万9,000円の増額で、県の負担割合は、居宅サービス等給付費の12.5%、施設サービス等給付費の17.5%相当額とされております。

その下の2項1目地域支援事業交付金は、前年度と比較し279万円の増額で、県の負担割合は、介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%及び包括的支援事業・任意事業費の19.25%相当額とされております。

その下の2目介護保険事業費補助金は、歳出の一般管理費における介護人材確保促進事業

委託料の計上額の全額を見込むものでございます。

383ページをお願いいたします。

6款1項1目利子及び配当金は、介護給付費準備基金の利子であります。

385ページをお願いします。

7款1項1目介護給付費繰入金は、前年度と比較し459万3,000円の増額で、市の負担割合は、保険給付費の12.5%相当額とされております。

その下の2目地域支援事業繰入金は、前年度と比較し279万円の増額で、市の負担割合は、介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%及び包括的支援事業・任意事業費の19.25%相当額とされております。

その下の3目その他一般会計繰入金は、前年度と比較し1,359万4,000円の増額、その下の4目低所得者保険料軽減繰入金は、消費税率の引上げに伴い、低所得者層を対象に実施している保険料軽減に対する公費負担でございまして、前年度と比較し204万4,000円の増額計上でございます。

次の2項1目介護給付費準備基金繰入金は、科目存置であります。

387ページをお願いいたします。

8款1項1目繰越金は、歳出予算の充当財源として措置したものであります。

389ページをお願いいたします。

9款諸収入は、前年度と同額の計上でございます。

以上で議案第10号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第10号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

村田委員。

○2番 村田委員 大きく3点ほど伺いたいと思います。

予算書の391ページ、一般管理費、人件費のところですが、来年度1人増ということのようですが、今年度たしか1人減っているかと思うのです。次年度どちらの部門が増になるのか。たしか来年度は第9期の事業計画策定年度だと思うのですが、それに関係するのかが1点。

2点目が、396ページ、介護サービス等諸費、それから、その下、中段の介護予防サービ

ス等諸費の両方についてですけれども、全体を見渡しますと介護サービスのほうでは、居宅介護、施設介護のサービス費の伸びが大きい。特に施設介護サービス費の伸びが大きいのですけれども、一方で、サービス計画給付費、ケアプラン作成費の費用はマイナスで見ているのです。その一方で、予防のほうで見えますと、介護予防サービス給付費はマイナス、その一方で、介護予防サービス計画給付費、介護予防ケアプラン作成費はプラスで見ているのですけれども、全般的に、コロナの影響からどう立ち直って給付、利用というのが、見込みは難しいところだと思うのですけれども、今回の予算書作成に当たっては、どんな考え方で積算に当たったのか、どういうふうに分析されているのか、その点を伺いたいと思います。

3つ目ですけれども、396ページの高額介護サービス費、次の398ページの特定入所者介護サービス費、これはホテルコストですね。この2つについては、制度改定が昨年度あったかと思うのですけれども、今回減額になっているわけですから、どのように積算を行っているのか。ホテルコストの関係では、今年度、来年度と連続して3,000万円超えの、大幅と言っているのか、大きな額が削減になっているのですけれども、制度改定後の影響額がこれですという数字的な説明の仕方ができるのか、まずは、要因、その額をご説明いただければと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

柴崎課長。

○高齢者福祉課長 それでは、お答え申し上げます。

まず、1点目の一般管理費におけます一般職給の部分かと思っておりますけれども、人件費の積算につきましては人事課で行っておりまして、人事課に確認しておるところですが、令和4年度の介護保険事業費特別会計は、人件費、一般職の人数は7人分を措置し、実際に7人分の人件費を支出していたということでございます。ただ、令和4年度の中で、人事異動等に伴う人件費の増額によりまして、予算不足のおそれがあったと聞いております。したがって、令和5年度につきましては、本年度の予算不足があったという状況を勘案いたしまして、予算措置上、1名増となる8人分の人件費を計上したということでございまして、現時点において職員の増員を想定し、予算措置をしたものではないということでございます。

続きまして、2点目、396ページの介護サービス等諸費の居宅サービス費、施設サービス費が伸びを見込んでいて、居宅介護計画サービス給付費は減を見ている。そういう中で、どのように分析し、積算しているかということであったかと思っておりますけれども、こちらにつきましては、保険給付費におけます各種サービス費につきましては、基本的に、まず、令和3

年度の決算額と令和4年度上半期の給付実績、こういったものに基づきまして令和4年度の決算見込額を算出しまして、これに過去3年間の各サービス費の給付の伸び率を勘案の上、積算をしたところでございます。あくまでも、今年度の決算見込みから過去の実績に基づいた給付の伸びを勘案して積算をしておりますので、前年度の予算額を基に積算はしておりませんので、結果として、前年度予算額と比較した場合に増減が生じるものでございます。

続きまして、3点目、396ページの高額介護サービス費と398ページの特定入所者介護サービス費の積算、制度改正ができたのは令和3年8月ですが、そういったところを踏まえてどのように積算を行ったかということであったかと思います。

まず、高額介護サービス費についてでございますけれども、こちらについても、令和3年度の決算額、令和4年度上半期の給付実績を考慮した上で令和4年度の決算見込額を算出いたしまして、それに過去3年間の給付の伸び率等を勘案して積算をしておりますのでございます。

次に、特定入所者介護サービス費についてですけれども、こちらについては、令和3年8月の制度改正以降、改正前との比較で支出額が大幅な減額となっております。実際には、令和3年度に制度改正があったわけですが、令和3年度の給付における制度改正の前後の給付費の比較ですが、制度改正による影響額が、当然それ以外の要因も含まれているとは思いますが、そういったものは勘案できない部分はあるのですが、実績といたしますと、制度改正前後で1カ月の給付費が500万円ぐらいの減額となっておりますのでございます。今年度の特定入所者介護サービス費における保険給付費も、おおむねですが、これまで1カ月の給付費が1,600万円台、一部1,700万円を超えるところもございしますが、制度改正以降、月額給付費については大体この程度で推移しておりますので、こういった給付実績を勘案の上、今回予算額を積算したところでございます。一月の給付費がおおむね1,700万円程度ということもございしますので、そういったものも勘案の上、今回の特定入所者介護サービス費の2億1,000万円の額を算出しておりますのでございます。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 大変丁寧な答弁ありがとうございます。

介護サービスの諸経費は、これが上限というものではなくて、当然、請求があれば支給していくものですから、分析に基づいてのものではなく、実績と3年間のトレンドで積算を出しているという整理だったようですので、了解いたしました。

引き続き、あと2点ほど伺いたいと思います。

404ページ、任意事業で12のケアプラン点検委託料ですけれども、こちらの委託先はどこになっているのか、実際どのような点検業務をやっているのか、少し具体的にお示しいただきたい。

次が、その下の19番の紙おむつ給付費ですが、これは、一般財源での事業との振り分けが何年か前からされていたかと思うのですが、こちらの予算額でいくと200万円ほど減額になっているのですけれども、これは、仕組み、制度を変えるのか。要は、給付の対象なり、事業として縮小するということの現れという理解なのか、そうではなくて、別の一般財源の事業で案分しているとか、そういう仕組みなのか。今年度の額についてその点をお伺いします。

最後は、項目が3つほどに分かれるのですけれども、404ページの在宅医療・介護連携推進事業費ですけれども、概要で質疑をさせていただきたいのですが、この事業の中身として、入退院調整ルールの見直しというふうに令和5年度の事業予定が入っているのですけれども、これは具体的にはどういうことなのか。何が現状の課題となっていて、それをどうしようという見直しなのか、その点を少し具体的に教えていただきたい。

2つ目が概要にあります多職種連携ノート、これはどういうものなのか説明をお願いしたい。

3つ目、この事業というのは、在宅復帰を前提にした医療との連携、これを密にしたものにして在宅復帰を、軟着陸といいますか、かなえさせようということだと考えるわけですが、たとえば、入退院の調整ルールの見直しとあるのですけれども、いわゆる施設系のところの調整というのは全く対象外なのか。施設系というふうに表現しましたが、たとえば、介護つき有料老人ホームはお年寄りの新しい自宅という位置づけだと思いますし、その辺の、広い意味での施設系の調整についてはどうなのか、この点を伺いたいと思います。

○委員長 柴崎課長。

○高齢者福祉課長 404ページの任意事業費のケアプラン点検委託料についてお答えいたします。

こちらの事業費につきましては、令和2年度から予算を計上していたところですが、コロナ禍もあって、事業所へ訪問して点検を行う予定でおったのですが、そちらが困難で、これまでに実績はございませんが、委託先につきましては、埼玉県介護支援専門員協会、埼玉県のケアマネ協会、こちらに委託をするものでございます。

具体的なケアプラン点検の方法ですけれども、こちらにつきましては、ケアマネジャーが

作成したケアプランの記載内容につきまして、居宅介護支援事業所に資料の提出を求める予定であります。提出されたケアプランについて、利用者の自立支援に資する適切なケアプランになっているか、そういった視点と、そのほか、サービスに過不足がないかなどの視点から点検を行うことを考えております。その後、委託先であります埼玉県介護支援専門員協会の職員と私どもの職員が事業所を訪問するなどいたしまして、その点検の結果をケアマネジャーへ提示いたしまして、個々の被保険者が真に必要なサービスを確保するとともに、その状態に適していないサービス提供の改善、こういったものを図るものでございます。ケアプラン点検委託料につきましては、以上でございます。

○委員長 大木副参事、お願いします。

○健康福祉部副参事 紙おむつ給付費、在宅医療・介護連携推進事業につきましてお答え申し上げます。

紙おむつ給付費を200万円ほど減額している理由、制度を変えたのか、今年度の実績による積算結果なのかについてでございますが、令和4年度の紙おむつ給付費に係る予算につきましては、過去の利用伸び率をベースに積算計上いたしましたが、見込みほど利用が伸びておりません。令和4年度の3月までの特別会計の支出見込額は約970万円でございます。そのため、本年度の利用実績や利用伸び率を勘案しまして令和5年度の予算を積算計上したところ、令和4年度予算対比で約200万円の減額で計上いたしました。なお、減額の理由は、先ほど申し上げましたとおり、今年度の実績を勘案したもので、制度を変更、また縮小したものではありません。

次に、在宅医療・介護連携推進事業についてお答えいたします。

1点目といたしまして、入退院調整ルールの見直しとは具体的にどのようなものかということでしたが、見直しの項目としまして、入退院調整ルールを定めた市民と医療・介護連携のための行田市入退院調整の手引というものがございまして、医療・福祉の支援が必要な方々の入院から在宅への復帰、地域生活への円滑な移行を支援するために、ケアマネジャー、医療機関における具体的な連携の手法を示したものとして手引を設けておりますが、その具体的な見直しというのは、この手引の中の対象者の状況を記載する様式につきまして、実際に入退院調整業務を行っていますケアマネジャー、医療従事者の方、いつも連携していただいておりますこの方たちからアンケートを取りまして、食事形態の項目とか自由記載欄の拡張について、こうした方がいいのではないかと改善のご意見をいろいろいただきました。その意見に基づきまして様式の修正を行うものでございます。

次に、多職種連携ノートとはどんなものかというご質問でしたが、これにつきましては、医療と介護の両方の支援が必要となっている方、その家族の方につきまして、医療・介護が安心して受けられるように、本人、それから家族、その方に関わる専門職の方、この方たちが情報を共有する目的で、在宅医療を支援するために、また、医療・介護を受けている方たちがこれからの人生終末期をどう過ごすかということを考えておくため、そういうものを書き留めておくというところを作成したものをノート、ファイル形式にしまして、多職種連携ノートとして作ってございます。このノートは、施設もそうですけれども、在宅医療・介護連携推進協議会の作業部会の方たちにご協力いただいて、議論を経て作成したものでございます。「私の人生ファイル」という愛称をつけて皆様にお配りしているものでございます。

次に、在宅がかなわない施設等の入所者が、必要な場合、家族への病院の援助がないという話を聞いているというお話でした。入退院調整ルールの中で、施設系の調整というのは事業の中に入っていないのではないかというお話でございましたが、入退院調整ルールを定めた市民と医療・介護連携のための行田市入退院調整ルールの手引には、自宅または施設への地域での生活の復帰のために、入院から退院支援の手順を示しております。その中には、退院後の生活の場といたしまして、退院からそのまま施設に入ということも想定して作っております。基本的には、施設を含む介護サービスの利用が必要となった場合、要介護認定をお持ちの方か、担当ケアマネジャーが既にいるかで、その方が退院する際に、医療機関からの連携、相談先について支援させていただいているものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 それぞれありがとうございました。

私の疑問点についてはそれぞれお答えいただいたかと思うのですが、1点だけ再質疑させてもらうのですが、最後の連携推進事業の中で、市が作っています手引の中に施設に入ることも想定しているということで、担当ケアマネ云々というご説明があったのですが、実態として、私も聞くし、私自身も経験したのですが、自宅では介護できない、無理だという状況と家庭の事情の場合に、これは現実的にお手上げなんです。病院のメディカルソーシャルワーカーとかが、いついつ頃には退院してください、探してください、一覧表はこれです、既に関係しているケアマネジャーがいるのでしたらその方にも相談してみてください。ところが、ケアマネジャーは、ご案内のとおり、施設系の入所になったら途端に手を

引きますよね。質疑ですから問題のお話はここでとどめますけれども、この連携の事業の中に施設系の入所も視野に入っているのだしたら、その点についても、現状を踏まえた連携の推進ということをぜひ積極的にやっていただきたいというのを先ほどの答弁の中で改めて感じましたので、これは答弁は要りませんので、申し上げておきたいと思いました。

以上です。

○委員長 他に質疑はございますか。

柴崎委員。

○1番 柴崎委員 404ページ、任意事業費の中の緊急通報サービス事業委託料の委託先を教えてくださいませんか。

○委員長 大木副参事。

○健康福祉部副参事 お答えします。

緊急通報サービス事業委託先につきましては、現在、株式会社エースという警備会社となっております。

以上でございます。

○委員長 柴崎委員。

○1番 柴崎委員 サービス内容の変更とかは特にないわけですね。

○委員長 大木副参事。

○健康福祉部副参事 お答えいたします。

こちらは、一般会計から特別会計へ移行する地域支援事業費を今後使っていこうというために、一般会計から特別会計に変更するという目的になりますので、事業の変更ということはありません。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 執行部のほうで何かありますか。

柴崎課長。

○高齢者福祉課長 緊急通報装置の関係ですけれども、介護特会、地域支援事業費への移行もそうですけれども、それ以外に見直しを考えているところがございまして、大きなものいたしますと、現在は固定電話型にしか使えないということになっているのですが、今は固定電話を持っていない方が高齢者の方でも増えてきていますので、携帯型の端末によって緊急

通報ができるような形も考えております。ただ、条件とすると、固定電話が設置されていないことを条件とする予定ではおるのですが、固定電話がない方に対しても広がるような形で事業内容は考えております。主な変更点としますと、事業の内容に関してはその部分でございます。

以上でございます。

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第10号の討論

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

討論の申出がありますので、発言を許します。

2番 村田委員。

○2番 村田委員 それでは、反対の立場から討論をしたいと思います。

高額療養費ですとか、いわゆるホテルコスト、こうした負担軽減制度も変わりまして、高い保険料に加えて市民の負担が増えている。今回、金額的には、その影響額というのは明確な形では示せないということでしたので残念ですが、確実に市民の方の負担は増えている。このことは思うのです。市としては、保険料、あるいは給付費の負担軽減を制度的に拡充するように、まずは国・県に求めること、それと同時に、市としての独自の軽減策を行うべきなのに、今回の予算の中にも残念ながらそれは予算化されていないので、反対の表明としたいと思います。

○委員長 これをもって討論を終結いたします。

△議案第10号の採決

○委員長 次に、採決いたします。

議案第10号 令和5年度行田市介護保険事業費特別会計予算は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決するに決しました。

△散会の宣告

○委員長 以上をもって本日の議事日程を終了いたしました。

明３日は、午前９時30分から委員会を開き、引き続き健康福祉部所管の議案について審査を行いますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 ３時 ０４分 散会

健 康 福 祉 常 任 委 員 会

3 月 3 日 (金 曜 日)

令和5年行田市議会健康福祉常任委員会会議録

- 開会年月日 令和5年3月3日（金曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件 議案第 7号 令和5年度行田市一般会計予算
- 審査日程 【健康福祉部】
議案第 7号 令和5年度行田市一般会計予算

○出席委員（7名）

委員 長	梁 瀬 里 司	委員	3 番	橋 本 祐 一	委員
副 委 員 長	田 中 和 美	委員	4 番	町 田 光	委員
1 番	柴 崎 登美夫	委員	5 番	野 本 翔 平	委員
2 番	村 田 秀 夫	委員			

○欠席委員（0名）

○説明のため出席した者

松 浦 由 加 子	健 康 福 祉 部 長
五十嵐 章 五	健康福祉部次長兼 健康づくり課長兼 保健センター所長
藤 倉 敬 士	福 祉 課 長
上 野 浩 二	子 ども 未 来 課 長
柴 崎 英 明	高 齢 者 福 祉 課 長
横 山 敦 亮	地 域 共 生 社 会 推 進 室 長
吉 田 秀 和	健 康 福 祉 部 副 参 事
大 木 宏 之	健 康 福 祉 部 副 参 事
内 田 智 之	保 険 年 金 課 主 幹

○事務局職員出席者

書 記 高 橋 優 太

午前 9時 29分 開議

△開議の宣告

○委員長 皆様、おはようございます。本日もよろしく願いいたします。

ただいまから健康福祉常任委員会を開会いたします。

審査につきましては、昨日配付いたしました審査日程により行います。

昨日に引き続き、健康福祉部所管の議案について審査を行います。

まず、健康福祉部長にご挨拶をお願いいたします。

○健康福祉部長 おはようございます。

昨日に引き続きまして、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

また、発言時はマイクを使用していただくようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、説明、質疑及び答弁は簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

△議案第7号について

○委員長 それでは、これより議事に入ります。

では、総務文教常任委員会から審査依頼を受けた議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算中、健康福祉部所管部分についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

初めに、福祉課、藤倉課長、お願いいたします。

○福祉課長 本日はよろしくお願いいたします。

それでは、令和5年度一般会計予算のうち、福祉課所管部分について細部説明を申し上げますので、予算に関する説明書の126ページをお開き願います。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の右側説明欄、一番上の◎社会福祉一般管理費は、前年と比較して154万2,000円の減額でございます。

主な内訳は、1節会計年度任用職員報酬、3節会計年度任用職期末手当、4節会計年度任用職共済組合負担金とその下の会計年度任用職社会保険料、2つ下の労働保険料、8節費用弁償は、福祉課3人及び保険年金課3人の会計年度任用職員の人件費で、2節一般職級と2つ下の一般職期末勤勉手当とその下の一般職その他手当、4節の3点目の一般職共済組合負

担金は、主に福祉課、高齢者福祉課、保険年金課、地域共生社会推進室に所属する職員に係る合計30人分の人件費でございます。

次の◎福祉課関係経費は、前年と比較して9万8,000円の減でございます。

主な内訳ですが、3節時間外勤務手当は、障害福祉グループ及び地域福祉グループ職員7人分の時間外勤務手当、12節委託料は、障害者福祉センター敷地の除草等の費用、18節更生保護団体事業費補助金は、更生保護2団体に対する補助金でございます。

2つ飛んで一番下の◎民生委員活動費は、前年度と比較して25万3,000円の増額でございます。

主な内訳ですが、129ページの18節民生委員・児童委員連合会交付金以下3つの交付金は、団体の活動費及び民生委員・児童委員の活動費でございます。

次の行旅死亡人措置費は、前年度と同額で、11節検案料とその下の手数料は、1体分の措置費を見込んだものでございます。

次の◎遺家族等慰藉費は、前年度と比較して15万8,000円の増額でございます。

主な内訳ですが、7節記念品費と12節追悼式委託料は、例年11月に実施している戦没者追悼式に係る経費でございます。

次の◎社会福祉協議会振興費は、市社会福祉協議会に対する補助金で、前年度と比較して741万8,000円の増額でございます。この補助金は、法人運営部門に配属されたプロパー職員の人件費が主なものであり、増額の主な原因は、法人内の人事異動に伴う人件費の増加によるものでございます。

131ページをお願いいたします。

安心生活創造事業費は、前年度と比較して10万1,000円の減額でございます。

主な内訳ですが、12節安心生活創造事業委託料は、身近な地域での支え合いの仕組みづくりとして、支えあいマップづくりといきいき元気サポート制度を市社会福祉協議会に委託して実施するもの、13節OAシステム借上料は、災害時要援護者管理システムのリース料でございます。

2目障害者福祉費は、前年度と比較して7,511万8,000円の増額でございます。

主な内訳ですが、右側説明欄1つ目の◎障害者福祉費は、前年度と比較して9,487万8,000円の増額でございます。

12節1行目の障害者生活支援センター運営委託料と次の障害者就労支援センター運営委託料は、行田市、加須市、羽生市の3市で共同設置する障害者生活相談支援センター及び障害

者就労支援センターの運営費、次の障害者基幹相談支援センター運営委託料は、令和5年度に新たに行田市、加須市、羽生市の3市で共同設置する地域の相談支援事業者に対する専門的な指導、助言や人材育成の支援等を行う基幹相談支援センターの運営費でございます。次の生活サポート事業委託料は、在宅の障害者を支援するため民間事業者に委託して実施している、一時預かり、移送サービス、外出援助サービスなどの費用、次の地域活動支援センター運営委託料は、主に在宅の身体障害者を対象として、入浴、機能訓練、レクリエーション活動等のサービスを市社会福祉協議会に委託して実施しているもの、1つ飛んで障害者計画作成委託料は、令和4年度から令和11年度までを計画期間とする第5期行田市障害者計画策定に伴いアンケート調査等を行うための委託料、次の手話通訳者派遣事業委託料は、市社会福祉協議会に委託して実施しているもので、主に通訳者に対する報酬や講習会の経費を見込んだもの、2つ飛んで入浴サービス事業委託料は、在宅重度障害者7名分の費用を見込んだものでございます。

133ページをお願いいたします。

18節の4行目、身体障害者福祉会補助金から5つ下の視力障害者協会補助金までの6つの補助金は、各障害者団体への運営補助金、次の難聴児補聴器購入費補助金から6つ下の児童発達支援サービス利用料補助金までの7つの補助金は、障害者の日常生活を支えるための各種補助金を措置したものでございます。

19節の3行目の心身障害者福祉手当支給費は、重度心身障害児・者を対象に、その障害の程度に応じて月額5,000円から9,000円の手当を支給するもので、実績を勘案し、前年度より846万円の減額計上、次の特別障害者手当支給費は、重度の障害により日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方に月額2万8,000円を支給するもので、96人分を見込み計上したもの、次の障害児福祉手当支給費は、重度の障害がある20歳未満の方に月額1万5,000円を支給するもので、47人分を計上したもの、次の地域生活支援費は、移動支援や日中一時支援、日常生活用具給付事業など、障害者の自立した生活を支援するために行う事業に要する経費で、実績を勘案し、前年度より647万8,000円の減額、次の自動車借上扶助費は、在宅の重度障害者にタクシー料金の一部を助成するもので、前年度から19万7,000円の減額、次の自動車燃料助成扶助費は、在宅の重度障害者に自動車燃料費の一部を助成するもので、前年度から28万3,000円の減額、次の紙おむつ給付費は、在宅の重度障害者で常時失禁状態にある方に紙おむつを給付するもので、実績を勘案し、18万5,000円の減額、次の障害児通所給付費は、主に障害児の放課後等デイサービス事業に要する経費を措置したもので、

実績を勘案し、前年度と比較して3,420万円の増額、次の自立支援サービス等給付費は、障害者総合支援法に基づき、障害者の日常生活を支援するための各種サービスを給付する費用で、実績を勘案し、前年度と比較して7,354万円の増額、次の自立支援療養介護医療費は、医療行為を併せて実施する障害者施設に対する医療費で、前年度と同額、次の自立支援補装具援護費は、身体障害児・者の車椅子や義足など補装具の作成や修理に要する費用で、実績を勘案し、205万6,000円の減額、次の自立支援医療費は、身体障害者手帳保持者の手術や人工透析等の治療に係る医療費を公費負担するもので、実績を勘案し、353万5,000円の減額でございます。

136ページをお願いいたします。

5目総合福祉会館費は、前年度と比較して8,439万7,000円の増額でございます。

主な内訳ですが、右側説明欄、10節修繕料は、ホール、ロビーの天井やクロスの張替えのために修繕費用を計上したもの、12節指定管理料は、市社会福祉協議会に対する総合福祉会館の指定管理料、14節建物改修工事請負費は、屋根の雨漏りを修理するための屋根防水給水工事費用、その下の設備改修工事請負費は、総合福祉会館内の照明をLEDに変更する総合福祉会館照明LED化工事、管内の空調を制御する装置を更新する空調中央監視装置更新工事、介助浴槽の温水をろ過し循環させる装置の更新をする介助浴槽ろ過装置更新修繕の費用を計上したものでございます。

少し飛びますが、150ページをお願いいたします。

次に、3項1目生活保護等総務費の右側説明欄◎生活保護一般管理費は、前年度と比較して2,064万4,000円の増額でございます。

主な内訳ですが、1節、2行目、会計年度任用職員報酬から8節、1行目、費用弁償までは、福祉課職員12名、就労支援員1名、面接相談員2名の人件費でございます。

153ページをお願いいたします。

1行目、11節手数料は、審査機関へ支払う医療費及び介護給付費の審査手数料、12節、1行目、健康管理支援業務委託料は、被保護者の生活習慣病の発症予防や重症化予防を推進する事業、2つ飛んでOAシステム改修委託料は、国の新たな医療扶助システム更新に伴う廃止委託料でございます。13節の1つ目、OAシステム利用料は、生活保護システムソフトウェア利用料及び医療扶助に係るレセプト管理システムのオンライン資格確認機能利用料、次のOAシステム借上料は、令和5年度からの生活保護システムのみドルウェア、ハードウェアの借上料でございます。

次の◎中国残留邦人支援費は、支援対象1世帯分の給付費でございます。

次の◎生活困窮者支援費は、前年度と比較して293万9,000円の減額でございます。

主な内訳ですが、12節相談支援業務委託料及び学習支援業務委託料は、生活困窮世帯の自立へ向けた相談業務や対象世帯の中学生、高校生に学習教室を実施するための費用で市社会福祉協議会に委託して実施しているもの、次の19節住居確保給付金は、休業に伴う収入減少等により住居を失うおそれのある方に対し家賃相当額を支給するものでございます。

次に、2目扶助費の内訳ですが、19節、1行目の生活扶助費、次の住宅扶助費、1つ飛んで医療扶助費が大きな割合を占めており、いずれも実績を勘案し計上したものでございます。154ページをお願いいたします。

4項1目災害救助費は、主に災害罹災者に対する扶助費及び貸付金を措置したもので、前年と同額の計上でございます。

歳出予算は以上でございます。

続きまして、歳入予算の説明を申し上げますので、説明書の35ページをお願いいたします。

13款1項2目民生使用料の1節社会福祉使用料のうち、右側説明欄の4つ目、総合福祉会館使用料は、研修室やプールなどの使用料収入を見込んだものでございます。

38ページをお願いいたします。

14款1項2目民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金の右側説明欄の1つ目、障害児通所給付費負担金、2つ飛んで障害者自立支援給付費負担金、1つ飛んで自立支援医療費負担金は、それぞれ対象経費の2分の1を国が負担するもので、また、上から5つ目の特別障害者手当等負担金は、対象費用の4分の3を国が負担するものでございます。

次に、同目3節生活保護費負担金の右側説明欄、生活保護費負担金、次の中国残留邦人支援給付費負担金、次の生活困窮者支援費負担金は、国が対象経費の4分の3を負担するものでございます。

次に、左ページ中ほどの下、2項2目民生費国庫補助金のうち、1節社会福祉費補助金の右側説明欄、地域生活支援事業補助金は、障害者の移動支援事業や日常生活用具の給付に対するもので、国が基準額の2分の1を補助するもの、同目3節生活保護費補助金の説明欄、生活困窮者支援事業費補助金は、面接相談員の人件費、学習支援事業や地域共生社会推進事業の中のアンケート調査等に対する国の補助でございます。

42ページをお願いいたします。

15款1項1目民生費県負担金の1節社会福祉費負担金の右側説明欄、1行目の障害児通所

給付費負担金、その下の障害者自立支援給付費負担金、その下の自立支援医療費負担金は、対象経費の4分の1を県が負担するもの、その下の行旅死亡人取扱費負担金は、対象経費の全額を県が負担するもので、同目の3節生活保護費負担金は、住居のない方を現在地で保護した場合の生活保護費に対して県がその4分の1を負担するもの、同目の4節災害救助費負担金の右側説明欄、災害障害見舞金、次の災害弔慰金負担金は、対象経費の4分の3を県が負担するものでございます。

次に、同じページの一番下、2項4目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金の右側説明欄、民生委員活動費補助金は、県基準に基づく補助金で、次の地域生活支援事業補助金は、障害者の移動支援や日常生活用具の給付に対するもので、県が基準額の4分の1を補助するもの、次の心身障害者福祉手当補助金は、在宅の重度心身障害者に支給する市の福祉手当に対して県が基準額の2分の1を補助するもの、次の障害児・者生活サポート事業費補助金は、県の定額補助、次の重度障害者居宅改善事業費補助金は、県が事業費の2分の1を補助するもの、4つ下の難聴児補聴器購入支援事業費補助金は、県が事業費の2分の1を補助するものでございます。

45ページをお願いいたします。

一番上の超重症心身障害児等レスパイトケア事業補助金は、対象経費の2分の1を県が補助するもの、次の小児慢性特定疾患児日常生活用具給付費補助金は、給付費の2分の1を県が補助するもの、次の重度訪問介護等利用促進市町村支援事業費補助金は、県が対象経費の4分の3を補助するものでございます。

次に、3目衛生費県補助金の1節保健衛生費補助金の右側説明欄の4つ目、献血協力推進費補助金は、県の定額補助でございます。

46ページをお願いいたします。

3項2目民生費委託金の1節社会福祉費委託金の右側説明欄、療育手帳再交付事務委託金は、知的障害者の療育手帳の再交付事務に係る県の委託金でございます。

48ページをお願いいたします。

16款1項1目財産貸付収入の1節土地建物貸付収入の右側説明欄、下から8つ目、建物貸付収入（福祉課）は、太陽光発電事業に係る総合福祉会館の屋根貸しによる収入でございます。

52ページをお願いいたします。

17款1項2目民生費寄附金の1節社会福祉費寄附金は、社会福祉に対する一般寄附でござ

います。

58ページをお願いいたします。

ページ中ほど、20款3項4目災害生活資金貸付金元利収入は、貸付者1名分の延滞金を見込んだものでございます。

60ページをお願いいたします。

4項1目7節施設貸付収入の右側説明欄一番下の総合福祉会館電気料は、自動販売機の設置者である市障害者団体連合会より受け入れる電気料の実額分を見込んだものでございます。

62ページをお願いいたします。

13節返還金の右側説明欄上から4つ目、特別障害者手当等返還金は、過支給となった1名分の返還額、次の生活保護返還金は、科目存置でございます。

66ページをお願いいたします。

21款1項1目民生債の1節総合福祉会館設備改修事業債は、歳出の建物改修工事請負費及び設備改修工事請負費に対応するもの、3節災害援護事業債は、歳出の災害援護貸付金に対応するものでございます。

続きまして、継続費について申し上げますので、282ページをお願いいたします。

上から2番目の総合福祉会館照明LED化改修事業でございますが、5目14節建物改修工事請負費の総合福祉会館照明LED化工事事業を令和5年度及び令和6年度の2カ年で実施する予定であることから、改修進捗率を令和5年度に39.9%、令和6年度に60.1%と年割額を定め、事業を実施しようとするものでございます。

以上で福祉課所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

次に、子ども未来課、上野課長、お願いいたします。

○子ども未来課長 よろしくをお願いいたします。

初めに、歳出からご説明いたしますので、予算に関する説明書の138ページをお願いいたします。

2項1目児童福祉総務費は、前年度と比較して365万5,000円の増額でございます。右側説明欄◎児童福祉一般管理費は、前年度と比較して410万4,000円の増額でございます。

主な内訳ですが、1節3行目の会計年度任用職員報酬から4節労働保険料までは職員の人件費で、12節1行目、子ども・子育て支援事業計画策定委託料は、令和7年度から令和11年度を計画期間とする第3期行田市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査を行

うものでございます。

141ページをお願いいたします。

1行目、ひとり親家庭等生活向上事業委託料は、ひとり親家庭等の世帯の生活向上を図るため、当該世帯の中学生を対象に学習支援を実施するための委託料、次のファミリーサポートセンター事業実施委託料は、会員相互の子育て援助活動を支援するファミリーサポートセンターへの事業委託料、次の病児・病後児保育事業委託料は、看護師等が配置された施設において病中・病後児の保育を行うための委託料、3つ飛んでOAシステム保守点検委託料は、子ども・子育て支援制度対応システムの保守点検業務を行うための経費でございます。

13節1行目、OAシステム借上料は、子ども・子育て支援制度対応システム搭載のパソコン機器のリース料でございます。

18節の4行目、保育所運営費補助金は、市内保育所の環境整備や障害児の受入れに対する補助金、次の保育対策等促進事業費補助金は、保育時間を超えて延長保育を実施する保育所への補助金、次の保育サービス支援事業費補助金は、低年齢児や障害児の受入れを促進するための補助金、1つ飛んで一時預かり事業費補助金は、冠婚葬祭や保護者の傷病・入院等により緊急一時的に保育を必要とする児童を保育所において預かる事業に対する補助金、1つ飛んで子どもの居場所づくり事業補助金は、子ども食堂事業を実施するNPO法人やボランティア団体に対する補助金で、従来の補助対象である食事の提供に弁当や食材の配布も含めるものとして拡充するもの、次の幼稚園副食費補助金は、低所得等の理由により生計維持が困難である者などの子どもの幼稚園副食費に対する補助金、次の保育対策総合支援事業費補助金は、保育士の就業継続及び離職防止を図るとともに、保育士が働きやすい職場環境を整備することにより、保育人材の確保を目的として実施する保育士宿舍借上支援事業及び保育所等の実施意向を踏まえ措置した保育補助者雇上強化事業、医療的ケアを必要とする子どもの受入れ体制の整備を促進するために、保育所等における看護師の配置などを支援する医療的ケア児保育支援事業などに対する補助金でございます。

19節1行目、ひとり親家庭等児童養育手当は、義務教育就学中の児童を養育しているひとり親家庭等の保護者に支給する手当で、次の母子家庭自立支援教育訓練給付金は、母子家庭の母または父子家庭の父が資格や技能修得のため講座を受講した場合の給付金、次の母子家庭高等職業訓練促進給付金は、母子家庭の母または父子家庭の父が資格取得のために養成機関で修業した場合の給付金、次の第3子以降子育て家庭支援給付金は、第3子以降の子どもの誕生を祝し、子育てハッピー券を贈呈する事業でございますが、今般国が新たに創設した

出産子育て応援事業により、妊娠期から出産、子育て期にかけて伴走型相談支援と計10万円の経済的支援を一体として実施することになったことなどから、令和4年度をもって事業を廃止し、経過措置として令和5年度末までを有効期限とする子育てハッピー券の換金について措置するものでございます。次のひとり親家庭高等学校卒業程度合格支援給付金は、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すひとり親家庭等の保護者に対し、受講費用の一部を給付するものでございます。

次の◎家庭児童相談室費は、2名の家庭児童相談員による相談業務を実施するための経費で、前年度とほぼ同額の計上でございます。

143ページをお願いいたします。

◎児童手当事務費は、児童手当及び児童扶養手当の支給事務に係る経費でございます。

主な内訳ですが、12節の電算委託料は、児童手当及び児童扶養手当の電算処理に関する経費でございます。

次に、◎放課後児童対策事業費は、前年度と比較して1,756万6,000円の増額でございます。

主な内訳ですが、7節謝金は、学童保育室送迎支援事業の運転者への謝金、12節、1行目、放課後児童対策事業委託料は、市内19箇所の学童保育室の業務委託料、13節、1行目、OA機器借上料は、学童保育室で使用しているパソコン機器のリース料でございます。

145ページをお願いします。

14節建物改修工事請負費及び機器等設置工事請負費は、みずしろ学童保育室の忍小学校への移転に伴うもの、17節事業用器具費は、学童保育室で使用する備品類の老朽化や破損による入替えなどに伴う経費でございます。

次に、◎地域子育て支援拠点事業費は、きつずプラザあおい及びつどいの広場を初めとする地域子育て支援拠点事業に係る経費でございます。

主な内訳ですが、7節謝金は、きつずプラザあおいにおける市主催行事の講師謝金、12節、1行目、地域子育て支援拠点事業委託料は、きつずプラザあおい及びつどいの広場5箇所の運営に係る委託料、次の施設管理委託料は、きつずプラザあおいにおける屋外のみ利用日に係る施設管理委託料、18節、1行目、地域子育て支援拠点事業費補助金は、民間保育室が開設している地域子育て支援拠点の運営に対する補助金でございます。

146ページをお願いします。

2目児童措置費は、民間保育所の運営費や児童手当などの経費で、前年度と比較して2,678万2,000円の増額でございます。増額の主な要因は、運営費などの公定価格の引上げに

よるものでございます。

主な内訳ですが、18節、1行目、保育所運営費負担金は、市内の子どもが通園する私立保育所や認定こども園などに対する運営費で、月ごとの入所児童数を見込み計上したもの、次の地域型保育給付費負担金は、小規模保育事業所などの地域型保育事業者に対する負担金、次の多子世帯保育料軽減事業費負担金は、3歳未満の第3子以降の保育料を免除することに対する負担金、次の施設等利用給付費負担金は、幼児教育・保育の無償化に伴う私立幼稚園利用者に対する給付費負担金で、次の19節児童手当扶助費は、対象児童数の減少により前年度と比較して3,330万円の減額、次の児童扶養手当扶助費は、ひとり親家庭に支給するもので、対象児童数の減少により前年度と比較して364万8,000円の減額でございます。

次に、3目保育所施設費の◎施設事務費は、公立の持田、長野及び南河原保育園に関する管理運営に伴う事務的経費で、前年度と比較して2,151万8,000円の増額でございます。増額の主な要因は、長野保育園において園舎外壁、縦とい及び3歳以上児トイレの改修費用を計上したことによるものでございます。

主な内訳ですが、1節、2行目の会計年度任用職員報酬から4節労働保険料までは、公立3保育園の職員に係る人件費でございます。

149ページをお願いいたします。

14節建物改修工事請負費及び設備改修工事請負費は、先ほどご説明申し上げました長野保育園に係る工事請負費、18節の各種負担金は、埼玉県保育士会を初めとする各種加盟団体等に対する負担金や職員の研修会参加に伴う負担金でございます。

次の◎施設事業費は、公立3保育園における保育業務を円滑に実施するための経費で、前年度とほぼ同額の計上でございます。

次に、4目児童センター費は、前年度と比較して1,846万9,000円の増額でございます。増額の主な要因は、コミュニティセンターみずしろ3階の児童センターの空調設備について更新工事を行ったもの、151ページの12節、2行目、調査測量設計委託料及び14節空調設備更新工事請負費を計上したことによるものです。

なお、12節、1行目、児童センター運営委託料は、市社会福祉協議会を委託先として予定している委託料でございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、戻りまして32ページをお願いいたします。

12款分担金及び負担金、1項1目民生費負担金の2節児童福祉費負担金は、前年度と比較して94万3,000円の減額計上でございます。減額の主な要因は、私立保育所の保護者が負担

する保育料について、利用児童数の減少に伴う減収を見込むものでございます。

右側、33ページの説明欄をお願いいたします。

1行目の保育所入所費負担金は、主に私立保育所に通うゼロ歳児から2歳児クラスまでの児童の保護者からの保育料収入でございます。

1行飛びまして、子どものための施設短期利用事業費負担金は、ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業の利用者からの負担金収入を見込んだものでございます。

34ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、1項2目民生使用料の2節児童福祉使用料は、前年度と比較して363万3,000円の減額計上でございます。減額の主な要因は、利用児童数の減少に伴う減収を見込むものでございます。

右側、35ページの説明欄をお願いいたします。

1行目の保育所保育料は、公立保育所に通う児童の保護者からの保育料収入でございます。

1行飛びまして、保育所延長保育料は、公立3保育所利用者の延長保育料でございます。

次の学童保育室保育料は、学童保育室を利用する児童の保護者からの保育料収入でございます。

38ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、1項2目民生費国庫負担金の2節児童福祉費負担金は、前年度と比較して2,891万円の増額計上でございます。増額の主な要因は、子どものための教育・保育給付費負担金の増額によるものでございます。

右側、39ページの説明欄をお願いいたします。

1行目の子どものための教育・保育給付費負担金は、子ども・子育て支援新制度に基づく保育所や認定こども園等の施設型給付及び家庭的保育等の地域型保育給付に対するもので、前年度対比5,730万1,000円の増額となっております。増額の主な要因は、人事院勧告に伴う公定価格引上げによる施設型給付費等の増額によるものでございます。

2行目の子育てのための施設等利用給付費負担金は、私立幼稚園の利用や預かり保育など子育てのための施設の利用給付に対するもので、幼児教育・保育の無償化に伴い措置されており、前年度対比385万5,000円の減額となっておりますが、これは、児童数の減少による施設等利用給付費負担金の減額によるものでございます。

次の児童扶養手当給付費負担金は、児童扶養手当扶助費に対する国庫負担分でございます。

次の児童手当交付金は、児童手当扶助費に対する国庫負担分で、実績を勘案し、前年度対

比2,332万円の減額となっております。

左側、38ページをお願いいたします。

2項2目民生費国庫補助金の2節児童福祉費補助金は、前年度と比較して211万9,000円の増額計上でございます。増額の主な要因は、子ども・子育て支援交付金の増額によるものでございます。

右側、39ページの説明欄をお願いいたします。

1行目の子ども・子育て支援交付金は、子ども・子育て支援法に基づく事業に係る交付金でございまして、放課後児童健全育成事業や地域子育て支援拠点事業、病児保育事業等に対するものでございます。

次の子ども・子育て支援体制整備事業補助金は、保育の質の向上のための研修事業に対する国の補助金でございます。

次の保育対策総合支援事業費補助金は、保育士宿舎借上支援事業に対する国の補助金でございます。

次の母子家庭等対策費補助金は、母子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭高等職業訓練促進給付金及びひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金の3事業に対する国の補助金でございます。

次の次世代育成支援対策施設整備交付金は、コミュニティセンターみずしろ3階の児童センターの空調設備の更新に対するものでございます。

40ページをお願いいたします。

3項2目民生費委託金の2節児童福祉費委託金は、前年とほぼ同じ計上でございます。

右側、41ページの説明欄をお願いいたします。

特別児童扶養手当事務費委託金は、特別児童扶養手当の申請事務等に係る国の委託金でございます。

42ページをお願いいたします。

15款県支出金、1項1目民生費県負担金の2節児童福祉費負担金は、前年度と比較して1,433万5,000円の増額計上でございます。増額の主な要因は、施設型給付費等の増額支出に伴う県費負担金増額によるものでございます。

43ページの説明欄をお願いいたします。

1行目の子どものための教育・保育給付費負担金は、子ども・子育て支援新制度に基づく保育所や認定こども園等の施設型給付及び家庭的保育等の地域型保育給付に対する県負担金

で、人事院勧告に伴う公定価格引上げによる施設型給付費の増額により、前年度対比2,125万3,000円の増額となっております。

次の子育てのための施設等利用給付費負担金は、私立幼稚園の利用や預かり保育など子育てのための施設の利用給付に対するもので、幼児教育・保育の無償化に伴い措置されたもので、児童数の減少により、前年度対比192万8,000円の減額となっております。

次の被用者児童手当負担金、次の被用者児童手当特例給付費負担金、次の非被用者児童手当負担金は、児童手当扶助費に対する県負担分で、実績を勘案し、3つの負担金合計で前年度対比499万円の減額でございます。

左側、2項2目民生費県補助金、ページをめくっていただきまして44ページ一番上の2節児童福祉費補助金でございますが、右ページ、上から2行目の乳幼児医療費補助金及び3行目、ひとり親家庭等医療費補助金の2つを除いたものが子ども未来課の所管でございます。

まず、1行目の保育サービス支援事業費補助金は、1歳児担当保育士雇用費や低年齢児途中入所促進事業などに対する県の補助金でございます。

2行飛びまして、多子世帯保育料軽減事業費補助金は、私立保育所、公立保育所及び地域型保育事業における3歳未満児を対象とした第3子以降の保育料を免除することに対する県の補助金でございます。

次の子ども・子育て支援交付金は、国庫補助金同様に子ども・子育て支援法に基づく事業に係る交付金で、放課後児童健全育成事業や地域子育て支援事業、病児保育事業等に対する県の交付金でございます。

次の教育認定子どもに係る施設型給付費等補助金は、教育認定である1号認定を受けた児童の認定こども園利用給付に係る県の補助金でございます。

次の保育対策総合支援事業費補助金は、保育士宿舍借上支援事業、保育補助者雇上強化事業といった保育対策総合支援事業に対する県の補助金でございます。

次の母子家庭等対策費補助金は、ひとり親家庭等生活向上事業に対する県の補助金でございます。

58ページをお願いいたします。

一番下、20款諸収入、4項1目雑入の3節負担金収入のうち、右側のページ、説明欄3行目の保育所主食費等負担金は、公立保育所の3歳児以上の主食費として1人月額700円、副食費として1人月額4,500円を保護者から、職員等からは給食費として1人月額5,500円を負担いただくものでございます。

60ページをお願いいたします。

6節施設保護受託収入のうち、右側61ページの説明欄、保育所受託事業収入は、市外在住の児童を公立保育所でお預かりする場合の受託収入でございまして、3人分を見込んだものでございます。

62ページをお願いいたします。

13節返還金のうち、右側63ページの説明欄をお願いいたします。

1行目の子ども手当返還金から3行目のひとり親家庭等児童養育手当返還金までは、科目存置でございます。

左側62ページ、14節精算金のうち、右側ページの説明欄1行目の児童センター管理委託料精算金、次の学童保育室運営事業委託料精算金は、科目存置でございます。

左側62ページ、15節雑入のうち、右側ページの説明欄2行目の太田保育園敷地使用料11万3,000円は、廃川敷1,578平方メートルを太田保育園が使用するため、市が見沼土地改良区から借り受け、その使用料を同園から徴収するものでございます。

66ページをお願いいたします。

21款市債、1項2目民生債、2節児童福祉債の右側ページ説明欄、児童センター設備改修事業債は、コミュニティセンターみずしろ3階の児童センターの空調設備の更新に対するものでございます。

以上で子ども未来課所管部分の予算説明を終わります。

○委員長 ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前 10時 23分 休憩

午前 10時 34分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第7号について続行

○委員長 次に、高齢者福祉課、柴崎課長、お願いいたします。

○高齢者福祉課長 よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第7号のうち高齢者福祉課所管部分について、歳出からご説明いたしますので、予算に関する説明書の126ページをお開き願います。

3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費の右側説明欄、◎高齢者福祉課関係経費は、職員 7 人分の時間外勤務手当でございます。

134ページをお願いいたします。

3 目老人福祉費は、前年度と比較して538万3,000円の減額でございます。

主な内訳ですが、7 節の 3 行目、敬老祝金は、77歳、88歳、99歳の方へ市内共通商品券を贈呈するもの、12節の 2 行目、ひとり暮らし高齢者見守り業務委託料は、これまで乳酸飲料の配達により行っていた独り暮らし高齢者の見守り安否確認について、業務内容を見直し、新たに令和 5 年 7 月からシルバー人材センターへの委託により実施するもの、2 つ飛んで、老人措置委託料は、養護老人ホーム入所者の措置費を計上したもの、1 つ飛んで、ひとり暮らし乳酸飲料サービス事業委託料は、シルバー人材センターによる独り暮らし高齢者の見守り業務への移行に当たり、令和 5 年 6 月までの経過措置期間の委託料を措置したもの、18節 1 行目、老人クラブ補助金は、単位老人クラブの活動費に対し補助金を交付するもの、1 つ飛んで、敬老会事業補助金は、自治会連合会単位で実施している敬老事業に対する補助金で、75歳以上の高齢者数を見込み計上したもの、19節の 2 行目、紙おむつ給付費は、介護保険事業費特別会計で措置している紙おむつ給付費の支給対象外となる方に係る給付費を計上したもの、その下の高齢者等介護者手当支給費は、実績等を勘案し、所要額を計上したものでございます。

次に、4 目老人福祉センター費は、前年度と比較して35万2,000円の増額でございます。

主な内訳ですが、12節指定管理料は、市社会福祉協議会に対する老人福祉センター大堰永寿荘と南河原荘の指定管理料でございます。

136ページをお願いいたします。

次に、8 目介護保険事業費は、前年度と比較して2,295万1,000円の増額でございます。

主な内訳ですが、27節介護保険事業費特別会計へ繰出金は、介護保険給付費及び地域支援事業費に対する市の法定負担分などを措置したものでございます。

次に、少し飛びまして、172ページをお願いいたします。

5 款労働費、1 項 1 目労働諸費のうち、説明欄の上から 2 つ目の◎シルバー人材センター費の18節 2 行目、行田市シルバー人材センター補助金は、運営費の一部を補助するもので、前年度と比較して860万7,000円の増額でございます。増額の主な要因は、事務局長の人件費を計上したことによるものでございます。

以上で、高齢者福祉課所管部分の歳出予算についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして32ページをお願いいたします。

12款分担金及び負担金、1項1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金の右側説明欄、老人福祉費負担金は、老人ホーム措置入所に係る入所者からの負担金でございます。

34ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、1項2目民生使用料の1節社会福祉使用料のうち、右ページ説明欄、老人福祉センター使用料関係3つの項目は、老人福祉センターの利用者が納入する使用料及び大堰永寿荘の売店の使用料を計上したものでございます。

38ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、1項2目民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金のうち、右ページ説明欄の3行目、介護保険料低所得者軽減負担金は、低所得者層の介護保険料軽減分の2分の1相当の国の負担金でございます。

42ページをお願いいたします。

15款県支出金、1項1目民生費県負担金の1節社会福祉費負担金のうち、右ページ説明欄の一番下の行、介護保険料低所得者軽減負担金は、低所得者層の介護保険料軽減分の4分の1相当の県の負担金でございます。

2項2目民生費県補助金の1節社会福祉費補助金のうち、右ページ説明欄、下から3行目の老人在宅福祉事業費補助金は、老人クラブ連合会及び単位老人クラブの活動に対する県からの補助金で、その下の介護保険事業費補助金は、介護施設に入所している低所得者に対し、事業者が利用者負担金を軽減した場合に、市と県が当該減額分を事業者に補助いたしますが、その県から受け入れる補助金分を措置したものでございます。

58ページをお願いいたします。

20款諸収入、3項1目1節老人福祉施設等整備資金貸付金元金収入は、市が市内1法人に対し貸付けを行った施設整備資金の元金償還金でございます。

60ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入の7節施設貸付収入のうち、右ページ8行目の老人福祉センター永寿荘電気、ガス、水道料は、大堰永寿荘の売店設置者から受け入れる電気料などの実額使用料を見込み計上したものでございます。

高齢者福祉課所管分の説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございました。

次に、地域共生社会推進室の横山室長、お願いいたします。

○地域共生社会推進室長 よろしくをお願いいたします。

当室所管部分につきまして、歳出から説明申し上げますので、予算に関する説明書の129ページをお開き願います。

一番下の◎地域共生社会推進事業費は、前年度と比較して1,616万8,000円の増額でございます。

主な内訳ですが、7節謝金は、重層的支援体制整備事業への移行に向けて実施する研修会やワークショップの講師謝金でございます。

12節の1行目、訪問支援事業委託料は、訪問等を通じて必要な支援が届いていない方に支援を届けるもの、2行目の社会参加支援事業委託料は、社会との関係性が希薄化して支援が必要な方に、地域資源とつなぐ等して社会との接点を持てるよう支援するもの、3行目のアンケート調査委託料は、交流の場や居場所づくり等を行う地域づくりに向けて実態把握を行うニーズ調査を実施するものでございます。

続きまして、歳入について説明申し上げます。

38ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項2目民生費補助金の1節社会福祉費補助金のうち、右ページ説明欄の1行目、重層的支援体制移行準備事業補助金は、重層的支援体制整備事業への移行準備に係る取組に対し交付されるものでございます。

地域共生社会推進室所管部分の説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

次に、保険年金課、内田主幹、お願いいたします。

○保険年金課主幹 よろしくをお願いいたします。

議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算中、保険年金課所管部分についてご説明いたします。

127ページをお願いいたします。

説明欄、上から4つ目の◎保険年金課関係経費、職員5人分の時間外勤務手当でございます。

133ページをお願いいたします。

上から1つ目の◎重度心身障害者医療支給費は、前年度と比較いたしまして394万4,000円の減額でございます。

主な内訳ですが、19節重度心身障害者医療扶助費は、対象となる障害者1,500人分の医療費の支給に係る経費でございます。

136ページをお願いいたします。

6目国民年金事務費は、前年度と比較いたしまして699万2,000円の増額で、職員4人分の人件費が主な費用でございます。

次の7目国民健康保険事業費は、27節国民健康保険事業費特別会計へ繰出金でございます。前年度と比較いたしまして3,000万円の減額でございます。

138ページをお願いいたします。

9目後期高齢者医療事業費は、前年度と比較しまして649万5,000円の増額でございます。

主なものでは、139ページ、説明欄、12節健康診査委託料、18節後期高齢者医療療養給付費負担金、27節後期高齢者医療事業費特別会計へ繰出金となりますが、それぞれ前年度の決算見込みや後期高齢者医療広域連合からの通知に基づき計上したものでございます。

143ページをお願いいたします。

上から2つ目の◎子ども医療支給費は、前年度と比較して3,230万6,000円の減額でございます。

主な内訳ですが、19節子ども医療扶助費は、子ども医療とひとり親家庭等の医療費の優先順位の変更に伴う減で、対象となる子ども約9,300人分を見込み計上したものでございます。

145ページをお願いいたします。

上から1つ目、◎ひとり親家庭等医療支給費は、前年と比較して1,294万1,000円の増額でございます。

主な内訳ですが、19節ひとり親家庭等医療扶助費は、子ども医療費とひとり親家庭等の医療費の優先順位の変更に伴う増で、対象となるひとり親家庭等保護者約570人分及び子ども約820人分を見込み計上したものでございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

38ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、1項2目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金のうち、右ページ説明欄、上から2行目、国民健康保険税未就学児均等割負担金は、未就学児に係る国民健康保険税均等割の軽減措置の財源として交付されるものでございます。

次に、一番下、国民健康保険基盤安定負担金は、国民健康保険事業に係るものでござい

す。国保税軽減対象者数の一定割合が補てんされるもので、補助率は2分の1でございます。

次に、40ページをお願いいたします。

3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金は、基礎年金等事務委託金で、国民年金業務の法定受託事務に係る委託金でございます。

次に、42ページをお願いいたします。

15款県支出金、1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金のうち、右ページ説明欄、上から5行目、国民健康保険基盤安定負担金は、国民健康保険事業に係るもので、国保税軽減額の4分の3と軽減対象者の一定割合を補てんする県負担分4分の1でございます。

その1行下、国民健康保険税未就学児均等割負担金は、国民健康保険税における未就学児均等割半額軽減分の2分の1を県が負担するものでございます。

その1行下、後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、後期高齢者医療事業に係るもので、保険料軽減分の4分の3を県が負担するものでございます。

左ページ、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金、右ページ説明欄、上から6行目、重度心身障害者医療費補助金は、重度心身障害者医療扶助費の2分の1が補助されるものでございます。

44ページをお願いいたします。

2節児童福祉費補助金の2行目、乳幼児医療費補助金は、子ども医療の扶助費に対するもので、県の補助対象となっている小学校就学前の入院・通院の費用の2分の1が補助されるものでございます。

次のひとり親家庭等医療費補助金は、ひとり親家庭等医療扶助費の2分の1が補助されるものでございます。

60ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項雑入、4節交付金及び助成金収入のうち、説明欄上から6行目、後期高齢者医療制度長寿・健康増進事業補助金は、人間ドックに係る埼玉県後期高齢者医療広域連合からの補助金で、広域連合が定めた1人当たりの補助金が補助されるものでございます。

次に、5節委託金収入のうち、上から2行目、後期高齢者健康診査委託金は、健康診査に係る埼玉県後期高齢者医療広域連合からの委託金でございます。

以上で保険年金課の所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

次に、健康づくり課、五十嵐課長、お願いいたします。

○健康づくり課長 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、初めに歳出からご説明いたしますので、予算に関する説明書の156ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費1億8,362万6,000円は、前年度と比較して2,173万4,000円の増額でございます。増額の主な要因は、本市を含む圏域8市町で構成する熊谷・深谷・児玉地区第二次救急医療圏において実施する小児救急医療支援事業について、幹事市として構成市町の負担金及び埼玉県からの補助金を集約して関連医療機関に支出する補助金を措置したことによるものでございます。

主な内訳ですが、1節会計年度任用職員報酬から4節労働保険料までは、健康づくり課職員16人分及び会計年度任用職員3人分の人件費、7節委員謝金は、歯科保健業務連絡協議会及び健康づくり推進協議会開催に係る委員謝金でございます。

12節、一番上の歯科在宅当番医実施委託料は、年末年始の12月31日、1月2日及び1月3日の3日間において、歯の救急患者を診療する医療機関を確保するもので、歯科医療機関に対する委託料でございます。

その下の休日急患診療実施委託料は、日曜祝日、年末年始などの休日に発生する急患に対し初期治療を施す医療機関の確保を目的とするもので、市内で二次救急を担う2つの医療機関の休日診療に対する委託料でございます。

その他の各種委託料は、保健センターの施設管理に伴う経常的な経費であり、前年度とほぼ同額の計上となっております。

159ページをお願いいたします。

2行目の18節産科医等手当支給支援事業費補助金は、分娩や帝王切開術を行う医師に分娩手当などを支払っている産科医療機関に対する産科医療体制を維持するための補助金、その下の第二次救急輪番制病院運営事業補助金は、休日及び夜間において入院治療を必要とする重症患者を受け入れる救急医療体制確保のための市内医療機関に対する補助金、2行下の熊谷・深谷・児玉地区小児救急医療運営費補助金は、本市が所属する熊谷・深谷・児玉地区第二次救急医療圏の深谷赤十字病院、熊谷総合病院、行田総合病院において休日及び夜間の小児救急医療体制を確保するため、幹事市として構成市町の負担金及び埼玉県からの補助金を集約して関連医療機関に支出する補助金でございます。

次に、2目保健費1億5,352万9,000円は、前年度と比較して3,032万8,000円の増額でございます。増額の主な要因は、国が新たに創設した、妊娠期から出産・子育て期にかけて伴走

型相談支援と経済的支援を一体として実施する出産子育て応援事業に係る経費を措置したことによるものでございます。

右側説明欄1つ目の◎健康づくり推進費は、前年度とほぼ同額の計上でございます。

主な内訳ですが、7節謝金は、成人健康教育や健康講座の実施に係る講師謝金で、その下の褒賞品費は、健康づくりチャレンジポイント事業のポイントを獲得した方に贈呈する市内共通商品券の購入費、18節1行目、糖尿病予防検体測定負担金は、市内薬局にて糖尿病の検査を行った際の薬局に対する負担金、3行下の禁煙チャレンジ応援プラン助成金は、禁煙外来で治療過程が終了した方に対する助成金でございます。

次の◎母子保健費は、前年度とほぼ同額の計上でございます。

主な内訳ですが、1節会計年度任用職員報酬から4節労働保険料まで及び8節の費用弁償は、子育て包括支援センターの職員4人分の人件費、7節の謝金は、乳幼児健診等における医師、歯科医師、保健師、看護師、助産師、言語聴覚士、臨床心理士及び歯科衛生士に対する謝金でございます。

一番下の12節健診委託料は、妊婦の健康管理の向上と費用負担の軽減を目的とした妊婦健康診査の委託料、乳児4カ月健診の委託料、新生児聴覚検査の委託料、産後健康診査の委託料でございます。

161ページをお願いいたします。

1行目の12節妊産婦乳幼児相談業務委託料は、生後4カ月までの乳児がいる全家庭を助産師または保健師が戸別訪問し、相談支援を行う業務委託料及び来年度から開始する出産後の母子に対する心身のケアや育児のサポートを行う産後ケア訪問事業の委託料、17節事業用器具費は、弱視などの早期発見のために3歳児健診時に使用するスポットビジョンスクリーナーの購入費、18節3行目、不妊検査・治療費助成金は、不妊治療を行っている夫婦に対し、その治療に要する費用の一部を助成するもの、その下の検診費助成金は、里帰り出産などにより契約医療機関外の医療機関で受診した妊婦健康診査、新生児聴覚検査及び産後健康診査について、立替え払いをされた費用を償還払いにより助成するもの、19節未熟児養育医療扶助費は、入院を必要とする未熟児に対して、その治療に必要な医療費を給付するものでございます。

次の◎出産・子育て応援事業費は、国が新たに創設した、妊娠期から出産・子育て期にかけて伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施する事業に係る経費で、10月以降の経費でございます。

主な内訳ですが、1 節会計年度任用職員報酬から 8 節の費用弁償までは、会計年度任用職員 2 人分の人件費、18 節出産・子育て応援給付金は、妊娠届出時 5 万円と出産届出時 5 万円の経済的支援に係る給付金を計上したものでございます。

次の◎成人保健費 5,855 万 7,000 円は、前年度と比較して 219 万 3,000 円の増額でございます。増額の主な要因は、がん検診の受診者数増加を図るための個別案内通知に係る経費で、個別案内による受診者数の増加を見込んだ検診委託料を措置したことによるものでございます。

主な内訳ですが、7 節謝金は、がん検診を実施する際に、補助業務を行う看護師に対する謝金、11 節 1 行目、郵便料は、個別案内通知やがん検診を申し込んだ市民への通知に係る郵便料、その下の手数料は、骨粗鬆症検診を実施するための経費、12 節検診委託料は、がんや生活習慣病など疾病を早期に発見するための各種検診に係る経費、18 節骨髓移植ドナー助成金は、ドナーの登録及び骨髓等の移植の推進を図るため、骨髓等の提供者であるドナー及びドナーの勤務する事業所に助成金を交付するもの、その下のがん患者医療用ウィッグ購入費助成金は、がん患者の抗がん剤治療等の副作用である脱毛による精神的苦痛や経済的負担を軽減し、就業または療養生活の向上を図るための医療用ウィッグ購入費用に対する助成金でございます。

次に、3 目予防費の右側説明欄、◎感染症予防費 1 億 9,885 万 3,000 円は、前年度と比較して 499 万円の減額でございます。

主な内訳ですが、163 ページの 5 行目、12 節 1 行目の検診委託料は、風疹抗体検査の受診委託料、次の予防接種委託料は、予防接種法に基づく乳幼児から高齢者を対象とした定期接種に係る費用を計上したものでございます。

次の◎狂犬病予防費は、狂犬病予防法に基づく狂犬病予防接種に係る経費で、前年度とほぼ同額の計上でございます。

次の◎新型コロナウイルスワクチン接種事業費は、本年 3 月 31 日までの接種期間とされている新型コロナウイルスワクチン接種につきまして、3 月までの接種に係る請求、支払い処理や予診票の記載事項の電子化などに要する経費を計上したものでございます。

主な内訳ですが、1 節会計年度任用職員報酬から 8 節の費用弁償までは、会計年度任用職員 1 人の 4 カ月分の人件費、12 節 1 行目の予防接種委託料は、市外医療機関での接種に係る委託料、その下のデータ作成委託料は、予診票の記載事項を電子化するための委託料でございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、32 ページをお願いいたします。

12款分担金及び負担金、1項2目衛生費負担金の1節保健衛生費負担金の説明欄1行目、未熟児養育医療負担金は、未熟児養育医療に係る保護者の所得に応じた自己負担金です。その下の熊谷・深谷・児玉地区小児救急医療支援事業負担金は、熊谷・深谷・児玉地区第二次救急医療圏において実施する小児救急医療支援事業について、幹事市である本市から圏域内3病院に補助金を交付することから、関係7市町からの負担金を受け入れるものでございます。

36ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、2項2目衛生手数料、1節保健衛生手数料は、右側説明欄にございますように、犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料を見込んだものでございます。

38ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、1項3目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金の説明欄1行目、未熟児養育医療負担金は、歳出計上額から対象経費の2分の1に対する国の負担金、その下の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金及び一番下の2項3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金の説明欄3行目、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金は、歳出計上額の全額を受け入れるものでございます。

2行戻りまして、疾病予防対策事業費等補助金は、がん検診の受診勧奨と風疹の追加的対策事業に係る事務費に対する補助金で、事業費の2分の1を見込んだもの、その下の母子保健衛生費補助金は、3歳児健診時に使用するスポットビジョンスクリーナーの購入費や産後ケア事業、産後健康審査事業に対する補助金で、2分の1を見込んだものでございます。

42ページをお願いいたします。

15款県支出金、1項2目衛生費県負担金、1節保健衛生費負担金は、右側説明欄にございますように、未熟児養育医療負担金で、歳出計上額の対象経費に対し、4分の1を県から受け入れるものでございます。

44ページをお願いいたします。

2項3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金の右側説明欄の一番上、骨髓移植ドナー支援費補助金は、骨髓等を提供するドナーに対する休業補償に係る県からの補助金で、補助率は2分の1、その下の保健事業費補助金は、健康増進事業費に係る県からの補助金で、補助率は3分の2、3行下の産科医等手当支給支援事業費補助金は、産科医等の手当支給支援に係る県からの補助金で、補助率は3分の1、その下の小児救急医療支援事業費補助金は、

熊谷・深谷・児玉地区第二次救急医療圏において実施する小児救急医療支援事業に対する県からの補助金を幹事市である本市において受け入れるもの、その下の出産・子育て応援事業費補助金は、妊娠期から出産・子育てまでの相談支援と、妊娠届出時と出産届出後に給付金を支給する経済的支援を一体として実施する出産・子育て応援事業に対する補助金を受け入れるものでございます。

少し飛びまして、58ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入、3節負担金収入のうち、右側説明欄の上から4行目、検診自己負担金は、各種がん検診等における受診者の自己負担金、その下の食生活改善推進員養成講座自己負担金は、講座に参加された方の自己負担金でございます。

60ページをお願いいたします。

7節施設貸付収入のうち、右側説明欄の中ほど、保健センター電気料は、保健センター正面玄関に設置している飲料水用自動販売機1台分の電気料でございます。

以上で、健康づくり課所管部分の予算説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前 11時 17分 休憩

午前 11時 24分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第7号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2番 村田委員。

○2番 村田委員 それでは、予算書の数字の若いほうから順次伺っていきたいと思うんですが、初めに予算書の129ページの地域共生社会推進事業費、こちらについて伺いたいと思います。

概要では、19ページに事業の紹介がありますので、こちらに沿って伺うんですが、まず1点目ですが、先ほどのご説明でもありましたけれども、この事業、重層的支援体制整備事業への移行準備として云々とあるんですが、これはどういう意味を持って

いるのか。アウトリーチ事業ですとか参加支援事業等があります。この事業を行うことで、どういうことで移行準備に位置づけられるのか、そこの辺の意義というんでしょうかね、そうしたところについてまず伺いたいのが1点目です。

それから、2点目は、この事業の中で訪問支援事業委託料、これはアウトリーチ事業ということのようではけれども、まず委託先はどちらなのか、それから訪問を行う人はどういう職種の人なのか、それで委託先の体制、十分だとは思いますが、そこの辺の確認。それからこのアウトリーチの、こちらから訪問して、訪ねて行って支援をするということではけれども、どのような状態の人に対する支援、対象者ですね、どういうふうに対象を決めるのか。そういう対象者の人に対して、訪問してどういう支援をこれは行うことになるのか。

区切りがありますので、もう1点だけ続けて伺ってしまいます。ここのところ、前年度と比べて大幅な予算増ではけれども、これは訪問する対象者を拡大するということなのかと思うではけれども、どうなのか。それで、この市民ニーズ、どのように押さえて、昨年に比べて1.5倍ぐらいですか、増えておりますけれども、その辺の積算といいますか、予算額を決めた対象者の規模、これについて伺いたいと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

横山推進室長、お願いいたします。

○地域共生社会推進室長 ご質疑に順次お答え申し上げます。

まず、1点目の重層的支援体制整備事業への移行準備の意義、それからアウトリーチ事業等がこの移行事業にとってどのような意義を持つのかについてお答え申し上げます。

重層的支援体制整備事業とは、市町村が任意で実施できる地域共生社会の実現を目指すための具体的な事業でございまして、属性を問わない相談支援、それから参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施することとされております。

また、この重層的支援体制整備事業の前段階の事業といたしまして、市町村が任意で実施できる重層的支援体制整備事業への移行準備事業がございまして、属性を問わない相談支援のうち、庁内連携体制の構築と多機関協働の取組の実施が必須とされているほか、移行準備状況に応じまして、アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組、また参加支援の取組を実施できるものとされております。

本市におきましては、将来的に重層的支援体制整備事業を実施することを目指して、現在、その前段階であります移行準備事業を実施しているところでございまして、1年目となる今年度は、必須メニューであります庁内連携体制の構築と多機関協働による支援体制の構築に

取り組んできたところでございます。

そして、2年目となる来年度は、これを拡充して、新たに任意メニューでございますアウトリーチ等を通じた継続的支援事業と、それから参加支援事業に取り組むことで、重層的支援体制整備事業への円滑な移行を図ろうとするものでございます。

それから、アウトリーチ事業についてお答え申し上げます。

訪問支援事業委託料は、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の委託に係る予算551万1,000円と、医師による訪問支援に係る予算10万円から成ります。予算額は、前年度と比較しまして、新規のアウトリーチ等を通じた継続的支援事業分が増額となっているものでございます。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業につきましては、長期にわたってひきこもりの状態にある方など、複雑化、複合化した支援ニーズを抱えながらも自ら支援を求めることができない方や、支援につながることに拒否的な方に対して、窓口で相談を待つのではなくて、訪問等を行いまして、本人と関わるための信頼関係を構築して、本人とつながり続ける継続的な伴走支援を行う事業でございます。

委託先につきましては、本市におきまして、対象者の属性を問わず伴走的な支援を継続して提供できる社会福祉法人等を想定しておりまして、訪問を行う者の職種は社会福祉士等を想定しております。

また、委託料の内訳につきましては、訪問を行う者の人件費、訪問先に移動するための自動車に係る燃料費、消耗品等事務に係る経費を想定し、見積もっております。

もう一方の医師による訪問支援につきましては、市医師会への委託によりまして、生活に困難さを抱え、医療受診や市などによる支援を拒否している方等に対しまして、医師等による訪問支援を行うことで適切な医療受診や支援につなげる事業でございまして、本年度も予算計上しており、事業内容もこれと変わりません。

なお、本年度は、現在のところ実績はございません。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。

一番最初の重層的支援体制云々の移行準備としてのという私の問いに対しては、大変緻密な答弁をいただいて、よく分かりませんでした。私が理解したのは、国のこの事業の体系的な組立ての中の今年度のステップを踏まえて、次年度は任意事業という種類のアウトリーチ

等の事業を行い、さらに前に進んで最終的な重層的な支援に対する整備につなげていく、続けていくというステップという理解を取りあえずしました。もし違うようでしたら、後でまたこの後にご答弁をお願いしたいんですが、分からないのは、社会参加支援事業のご答弁もいただいてしまっているように私には聞こえたんですけども、訪問支援事業の委託事業に対して、医師会に委託で、医師が訪問するものもある。それ以外の訪問が数も金額也多そうですけども、そこはどこに対してなのか、私、もう1回教えていただきたいんですが、お願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

横山室長。

○地域共生社会推進室長 ご答弁申し上げます。

訪問支援事業委託、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の対象者でございますけれども、先ほどもご説明申し上げましたけれども、長期にわたって……

○2番 村田委員 いや、対象者は聞いていないですよ。もう分かりましたんで、それは。理解しましたんで。委託先がどこなのかでしたよね、私が伺っているのは。

○地域共生社会推進室長 ご答弁申し上げます。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業のこの訪問の委託先でございますけれども、先ほども答弁させていただきましたが、対象者の属性を問わないで伴走的に支援を継続して提供できる社会福祉法人等を想定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 社会福祉法人等。等というのが気になりますけれども、分かりました。

それで、続けて次の質疑でよろしいでしょうかね、関連しますので。

社会参加支援事業費の委託ですけども、これは地域資源につなぐということのようですけども、この事業の特徴というんでしょうか、売りというとかすごく俗的な言い方になってしまいますけれども、どういう特徴があるのか、具体的な説明をお願いしたいのと、この事業の委託先ですね、どちらになるのか。

それから、もう一つがアンケート調査というのを委託して今度やるようですけども、この調査というのは何を知ろうとするのかということ、調査方法ですとか委託先、これらもう少し事業の具体的な説明をお願いしたいと思います。

○委員長 横山室長。

○地域共生社会推進室長 順次答弁申し上げます。

まず、社会参加支援事業費委託料についてでございますが、社会参加支援事業は、社会との関係性が希薄化して社会とのつながりの回復などの支援が必要な方が、社会に関わり自分に合った役割を見いだすための接点を持てるように支援するものでございます。

この参加支援におきましては、自分に合った役割を見いだすための多様な接点をどのように確保するかがポイントでございますが、その取組方法といたしましては、まず課題を抱える当事者のケースに合わせて、その課題を解決し得る地域資源につないだり、また地域資源をつくったりする個別支援型というものの、また、誰でも気軽に来られる居場所やコミュニティなどの場を用意して、その中で様々なイベント等を通じて当事者の役割づくり等を支援する場づくり型というものの、それから、さらに地域住民等が当事者の課題解決のためのプロジェクトやコミュニティを企画運営することに伴走して支援をする伴走支援型というものが考えられます。

そして、委託先につきましては、本市において対象者の属性を問わずに伴走的な支援を継続して提供ができる社会福祉法人等を想定しております。

次に、アンケート調査委託料についてお答え申し上げます。

重層的支援体制整備事業の地域づくりに向けた支援を推進していくためには、交流できる場でありますとか居場所の確保などを通じて、人と人、人と地域がつながり合い、支え合う取組が生まれやすいような環境を整えることが必要であると考えております。このため、地域住民のニーズ、生活課題、それらに対応する社会資源の現状などにつきまして実態把握を行い、地域づくりに向けた支援の取組に生かしていこうとするものでございます。

調査方法でございますが、市民や支援機関等を対象にアンケート調査等を実施することを想定しております。

委託先についてでございますが、市民に対するアンケート調査等で本市において実績があります事業者等、アンケート調査のノウハウを有する事業者を想定しております。

委託方法につきましては、競争入札による契約を考えております。

委託料に内訳についてでございますが、研究員の手当、調査研究費、資料作成費、発送関連費、管理費、郵送費等を想定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。

1点だけ、もう一度伺いたいんですけれども、先ほどの訪問支援事業もそうですけれども、この社会参加支援事業ですけれども、委託先として社会福祉法人等を想定しているということなんですけれども、社会福祉法人単独でお願いするのには、予算金額的には大きいように私には思えるんですが、そうすると複数の法人にお願いするような、そういうイメージでよろしいのか、その点だけ。

○委員長 横山室長。

○地域共生社会推進室長 お答え申し上げます。

現在のところ、複数の社会福祉法人等に委託するか、同一の社会福祉法人等に委託するかについてはまだ検討段階でございます。その状況に応じまして、複数のところになるかもしれませんし、同一のところになるかもしれないというようなところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長 他に質疑ございますか。

1番、柴崎委員。

○1番 柴崎委員 それぞれご説明いただきましてありがとうございました。

まず、135ページですけれども、ひとり暮らし高齢者見守り業務委託料というところがございまして、これはポイントの中でも新規事業として出てきておりますけれども、大体内容は分かるんですけれども、もうちょっと細かいところの説明をいただけますか。お願いいたします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

柴崎課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

この事業の概要ですけれども、他者からの見守りのない独り暮らしの高齢者に対して、週2回定期的な訪問をすることで、身体や生活状況の確認、見守り、そういったことを行うものでございます。見守りの結果、状況確認の結果、身体や生活状況に変化が見られるですとか異常がある場合については、介護等適切な支援へつなぐことで、独り暮らしの高齢者の方が安心して在宅で生活できることを目的に実施するものでございます。

対象者ですけれども、75歳以上の独り暮らしの高齢者の方で、緊急通報装置を利用していない方、配食サービスを利用していない方、あと在宅介護サービスですね、そういったものを利用していない方、同一敷地内に親族が住んでいない方、あとは市内に1親等以内のお子さん、通常ですと1親等ですのでお子さんになろうかと思うんですがそれが市内に住んでい

ない方、あとは就労をしていない方、こういった方を対象に実施しようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長 再質疑ありますか。

柴崎委員。

○1番 柴崎委員 そうしますと、ふだんいわゆる接点のない人に手を差し伸べていくという
か、同世代というんですけれども、75歳以上ですから、シルバー人材センターのその年代の
人がそこにお尋ねをし、様子を伺ったりということと理解してよろしいでしょうか。

○委員長 柴崎課長。

○高齢者福祉課長 独り暮らしの高齢者の方で、先ほど申し上げたような対象になる方という
のは、1人で暮らされていて不安もあるというところで、そういった方を対象にこの事業を
実施するというものでございます。

柴崎委員おっしゃるとおり、高齢者の方が高齢者の方の見守りをすることになるんですけ
れども、シルバー人材センターに委託を予定している理由ですが、同世代の方が訪問するこ
とで安心感ですとかコミュニケーションの機会の増加ということで、介護予防も図られると
いうこともございますし、あとは訪問するシルバー人材センターの会員の方になるわけでは
けれども、就労機会の確保ですとか、役割を担うことで社会参加の促進、活動の向上、こち
らの訪問する側も介護予防につながるということも考慮いたしまして、シルバー人材センタ
ーへの委託を考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長 柴崎委員。

○1番 柴崎委員 今ご説明いただきましたとおり、する側もされる側も得るものがあるとい
うことで、非常にいい事業かと思うんですけれども、およそでいいんですけれども、何名ぐ
らいの想定をされていますか。

○委員長 柴崎課長。

○高齢者福祉課長 この事業につきましては、想定している人数ですけれども、約170名程度
の利用を見込んで積算を行ったところでございます。

以上でございます。

○1番 柴崎委員 ありがとうございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

野本委員。

○5番 野本委員 すみません、さっきの地域共生のところで聞いておきたいことがあるので、少し戻りますが、先ほどの村田委員からの質疑と答弁の中で改めて確認したいのは、1点目が、この重層的支援体制の移行準備作業というのは、令和5年度が2カ年目になるわけですが、この準備作業というのはいつまでに完了の予定で、重層的支援体制というのはいつまでにつくるという考えなのか、予定なのかというのが1点です。

それから、先ほどの質疑と答弁の中で結構繰り返されていた、この対象となる方に関して、社会とのつながりが希薄化してしまっている人ですとか、長期的、伴走的支援が必要な人というのは、具体的に言わないことがポイントだと思うんですけども、ただもう少しイメージを持ちたいので、もう少し具体的に言っていただくと、例えば答弁の中で1つはひきこもりになっているような人というのがありましたが、それ以外にどんな人というのが想定されるのかというのを聞きたいです。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

横山室長。

○地域共生社会推進室長 お答え申し上げます。

まず、1点目の重層的支援体制整備事業への移行準備、これがいつまでなのか、重層的支援体制整備事業がいつから行えるようになるのかについてでございますが、この移行準備事業は、先ほど歳入のところでご説明しましたとおり、国の補助金を活用して行う事業でございますが、こちらが最大で3年間補助金を受けられるというところもございますので、当市といたしましては、補助金を受けることのできる3年以内に移行準備事業を行って、次の重層的支援体制整備事業へつなげてまいりたいと考えてございます。

それから、2点目のアウトリーチ事業の対象となる方、より具体的にということについてお答え申し上げます。

この重層的支援体制整備事業の対象者は、今までの既存の取組と違いまして、今までの既存の取組というのは障害者の方であれば障害者として、子ども・子育ての関係であれば子ども・子育て、高齢者であれば高齢者福祉、介護というように、縦割りの既存の政策、また方針の中で執り行ってきたおりましたが、重層的支援体制整備事業の特徴としましては、全ての方が対象になってきております。先ほどひきこもりの方が対象になると事例として申し上げたわけですが、詰まるところ、全ての方が対象になりますので、今までの制度で支援したくても支援できなかった方、要するに制度と制度のはざまにあった方が対象となった

というようなところでございます。

実際に、今年度も地域共生社会推進室で相談を受けた事例がございます。ひきこもりの方の事例が多いわけですが、ひきこもりの方といいましても、個人個人、差がございますので、長い間関わって伴走支援をする必要がある方でありますとか、すぐに医療機関等、支援機関につなげることができた方などいらっしゃいますので、一概にこういった方とは申し上げにくいんですけれども、先ほど申し上げましたように、重層的支援体制整備事業の対象者は全ての方が対象になるということが特徴であるということを申し上げさせていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長 よろしいですか。

他にございますか。

村田委員。

○2番 村田委員 すみません、1点、ひとり暮らし高齢者見守り事業で私からも伺いたいことがあるんですが、これを利用する場合に利用料というのはかかるのか、有料か無料かですね。この委託料の金額というのは、シルバー人材センターの人への配分金が主なのかと想像するんですけれども、そうなのか、そうだとすれば、配分金というんですか、報奨金は1回当たり幾らの予定か、そこをお願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

柴崎課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

ひとり暮らし高齢者見守りの関係で、まず利用料ですけれども、利用者からの負担は求めず無料ということで考えております。

続きまして、シルバー人材センターへの委託料のうち、配分金という形になるんですけれども、会員さんへの配分金は委託料のうち主なのかということと、あとその場合、金額は幾らかということだったかと思っておりますけれども、まずシルバー人材センターへの委託料につきましては、会員への配分金とその他事務費という形になりますので、主なものは会員への配分金という形になります。

委託料のうち配分金の額ですけれども、会員への配分金については、訪問1件当たり188円を予定しております。そのほか、事務費が加わりますので、全体としてシルバー人材センターへ委託する額は、訪問1件当たり207円を予定しております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

○2番 村田委員 はい。

○委員長 他にございますか。

町田委員。

○4番 町田委員 お伺いします。

131ページの障害者福祉費の障害者生活支援センター運営委託料から3つ、これ一番下の障害者基幹相談支援センター運営委託料が新しく加わったというご説明を受けたんですけれども、このセンターは多分説明の中で、行田市だけではなくて3市か何かという話はお伺いしたんですけれども、これはどこにあるんでしょうか。

それから、この全部支援センターになっているんですけれども、障害者の方のための支援センターですけれども、1つのセンターがあって、その中にそれぞれ分かれているのか、独立しているのか聞きたいんですけれども、お願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

藤倉課長。

○福祉課長 ご質疑にお答えいたします。

この3つのセンターですけれども、どこにあるのかということでございますが、こちらは社会福祉法人の共愛会と、社会福祉法人の幸生会というところに委託しております。これらの2法人は羽生市に存在するものでございまして、そちらに対して行田、加須、羽生の3市で委託をしております。

こちら1つの中で分かれているのかということですが、こちらの2つの事業に関しましては、幸生会に関しては身体障害の方、共愛会に関しましては知的障害と精神障害の方を担当していただいております。

3つ目の障害者基幹相談支援センターですけれども、これは令和5年から設置をするものでございまして、こちらもどこにというのは、こちらは委託をする予定の場所ということでよろしいですか。でございますと、同様に知的障害と精神障害に関しては共愛会、身体障害に関しては幸生会となっております。

○4番 町田委員 ありがとうございます。大丈夫です。

○委員長 暫時休憩いたします。

午前 11時 59分 休憩

午後 1時 00分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△発言の申出

○委員長 この際、執行部から発言の申出がありますので、これを許します。

福祉課、藤倉課長、お願いいたします。

○福祉課長 先ほどの福祉課の答弁について訂正させていただきます。

障害者生活支援センターは、障害のある方が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、各種相談や必要な支援を行うための生活支援センターで、身体障害者については社会福祉法人幸生会、知的障害と精神障害については社会福祉法人共愛会に委託しております。

障害者就労支援センターは、就労、就業生活に関する相談や職場定着支援、障害者雇用をお考えの方の支援センターを運営委託するものでございまして、委託先は、身体障害、知的障害、精神障害とも社会福祉法人共愛会でございます。

障害者基幹相談支援センターにつきましては、行田市、加須市、羽生市の北埼玉地域における障害者相談支援事業所に対する専門的な助言指導や、人材育成の支援を行うことを目的として、基幹相談支援センターの運営を社会福祉法人幸生会及び社会福祉法人共愛会の2法人に運営を委託する予定でございます。

おわびして訂正いたします。

以上でございます。

○委員長 それでは、ただいまの説明のとおりご了承願います。

△議案第7号の質疑続行

○委員長 議事を続行いたします。

引き続き質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

田中副委員長、お願いいたします。

○副委員長 午前中からの補足でというか、追加で質問させていただきたい部分ですけども、135ページのひとり暮らし高齢者見守り業務委託料についてでございます。これから新規事業なので、詳細のところはこれからだと思うんですが、分かる範囲でお聞かせいただけたら

なと思います。

非常に有効な、双方とも、支える側も支えられる側も共生していけるというすばらしい事業だと思っております。その上で、訪問される方、シルバー人材センターの方ということですが、1件当たりの時間とか目安を想定されていますでしょうか。人とのつながりの創出というところがありましたので、お話ありきというわけではないですけれども、例えば中には半日とか、1日でもいてほしい、話し相手になってほしいよとなるのは困るというか、そういうことも含めてそれでもいいんだよという場合もあるでしょうし、どう想定されているのか、そこら辺の感覚、何か介護につなげてということが言われていましたので、もっとイメージとしては事務的なところ、玄関先でもお元気ですかというところで終わるものなのか、そこら辺のニュアンスというか、想定されているところをまずお聞かせいただけたらと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

柴崎課長。

○高齢者福祉課長 それでは、お答えいたします。

ひとり暮らし高齢者の見守りの1件当たりの時間とかそういった目安ということですが、1件当たり、時間については、移動時間を見て、細かいんですけど、11分ということで考えています。内訳ですが、高齢者の方と対面しての会話等の時間については、4分程度ということで、ですからイメージとすると、玄関先でお話をするということになるかと思います。移動時間が約4分で、そのほか、訪問後にちょっとした記録というか、終わった後に記録作成するのが3分程度、そういったことで11分ということで考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長 再質疑ありますか。

田中委員。

○副委員長 ありがとうございます。

そういった想定をされているということで分かりました。きっと高齢の方で、ケース・バイ・ケースでいろいろな流動的にこういったご希望とかも出てきて、その欲をどうしているかということになるかとも思いますが、今のところはそう考えているということで理解させていただきました。

そうしますと、今までの乳酸菌飲料に代わる試みということで、大きなメリットというか、

そことの違いをまず教えていただけたらと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

柴崎課長。

○高齢者福祉課長 お答えいたします。

乳酸飲料を廃止して本事業に移行するということですが、この事業のメリットですが、先ほどもお答えさせていただきましたが、事業を利用するまず高齢者の方ということだと、同世代の高齢者の方が訪問して、会話、交流することによる安心感、こういったものが得られることや、あとはコミュニケーションの機会の増加で、介護予防、そういった効果が考えられるところでございます。

また、事業を担う側、シルバー人材センターの会員になるわけですが、就労による賃金収入ですとか、役割を担うことによるやりがい、社会参加、こういったものにつながることや、活動の向上による介護予防、こういった効果が期待できるものと考えておりますので、乳酸飲料の配達との違いということになりますと、今ご説明させていただいたことと考えております。

以上でございます。

○委員長 田中委員。

○副委員長 分かりました。

そうしますと、170名を支える側、シルバー人材センター等で想定しているという話もありましたし、こういったお仕事でしたらやれそうという方もきっと少なからずいらっしゃると思いますので、こういったシルバー人材センターのお仕事の中に独り暮らしの見守り、高齢者の方の見守り事業が入っているということの周知というか、より人材不足にならないようにというか、要員を用意することができるようにという配慮はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長 柴崎課長。

○高齢者福祉課長 事業の周知ですとか、あとはシルバー人材センターの方の人材の確保という観点でよろしいでしょうか。

○副委員長 はい。

○高齢者福祉課長 まず、この事業につきましては、乳酸飲料の配達サービスから移行するということで、新たにこの事業を行うということでございますので、乳酸飲料を今使っている方に対してこの事業を希望するかしないか、対象としては同じですので、そういったこと

の調査を行って、そういった方に行うわけですがけれども、シルバー人材センターの会員の方については、既にシルバー人材センターともまずこういったことが可能かどうかということで、今後当然予算が議決されたら事業を進めていくわけですがけれども、実際に体制的なものとすれば十分対応できるということで、事前に調整をさせていただいてこういった事業を組み立てたところですので、人的な不足は生じないものと認識しております。

以上でございます。

○委員長 田中委員。

○副委員長 ありがとうございます。

そうしましたら、131ページの安心生活創造事業費の12節安心生活創造事業委託料についてでございます。少々減額というか、予算が少なくなっているかと思うんですが、そこも含めて、その中の主な事業のうちの1つ、支えあいマップの作成を推進するというところがあったかと思うんですがけれども、これの支えあいマップの対象範囲というのはどのぐらいの規模なんでしょうか。連合自治会なのか、自治会なのか、自治会と自主防災組織はほぼ一緒だとは思いますが、自主防災組織なのか。地域の安心・安全、支え合いに資するところだと思いますので、その単位と、現在どれぐらい作成が済んでいるのか教えていただければと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

藤倉課長。

○福祉課長 支えあいマップを作成する単位ということでよろしいでしょうか。

○副委員長 はい。

○福祉課長 自治会単位でございます。

あと、どのぐらいのところでやっているかというのと、全てのところでやっておられます。

○委員長 田中委員。

○副委員長 それは、確認ですが、全自治会の一定の支えあいマップが作成済みということでしょうか。個人的に社会福祉協議会に伺ったときに、支えあいマップが幾つか貼っていらっしやったんですがけれども、全部のような気がしなかったので、すみません、もう一度お願いします。

○委員長 藤倉課長。

○福祉課長 貼ってあったものということで、作成しているのは全てでございますが、貼ってあるものは一部でございます。

○委員長 田中委員。

○副委員長 ありがとうございました。全てということで安心しました。先進的な取組をしているというところでご紹介という形を取られているということでございますよね。

○委員長 藤倉課長。

○福祉課長 現在もそれらに関して毎年更新している自治会がございまして、令和3年度にしましては69自治会で更新なさっております。

以上でございます。

○委員長 田中委員。

○副委員長 ありがとうございます。よく分かりました。

更新もしつつ、現在の状況に即したマップになっているということで、しかも全自治会が作成はされているということで安心いたしました。ありがとうございます。

では、続けさせていただきます。

141ページの2つ目のところの、◎児童福祉一般管理費の18節の真ん中より下あたりですね、一時預かり事業費補助金のところですが、これの一時預かりを受ける、少しお話ししてくださったと思うんですね、冠婚葬祭ですとかそういったときに一時預かるということでお話しいただいたんですが、一定の条件などありましたら、こういう時に預かりますというのがありましたら、もう一度教えていただけたらと思います。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 一時預かり事業についてお答えいたします。

特に制限等はございませんで、家庭において一時的に保育できない場合にお預かりをさせていただくということになってございます。

以上でございます。

○委員長 田中委員。

○副委員長 ありがとうございます。

こちらの質問をさせていただいたのが、今、政府、国でも、未就園児、保育所ですとかそういったところは親御さんが就労しているということが条件であることはもちろんですが、今申し上げた未就園児に対するまなざしというんでしょうか、保護者が孤独になりやすいと。特にお母様だと思うんですが、保護者が孤独になって、それが地域のほかの方とか保育士の目が当たらないということで、鬱を誘発するですとか虐待につながるようなそういったことを考えた上で、そういった一時預かり事業というのを広げていくというような、今審議がさ

れていると認識しているんですが、国の動向を見ながらだとは思うんですけども、今言った必要に応じてということですが、必要に応じなくても預かれるような、お母さんの心のケアにつながる、ほっとするような、専業主婦であれ、そういった場があるといいなということを含めて質問させていただくんですが、そういったことのご検討みたいなことはございますでしょうか。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 委員のご指摘は、いわゆるレスパイト的な感覚のことをおっしゃっていらっしゃるのかと承知しているんですけども、そういったときでも当然使えます。

○副委員長 あ、使えますか。

○子ども未来課長 使えますし、育児に負担感を感じているときに、お子さんから離れる場合にはこういった一時預かりをご利用いただけますし、お子さんと一緒に地域の子ども家庭総合支援拠点等もつくらせていただいていますし、キッズプラザあおいですとか、つどいの広場ですとか設けさせていただいて、それはお子様連れになりますけれども、気軽にお越しいただいて、育児の不安ですとかそういったものに対して行政側として寄り添えるようにということとは継続してやっていきたいと思っております。

その後の委員ご指摘の、よりレスパイト的に使えるようにということについては、国の動向なり、今後とも注視してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長 田中委員。

○副委員長 ありがとうございます。

お預かりいただける条件というのが自分の中で気になったもので、お子さんと離れる時間をつくらせていただきたいということでも預けることができると、もう一度、すみません、その部分だけよろしくお願いします。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

それは可能でございます。大丈夫でございます。

以上でございます。

○委員長 田中委員。

○副委員長 ありがとうございます。安心いたしました。

では、最後にいたします。161ページの母子保健費のところの18節3行目、不妊検査・治療費助成金のところでございます。

本市では、今までの保険適用外不妊治療費助成金支給事業から、不妊治療に対して保険適用が始まったということで、保険適用外不妊治療費助成事業を続けていくということでご英断いただいたと思っております。すばらしいなと思っております。その趣旨は、保険診療外のところで措置するということだと思えるんですけども、このときに1点気にかかったことがありますして、混合診療が禁止されているというところで、保険治療に合わない、例えば年齢の条件なんでしょうか、年齢の条件ですとかお薬の使い方とか、その保険では賄えないというところの方も、すばらしい制度が始まったわけですけども、一定数いらっしゃることは事実というか、あるかと思えます。

ということは、混合診療が行えないというところで、保険適用外の治療費助成事業というのが残っているというのはすばらしいことですが、ここの条件で、1夫婦1回までというところですけども、こちらは今後、要望に近いところがあるんですけども、不妊治療費が10万円ですとか、いろいろこちらの概要のところに記載していますけれども、もう一度、回数ですとか利用できる条件の大枠ですとか、教えていただけますでしょうか。

○委員長 五十嵐課長。

○健康づくり課長 それでは、お答えさせていただきます。

本市の独自の制度といたしまして、今回2種類の制度を創設させていただきました。1つは早期不妊治療費助成事業でございまして、こちらにつきましては、35歳までの早期の不妊治療に係る費用に対して10万円を限度に助成するものでございます。もう一つは、保険適用外不妊治療費助成事業でございまして、保険適用外の不妊治療に係る費用に対しまして10万円を限度に助成するものでございまして、どちらも1回という形を取らせていただいております。

先ほど委員がおっしゃられた混合診療につきましては、保険適用外の不妊治療費助成事業が活用できるというところでございますが、この1回という回数につきましては、そもそもが、保険適用の場合は高額療養も活用できるというところでございまして、さらに早期の35歳までの早期不妊治療につきましては、皆様に早くに治療を受けていただきたいということもございまして、早期分治療助成制度をつくらせていただいたというところでございます。

保険外の方につきましては、保険適用が年齢の制限もあるようでございますので、極力早く受けていただくのがいいわけではございますけれども、保険外の適用になってしまった方につきましても1回は助成させていただこうというような形で、我々考えさせていただいたところでございます。

答えになっているか分かりませんが、以上でございます。

○委員長 田中委員。

○副委員長 非常にご趣旨は分かりました。ただ、本当に晩婚化も進んでおりますし、そういった中で保険適用にも当たらない、まあそれだけではないですけども、保険適用内の治療ではないところで受けなければいけないという方も含めてですけども、そのことを思ったときに、この10万円1回でというところを検討していただければと思っております。2回にするとか、検討を今後要望とさせていただきたいんですが、そうしましたら、最後に1点、これに関することで、今までの名目は違いますけれども、助成事業の申請を受けられた人、前回ももしかしたら聞いたかもしれないですけども、近々のところで何人とか、お分かりになったら教えていただけますでしょうか。

○委員長 五十嵐課長。

○健康づくり課長 お答えいたします。

旧制度による過去の助成件数でございますが、令和3年度から遡って申し上げますと、令和3年度44件、令和2年度が34件、令和元年度28件となっております。

以上でございます。

○委員長 田中委員。

○副委員長 ありがとうございます。

そうしますと、当市でも少なからず望む方がいらっしゃるということが改めて分かりました。こういった助成事業、独自の事業ということで大変ありがたく思っておりますし、また充実というか、さらに考えていただけたらと要望させていただいて終わりたいと思います。ありがとうございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

町田委員。

○4番 町田委員 すみません、幾つかお伺いします。

まず、145ページの建物改修工事請負費ですけども、これは忍小学校の教室の改修だと思うんですけども、内容を教えてください。

それから、159ページ、保健衛生一般管理費の中の159ページの市民フォーラム開催事業交付金、この市民フォーラムの内容をお願いします。

それから、35ページの老人福祉センターの使用料についてお伺いします。これは前回、昨年の当初予算だと、永寿荘が92万5,000円、歳入で使用料が入ってくると読んでいる。今回

は46万円になっています。これはコロナの影響等々であるんだと思うんですけども、これは入っている業者は、ずっと22万円市に払っていると思うんですけども、いわゆる売る場は少なくなった状態でずっと同じ金額なのか、確認だけお願いします。

以上です。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

上野課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

建物改修工事請負費の内容でございますが、忍小学校南校舎の1階東側の教材が置いてある部屋、教材室でございますが、こちらを学童保育室の専用施設として転用させていただくために改修工事を行わせていただきたいというものでございます。

改修の内容といたしましては、まず建築工事と言われるものでございますが、建具の改修、背面ロッカーの改修、下足入れの新設、床ビニールシート張り、塗装改修、ミニキッチン新設、カーテン新設、カーテンにつきましては、学童保育室はお昼寝等がございまして、遮光のカーテンの必要がございまして、カーテンも新設させていただくものでございます。さらに、屋外花壇を撤去、エントランス新設、ひさし、いわゆるサイクルポートの新設、さらに門扉の改修、出入りするための門扉はもともとあるんですけども、非常に老朽化してございまして、今回ちゃんと使い勝手がいいように、こちらも改修させていただこうとするものでございます。

続きまして、電気設備工事でございますが、既にごきます配電盤からの配線の工事、電気温水器などへの電源の供給のための工事、あと電話等の配管の工事、インターホンやセンサーライトの新設などがございます。

最後に、機械設備の工事ですけども、給排水工事、給湯工事、換気設備工事を予定させていただきます。

以上でございます。

○委員長 五十嵐課長。

○健康づくり課長 それでは、159ページ、市民フォーラム開催事業交付金に対するご質疑についてお答え申し上げます。

この市民フォーラムにつきましては、ここ数年コロナ禍で開催がされておきませんが、行田市医師会で開催いただいているものでございまして、その医師会の開催に対する交付金でございます。

内容といたしましては、医師会で市民向けの講演会や無料医療相談などを実施していただきまして、市民の保健衛生の普及に寄与する、さらには市民の健康意識の高揚を図ると、こういうものを目的に、行田市医師会が主催で実施していただいているフォーラムに対して交付金を交付しているというものでございます。

以上でございます。

○委員長 柴崎課長。

○高齢者福祉課長 続きまして、35ページの老人福祉センターの使用料についてお答えいたします。

まず、老人福祉センターの昨年度95万2,000円で、本年度が減っているというところですが、最初の老人福祉センター使用料（永寿荘）となっているところは、そちらは利用者の方の入館料でございますので、本年度の実績を勘案してこちらの46万円の積算をさせていただきました。

なお、売場の話ですので、売店ということでしょうか。

○委員長 町田委員。

○4番 町田委員 売上げが多分コロナの関係で相当減っていると思うんですけども、ここに入っている売店は。その売店が減っている部分でも、要は永寿荘に対して家賃を払っているということだと思ってしまうんですけども、家賃を払っている金額はそのままですかということ。

○委員長 柴崎課長。

○高齢者福祉課長 お答えいたします。

まず、永寿荘の売店ですけども、このコロナ禍において利用者が利用制限ですとか、例えば激減、利用制限等の影響もありまして、利用者がかなり減っているというところもございます。なので、今売店は、今年度はずっと休止しているような状況でございます。ですので、使用料についてはいただいております。結局、売店の責に帰する理由ではございませんので、実際営業しても損失が大きくなるというところで、ここの部分、実際休業している、休止しているということもございますので、本年度については使用料はいただけないというところでございます。

以上でございます。

○委員長 町田委員。

○4番 町田委員 これは令和5年度の当初予算なので、令和5年度に対しては、ではこれは見込みという判断でいいんですか。

○委員長 柴崎課長。

○高齢者福祉課長 令和5年度につきましては、売店再開を見込んで計上させていただいております。

以上です。

○委員長 町田委員。

○4番 町田委員 ありがとうございます。

市民フォーラムについてもう一つだけ伺います。

先ほど、医師会がということをお話し伺って、これはいつからやっているものですか。

○委員長 五十嵐課長。

○健康づくり課長 制度開始につきましては、平成25年度から実施というものでございます。

以上でございます。

○4番 町田委員 以上です。

○委員長 他にございますか。

村田委員。

○2番 村田委員 それでは、私からも4事業ほど、いずれも人員に関わることで、続けて4事業ほど伺いたいと思うんですけれども、まず障害者基幹相談支援事業ですけれども、131ページですね。先ほどの質疑の中で一部分かりましたので、それ以外のことで伺いたんですが、相談体制、この予算では人員は何人張りつく形なのか。あわせて、職種もですね。伺いますと、現在既に生活支援センター、相談支援センターの業務を委託しているようですので、ひょっとするとこちらとの兼務の形もあるのか、その辺の体制について、委託内容、体制について伺いたいのが1つと、行田市内だけではなくて3市域全体の基幹的な相談支援ということですので、その所管するという表現が適切なのか分かりませんが、相談を受ける対象になる相談支援事業所というのは3市の中にどれくらいあるのか、そこも併せてお願いします。

2つ目の事業で伺いたんですが、シルバー人材センター、173ページ、運営費補助事業ですけれども、補助金ですけれども、説明では事務局長の人件費を計上した、こういう説明だったかと思うんですが、現在どういう人員配置なのか。少なくとも今年度はいない状態だと思うんですけれども、どういう体制で今までやられてきたのか、今回、5年度の今なぜ改めてこの人件費、再配置をするための補助をするのか、不都合があったからなのかと思うんですが、こういった事情なのかを伺います。

次、147ページ、保育所施設費で伺います。たしかここが施設事務費の1節の会計年度任用職員が2人増になっている予算ですけれども、これはどちらに配置をされる予定なのか、その増員となる要因、理由についてお伺いします。

次が、151ページの生活保護一般管理費で、ここが一般職給2名増ということのようすけれども、これはワーカーが増えるという予定でいいのか。そうした場合に、ワーカー1人当たりの担当するケースは何人から何人に緩和される見込みになるのか、このところを教えてください。

以上で切ります。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

藤倉課長。

○福祉課長 ご質疑にお答えします。

まず、基幹相談支援センターの相談体制でございますが、人員に関しましては、社会福祉法人共愛会から1名、社会福祉法人幸生会から1名の各1名、合計2名でございます。職種に関しましては、専門的な職種ということで、社会福祉士、または保健師、または精神保健福祉士を想定しています。現在やっているセンターとの兼務でございますが、兼務はございません。

次に、市内だけで計画相談事業所がどれだけあるかということによろしいでしょうか。

○2番 村田委員 はい、ですから相談をするセンターに対する相談を承りますというのがこの基幹相談所の位置づけでしょうから、その相談をする側の事業所数。

○福祉課長 する側の事業所数は、市内では6事業所ございます。3市合わせますと18ございます。

以上でございます。

○委員長 柴崎課長。

○高齢者福祉課長 続きまして、シルバー人材センターの関係でございます。

まず、現在のシルバー人材センターの人員配置でございますが、事務局長1名、事務局次長1名、主査1名、嘱託職員1名の計4名で構成されております。ですので、事務局長自体は配置されているところでございます。

以上でございます。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

まず、どちらに配属になるのかでございますが、持田保育園でございます。2名増でございますが、このうち1名は、正規職員の保育士が育児休業に入るということで、育休代替として配属するものでございます。もう1名は、現在3名の調理員で調理をやっていただいているんですけれども、そのうち1名が体調が不良ということで、週5日の勤務がなかなか大変ということになりましたので、不足する勤務日について、こちらを補うためにもう1名増員して配置するという形でございます。

以上でございます。

○委員長 吉田副参事。

○健康福祉部副参事 151ページの生活保護一般管理費の御質問でございまして、一般職員の人数が増えている件でございますが、人件費につきましては人事課で積算しているところでございます。人事課に確認いたしましたところ、今年度の状況を勘案いたしまして、予算上の措置として増加したものでございます。現時点では職員の増加は見込んだものはないとのことでございます。

ちなみに、現在、福祉課のケースワーカーは9名で対応しておりまして、1月31日現在、765世帯を対応しているところでございます。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 それぞれ答弁ありがとうございました。

シルバー人材センターのところで再質疑ですけれども、私の記憶では、事務局長はいらっしやらなかったかと。今回の増額分は、事務局長の人件費という説明で私、勝手に理解してしまっただけで、増額の分は事務局長の人件費ということではなくて、ほかの要因ということなのか、だとすればどういう要因なのかということで改めて伺いたいと思います。

それと、保育所の関係は明快に分かりました。

生活保護の関係ですが、私、昨日の質疑でも同様の趣旨の、職員の配置の増減で伺って、理解に苦しむところですが、職場では組織内示というのがされていると、予算とほぼ同時期に定数の内示というのはされていると思うんですよ。実際の人事異動でどういう職員の人が、誰が来るかというのは蓋を開けなければ分からないけれども、予算書で予算をつけるということは、人を配置するんですよという前提で、公式にそれを対外的に示しているものではないか、それが予算書じゃないかという理解ですが、今のご説明ですと、この予算書のこの人員のやつは、ただ仮につけただけですよ、そういう予算書って私には理解できなく

て、行田市的な、行田市としての取扱い方が独特にあるんだとすれば、もう少し教えていただきたいんですけども、私には今の答弁では理解に苦しむんですが、これは対外的な公式な、こういう形で、こういう費用で、こういうことをやりますというのが予算書ではないのでしょうか。改めてその点について。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

柴崎課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

まず、シルバー人材センターの事務局長ですけれども、現在配置されております。

増額の要因につきましては、シルバー人材センターの事務局長の人件費を今回補助対象ということで計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員長 吉田副参事。

○健康福祉部副参事 村田委員の職員の増加につきましてご答弁をさせていただきます。

こちらにつきましては、おっしゃるとおりの考え方もございますが、人件費につきましては人事課で積算しておりまして、本年度の職員数の増加を勘案した上で、今後の人事異動等も含めてそのような措置をさせていただいたということでございます。職員の増加については見込んでいないということでございますが、今後、人事異動も踏まえた上での予算措置ということで認識しておりますので、ご理解いただけますよう存じます。

以上です。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。

もう1回確認ですが、シルバー人材センターの関係ですけれども、事務局長は現在も配置されているけれども、令和5年度にはその配置されている事務局長の人件費分を新たに追加的に市から人件費補助を加えて出す、こういう理解でよろしいでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

柴崎課長。

○高齢者福祉課長 令和5年度につきましては、市の補助金、補助対象経費ということで、補助金に事務局長の分を新たに加えて予算計上したところでございます。

以上でございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

野本委員。

○5番 野本委員 まず、2つの事業について質疑させていただきます。

1つは、131ページの、これは1回他の委員の質疑にありましたが、安心生活創造事業の12節安心生活創造事業委託料というところについて、この中で支えあいマップ、それからいきいき・元気サポートの事業ということがありまして、支えあいマップに関しては先ほど質疑がありましたので、いきいき・元気サポートですが、こちらは市民同士がボランティアとして必要な支援を相互に提供し合うということで、いわゆる相互扶助的な取組になるのかと認識しているわけですが、実際に関わっている市民の方、中高年の方ですが、その方は非常にモチベーション高く関わっているんですが、なかなかサポーターといいますか、これに参加してくる人が伸び悩んでいる実情があるという話をよく聞いておりまして、1点目は、実態として、このいきいき・元気サポート事業に参加する市民が実際減ってきているという実態があるのかどうかというのが1つ聞きたい点です。

また、もう1点は、そういう課題があるとしたら、市としてはそれに対してどのように対応していこうと思っているのかというのが2点目になります。

もう1点、続けて、141ページに、こちらはその子育てバージョンというか、ファミリー・サポート・センター事業というのがあります。こちらに関しては、総会員数、それから利用回数も資料にありますので、そちらも見たりすると、会員数は増えたり減ったりという感じで、利用回数も4,000回から5,000回ぐらいのところを推移しているわけですが、こちらに関しても相互扶助の仕組みなわけですが、これに参加をする市民がなかなか増えないとか、そういった課題があったように思っているんですけれども、そのあたり、その後、結構増えてきましたよとか、あるいは、いや、なかなかまだ増えない現状があるとか、そういった課題に対してどのように対応しているのか、そのあたりのことを聞きたいと思います。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 ファミリー・サポート・センター部分についてお答えいたします。

会員の増減でございますが、なかなか増えてはございません。周知につきましては、市報等で行ってはおりますけれども、それで十分かということについては前々から課題になっているところではございますが、どういったところでご案内するのがいいのか、担当としても非常に悩ましく思っているところでございまして、実際この事業そのものは社会福祉協議会に委託させていただいております、社会福祉協議会で第一義的には募集とかをやっているところですが、当然子ども未来課でも人ごとではございません。うちが

委託している事業でございますので、子ども未来課の窓口でも加入の受付等の対応はさせていただいております。比較的、協力ではなくて依頼会員、使いたいというお客様は一定程度毎年対応させていただいているんですけれども、いかんせん協力会員、ボランティアをしていただける方の年齢層となかなか子ども未来課的にはあまり接点がないところがございます。またこちらについては今後とも課題として認識させていただいて、何とか考えていきたい、対応していきたいというところで、大変答弁が整わないですが、ぜひよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長 柴崎課長。

○高齢者福祉課長 いきいき・元気サポーターについては、予算措置上は福祉課の所管部分ですけれども、実際の運営については所管が高齢者福祉課ですので、お答え申し上げます。

まず、サポーターの人数ですけれども、実際にサポーターの数自体は、若干減少傾向というところにはございますが、理由とすると、ここ数年のコロナの影響で、一時期、特にコロナが始まったあたりは活動を制限したりとかそういったものもありましたので、若干減少、ややですけれども、減少しているんですが、人数は登録していればそのままですので、実際の延べの活動人数とかを見ますと、コロナ前と比較すると、活動人数ですとか活動時間が減っているような状況でございます。

活動については、コロナの中でも、まあ一時期は利用を休止していたりしましたが、必要な方は当然いらっしゃいますので、令和5年度についても引き続きこういったものを、サポーターに活躍をいただければと思っております。なおかつ、サポーターが減少傾向の中でどういう対応をするのかというところですが、サポーターについては、主な利用者は高齢者の方ですけれども、高齢者の方を地域で支えるですとか、ちょっとした困り事の対応をするような役割を担っていただいて、非常に意義深い貴重な人材と捉えていますので、こういったサポーター活動の意義を機会を捉えて周知していくことで行っていきたいと思っております。実際の業務自体は社会福祉協議会が行っている委託ということにはなるんですが、市も社協と協力しながら、サポーターの人員の確保ですとか人数の拡大、利用者の拡大を含めて、社会福祉協議会と協議しながら対応を考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長 野本委員。

○5番 野本委員 ありがとうございます。

実際にこの2つの事業は、実は結構ほかの市町村の議員とかから、行田市はこういうのがあって素晴らしいということを聞いたりもするんです。ただ、私としては、なかなかその実情は厳しいと。課題が、とにかくサポーターとして積極的に担い手になってくれる人がなかなか集まらない課題があるということで結構お返しするんですが、描いているイメージは素晴らしい制度だと思うので、要望ですけれども、ぜひこういった制度を生かせるように取り組んでいただければと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○委員長 一度休憩を取らせていただきます。

暫時休憩といたします。

午後 1時 58分 休憩

午後 2時 09分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第7号の質疑続行

○委員長 引き続き質疑を続行させていただきます。

質疑のある方は挙手願います。

田中委員。

○副委員長 ありがとうございます。

概要のほうが分かりやすいのかと思ひまして、こちらの26ページの新規事業、産後ケア訪問事業についてお伺いいたします。

こちらも予算措置が21万円ということになっているわけですが、新しい事業ですので期待もしている、本当に今までのご相談体制はあったかと思ひますし、そこにもう一重深めた対応ということで、寄り添った、本会議でも一緒におむつを換えていただいたりですとか、より具体的な支援と認識しております。

そこでお伺いするんですが、今までの経験値とかそういったもので、どれぐらいの産婦を想定してこの予算措置かというところ、積算根拠というか、そこを教えていただけたらと思ひます。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

五十嵐課長。

○健康づくり課長 それでは、お答えいたします。

まず、この産後ケア訪問事業の委託料でございますが、専門職、助産師に対する委託料の積算ということで、単価7,500円を4人分、これらの方が7回ということでの21万円の積算というものでございます。

この訪問事業委託料の積算というよりも、どのぐらいの利用を想定されているかというようなご質疑でございますが、令和3年度の出生数が355件でございました。このうちの1%、4人ぐらいですけれども、約4人が限度回数7回利用したことを想定した積算でございます。

他市の先進市、他市の状況ということでございますが、もう既に事業を始めている近隣で申し上げますと、例えば羽生市であれば、利用実績6人、延べ13回、加須市であれば6人、延べ19回、または鴻巣市であれば、4人、延べ4回と、こういった3年度の実績を近隣では伺っております。

以上でございます。

○委員長 田中委員。

○副委員長 分かりました。

何か抱えているものがあって、支援を受けられるご家族とか、親御さんですとか、そういった方が支援を受けられなくて、そういった方に寄り添う支援だと認識していますので、4人というところで少ないのかとも思いながらも、近隣市の状況を把握しながら算定したということですので、分かりました。この新規事業がうまくいくことを願っております。ありがとうございます。

○委員長 他にございますか。

村田委員。

○2番 村田委員 私からは3つ伺いたいと思います。

まず、1つ目ですが、予算書の153ページの生活困窮者支援費の19節の住居確保給付金ですけれども、これは今年度と比べておよそ350万円ですか、減になっているんですけれども、恐らく実績に基づいての積算かと考えるんですが、今年度の状況、積算根拠といいますか、今年度の状況について伺いたいと思います。

2点目、2つ目ですけれども、不妊検査・治療費助成事業、予算書161ページ、概要ですと26ページですか。それで、先ほど混合診療の壁のことも出ましたので、そこと重ならないように私の疑問点を伺いたいと思うんですけれども、市が独自に引き続き助成する検査・治療というのはどういうものなのかというのが伺いたいことですので、それで図式的に言

いますと、A治療、B治療、C治療と幾つかある。その中で、A治療は保険適用になった。したがって、次年度からは助成の対象からは外します。その代わり、別の方法、治療方法、B治療、C治療、D治療、これらについては助成をしますという単純なこういう考え方なのか、あるいは混合治療の壁に関わってで言いますと、図式的な言い方ですけれども、A治療については保険対象になったけれども、A治療に引き続いて行う先進的な治療部分、しかし厚生労働省ではこれを先進的な治療と認めないで、このA治療と先進的な治療を受けると、混合診療ということで全部が保険適用から外されてしまう、これが混合診療の壁ということだと思うんですが、こういう事態になったときにも市はこのAとその上の部分、上乘せ部分と言ったらいいのか、そういう治療まで助成しますよということなのか、上の部分だけ国は先進的な治療と認めないけれども、市が独自に上の部分についても補助対象と、助成をしますよという、そういうところまでカバーしているのか、この辺の保険治療との適用関係と申しますか、そのところを専門的な表現じゃなくて結構です、素人的に理解できるような言い方で結構ですので、ご説明をいただきたい。

3つ目、最後ですけれども、産後ケア訪問事業、161ページですね、これの予算書の一番上に委託料で219万円とありますが、このうちの21万円分が産後ケア訪問事業、こういうことでいいのかと思うんですが、それは確認です。

それで、伺いたいのは、まずこの妊産婦乳幼児相談業務委託料もそうですが、産後ケア訪問事業もそうですが、委託先はどちらになるのか、1点。それから、訪問先の選定ですね。妊産婦のほうの事業は全家庭訪問ですけれども、産後ケア訪問事業のほうの選定はどのようにすることになるのか。例えば、難病ですとか、県の保健所の保健師の訪問事業があったり、あるいは市の保健師の保健活動で訪問事業というのを現在も行われているのではないかと思います。そうした既存の事業、このすみ分けというんでしょうか、連携というんでしょうか、分担、これはどのようになるのか。

それで、この産後ケア訪問事業を行って、この事業と市のほかの母子保健事業との連携というのはどのようにつながっていくのか、いろいろあるかもしれませんが、例示的にお示しいただければと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

吉田副参事。

○健康福祉部副参事 153ページの生活困窮者支援費、住居確保給付金についてお答えいたします。

住居確保につきましては、減額した上での計上となっております。

今年度の状況について申し上げます。令和5年1月31日現在、15世帯の方が対象になっておりまして、181万6,700円を支給しているところでございます。

なお、この住居確保金につきましては、離職等によって経済的に困窮している場合でございまして、今住んでいる、主に集合住宅やアパートですけれども、住居を失うおそれがあるという方に対する給付金でございます。実績と、あとは令和4年度申請を勘案しまして、この額を計上させていただきました。

以上でございます。

○委員長 五十嵐課長。

○健康づくり課長 それでは、村田委員のご質疑に順次お答えさせていただきます。

まず、今回の不妊治療の保険適用の部分、前提というところでございますが、体外受精など基本治療は全て保険適用となっております。具体的に申し上げますと、有効性、安全性が確認されている治療の中で、一般不妊治療では聞いたことがある方もいらっしゃるかもしれませんが、タイミング法や人工授精、こういったものが保険適用です。そして、さらに生殖補助医療では、体外受精、顕微授精、顕微授精をいたしますと胚移植という移植に至るまで、そういったものが保険適用になっております。さらに、生殖補助医療のうち、例えば先進的な医療機関で加えて実施されているオプション的な治療ですね、こういったものも保険適用されているもの、さらに先ほど委員からも言われました先進医療、この中でも保険適用と併用できるものがあるということでございます。

そういった大部分の治療が保険適用になったというところではございまして、それでは委員からの質疑のように、市が独自に助成する対象の検査や治療があるのかということですが、そういったものは一切ございません。ですから、この独自という部分に関しましては、県がこれまで補助制度をつくって、その上乗せ的な助成事業として市として行っていたものでございますが、県が制度廃止いたしましても、保険適用をきっかけとして制度廃止いたしましても、本市につきましては独自で補助をしていこうというものでございます。

そして、さらに保険適用外の治療を併用することによって、保険適用内の治療をしたとしても、全てが保険適用外になってしまうというふうなお話でございますが、今回、本市で独自の制度として創設したのが2種類ございまして、1つは35歳までの早期の不妊治療に係るもので、早期不妊治療費助成事業です。もう一つが、保険適用外の不妊治療費助成事業ということで、保険適用外の不妊治療となってしまったものにつきましても、今回、私どもの保

除適用外不妊治療費助成事業で、10万円を限度に1回というものではございますが、支援を今後も継続させていただくというようにしたものでございます。

次が、産後ケアの関係でございますが、妊産婦乳幼児相談業務委託料219万円のうちの21万円が産後ケア訪問事業費ということかという質疑でございますが、そのとおり、21万円が産後ケア訪問事業に係る経費となっております。

ちなみに、その差額であります198万円につきましては、その差額は乳児産婦訪問指導委託料と、そういった事業で、生後4カ月までの乳児がいる全ての家庭を助産師といった専門職が訪問する赤ちゃん訪問事業、こういった事業の委託料というものでございます。

さらに、この産後ケアの委託先というようなことでございますが、個々の助産師と委託契約をさせていただくということで考えております。

もう一つが、訪問先の選定というようなことでございますが、これは我々で訪問先を選定するというよりも、これはふだんの保健師、助産師が行う相談支援事業と違いまして、直接サービスを提供させていただくというものでございますので、利用を希望する方からの申請に基づくものになります。

あとは、保健師の訪問活動とのすみ分けということでございますが、産後ケア訪問事業につきましては、利用を希望する方に対して助産師が、赤ちゃんのお世話であったり、母親の乳房ケアであったりと、そういった直接的な支援を専門的な見地から直接提供するものでございます。

一方、保健師の訪問活動につきましては、対象者やそのご家族の生活状況を把握し、その対象者やご家族が生活の場で健康的な行動が主体的に取れるように、必要な相談や助言、指導サービス、こういった調整などを行うことを目的に実施しているというものでございまして、あくまでも産後ケアにつきましては、専門的なケアを直接的に提供するというものになっております。

あとは、他の母子保健事業との連携というようなことでございまして、この産後ケア事業につきましては、子育て包括支援センターが実施する妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の中の新たなメニューということで位置づけております。既存の母子保健事業と合わせて、安心・安全な育児が行えるように連携して実施していくものでございます。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。大変分かりやすいご説明ありがとうございました。

その上で、それぞれ1点ずつ再質疑したいんですけれども、不妊検査・治療費助成事業ですが、そうすると、分かりやすく言ってしまうと、市がやる早期不妊治療、これも保険適用外の事業で市が助成するんだと。もう一つの保険適用外は文字どおり。早期治療のところの位置づけが不明だったものですから、もう一度そのところをご説明いただきたいのと、もう一つは産後ケア訪問事業ですけれども、よく分かりました。ただ、もう一度聞きたいのは、委託する場合、個々の助産師との契約と答弁いただいたんですけれども、大変だと思うし、団体とかがあるわけですし、それぞれの助産師と契約になりますと、活動できる時間帯とか、もろもろ条件が違ったりと思うと、本当にそれでできるんですかという、素朴に思ってしまうんですが、もう少しその辺の状況というんですか、こういうふうにやるから大丈夫ですというところを教えてください。

○委員長 五十嵐課長。

○健康づくり課長 まず、不妊治療についてでございますが、答弁が足りなくて申し訳ございません。早期不妊治療につきましては、保険適用のみの方に限定しております。早期不妊治療というのは、35歳、保険適用のみの治療に対して。それで、年齢制限を設けない部分につきまして、保険適用外の助成制度になっております。早期の治療を促すという意味で、35歳未満の方、これは保険適用内というところで制度は設計しております。

それと、産後ケア事業でございますが、委託の助産師の人材確保的なお話でございますけれども、現在、地域包括支援センターの中でも助産師も専門職ということでお願いしております。そういった中で、ふだんから健康づくり課で持っている助産師がおりますので、そういった方々と委託のご相談をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

野本委員。

○5番 野本委員 141ページですね。こちらのところで何点かまとめてさせていただきます。

1つが、子どもの居場所づくり事業補助金ということで、これまでの、昨年度まで60万円だったと思いますので、拡充できたということで、ずっと私も求めていたことだったので、これはありがたいと思っております。なので、多分1団体当たりの幾らまでが上限で、掛ける何月分かという算出をしていると思いますので、そのあたりの詳細を教えてください。

それから、保育対策総合支援事業費補助金の説明の中で、医療的ケア児の受入れというも

のもご説明にあったかと思うんですが、今、行田市においてこの医療的ケア児の受入れというのがどれくらい進んでいるのかというところについて分ければ教えてください。

それから、最後に、これはその下に母子家庭自立支援教育訓練給付金と、それから母子家庭高等職業訓練促進給付金というのがあって、内容というよりはこの名称ですけれども、説明の中でもわざわざ母子及び父子という言葉遣いをされていたので、いや、だったら母子じゃなくてひとり親家庭とすればいいんじゃないのかと思ったもので、これはなぜそういうふうにしていないのかというところも併せてお聞きします。

以上です。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 順次お答えいたします。

まず、1点目の子どもの居場所づくり事業補助金の件でございますが、こちらは1万円を18回で7団体を見込んだものでございます。

続きまして、保育対策の医療的ケア児の受入れ状況でございますが、現在のところゼロでございまして、来年度、医療的ケアが必要なお子さんの入所の申請等が、ご相談が実はございまして、これに対応できるところがないかということで、いろいろ担当がかけ合ったところ、1施設、看護師を配置して対応しますと、受け入れ体制を整えますというところがありましたというか、調整がつきまして、そちらに対してこちらの医療的ケア児に対する補助を行いつつ、来年度、受入れを進めていくというところで、今回これを含めた額で予算計上させていただいたところでございます。

3番目の母子家庭等の名称でございますが、こちらは国の補償制度を利用しておりまして、そちらの名称を使っているところでございまして、委員ご指摘の点はよく分かるところではございますが、名称的にずらしてしまいますと、何の国の制度を使っているか分かりづらくなるというところで、現状のところはこのような名称で対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長 野本委員。

○5番 野本委員 ありがとうございます。

医療的ケア児につきましては、受入れが何とか1園対応してくださるところが見つかったということで、非常によかったなと思います。

それから、母子の名称もよく分かりました。

居場所づくり事業に関しては、これまで積算するときに、大体が12カ月分の積算だったと思うんですけども、18回というのは何か、どういうあれなんでしょうか。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 期待的なところも含めまして、新型コロナウイルス感染症の感染区分も変わって、これから人々の動きが活発になってくる、そんな中で、今までなかなか皆さん子どもの居場所づくりをやっていただいている皆様方もなかなかご苦労されているということはこちらも承知しておったところですが、来年度は動きが活発になるのではないかと。しかも、メニューとしても、配布だけでもいいですよということで加えさせていただきましたので、そういった意味ではやりやすくなるというような認識でございまして、より活発に活動していただいたときに対応できるように、今回1.5倍といいますか、回数を1団体当たり多く出せるように積算させていただいたところでございますので、ぜひ活発な活動が起こることを期待しているところでございます。

以上でございます。

○委員長 野本委員。

○5番 野本委員 分かりました。そういった点は非常にありがたいと、よかったなと思っております。

これは非常にありがたいと思っている一方で、それに一言だけ付け加えさせていただきたいのは、重々ご承知のことだと思いますが、昨年度、それからそのさらに昨年度、2年間は親子の食サポート事業というのも補正でもって上げて、あれが6月補正で通ったあとは、月2万円掛ける8カ月間だったわけですね。今回、そういった配布、配食の部分がこちらに拡充されているということだと思うんですけども、そう考えると、今年度、それから昨年度にあったその月2万円掛ける8カ月、これが16万円なわけですけども、それがこっちに拡充というのを考えた場合には少し少なく感じるなど、そういう印象もあるということをつけ加えさせていただいて、ただ、拡充していただいてありがとうございますと思います。ありがとうございます。

以上です。

○委員長 他に質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

以上をもって、議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算中、当委員会所管部分について

て、全ての部署の質疑を終了いたしました。

△議案第7号の討論

○委員長 続いて、議案第7号についての討論及び採決を行います。

討論のある方は挙手を願います。

討論の申し出がありますので、発言を許します。

2番、村田委員。

○2番 村田委員 私からは、反対の立場での討論を行います。

2日にわたって審議させていただきましたけれども、内容を見ますと、地域共生社会推進事業の先駆的な事業、そうした取組、あるいは産後ケア訪問事業、不妊検査・治療費助成事業など、事業の充実、あるいは市の独自の給付事業について評価できるものも多々あるわけですが、一方で、国民健康保険ですとか介護保険、こちらの各特会への市独自の支援のための一般会計繰り出しが即している市民の命と暮らしを守る予算としては、なお不十分であるというところから、反対の討論とします。

○委員長 これをもって討論を終結いたします。

△議案第7号の採決

○委員長 次に、採決いたします。

議案第7号 令和5年度行田市一般会計予算中、当委員会所管部分については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決するに決しました。

以上で、当委員会に付託されておりました案件の審査を終了いたします。

なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましては、ご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、委員長報告の読み合わせについては、最終日、16日の午前8時30分から第2委員会室で行いますので、委員各位は時間までにご参集願います。

△閉会の宣告

○委員長 以上をもって、健康福祉常任委員会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

午後 2時 41分 閉会

行田市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定によりここに署名する。

健康福祉常任委員会委員長 梁 瀬 里 司